

紫 波 町 立 地 適 正 化 計 画 (案)

令和 6 年 10 月

岩手県 紫波町

目次

序 章	立地適正化計画の概要	1
1	立地適正化計画制度の背景	1
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	3
4	計画の対象区域	4
第 1 章	上位・関連計画	5
1	関連する計画や他部局の関係施策等の整理	5
第 2 章	都市が抱える課題の分析	35
1	現況把握	35
2	都市構造の評価	96
3	住民の意向	110
4	現状と将来見通しの整理	112
第 3 章	立地適正化に関する基本的な方針	114
1	立地適正化計画の目指すべき都市像	114
2	課題の抽出	114
3	まちづくりの方針（ターゲット）	115
4	施策・誘導方針（ストーリー）の検討	115
5	目指すべき都市の骨格構造の検討	118
第 4 章	居住誘導区域の設定	120
1	居住誘導区域の検討	120
2	居住誘導区域の設定	122
3	居住誘導区域に関する届出制度	138
第 5 章	都市機能誘導区域・誘導施設の設定	139
1	都市機能誘導区域の検討	139
2	都市機能誘導区域の設定	140
3	誘導施設の検討	148
4	誘導施設の設定	150
5	都市機能誘導区域に関する届出制度	151
第 6 章	誘導施策	152
1	都市機能誘導の関連施策	152
2	居住誘導の関連施策	152
第 7 章	防災指針	153
1	防災指針の概要	153
2	災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出	154
3	取組方針の検討	172
4	スケジュールの検討	174
5	防災指針を踏まえた誘導区域の修正	175

第 8 章	定量的な目標値等	177
1	計画の評価	177
2	目標値の設定	178

序 章 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画制度の背景

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。さらに、近年の水災害の頻発・激甚化等を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心な社会づくりが強く求められています。加えて、人口減少・高齢者の増加という人口動態の変化が、大都市、地方都市を問わず、社会資本の老朽化を急速に進展させています。厳しい財政制約の下で、老朽化への対応も併せて求められています。

このような中で、高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保することで、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面での持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりを推進すること等が求められています。このためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要です。

具体的には、まず人口が減少する地方都市においては、

- ・ 医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるようにすること
- ・ その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、災害リスクの低い一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにすること
- ・ 災害ハザードエリアにおける開発規制及び移転の促進、災害リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導、避難路・避難場所の整備等を組み合わせて、より安全な居住の確保を図ること
- ・ 拠点へのアクセス及び拠点間のアクセスを確保するなど、公共交通等の充実を図ること
- ・ 拠点の周辺部にあっては、更なる市街化を抑止しつつ、多様なライフスタイルに対応したゆとりある都市生活の場等として地域づくりを進めること

について、一体的に実施し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活サービスにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進することが必要です。

このような都市ごとの特性に応じてコンパクトなまちづくりを進めることにより、高齢者にとっては、自然と外出してまちを歩くようになるなど、健康な生活を送るとともに社会的にも隔離されない状況となります。また、女性にとっても、子育て施設が身近にあるなど安心して子供を生み育てることができる環境となることで、社会参画しやすくなると考えられます。このようにしてすべての住民が安心して住み続けることに幸せを感じることができる都市の実現が図られます。

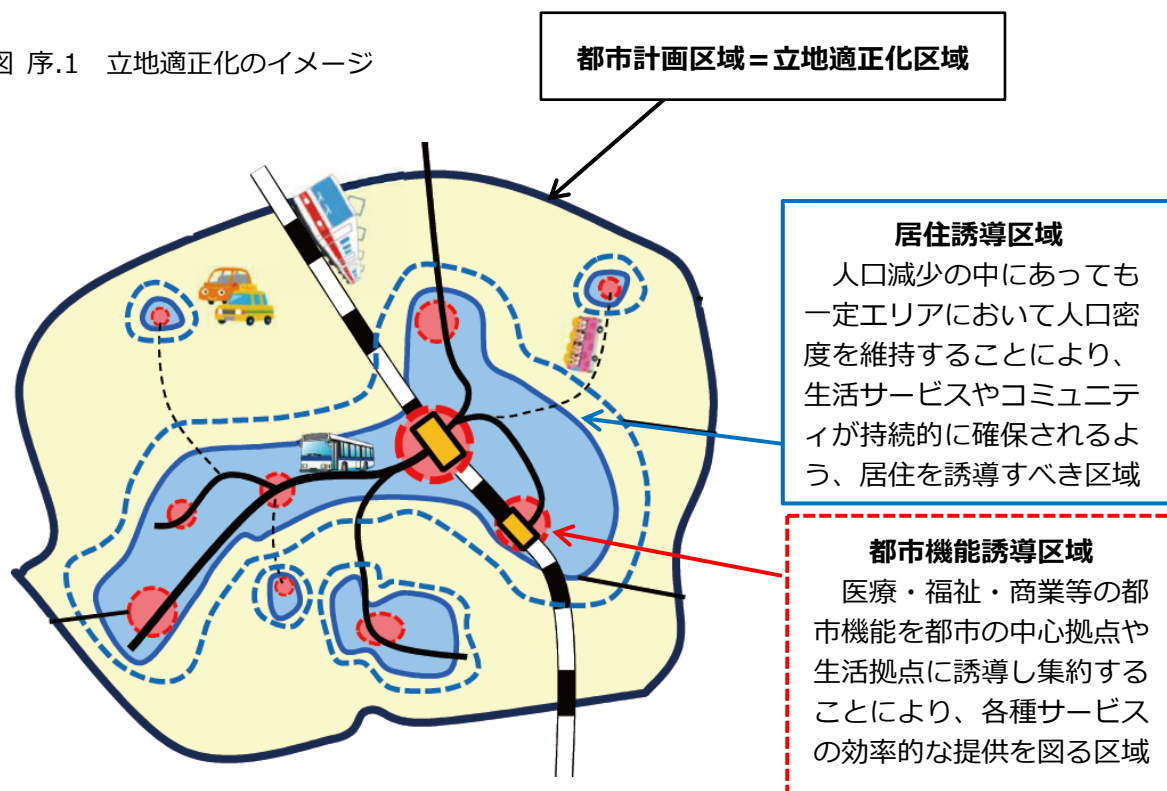
このように安全・安心かつ快適に生活できる都市となることは、経済的な効果を生み出します。すなわち、都市の魅力が向上することにより、若年層や女性を初めとした従業員の確保も容易になり、企業誘致の円滑化にも資することになります。また、高齢者の外出機会が増加することによって小売業・飲食業などへの消費が増加するなど、生活サービスがビジネスとして成り立ちやすい環境となります。さらに、コンパクトな都市において居住者やビジネスパーソン同士のコンタクトが活発になることにより、異業種間のシナジーが生まれ、新たなイノベーションが創出されることも期待されます。このようなビジネス

が活発になることにより、住民が自らの住む地域で生活サービスを購入するようになると、地域内での賃金循環の活性化や生産性の向上にも繋がると考えられます。

また、コンパクトなまちづくりを進めることは財政面での持続可能性の向上、ひいては持続可能な都市経営の推進に寄与することになります。すなわち、一定のエリアに居住を誘導することにより、人口が減少する中においても当該エリアでの地価が維持され、ひいては固定資産税収が維持されることにも繋がります。歳出面で見れば、適切なサービス水準を維持しつつ、公共施設等の再配置を進めることで、その維持管理・更新時の縮減も可能となります。さらには、住民が健康な生活を少しでも長く楽しめるようにまちづくりに取り組むことにより、健康増進を図ることが可能です。

そのような考え方のもと、国では、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法（平成 14（2002）年法律第 22 号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となって、「コンパクトなまちづくり」を推進するために、居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定める「立地適正化計画制度」が創設されました。

図 序.1 立地適正化のイメージ

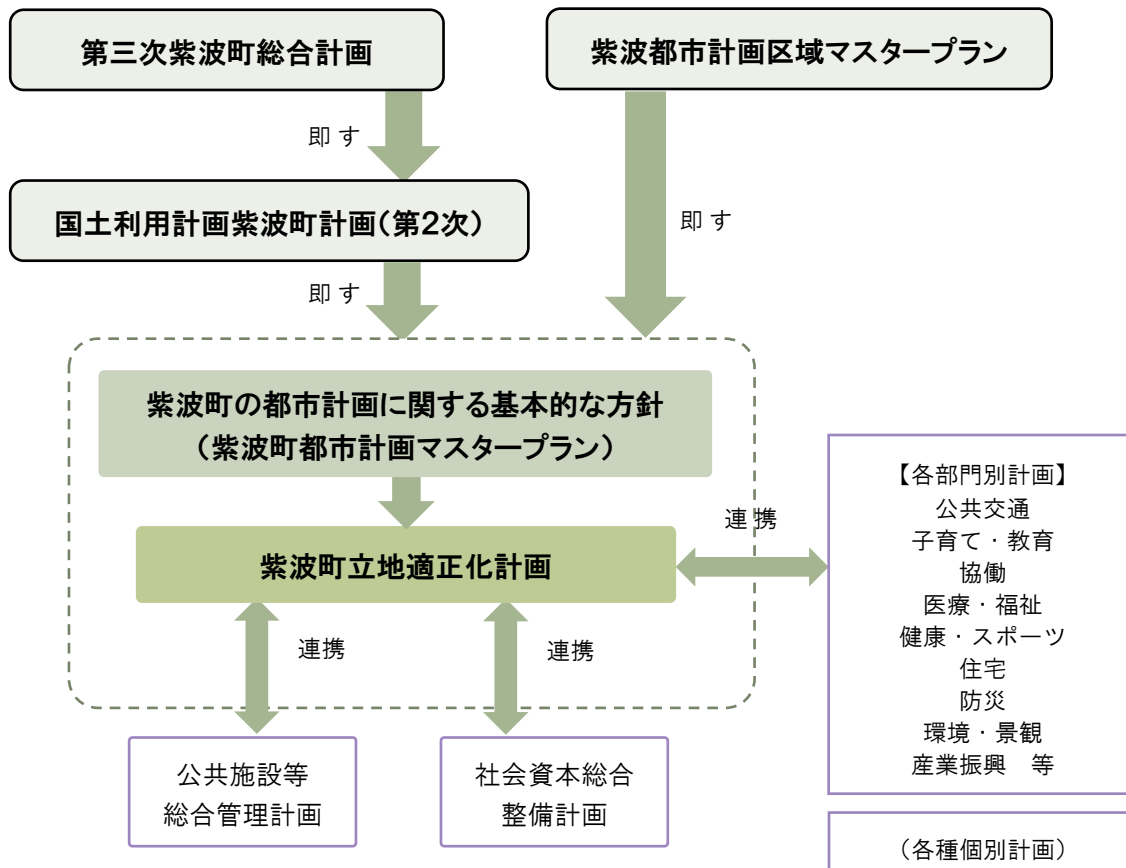


2 計画の位置付け

紫波町立地適正化計画は、「第三次紫波町総合計画」を基本とし、「国土利用計画紫波町計画（第2次）」及び「紫波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（紫波都市計画区域マスタープラン）」の内容に即し、「紫波町の都市計画に関する基本的な方針（紫波町都市計画マスタープラン）」に包括した位置づけのもとで、目指すべき将来都市像の実現を目指します。

また、その他関連計画との連携を図ることで、具体的な施策を展開します。

図 序.2 立地適正化計画の位置付け



3 計画期間

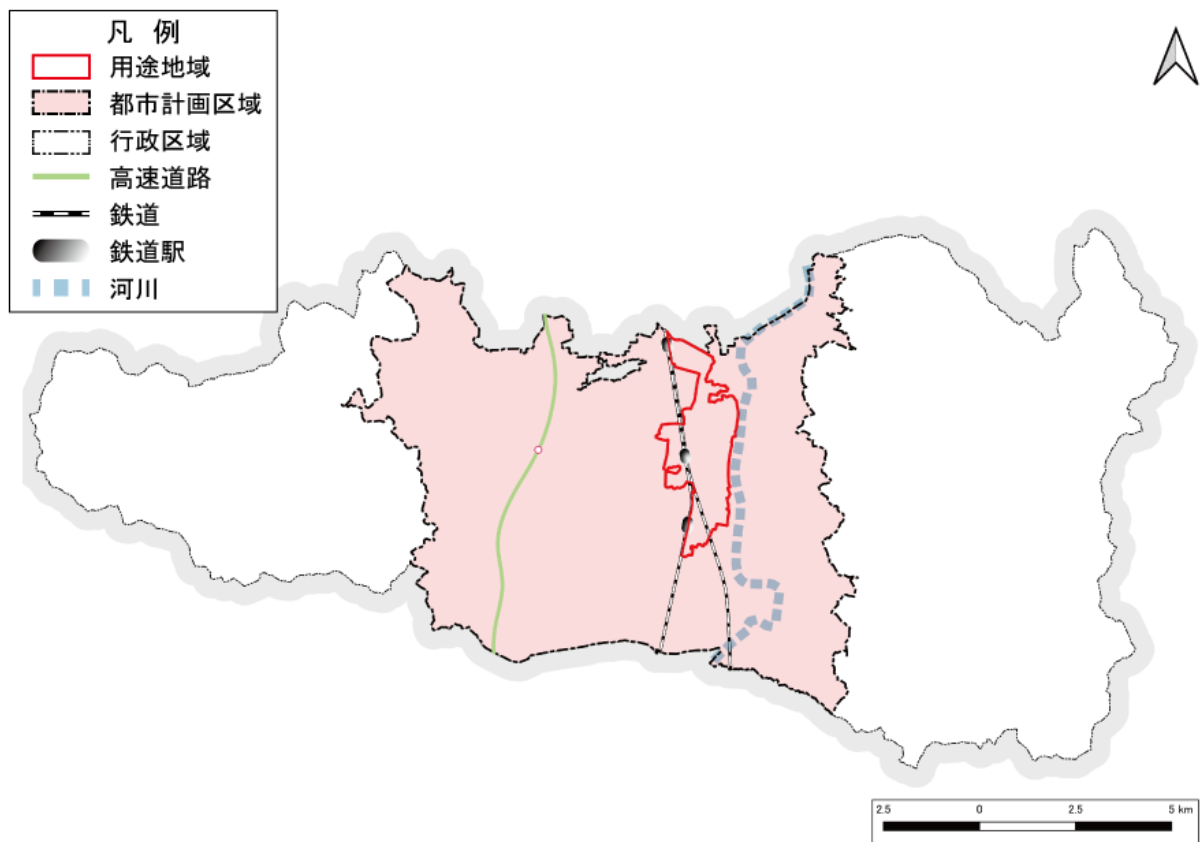
立地適正化計画は、集約型の都市づくりを誘導することにより、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することを目的とする計画のため、中長期的な視点に立ち、20年という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の誘導を図ります。

また、概ね5年毎に、施策の実施状況の調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象区域

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき、次に示す都市計画区域を計画区域とします。

図 序.3 立地適正化の計画区域



資料：令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査より作成

第 1 章 上位・関連計画

1 関連する計画や他部局の関係施策等の整理

本町の都市計画関連の制定または改定の内容及び目的を整理します。

表 1.1 上位・関連計画一覧

上位・関連計画		策定年月
国の 計画	(1) 第三次国土形成計画（全国計画）	令和 5（2023）年 7 月
	(2) 第六次国土利用計画（全国計画）	令和 5（2023）年 7 月
	(3) 国土のグランドデザイン 2050～対流促進型 国土の形成～	平成 26（2014）年 7 月
県の 計画	(4) 岩手県都市計画ビジョン	令和 3（2021）年 9 月
	(5) 第五次国土利用計画岩手県計画	平成 28（2016）年 7 月
	(6) 紫波都市計画 都市計画区域の整備、開発及 び保全の方針（紫波都市計画区域マスタープ ラン）	平成 16（2004）年 5 月
町の 計画	(7) 第三次紫波町総合計画	令和 2（2020）年 3 月
	(8) 国土利用計画 紫波町計画（第 2 次）	令和 5（2023）年 3 月
	(9) 紫波町都市計画マスタープラン（紫波町の都 市計画に関する基本的な方針）	平成 25（2013）年 9 月改定
	(10) 紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	平成 28（2016）年 2 月
	(11) 紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 4（2022）年 6 月改訂
	(12) 紫波町公民連携基本計画－公共施設整備と町 有地の有効活用－	平成 21（2009）年 2 月
	(13) 紫波町公共施設等総合管理計画	平成 29（2017）年 3 月
	(14) 第 2 期紫波町空家等対策計画	令和 4（2022）年 12 月
	(15) 第三次元気はつらつ紫波計画（健康増進計画）	令和 4（2022）年 3 月
	(16) 紫波町地域公共交通計画	令和 6（2024）年 3 月
	(17) 第 2 次紫波町国土強靱化地域計画	令和 6（2024）年 3 月
	(18) 紫波町地域防災計画	令和 3（2021）年 2 月改定
	(19) 紫波町環境・循環基本計画	令和 3（2021）年 3 月
	(20) 紫波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和 6（2024）年 3 月
	(21) 第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画	令和 2（2020）年 3 月

(1) 第三次国土形成計画（全国計画）

策定年次	令和5（2023）年7月
計画期間	令和32（2050）年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間
目指す国土の姿	新時代に地域力をつなぐ国土～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～
国土づくりの基本的方向性	（1）デジタルとリアルとの融合による活力ある国土づくり～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～ （2）巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり～災害等に屈しないしなやかで強い国土～ （3）世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり～森の国、海の国、文化の国～
国土づくりの戦略的視点	（1）民の力を最大限発揮する官民連携 （2）デジタルの徹底活用 （3）生活者・利用者の利便の最適化 （4）縦割りの打破（分野の垣根を越えた横串の発想）
国土構造の基本構想	（1）シームレスな拠点連結型国土 （2）重層的な国土構造における地域整備の方向性 （3）広域的な機能の分散と連結強化 ①中核中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成 ②リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化 （4）持続可能な生活圏の再構築 ①生活に身近な地域コミュニティの再生（小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生） ②地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成 （5）東京一極集中の是正 （6）東日本大震災等の被災地のより良い復興、福島復興・再生
国土の刷新に向けた重点テーマ	○国土の刷新に向けた重点テーマ ・デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 ・持続可能な産業への構造転換 ・グリーン国土の創造 ・人口減少下の国土利用・管理 ○横断的な重点テーマ ・地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化 ・地域を支える人材の確保・育成
分野別施策の基本的方向	①地域の整備（コンパクト＋ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等） ②産業（国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等） ③文化・スポーツ及び観光（文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等）

	④交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化 ⑤防災・減災、国土強靱化 ⑥国土資源及び海域の利用と保全（農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等） ⑦環境保全及び景観形成
--	--

（２）第六次国土利用計画（全国計画）

策定年次	令和 5（2023）年 7 月
目標年次	令和 15（2033）年（計画の基準年次は令和 2（2020）年）
国土の利用に関する基本構想	（１）国土利用の基本方針 ①国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 ・人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退 ・大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応 ・自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応 ②国土利用の基本方針 未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、①で示した国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、次に示す方針により、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指します。 ・地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理 ・土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理 ・健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理 ・国土利用・管理 DX ・多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理 ③国土形成計画との連携 ④東日本大震災の被災地の土地利用 （２）地域類型別の国土利用の基本方向 国土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけではなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の国土利用の方向性を示します。なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するのではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要です。 （３）利用区分別の国土利用の基本方向 農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他（公用・公共用施設の用地、低未利用地等）、沿岸域の各利用区分別の国土利用の基本方向を示します。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理が実現できるよう調整を図る必要があります。

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	表 1.2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：万ha, %)				
		令和2年	令和15年	構 成 比	
				2年	15年
	農 地	437	414 ^{※1}	11.6	11.0
	森 林	2,503	2,510	66.2	66.4
	原 野 等	31	31	0.8	0.8
	水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
	道 路	142	147	3.7	3.9
	宅 地	197	198	5.2	5.2
	住 宅 地	120	119	3.2	3.2
	工業用地	16	17	0.4	0.5
	その他の宅地	61	61	1.6	1.6
	そ の 他	334	344	8.8	9.1
	合 計	3,780	3,780	100.0	100.0
必要な措置の概要	注（１）令和２（2020）年の地目別区分は、国土交通省調べによる。				
	（２）道路は、一般道路並びに農道及び林道である。				
	※1 農地面積については、国土の利用に関して、国土利用計画を基本とする食料・農業・農村基本計画でその見通しが示されているところ。この数値は、食料・農業・農村基本計画（令和２（2020）年３月３１日閣議決定）における令和１2(2030)年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しが変更された場合、その令和１5(2033)年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。				
	（１）土地利用関連法制等の適切な運用				
	（２）土地の有効利用・転換の適正化				
	（３）国土の保全と安全性の確保				
	（４）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保				
	（５）持続可能な国土管理				
基本的な考え方	（６）多様な主体による国土利用・管理の推進				
	（７）国土に関する調査の推進				
	（８）計画の効果的な推進				

（３）国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～

策定年次	平成 26（2014）年 7 月
目標年次	2050 年を見据え、国土づくりの理念や考え方を示します
目指すべき国土の姿	・地球表面の実物空間「２次元的空间」と知識・情報空間が融合した、いわば「３次元的空间」 ・数多くの小さな対流が創発を生み出し、大きな対流へとつながっていく、「対流促進型国土」
基本的な考え方	（１）コンパクト＋ネットワーク ①質の高いサービスを効率的に提供 ・人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠 ・しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小

基本的な考え方	・このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保 ②新たな価値創造 ・人、モノ、情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出 →コンパクト+ネットワークにより、国全体の「生産性」を高める国土構造 (2) 多様性と連携による国土・地域づくり ①各地域が「多様性」を再構築し、自らの資源に磨きをかける ②複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進 (3) 人と国土の新たなかわり ①多様性を支えるふるさと ②単一のベクトル（評価軸）から2つのベクトルへ ③新しい「協働」 ④女性の社会参画 ⑤高齢者の社会参画 ⑥コミュニティの再構築 (4) 世界の中の日本 ・グローバル化の中で日本が存在感を高めるには、日本独自の価値を磨いて、世界の人々に多面的な価値を提供できる場とする (5) 災害への粘り強くしなやかな対応 ・国民の生命、財産を守ることが最優先。一方で、災害に対する安全の確保はグローバル社会における我が国経済とその信用力の基盤 ・災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくり (6) 国土づくりの理念 ・多様性（ダイバーシティ） ・連携（コネクティビティ） ・災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）
基本戦略	(1) 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 (2) 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり (3) スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 (4) 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 (5) 国の光を觀せる観光立国の実現 (6) 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 (7) 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 (8) 美しく、災害に強い国土 (9) インフラを賢く使う (10) 民間活力や技術革新を取り込む社会 (11) 国土・地域の担い手づくり (12) 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応

(4) 岩手県都市計画ビジョン

策定年次	令和3（2021）年9月
計画期間	長期的なビジョンの位置づけであり、計画期間は定めませんが、おおむね20年後を見据えた内容とします。
基本理念 (将来都市像)	(1) 安心して快適に暮らせる都市 (2) 交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市

	(3) 美しい自然と街並みを生かした魅力ある都市
都市づくりの 基本方針	①利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり ②産業と交流を支える地域ストックを生かした都市づくり ③環境と共生する都市づくり
都市計画制度 の運用方針	(1) 土地利用 ①都市計画区域 ・都市と自然環境が調和した土地利用が行われるよう、都市計画区域を適切に指定します。 ②区域区分等 ・機能的な土地利用を図り、コンパクトで活力あるまちづくりを進めるため、区域区分制度を適切に運用します。 ③市街化区域、用途地域 ・都市のにぎわいをつくり、安全・安心に暮らしていくための居住環境が確保されるよう、用途地域等の指定や地区計画等の活用などを適切に運用します。 ④市街化調整区域、用途白地地域 ・市街化を抑制しながら、既存集落の持続や産業動向への対応など地域の実情に応じた土地利用を図ります。 (2) 都市施設 ・都市で暮らす人々の利便性の向上や都市空間の機能や魅力の向上に資する都市施設の整備を推進します。 (3) 市街地開発事業等 ・都市を再生し、暮らしやすさを高め、良好な住環境を創出する市街地開発事業等を推進します。 (4) 自然環境等の保全と活用 ・本県の豊かな自然環境や都市の歴史・文化を感じられるまちづくりを推進します。 (5) 災害に備えた安全で安心なまちづくり ・津波や洪水、土砂災害など、将来起こり得る様々な自然災害に備え、安全で安心なまちづくりを推進します。 (6) 多様な主体と連携したまちづくり ・県と市町村が相互に協力・連携し、まちづくりの課題に適切に対応していきます。 ・住民やNPOとの協働によるまちづくりを展開します。 ・民間事業者が主体となったまちづくりを推進します。

(5) 第五次国土利用計画岩手県計画

策定年次	平成 28 (2016) 年 7 月
目標年次	令和 7 (2025) 年 (計画の基準年次は平成 25 (2013) 年)
県土の利用に 関する 基本構想	(1) 県土利用の基本方針 ①県民の暮らしを支える県土利用 ②自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用 ③安全・安心を実現する県土利用

④複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

⑤県土の有効利用に向けた多様な主体の参画

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や交流・対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

表 1.3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

利用区分	平成25年	平成37年	構 成 比	
			25年	37年
農 地	1,520	1,506	9.9	9.9
森 林	11,722	11,718	76.7	76.7
原 野	84	84	0.5	0.5
水面・河川・水路	344	347	2.3	2.3
道 路	452	476	3.0	3.1
宅 地	354	360	2.3	2.4
住 宅 地	236	237	1.5	1.6
工 業 用 地	19	21	0.1	0.1
その他の宅地	99	102	0.6	0.7
そ の 他	803	788	5.3	5.1
合 計	15,279	15,279	100.0	100.0
(参考) 人口集中地区 (市 街 地)	84	84	—	—

(注) (1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。

(2) 人口集中地区面積は、平成 22 (2010) 年の国勢調査による面積である。

(3) 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

(2) 県土の保全と安全性の確保

(3) 持続可能な県土の管理

(4) 恵み豊かな環境と人間の営みの両立

(5) その他土地の有効利用の促進

(6) 土地利用転換の適正化

(7) 県土に関する調査の推進

(8) 計画の効果的な推進

(9) 多様な主体の連携・協働による県土の有効利用

(6) 紫波都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（紫波都市計画区域マスタープラン）

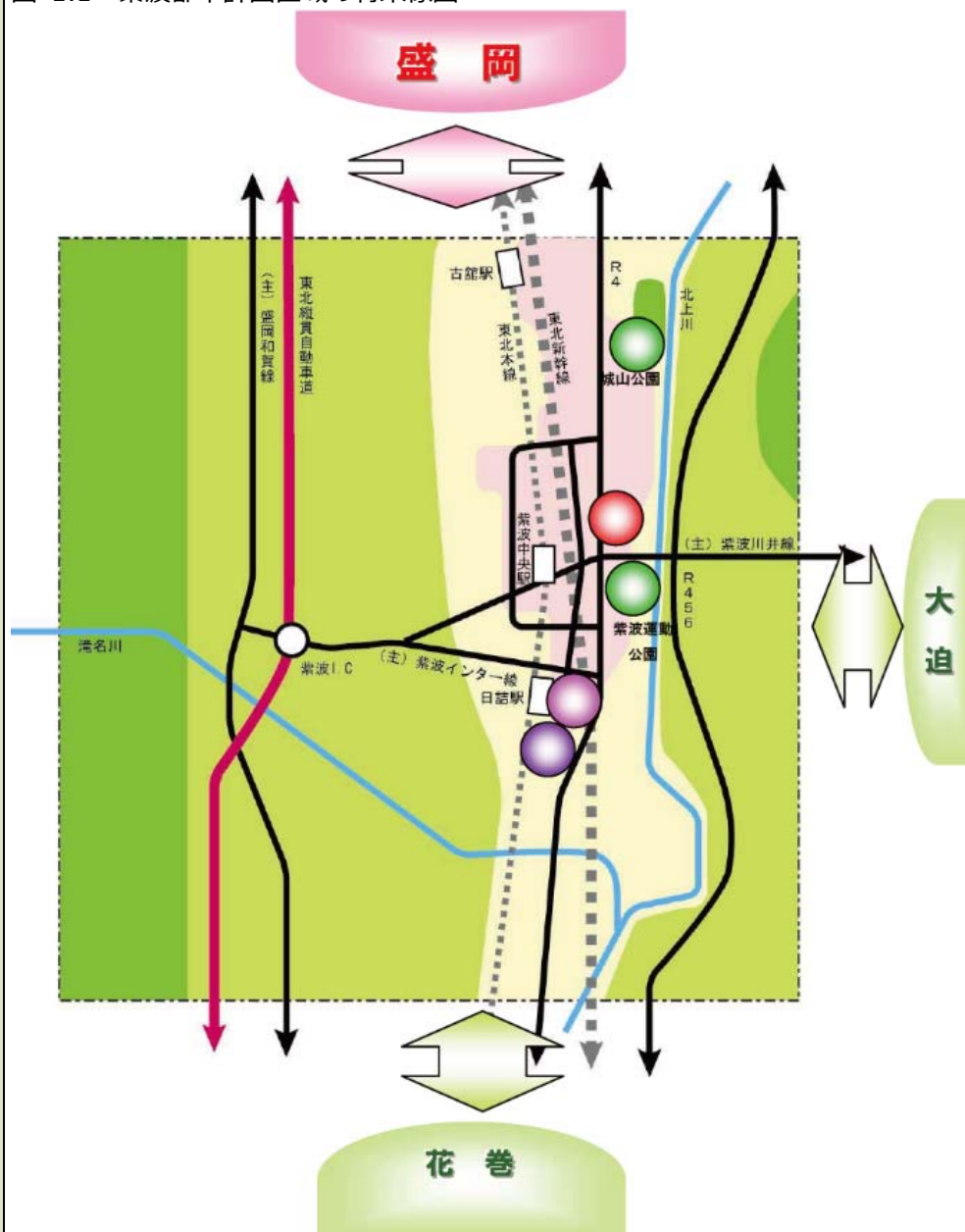
策定年次	平成 16 (2004) 年 5 月
都市計画区域の規模・範囲	都市計画区域：紫波都市計画区域 市町村：紫波町 範囲：行政区域の一部 (9,536ha)

都市計画区域 の将来像	共生・協働・交流により発展する快適環境都市
都市計画区域 の基本方針	(1) 豊かな森林や北上川流域の自然の保全と活用 (2) 安全で安心な暮らしのための居住環境の形成 (3) 地域連携による産業・観光拠点の形成 (4) 都市拠点の形成強化と都市軸による交通ネットワークの形成 (5) 新たな都市機能の充実と既存機能間の連携強化
区域区分の 決定の有無	本区域においては、区域区分を定めないものとします。 <判断根拠> ・人口動向については、行政区域全体ではこれまでの増加傾向が今後も続くと思われ見込まれますが、市街地周辺（用途地域外）の人口動向はほぼ横ばい傾向にあります。 ・市街地周辺での産業動向は増加傾向にありますが、これは、計画的に整備が進められた農工団地が用途地域外にあることに要因があり、無秩序な開発が進む恐れはないと考えられます。 ・また、市街地周辺の土地利用動向もやや活発ですが、無秩序な開発が急速に進んでいる状況ではないと判断されます。 ・したがって、現状においては区域区分を定めず、他の土地利用施策等に対応することとします。 ・ただし、今後の都市動向を注視しつつ、必要と判断される場合には区域区分の決定の有無について検討することとします。 ※区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。
土地利用に関 する都市計画 の決定の方針	(1) 商業地 ・本区域の中心商業地として日詰地区を位置付けるとともに、古館地区や桜町地区、JR 駅周辺などを副次的商業核として土地区画整理事業などの手法により、環境整備や交通機能の充実・強化、既存商店街の再構築を図りながらネットワーク化を進め、商業地としての機能の強化を図ります。 ・特に、中心商店地である日詰地区は、古くから宿場町として栄え、歴史的・文化的にも優れた地区であることから、交流拠点の整備や既存商業の活性化を図りながら、生活密着型商業の拠点として集客力の向上に努めます。 ・これら商業地では、地域住民や鉄道利用者へのサービス機能の充実を図り、ユニバーサルデザインによる商業空間を創造します。 (2) 工業地 ・赤石地区の工業地については、その機能の維持・充実に努めます。 (3) 流通業務地 ・市街地を南北に縦断している国道 4 号沿線を流通業務地として位置付け、中心商業地とのバランスに配慮しつつ、ロードサイト型施設の立地誘導を図ります。 ・また、東北縦貫自動車道紫波インターチェンジ周辺については、環境に配慮しつつ農林業との適切な土地利用調整を図りながら、流通業務機能を中心とした土地利用の促進を図ります。 (4) 住宅地 ・用途地域内の土地利用は住宅地が大半ですが、赤石地区では多くの農地が介在しています。

土地利用に関する都市計画の決定の方針	・宅地開発は、用途地域内に誘導し、都市の合理的・効率的な整備を進めるとともに適切な指導を行います。 ・また、国道４号沿線、東北新幹線沿線、北上川の洪水予想区域などにおいては、宅地化を抑制するとともに、地域の特性に配慮しながら誘導します。 (５) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。 (６) その他 ・日詰地区の西側を本区域の中心拠点と位置付け、役場などの公益・行政機能、業務機能の集積を図ります。 ・白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。 ・また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。
都市施設の整備に関する都市計画の決定の方針	(１) 交通施設の整備の方針 ・地域連携の強化を図るため、広域的な南北都市間交通網である東北縦貫自動車道、国道４号や JR 東北本線を基軸として、東西軸交通網と都市内交通網の強化と併せ、公共交通手段の強化などにより総合的な交通体系の構築を推進します。 ・公共施設や商店街、幹線道路の歩道、生活道路、駅前広場等においては、ユニバーサルデザインによる快適な歩行空間を整備するよう配慮します。 ・自動車からの排気ガスを抑制し、省エネルギー対策を推進するため、駐車場等の整備を図り、パーク・アンド・ライドなどによる公共輸送機関の利用の促進を図ります。 (２) 下水道の整備の方針 ・生活環境の改善及び河川・湖沼等の公共用水域の良好な水辺環境を保全するため、地域性を踏まえた効果的な整備を行います。 ・用途地域内においては、宅地化の進捗に合わせて、公共下水道の早期整備を図ります。 ・また、土地区画整理事業や宅地開発などの開発プロジェクトとの整合を図りながら整備を進めます。 ・さらに、下水汚泥については、資源循環推進施設によって地域への有効利用を推進します。
市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針	・低層の住宅や商業など土地利用の用途が混在している日詰駅前地区、また、既存市街地などで道路や広場の公共施設が未整備となっている地区などについては、土地区画整理事業により良好な居住環境を確保します。 ・また、実施済みの地区（西裏・桜町地区）については、健全な土地利用の誘導に努めます。 ・中心市街地である日詰商店街について、都市整備の手法を検討します。 ・また、古館駅前地区の調査や整備手法の検討を進めます。
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	・安全でうるおいを実感できる緑豊かな環境の形成、多様な動植物の生息環境の創出・保全等を目的に公園・緑地の整備を進めます。 ・また、東部地区や西部地区に広がる里山については、自然資源活用地域としての機能と景観形成機能を合わせ持った地域として、森林機能の保全と環境の整備を図ります。

図 1.1 紫波都市計画区域の将来像図

紫波都市計画
区域の将来像
図



凡 例

- 高規格幹線道路（整備済及びルート決定済）
- □ □ 高規格幹線道路（ルート未決定）
- 地域高規格道路（整備済及びルート決定済）
- □ □ 地域高規格道路（ルート未決定）
- 幹線道路（整備済及びルート決定済）
- □ □ 幹線道路（ルート未決定）
- 新幹線
- 在来線等
- 河川等
- 市街地（市街化区域（又は用途地域））
- 業務拠点
- 商業拠点
- 工業・流通拠点
- 公園・緑地

(7) 第三次紫波町総合計画

基本構想	策定年次	令和2（2020）年3月
	計画期間	令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの8年間
	まちづくりの基本理念	【循環型のまちづくり】 資源循環、環境創造、環境学習を軸とした循環型のまちづくりを引き続き推進し、環境への負荷を減らすことで未来の環境を守ります。また、町内外の人との交流、経済の循環、歴史や技術の伝承等も循環の視点で捉え、まちづくりに生かしていきます。 【協働のまちづくり】 町民一人ひとりが豊かな人生を送るために、「私たちみんなが自分たちで考え自分たちで創る」という自主性を基本とし、町民、行政、事業者が対等の関係で話し合い、相互に理解を深めながら、各々の特性を生かして、連携してまちづくりに取り組んできました。 こうした協働の取組みを更に深化させながら、目指す姿を町民と共に創っていきます。 【多様性あるまちづくり】 一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいます。全ての町民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、人と人との豊かなつながりをつくります。 このつながりからお互いの信頼感が生まれ、地域での見守りや支え合いの礎となります。 誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合い、支え合うことができるまちづくりを進めていきます。
	まちづくりの将来像	自然や農村空間と都市的なコンテンツとの調和がとれた環境の中で、町民をはじめ、町に関わる多様な人たちがお互いを尊重し、認め合い、支え合うことで、心豊かに暮らせる地域をつくり、町に暮らす誰もが町民であることに誇りを持ち、将来に希望を抱けるまちをつくっていきます。 そして、多くの人から、この町に「暮らしてみたい」、「暮らしてよかった」と思ってもらえる町を目指し、まちづくりの将来像を次のとおり定めます。 「暮らし心地の良いまち」
	まちづくりの分野別方針	1 【健康・安心】誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち 2 【自然・産業】豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち 3 【安全・快適】自然と調和した安全で快適なまち 4 【子ども・教育・文化】郷土を愛し未来を切り拓く人に満ちたまち 5 【自治・参加】多様性とつながりのある暮らし心地の良いまち

(8) 国土利用計画 紫波町計画（第2次）

策定年次	令和5（2023）年3月
目標年次	令和11（2029）年（基準年次は令和3（2021）年）
町土利用の基本方針	町の財産である自然環境や基幹産業である農業の生産基盤を保ちつつ、住民誰もが安全に、安心して住み続けられる町につながる町土利用を推進します。

利用区分別の 町土地利用の基 本方向	(1) 農地：農業振興地域内の農用地は、無断転用の防止及び耕作放棄を抑制し、優良な農用地の維持保全、生産性を向上させ、持続的な農業の構築に取り組めます。 (2) 森林：生産性の高い優良な森林の確保・育成、計画的な森林の整備、林業事業体と連携し、長期的な施業の受委託の普及・定着を図ります。 (3) 水面・河川・水路：用水の安定的な確保、適切な管理・保全、防災上の機能の維持・向上を図ります。 (4) 道路：災害時の移動ルート及び物流路線としての機能が確実に発揮されるよう、関係機関と連携、維持・強化します。 (5) 住宅地：宅地化が可能な土地であっても自然災害のリスクが高い区域は、住居用としての利用を一定程度抑制します。一方で、安全な宅地を確保するための新しい区域の創出を検討します。 (6) 工業用地：周辺の自然環境及び生活環境の保全や農業生産基盤の確保に十分配慮しながら、計画的かつ柔軟に必要な用地を確保します。 (7) その他宅地：用途地域内の低未利用地の活用、空き店舗等の遊休不動産の効果的な活用を促進します。 (8) その他：教育関連施設や子育て関連施設、福祉施設等の必要な用地確保。学校再編に伴う小学校跡地などの遊休不動産は民間事業者による利活用を積極的に促進します。																																																																
地域類型別の 町土地利用の基 本方向	(1) 市街地：必要な都市機能を維持・確保、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導します。 (2) 農村部：農業の担い手対策を一層強化・充実、当町の基幹産業である農業の生産基盤の維持、地域内で住居が一定程度まとまっている場所や、その地域の核となる施設を中心とした場所に“集住”するという考え方を土地利用の選択肢の一つとして理解を深めます。																																																																
区分ごとの 規模の目標	表 1.4 利用区分ごとの規模の目標 (単位：ha、%) <table><tr><th rowspan="2">利用区分</th><th>基準年次</th><th>目標年次</th><th colspan="2">構成比</th></tr><tr><th>令和3年</th><th>令和11年</th><th>令和3年</th><th>令和11年</th></tr><tr><td>農地</td><td>5,600</td><td>5,568</td><td>23.4</td><td>23.3</td></tr><tr><td>森林</td><td>13,603</td><td>13,412</td><td>56.9</td><td>56.1</td></tr><tr><td>原野</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>水面・河川・水路</td><td>705</td><td>709</td><td>2.9</td><td>3</td></tr><tr><td>道路</td><td>2,307</td><td>2,312</td><td>9.7</td><td>9.7</td></tr><tr><td>宅地</td><td>921</td><td>938</td><td>3.9</td><td>3.9</td></tr><tr><td> 住宅地</td><td>712</td><td>727</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td> 工業用地</td><td>32</td><td>31</td><td>0.1</td><td>0.1</td></tr><tr><td> その他宅地</td><td>177</td><td>180</td><td>0.7</td><td>0.7</td></tr><tr><td>その他</td><td>762</td><td>959</td><td>3.2</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>23,898</td><td>23,898</td><td>100</td><td>100</td></tr></table> (注) (1) 道路は、国道、県道、町道及び林道です。 (2) 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所があります。	利用区分	基準年次	目標年次	構成比		令和3年	令和11年	令和3年	令和11年	農地	5,600	5,568	23.4	23.3	森林	13,603	13,412	56.9	56.1	原野	0	0	0	0	水面・河川・水路	705	709	2.9	3	道路	2,307	2,312	9.7	9.7	宅地	921	938	3.9	3.9	住宅地	712	727	3	3	工業用地	32	31	0.1	0.1	その他宅地	177	180	0.7	0.7	その他	762	959	3.2	4	計	23,898	23,898	100	100
利用区分	基準年次		目標年次	構成比																																																													
	令和3年	令和11年	令和3年	令和11年																																																													
農地	5,600	5,568	23.4	23.3																																																													
森林	13,603	13,412	56.9	56.1																																																													
原野	0	0	0	0																																																													
水面・河川・水路	705	709	2.9	3																																																													
道路	2,307	2,312	9.7	9.7																																																													
宅地	921	938	3.9	3.9																																																													
住宅地	712	727	3	3																																																													
工業用地	32	31	0.1	0.1																																																													
その他宅地	177	180	0.7	0.7																																																													
その他	762	959	3.2	4																																																													
計	23,898	23,898	100	100																																																													

地域別の概要	①中央部地域：災害危険区域等は利用を抑制します。災害リスクの低い低未利用地の掘り起こしや空き地(空き家)の再利用によって宅地を確保します。 ②西部地域：基幹産業である農業の生産基盤として優良農地を維持・保全し、生産性を向上させます。農村地域の企業立地には柔軟に対応します。 ③東部地域：農地の維持・保全、遊休農地の利活用を図ります。森林の保全・整備、保安林の適切な保存を図ります。
--------	---

(9) 紫波町都市計画マスタープラン（紫波町の都市計画に関する基本的な方針）

改定年次	平成 25（2013）年 9 月改定
目標年次	平成 43（2031）年
将来都市像	楽しく活力ある「環境と福祉のまち」
まちづくりの 基本方針	・一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくり ・豊かな自然と元気な産業が共栄するまちづくり ・人と情報がつながりあう快適で安全なまちづくり ・まちを誇りに思える子どもを育てるまちづくり ・対話と協働で豊かな公が息づくまちづくり
将来都市構造	(1) 拠点 ①都市中心機能拠点 紫波中央駅周辺から日詰商店街にかけての一带を、「行政・公益」と「商業」の都市中心機能拠点として位置づけます。日詰商店街地区は町の中心商業地、紫波中央駅前地区は情報交流機能を備えた新たな公益・行政の拠点、日詰西地区は 2 地区を繋ぐ業務地区として役割を分担し、地区を囲む幹線道路で回遊と連係を図ることにより、活動的で魅力ある都市中心機能拠点を形成します。 ②交通アクセス拠点 鉄道の駅 3 カ所と紫波インターチェンジを交通アクセス拠点として位置づけます。 ③工業拠点 用途地域南部の工業地域(南日詰工業団地)及び準工業地域(北日詰字城内)、並びに犬淵工業団地、上平沢地区工業団地を、工業拠点として位置づけます。 ④観光交流拠点 都市計画区域外ではありますが、山王海ダム周辺、ゴルフ場周辺及びあづまね生活環境保全林を、森林交流拠点として位置づけます。ただし、体験学習等の多くの交流事業は集落に近い里山で展開される例が多いため、観光交流拠点や特定の集落などが実質の活動拠点の役割を担うことも想定します。 (2) 交通軸 ①広域交通軸 都市計画区域においては、東北自動車道、国道 4 号、396 号、456 号、主要地方道盛岡和賀線、県道盛岡石鳥谷線を町の広域交通軸として位置づけます。 ②東西交通軸 格子状の骨格道路網を形成するため、主要地方道紫波江繋線、紫波インター線、県道紫波雫石線を主軸として、広域交通軸以外の県道及び主要な町道を東西交通軸として位置づけます。

将来都市構造	③市街地の軸 用途地域及びこれに隣接する住宅地においては、広域交通軸でもある国道 4 号を第一交通軸とし、都市計画道路北日詰朝日田線、北日詰箱清水線、希望ヶ丘線を第二交通軸としてこれを延伸し、市街地の軸を形成します。 ④その他 他の都市計画道路及び主要な町道により格子状の市街地骨格道路網を形成します。 (3) ゾーニング ①市街地形成ゾーン 町中央の国道 4 号や JR 東北本線を軸とする用途地域から犬渕工業団地までのエリアを都市機能や工業系施設の集積を図る市街地形成ゾーンとします。 ②田園ゾーン 市街地形成ゾーンの東西両側に広がる平坦な水田地帯は農業生産を行いながら観光交流を推進する田園ゾーンとします。 ③フルーツ観光ゾーン 東部地域の田園ゾーンと森林ゾーンの間にある果樹園地帯は、農業生産や里山の管理などを行いながら観光交流を推進するフルーツ観光ゾーンとします。 ④森林ゾーン 最も外側に位置する山林地帯を、森林を保全し多様な機能を活用する森林ゾーンとします。
分野別都市計画の方針	①土地利用方針 人口の減少を踏まえ、またより良い環境を守り次世代に引き継ぐため、用途地域内での宅地化と、森林やまとまった農地の保全を基本とした土地利用を行います。 ②交通体系の方針 公共交通の利用を促進し、“人に優しく”を合言葉に、歩行者の安全に配慮した利便性の高い道づくりを進めます。 ③公園・緑地の方針 公園や緑地の持つさまざまな機能を生かし、生活に密着し地域への愛着を醸成するような公園や緑地を整備します。 ④市街地整備の方針 人口減少社会において、既存の社会資本を生かしながら一人ひとりが快適に暮らすまちをつくるために、市民と行政が協力し、地区の状況に応じた市街地整備を進めます。 ⑤都市防災の方針 人々が安心して暮らせるまちづくり、災害に備えたまちづくりを推進するとともに、日ごろから防災についての知識の取得や訓練に努め、体制づくりを進めるなど、市民と行政が協力して備えていきます。 ⑥自然環境保全の方針 生態系や水循環の保全、環境学習や人間形成の場、産業の基盤として、これらを保全し、体験や学習など子どもから大人まで自然に親しめるよう活用します。 ⑦都市景観形成の方針 情操を養い郷土への愛着を育む地域の特性を生かした景観形成を図るとともに、景観資産の登録等の情報発信も行いながら観光交流に寄与する景観形成を行います。

分野別都市計画の方針	⑧都市環境形成の方針 循環型まちづくりの推進、増加が懸念される空き地や空き家の管理や利用についても検討していきます。 ⑨住宅・住環境整備の方針 多様な住まいの選択、中古住宅の活用、良好な景観や住環境の形成や、環境負荷の低減に配慮した住宅の供給を行います。 ⑩観光交流の方針 地域の振興につながる観光交流を推進するため、観光交流ポイントを保全し、鉄道駅と観光交流ポイントを結ぶ二次交通や道路の整備を進めます。 ⑪ユニバーサルデザインの方針 高齢者、全ての障がい者、妊婦、けが人、子ども連れ、外国人旅行者など、さまざまな人が利用しやすいまちづくりを行います。
地域別構想	(1) 古館地域 古館地域は、古館駅があり盛岡市に近いなどの利便性を生かし、便利で住みよい住宅地づくりを進めます。また、古館駅の利用促進を図ります。 (2) 日詰地域 日詰地域は、市街地整備や中心市街地の活性化を進め、都市機能の充実を図り、市民生活や市民活動、企業活動などを支えて発展させるような町の中心地づくりを進めます。 (3) 赤石北地域 赤石北地域は、日詰駅の利用促進と日詰駅前地区のにぎわいの創出を図るとともに、良好な住宅地の形成を図ります。 (4) 赤石南地域 赤石南地域は、町の第2次産業の集積地として、田園環境と共存する操業環境づくりを進めます。また、地域の歴史的資源を掘り起こし、まちづくりに取り入れていきます。 (5) 東部地域 東部地域は、町の重要な産業である農業を担う地域として、農地や集落環境を守りながら、生活基盤の向上を図ります。また、文化・観光施設や景観、歴史など地域の資源を生かした観光交流を進めます。 (6) 西部地域 西部地域は、町の重要な産業である農業を担う地域として、農地や集落環境を守りながら、生活基盤の向上を図ります。また、保養・観光等の施設を核に、食や景観、歴史などの資源を絡めた観光交流を進めます。

図 1.2 将来都市構造図

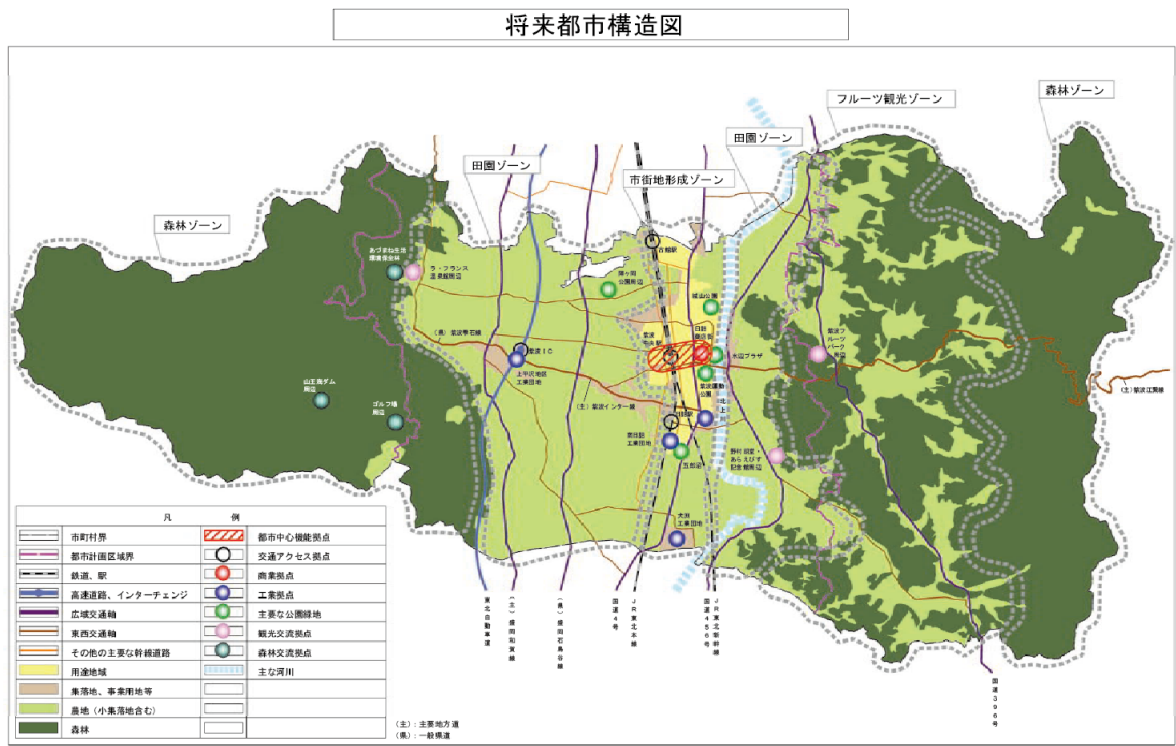
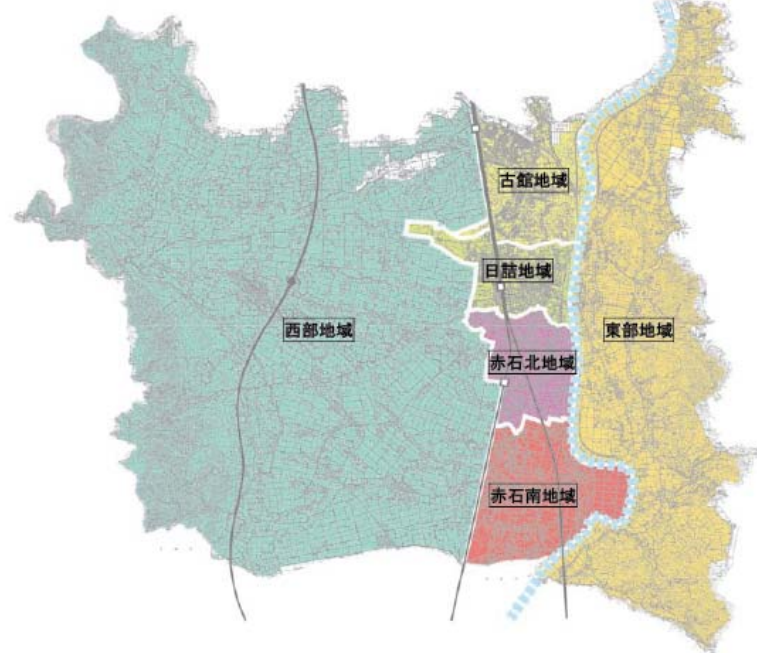


図 1.3 地域区分図



(10) 紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

策定年次	平成 28 (2016) 年 2 月
対象期間	令和 42 (2060) 年

目指すべき将来	・居住地として選んでいただける魅力あふれるまち 紫波に住む。本町は、多くの人がここでの暮らしや社会との関わりを心地よく感じられ、一人ひとりの生き生きと魅力あふれる日常生活が実現することで、人口減少がゆるやかなものになり、45年後、令和42（2060）年に27,000人程度の人口が確保された、持続可能なまちを目指します。
人口目標	令和42（2060）年の人口：27,000人程度

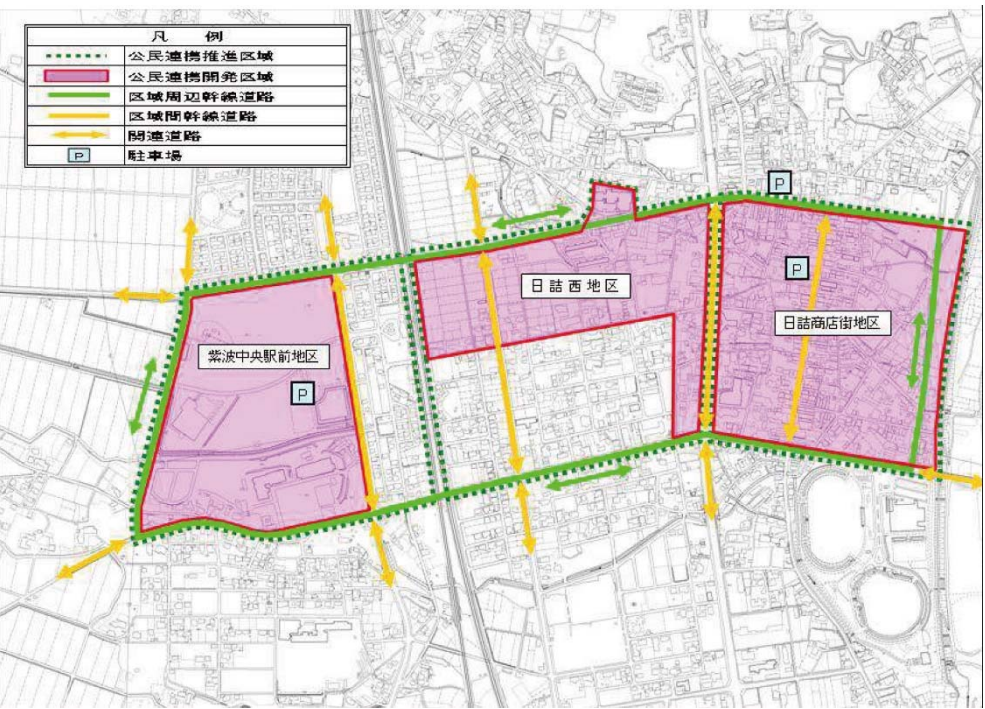
(11) 紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

改訂年次	令和4（2022）年6月改訂
対象期間	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度
基本目標	（1）ローカル経済でしごとが生まれる （2）女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる （3）子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる （4）民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる
主要施策	（1）ローカル経済でしごとが生まれる 1-1「食と農」が結びついた新しい経済活動を支援 1-2「稼ぐ」産業にチャレンジする起業家・新規就農者を支援 1-3 立地を希望する企業の進出と既存企業の成長を支援 1-4 地域資源を活用した観光振興 （2）女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる 2-1 ワークライフバランスの実現 2-2 魅力ある職住近接環境の整備 2-3 移住・定住情報の整備・発信 2-4 大学・企業等との交流促進 （3）子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる 3-1 お母さんと子どもの健康管理 3-2 子育てを社会全体で応援する環境づくり 3-3 未来社会を切り拓く資質・能力の育成 3-4 継続的な療育・養育支援 （4）民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる 4-1 ヒト・モノ・カネの地域内循環を生み出す地域経営を応援 4-2 リノベーションまちづくりの推進 4-3 パブリックマインドを持った人材が生まれる土壌づくり 4-4 アセットマネジメントの推進 4-5 デジタル化の推進
連携プロジェクト	（1）つないでつむいで新たな農業応援プロジェクト～「食と農」を起点とした地域内経済循環システムの構築～ （2）めぐって学んで感動できる紫波探訪プロジェクト～観光・交流・体験～ （3）おらほの企業しっかり応援プロジェクト～企業誘致と既存企業の成長を促す支援～ （4）暮らしに便利な都市機能充実プロジェクト～公共交通と都市整備～ （5）子どもの居場所づくりプロジェクト～新たな居場所と豊かな体験～ （6）起業家人材育成プロジェクト～人材育成とリノベーションまちづくり～

	(7) 地域みらいづくりプロジェクト～地域資源を生かした持続的な地域運営～ (8) 公有財産活用プロジェクト～民間活力の導入による公有財産の活用～ (9) デジタル化推進プロジェクト～快適で豊かな暮らしやすいまちへ～
--	---

(12) 紫波町公民連携基本計画－公共施設整備と町有地の有効活用－

策定年次	平成 21（2009）年 2 月
本計画における公民連携	本計画における公民連携は、公共施設の整備にあたって、町と民間事業者、NPO、町民等がそれぞれの役割を分担し、目的決定、施設整備・所有、事業運営、資金調達などを行うことと定義します。
計画地	(1) 公民連携推進区域の位置設定 本計画では、町有地を活用する公民連携（公共資産活用型）に取り組むため、本町の人口、経済活動、市民活動等が集中する都市計画用途地域内に、公民連携推進区域を設定します。この公民連携推進区域を日詰商店街地区、日詰西地区、紫波中央駅前地区の 3 地区に分け、それぞれに役割を持たせて開発区域の地域間ネットワークの構築を図ることで、区域の魅力を向上させ、中心市街地全体の地域価値を向上させます。 (2) 公民連携開発区域の区域設定 公民連携推進区域のうち、本計画で開発及び関連事業を行う区域を「公民連携開発区域」として設定します。この開発区域は、周辺地域からの交通と人の流れが交わる区域であり、幹線道路で囲まれていることから、3 地区間の連続性と回遊性を確保することにより一体的な開発が可能な区域となります。現在、幹線機能が未整備となっている箇所については、区域の開発に併せて整備を行います。 ・区域 1：日詰商店街地区 日詰商店街地区は、藩政時代から商業地として、町の中心になってきた地区です。旧法による中心市街地活性化基本計画における中心市街地の中核でもありました。都市機能の拡散による相対的な求心力の低下や定住人口減少の打開が課題であり、「くらしのみちゾーン整備事業」や「日詰地区まちづくり交付金事業」を進めています。 ・区域 2：日詰西地区 日詰西地区は、昭和 49（1974）年から昭和 63（1988）年までの西裏地区土地区画整理事業により住宅地が形成されました。現在は、都市計画街路沿線に、事務所、商店、学習塾、ホテル、その他サービス業などの民間施設が立地し、商業・業務エリアとなりつつあります。 ・区域 3：紫波中央駅前地区 紫波中央駅前地区は、岩手県住宅供給公社と町により住宅開発、公益施設の整備が行われた地区で、417 戸 1,378 人（平成 20（2008）年 4 月 1 日現在）の人が暮らしています。紫波中央駅前地区は、町有地である 10.7ha の中にパークアンドライド駐車場や多目的屋内スポーツ施設が整備されています。 (3) 公民連携活用町有地の設定 公民連携活用町有地とは、公民連携手法による公共施設整備及び経済開発の対象となり得る土地です。

計画地	図 1.4 公民連携開発区域図  凡 例 - 公民連携推進区域 - 公民連携開発区域 - 区域周辺幹線道路 - 区域間幹線道路 - 開通道路 - 駐車場 紫波中央駅前地区 日詰西地区 日詰商店街地区
公民連携による開発理念	3-1 理念設定の背景 町の利便性を生かすことと、循環型まちづくりへの取り組みを進めることが、個性的に成長できる地域づくりにつながると考えます。 3-2 理念設定 都市と農村の暮らしを「ゆしみ」、環境や景観に配慮したまちづくりを表現する場にします。 3-3 開発の考え方 町中心部の賑わいが町全体へ波及し、中心部と各地域のつながりを重視した、持続的に発展する町を目指します。 ① 農村（田園）と都市（街）が共生するまち ② 若者、高齢者、すべての人が希望を持ち、安心して暮らせるまち ③ 人にも地球にも「やさしい」まち
公民連携開発区域の整備方針	4-1 方向性 町の特色を生かし、人に優しい統一感のある景観で住みよい町にします。 4-2 機能導入 歩行者がゆったりと愉しむことができるような歩行環境の充実を図り、安全で快適な空間としての魅力を高めます。 4-3 道路と公共空間 回遊性、快適性を重視した道路網の整備を推進します。公共空間は、多様な用途に活用できる空間、ゆったりした空間、安心できる空間を目指します。 4-4 駐車場 駐車スペースをバランスよく配置し、公共交通機関との連携や商業活性化を目指します。 4-5 交通循環・公共交通施設 環境に配慮した効率の良い交通システムで、多様な経済活動を支援します。便利な公共交通システムを支援し、民間投資を誘導します。 4-6 公共設備・インフラ 公共投資を誘発剤として、民間投資を促進します。

	4-7 民間施設 雇用機会を創出し、利用者に快適な環境を提供する民間投資を奨励します。 4-8 建築に関する水準と指針 設計審査を通して、町の特色を生かし、創造性に富んだ設計を奨励します。眺望や景観、建物への連絡の良さに配慮します。
公共施設整備	5-1 方向性 紫波中央駅前地区では、交流、賑わいの場を創出するとともに、快適でゆったりとした公共空間の整備を目指します。 5-2 公共施設 情報交流機能を備えた図書館を整備し、産業振興など町の将来に寄与し、賑わいのある情報拠点とします。役場新庁舎を整備する計画です。位置については、市民参加の手続きなどを経て決定されます。 5-3 道路と公共空間 町は、民間と共に街並みに配慮し、道路・下水道などを整備するとともに、町民の暮らしを元気付けるような環境整備を促進します。 5-4 駐車場 駐車場の配置と台数は、施設の配置と効率性に配慮して決定します。 5-5 交通循環 周辺道路網との整合、区域内の円滑な移動を確保できるよう、周辺道路との接続位置や区域内道路の交差位置等について、交通の流れを十分に検討した上で決定します。 5-6 公共交通施設 公共交通の結節点として、バスやタクシーの利用者が安全かつ円滑に乗降できるよう、歩道に接続した停留所が必要となります。
経済開発	6-1 経済開発の方向性 経済開発の目的は、様々な雇用の機会を町民に提供するため、民間の投資を誘導して活性化を図ることです。 6-2 紫波中央駅前地区 中央駅前開発地では、公共施設整備と経済開発の複合開発を行います。開発にあたっては、本計画に基づき、新しい街をつくる視点が必要です。 6-3 日詰商店街地区・日詰西地区 (1) 拠点施設の立地促進 日詰商店街地区には、まちなか居住や商業、その他サービスの拠点施設の立地を促進します。日詰西地区は、紫波中央駅東口の整備を図り、雇用の場が創出される業務地区として確立したいと考えています。 (2) 既存計画との整合 既存計画との整合を図りながら事業を進めていきます。 (3) 区域内の回遊確保 歩行者又は自転車による公民連携推進区域内の回遊に配慮します。 (4) 公民連携活用町有地の活用 日詰商店街地区の開発町有地の活用については、民間事業者からの提案を受け付けます。
公民連携の手法	7-1 公民連携手法の導入 (1) 公民連携手法の導入

	本計画の実施にあたっては、VFM、民間事業者の採算性・安定性の確保、町と民間事業者との適切なリスク分担に留意して公民連携手法を導入します。 (2) 公民連携手法の効果的展開 本計画を効率的・効果的に展開するため、一括してマネジメントを行う必要があります。基盤整備等には、国の交付金事業の活用を図ります。 (3) 公民連携手法の実施
--	---

(13) 紫波町公共施設等総合管理計画

策定年次	平成 29 (2017) 年 3 月
計画期間	平成 28 (2016) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 20 年間
将来の更新費用	試算結果：将来更新費用は年間約 38.0 億円 (40 年間総額約 1521.1 億円) ・直近 5 年間の既存更新分及び投資的経費は年平均約 9.8 億円 ・今後の更新費用が現状の 3.9 倍と試算されていることから、これまでと同規模の支出を維持しても、財源が不足する状況が続くと予想されます。
総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の方策 公共施設等の情報を各所管部門で共有化を図ります。 (2) 現状や課題に関する基本認識 ・人口減少及び少子高齢化により、学校教育施設や子育て支援施設の余剰面積発生、保健・福祉施設の施設不足等のニーズの変化に対応する必要があります。 ・公共施設の老朽化により、大規模な改修や更新が集中します。施設の適正な規模や必要性の検討が必要となります。 ・少子高齢化による社会保障費の増加や税収の減少が予想されることから、更新費用及び維持補修費の平準化、施設の今後のあり方について検討が必要です。

(14) 第 2 期紫波町空家等対策計画

策定年次	令和 4 (2022) 年 12 月
計画期間	令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度
空家等の現状	住宅・土地統計調査によると、紫波町の空き家数、空き家率は増加傾向にあります。しかし、空き家率は 9.7%であり、全国 13.6%、岩手県 16.1%と比較して低く、岩手県内では 1 番低い自治体となっています。
空家等対策に関する基本的な考え方	(1) 空家等の予防と適正管理 管理不全な空家等や空家等そのものを発生させないよう予防に取り組みます。また、所有者等が適切に管理を行えるよう支援、啓発を行います。 (2) 空家等の有効活用 空家等が利活用や相談支援により、脱空き家となるように、相談支援体制の整備やしきみづくりを推進します。 (3) 特定空家等に対する対応

	住民や地域に悪影響を及ぼす恐れがある特定空家等の、所有者等への改善を求める対応を行います。また、必要に応じて空家法に基づく措置の適用を行います。
空家等対策の 取組み	(1) 予防対策 住民への周知、問題意識の醸成、空家等予防に対する意識付け (2) 適正管理の促進 実態調査による空家等の把握、所有者等による適正管理の促進、管理不全の空家等に対する指導 (3) 空家等の利活用 空き家バンクの構築、地域や空家等の特性に見合った利活用の仕方の検証、情報提供と補助金活用、中古戸建住宅の流通促進 (4) 相談体制の確立 相談受付体制の整備、空家等のなんでも情報提供、町外在住者への支援、福祉部門との連携、財産管理人制度の活用 (5) 特定空家等に対する対応 特定空家等に対する措置 (6) 実施体制 組織の体系化、計画の検証 (7) 施策一覧と対応の流れ

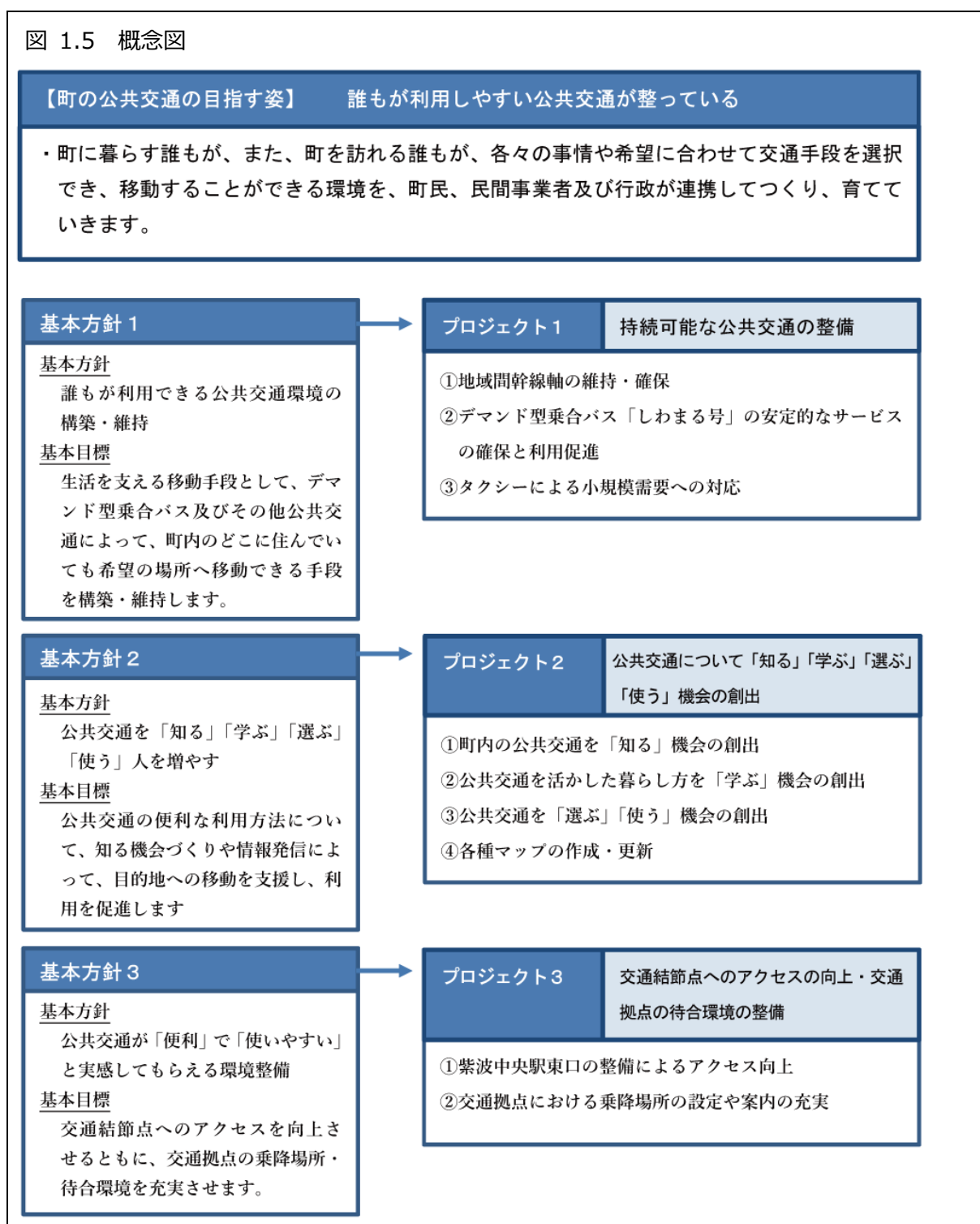
(15) 第三次元気はつらつ紫波計画

策定年次	令和4（2022）年3月
計画期間	令和4（2022）年から令和8（2026）年度
3つの 基本方針	・健康づくりを実践している町民の声を反映した取組みを行います。 ・町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援します。 ・町民、関係機関、町が協力しながら三位一体となり推進します。
第三次元気 はつらつ 紫波計画 5つの領域	(1) 食生活・歯の領域 食事や栄養、歯の健康に関する活動を行います。 (2) 運動・身体活動の領域 運動や日常生活に関する活動を行います。 (3) こころの健康・休養の領域 ストレスコントロールや休養に関する活動を行います。 (4) 生活習慣病の領域 脳卒中等の脳疾患、心臓病等の生活習慣病予防に関する活動を行います。 (5) がん・たばこの領域 がん予防や禁煙に関する活動を行います。
計画の評価	目標を達成するために取組む各領域においては、評価指標を基に毎年度事業終了後に事業評価を行い、必要に応じて翌年度の保健事業の実施内容等の見直しを行います。

(16) 紫波町地域公共交通計画

策定年次	令和 6（2024）年 3 月
計画期間	令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間
公共交通の課題	（1）交通空白地帯・中央部内を移動する手段の確保 （2）交通結節点・交通拠点の環境整備 （3）公共交通機関を適切に利用するための情報発信
課題解決に向けた方向性	（1）自動車等を運転しない（運転できない）町民は、公共交通がなければ広域の移動が困難である ・デマンド型乗合バスによって交通空白地帯をなくし、鉄道や路線バスなどの広域幹線につなげることで、町民誰でも、町内どこに住んでいても希望する移動が可能となるよう、公共交通環境を構築し、維持していきます。 （2）町内にある公共交通や交通関連の便利機能が十分に認知・活用されていない ・子ども、高齢者、障がい者、外国人など誰でもわかりやすい、かつ利用しやすい公共交通となるよう、公共交通について知る機会づくりや、利用につながる環境づくり、情報発信に取り組んでいきます。 ・リアルタイムで公共交通の運行状況を確認できる走行位置確認システムやインターネット予約、キャッシュレス決済など、利便性向上のため開発された仕組みがあることを知ってもらい、活用につなげることで、便利で快適な移動環境があることを町民に実感してもらえよう取組を進めます。 （3）交通結節点へのアクセス環境が不十分である ・紫波中央駅へのアクセス向上、更には駅東側の人流創出を図るため、駅東口の設置について関係機関との協議を進めていきます。 （4）交通拠点での乗降場所が定まっていないため、乗客・交通事業者ともにわかりにくい ・商業施設などの交通拠点における乗降及び待合環境が充実し、利用者の利便性向上と公共交通の円滑な運行の実現につながるよう、関係者と検討を進めます。
町の公共交通の目指す姿	○誰もが利用しやすい公共交通が整っている ・町に暮らす誰もが、また、町を訪れる誰もが、各々の事情や希望に合わせて交通手段を選択でき、移動することができる環境を、町民、民間事業者及び行政が連携してつくり、育てていきます。
基本方針	基本方針 1 誰もが利用できる公共交通環境の構築・維持 基本目標 生活を支える移動手段として、デマンド型乗合バス及びその他公共交通によって、町内のどこに住んでいても希望の場所へ移動できる手段を構築・維持します。 基本方針 2 公共交通を「知る」「学ぶ」「選ぶ」「使う」人を増やす 基本目標 公共交通の便利な利用方法について、知る機会づくりや情報発信によって、目的地への移動を支援し、利用を促進します 基本方針 3 公共交通が「便利」で「使いやすい」と実感してもらえる環境整備 基本目標 交通結節点へのアクセスを向上させるとともに、交通拠点の乗降場所・待合環境を充実させます。

図 1.5 概念図



(17) 第2次紫波町国土強靱化地域計画

策定年次	令和6（2024）年3月
計画期間	令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間
基本目標	（1）人命の保護が最大限図られる （2）町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される （3）住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる （4）迅速な復旧復興を可能にする

事前に備えるべき目標	(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する (3) 必要不可欠な行政機能を維持する (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る (6) 制御不能な二次災害を発生させない (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する
基本的な方針	(1) 地域強靱化に向けた取組姿勢 (2) 適切な施策の組合せ (3) 効率的な施策の推進 (4) 当町の特性に応じた施策の推進
対象とする自然災害	(1) 地震 ・東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成 23 年 3 月 11 日） 【規模等】 マグニチュード 9.0、最大震度 7 【被害状況】 建物損壊、停電及び燃料不足 (2) 風水害・土砂災害 ①平成 19 年 9 月 16 日～18 日 秋雨前線及び台風 11 号からの温帯低気圧による大雨 【規模等】 1 時間降雨量 27.5 mm、総降雨量 224.5 mm 【被害状況】 人的被害 1 名（水死）、床上・床下浸水、水田冠水、道路・川護岸崩壊 ②平成 25 年 8 月 9 日 線状降水帯による集中豪雨 【規模等】 1 時間降雨量 69.5 mm、総降雨量 211.0 mm 【被害状況】 人的被害 2 名（軽傷）、床上・床下浸水、農作物冠水、道路・川護岸崩壊 ③平成 27 年 6 月 16 日 記録的短時間大雨 【規模等】 1 時間降雨量 95.5 mm、総降雨量 98.0 mm 【被害状況】 道路冠水 ④平成 29 年 8 月 25 日 梅雨前線及び低気圧による大雨 【規模等】 1 時間降雨量 33.5 mm、総降雨量 107.5 mm 【被害状況】 床下浸水、道路冠水 (3) 雪害 ・平成 17 年 12 月 24 日 大雪災害 【規模等】 最大積雪 61 cm※盛岡気象台 【被害状況】 負傷者 5 名、建物損壊、農業用ハウス損壊、ブドウ棚損壊 (4) その他（林野火災） ①平成 9 年 片寄山林火災（石鳥谷紫波町山林火災） 【規模等】 168.32ha 焼失 ②平成 17 年 片寄山林火災（石鳥谷紫波町山林火災） 【規模等】 25.1ha 焼失

(18) 紫波町地域防災計画

改定年次	令和 3（2021）年 3 月改定
------	-------------------

計画期間	令和 6（2024）年度から令和 9（2027）年度までの 4 年間
計画の目的	この計画は、紫波町の全域並びに町民の生命、身体及び財産を風水雪害、地震等の災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、紫波町防災会議が作成する計画で、町、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものです。
計画の主要な 要点	（１）基本方針 ・住民の生命・財産の保護：災害発生時において住民の生命を最優先に保護し、財産の被害を最小限に抑えることを目指します。 ・迅速な情報伝達：災害情報の迅速かつ正確な伝達を行い、住民の適切な避難行動を支援します。 ・防災教育の推進：住民の防災意識を高めるための教育・訓練を実施します。 （２）災害の種類と対応策 ・地震：耐震化の推進、地震発生時の避難経路確保、避難場所の設定。 ・洪水・土砂災害：ハザードマップの作成・配布、避難所の設置・整備、住民への早期避難指示。 ・火災：防火対策の強化、防火訓練の実施、消火設備の整備。 （３）組織と体制 ・防災会議：町長を中心とした防災会議を設置し、災害時の指揮・統制を行います。 ・地域防災リーダー：各地域に防災リーダーを配置し、地域ごとの防災活動を統括します。 ・自主防災組織：住民自らが組織する自主防災組織の結成と活動支援を行います。 （４）避難計画 ・避難所の確保：災害時に使用する避難所を複数確保し、定期的な点検を行います。 ・避難経路の整備：避難経路の整備と標識の設置、避難訓練の実施。 ・特別な支援が必要な人々への配慮：高齢者、障害者、外国人など、特別な支援が必要な人々への避難支援計画の策定。 （５）防災教育と訓練 ・防災訓練の実施：年次防災訓練を実施し、住民の防災意識と行動力を高めます。 ・防災教育プログラム：学校や地域コミュニティでの防災教育プログラムを展開し、若い世代からの防災意識を向上させます。 ・防災啓発活動：パンフレットやウェブサイトを通じた防災情報の提供と啓発活動を行います。 （６）災害復旧・復興 ・迅速な復旧活動：災害発生後の迅速な復旧活動を計画し、被災者の生活再建を支援します。 ・長期的な復興計画：被災地域の長期的な復興計画を策定し、持続可能な地域づくりを目指します。 （７）関係機関との連携 ・自治体間の連携：隣接自治体や県と連携し、広域的な防災対策を推進します。

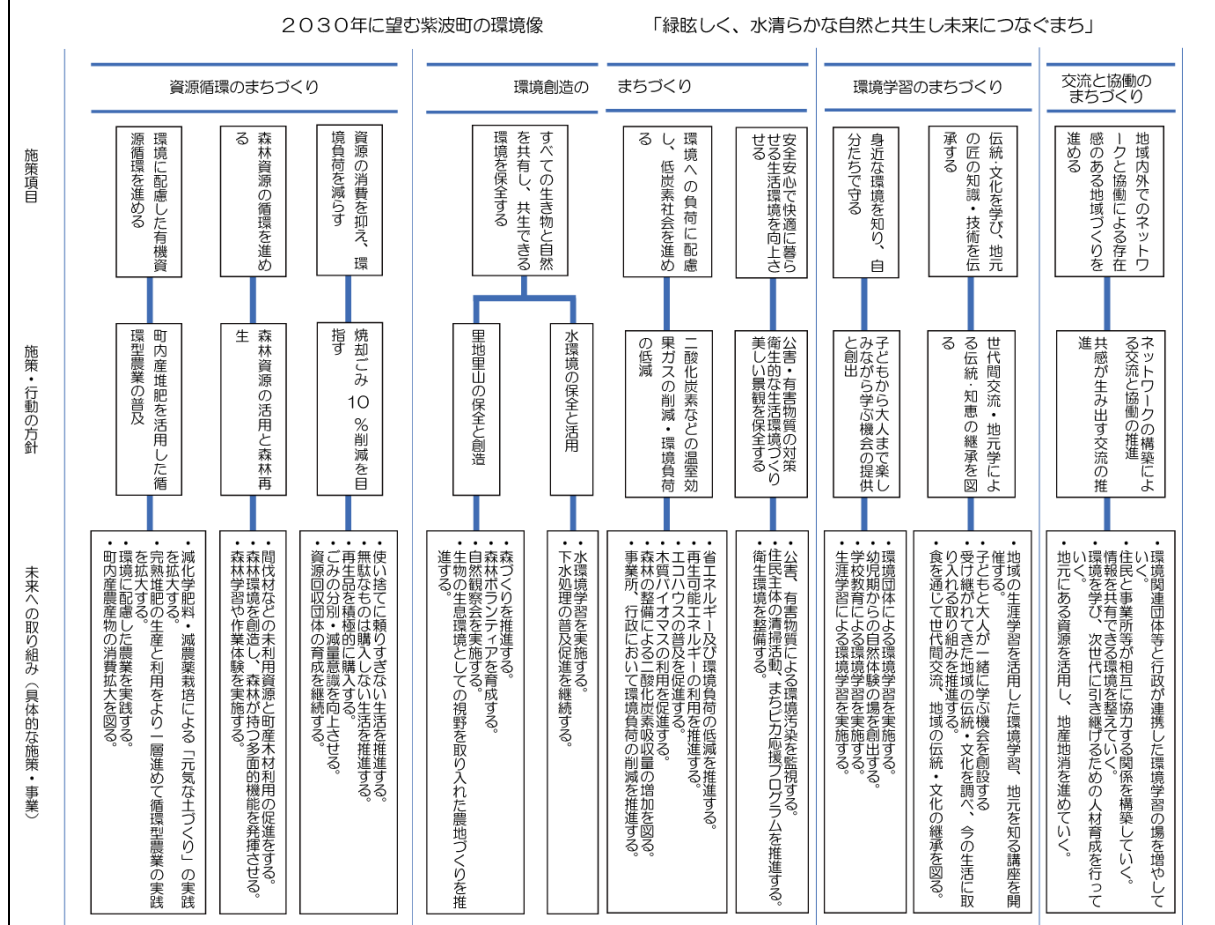
	・防災関係機関との協力：警察、消防、自衛隊、医療機関などと協力し、総合的な防災体制を構築します。 紫波町の地域防災計画は、住民の安全を守るための具体的な対策と組織体制を明確にし、災害に強い町づくりを推進するための重要な指針となっています。
--	--

(19) 紫波町環境・循環基本計画

策定年次	令和3（2021）年3月
計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
計画の役割	この計画の役割は、町が掲げている「循環型まちづくり」を実現するための計画です。 これまでの計画は、10年前に策定した「紫波2100 2011 環境・循環基本計画」を5年前に内容を見直し、後期計画として「紫波2100 2016 環境・循環基本計画」を策定したもので、町の環境分野において、循環型社会を形成するための中核となる計画として位置付けて取り組んできました。 今回策定する「紫波2100 2021 環境・循環基本計画」は、これまでの計画の趣旨を引き継ぎ、次の4つの役割を担っています。 ・資源循環のまちづくり ・環境創造のまちづくり ・環境学習のまちづくり ・交流と協働のまちづくり なお、第三次紫波町総合計画においては「循環型のまちづくり」と「協働のまちづくり」、「多様性あるまちづくり」を基本理念に掲げています。
望ましい環境像	紫波町総合計画において、まちづくりの将来像を「暮らし心地の良いまち」としています。 「暮らし心地の良いまち」と「新世紀未来宣言」にある理念を具象化するため、環境・循環基本計画において目指すべき将来像を次のように設定します。 「緑眩しく、水清らかな自然と共生し未来につなぐまち」 先祖代々から連綿と守り、引き継がれてきた豊かな町の自然環境を保全・創造すること、人もまた自然環境の中の一構成員として、自然界の循環の流れを絶やさず、自然と共存する意識の向上を目指すものです。 この将来像を実現するために次の4つのまちづくり（方針）を掲げます。 (1) 資源循環のまちづくり 未利用資源を有効に活用して、循環型社会の構築を強化していきます。 焼却に依存するごみ処理からの脱却をさらに進めます。 (2) 環境創造のまちづくり 動植物と人間が共に暮らすことができる地球環境に配慮した取組みを進めていきます。 安全、安心に暮らすことができる生活環境づくりを進めていきます。 (3) 環境学習のまちづくり 地元の環境を知り、環境問題が身近にあることを気づき、守っていく意識の啓発を継続して行っていきます。 学習を通じて循環型社会の理解を深めていきます。 (4) 交流と協働のまちづくり

	住民、事業所、環境団体、町（行政）の地域内ネットワークを密にし、それぞれの立場からまちづくり事業を行う、協働による地域づくりを進めていきます。 町の環境に関する取組みを継続的に情報発信し、交流を通じて共感する人々の輪を広げていきます。
基本目標	4つのまちづくり（方針）の実現を目指して、次の9つの基本目標を設定します。 （１）資源循環のまちづくり ①環境に配慮した有機資源循環を進める ②森林資源の循環を進める ③資源の消費を抑え、環境負荷を減らす （２）環境創造のまちづくり ①すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する ②環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める ③安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる （３）環境学習のまちづくり ①身近な環境を知り、自分たちで守る ②伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する （４）交流と協働のまちづくり ①地域内外でのネットワークの構築と協働による存在感のある地域づくりを進める

図 1.6 体系図



(20) 紫波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

策定年次	令和 6（2024）年 3 月										
計画期間	令和 4（2022）年度から令和 12（2030）年度までの 9 年間										
計画の背景	地球温暖化は、人間活動の影響による可能性が極めて高いとされており、気候変動の影響は、すでに人間の生活等に様々な影響を与えています。平成 27（2015）年に採択された「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分下方に保持し、1.5℃以下に抑える努力を追及することとしており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における特別報告書では、気温上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 32（2050）年ごろには二酸化炭素排出量実質ゼロとすることが必要とされています。										
計画の目的	本町では、令和 3（2021）年 2 月に「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを表明し、町民、事業者、町が一体となって地球温暖化対策を進める上での具体的な目標や方向性について定め、地球温暖化防止、影響の緩和を推進することを目的とします。										
計画の基本的事項	この計画は、「町民」、「事業者」、「町」の協働により地球温暖化対策を進める上での具体的な目標、方向性、施策について定め、地球温暖化の防止、影響の緩和を推進することを目的とします。 ■温室効果ガス排出量の削減目標 □中期目標（令和 12（2030）年度） 平成 25（2013）年度比 46%減とします □長期目標（令和 32（2050）年度） 温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します										
施策の体系	図 1.7 施策の体系 <table><tr><td>めざす将来像</td><td>基本目標</td><td>基本施策</td></tr><tr><td rowspan="3">自然が豊かで、 住民が健康で幸福に暮らすまち</td><td>基本目標 1 省エネルギー対策の推進 </td><td>省エネルギー建物・設備等の普及 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進</td></tr><tr><td>基本目標 2 再生可能エネルギーの利用促進 </td><td>再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの利活用促進</td></tr><tr><td>基本目標 3 多様な手法を用いた脱炭素化の推進 </td><td>公共交通機関や自転車の利用促進 自動車利用時の CO₂ 排出量の低減 ごみの減量化・資源化の推進 森林の保全・活用 農業の環境負荷軽減の推進 環境意識の啓発 他自治体・企業等との連携の推進</td></tr></table>	めざす将来像	基本目標	基本施策	自然が豊かで、 住民が健康で幸福に暮らすまち	基本目標 1 省エネルギー対策の推進 	省エネルギー建物・設備等の普及 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進	基本目標 2 再生可能エネルギーの利用促進 	再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの利活用促進	基本目標 3 多様な手法を用いた脱炭素化の推進 	公共交通機関や自転車の利用促進 自動車利用時の CO ₂ 排出量の低減 ごみの減量化・資源化の推進 森林の保全・活用 農業の環境負荷軽減の推進 環境意識の啓発 他自治体・企業等との連携の推進
めざす将来像	基本目標	基本施策									
自然が豊かで、 住民が健康で幸福に暮らすまち	基本目標 1 省エネルギー対策の推進 	省エネルギー建物・設備等の普及 日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進									
	基本目標 2 再生可能エネルギーの利用促進 	再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの利活用促進									
	基本目標 3 多様な手法を用いた脱炭素化の推進 	公共交通機関や自転車の利用促進 自動車利用時の CO ₂ 排出量の低減 ごみの減量化・資源化の推進 森林の保全・活用 農業の環境負荷軽減の推進 環境意識の啓発 他自治体・企業等との連携の推進									

(21) 第二期紫波町子ども・子育て支援事業計画

策定年次	令和 2（2020）年 3 月
------	-----------------

計画期間	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間
基本理念	本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法に掲げる次の理念とします。 （1）子育て支援は、保護者が第一義的責任を有し、社会の全ての構成員は各々の役割を果たすとともに相互に協力して実施されなければならない。 （2）子ども・子育て支援の給付や事業の内容水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。 （3）子ども・子育て支援の給付や事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されなければならない。
基本的な視点	本計画における町の基本的な視点は、平成26（2014）年度までの紫波町次世代育成支援行動計画及び紫波町子ども・子育て支援事業計画で用いた「子どもの視点」「家庭の視点」「社会的支援の視点」を継続し、それぞれの施策と調和を図ります。 （1）子どもの視点 子どもたちにとって、家庭環境や障がいの有無などによって差別されることがなく、自立心や社会性を身に付けながら、のびのびと成長していくことが大切です。子どもにとって最善となる方法を考え、子どもの健やかな成長の支援に努めます。 （2）家庭の視点 子育て家庭において、家族がお互いに協力し合いながら、自覚と愛情をもって次世代を担う子どもたちを育てていくことが大切です。 保護者が経済的及び精神的なゆとりを持って子育てができるように、保育サービスや学習できる機会の提供など、子育て家庭の支援に努めます。 （3）社会的支援の視点 わたしたちの社会にとって、次世代を担う多くの子どもたちが健やかに育っていくことは、最も大切なことです。 就労している親にとって、雇用主の理解がなければ仕事と子育ての両立が難しいことから、国とともに理解の促進に努めます。また、地域住民の協力がなければ、子どもたちの健やかな成長は得られないことから、協力態勢の促進に努めます。
施策の展開	I きめ細かな子育て支援環境の整備 1 教育・保育提供区域の設定 2 教育・保育施設の見込量と確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の充実 4 子育て世帯の経済的負担の軽減 5 地域で支援する子育て・子育て II 人生の土台である幼児期の教育の充実 1 児童施設における豊かな幼児教育の推進 2 幼児期の育ちについての理解促進 3 幼保小連携の推進 III 子どもが適切な養育を受けられる環境の整備 1 児童虐待防止対策、虐待児童・家庭への適切な対応 2 悩みを抱える保護者が相談できる環境づくり 3 適切な子育て・教育への接続 4 紫波町こどもセンターの機能の充実【再掲】 IV 子どもが夢や希望を持って成長できる環境づくり

第 2 章 都市が抱える課題の分析

1 現況把握

(1) 町の位置及び設立の経緯

①町の位置及び地勢

紫波町は、岩手県のほぼ中央、岩手県の中核機能が集積する盛岡市から18km南側で、盛岡市と花巻市の中に位置し、東西に約28km、南北に約13km、総面積238.98km²の町です。

町は、大きく分けて、東部、西部、中央部の各地域に区分されます。東部地域は北上高地、西部地域は奥羽山脈といった山岳丘陵地帯が連なります。一方、中部地域は北上川河岸に広大な沖積平野地帯が広がり、JR東北本線、国道4号沿線を中心に古くから市街地が進展し、その周辺部に肥沃な農地が広がっていることから、自然環境に恵まれた「農と都市の融合」した地域を形成しています。

東部ではりんごやぶどうなどのフルーツ栽培が、西部ではうるち米やそばなどの生産が盛んです。

観光では、志賀理和氣神社、山屋の田植踊、白山神社薬師堂木造七仏薬師如来立像、走湯神社観音堂（旧高水寺）木造十一面観音立像、勝源院の逆ガシワなどの歴史・文化施設が複数立地しています。

図 2.1 町の位置



図 2.2 町の地域区分



②町の設立経緯

紫波町は古くから開けた地域であり、縄文時代の遺跡や中近世の館跡など、数多くの遺跡があります。延暦 22 年（803）年に今の盛岡市に坂上田村麻呂が志波城を築造し、中央の統治下に置かれました。その後、安倍氏や清原氏が支配し、平安時代には米や金を豊富に産出する地域となり、奥州藤原氏の一族である樋爪氏が支配しました。室町時代には斯波氏が、安土桃山時代には南部氏が支配しました。江戸時代には、盛岡藩の代官所や御蔵がおかれたため、現在の日詰商店街が郡山駅という奥州街道の宿場町、商人町、北上川の舟運の川港として栄えました。

そして、明治 22（1889）年に、町村制施行により、日詰町、古館村、水分村、志和村、赤石村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村の現町域 1 町 8 村が誕生しました。

翌年の明治 23（1890）年 11 月に JR 東北本線の日詰駅が、昭和 24（1949）年 3 月には古館駅が開設しました。

昭和 30（1955）年には、昭和の大合併により、1 町 8 村が合併し現在の紫波町となりました。

表 2.1 都市化の経緯

年月日	出来事
昭和 30（1955）年 4 月	紫波町誕生
昭和 37（1962）年	都市計画区域決定
昭和 45（1970）年	農業振興地域決定
昭和 48（1973）年	都市計画区域見直し
昭和 49（1974）～63（1988）年	西裏地区土地区画整理事業
昭和 53（1978）年	運動公園陸上競技場完成
昭和 54（1979）年	東北自動車道開通、紫波インターチェンジ開設
昭和 60（1985）年	用途地域指定（日詰・古館・赤石地区の 510ha）
平成元（1989）年	日詰西土地開発事業着手
平成 5（1993）年	用途地域変更・追加（598.7ha）
平成 5（1993）～9（1997）年	桜町地区土地区画整理事業
平成 9（1997）年	日詰西土地開発事業宅地分譲開始
平成 10（1998）年	紫波中央駅開設
平成 15（2003）～24（2014）年	日詰駅前地区土地区画整理事業
平成 21（2009）年	紫波中央駅前地区都市再生整備事業着手
平成 27（2015）年 5 月	紫波町役場新庁舎開庁
平成 28（2016）年 12 月	民間複合施設オガールセンター開設

（2）人口の推移

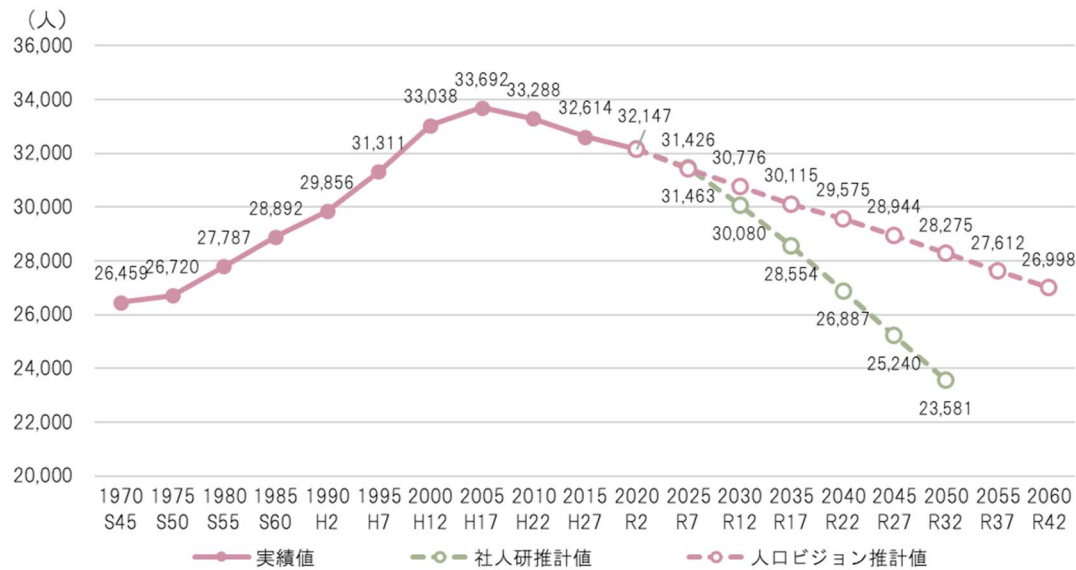
①総人口の推移

本町の人口は、昭和 45（1970）年から増加を続け、平成 17（2005）年の 33,692 人をピークに減少に転じており、令和 2（2020）年では 32,147 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、令和 32（2050）年には 23,581 人まで減少する見込みとなっています。

一方、紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる推計では、令和 32（2050）年には 28,275 人、令和 42（2060）年には 26,998 人まで減少すると予測されています。

図 2.3 人口推移



資料：＜S45～R2＞国勢調査

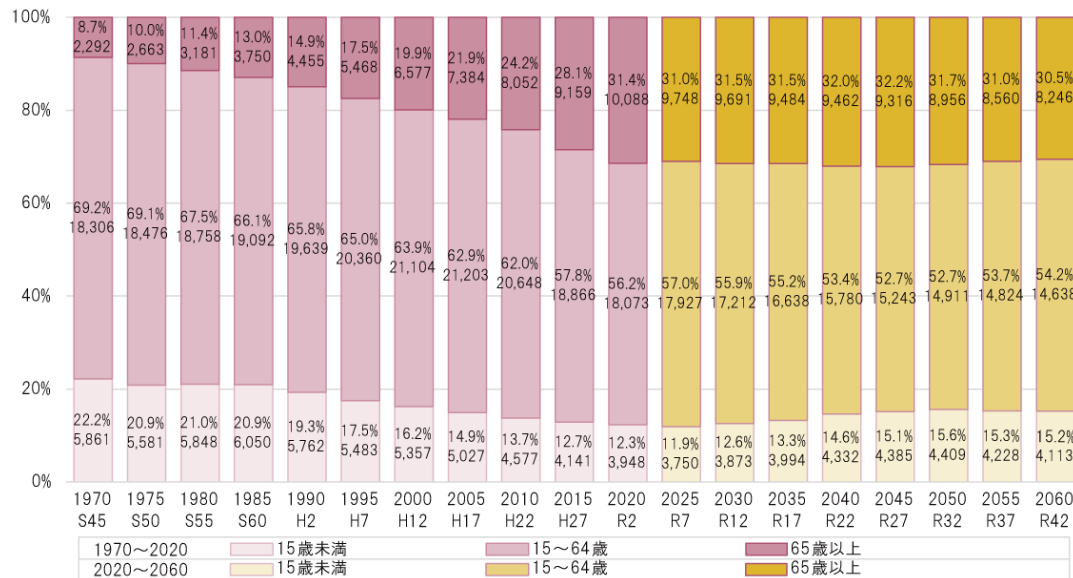
＜R7以降＞紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 28（2016）年 2 月）、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

②年齢別人口と将来の見通し

本町の令和 2（2020）年の高齢化率は 31.4%であり、およそ 3 人に 1 人が高齢者という状況です。これまでの過去 50 年間、一貫して少子高齢化が進んでいます。

紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる推計では、高齢化率は令和 27（2045）年をピークに令和 42（2060）年には 30.5%となる見通しです。

図 2.4 年齢 3 区分別人口の推移と将来の見通し



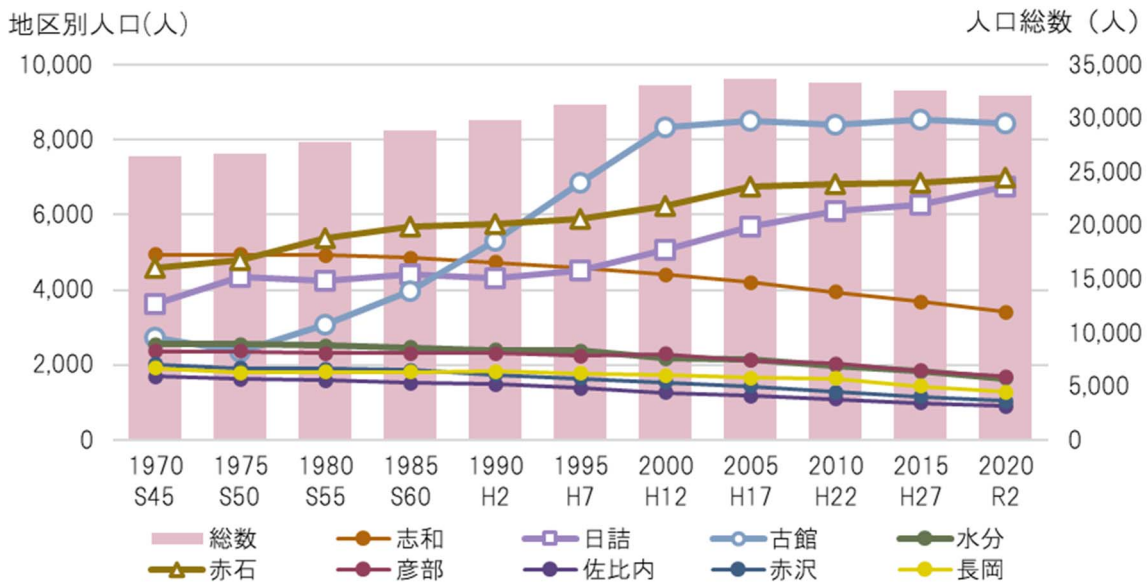
資料：＜S45～R2＞国勢調査

＜R7以降＞紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 28（2016）年 2 月）

③地区別人口

本町の地区別人口は、人口総数と同様、減少傾向となっている地域が多い中、赤石地区、古館地区、日詰地区は現在まで徐々に増加を続けています。

図 2.5 地区別人口の推移



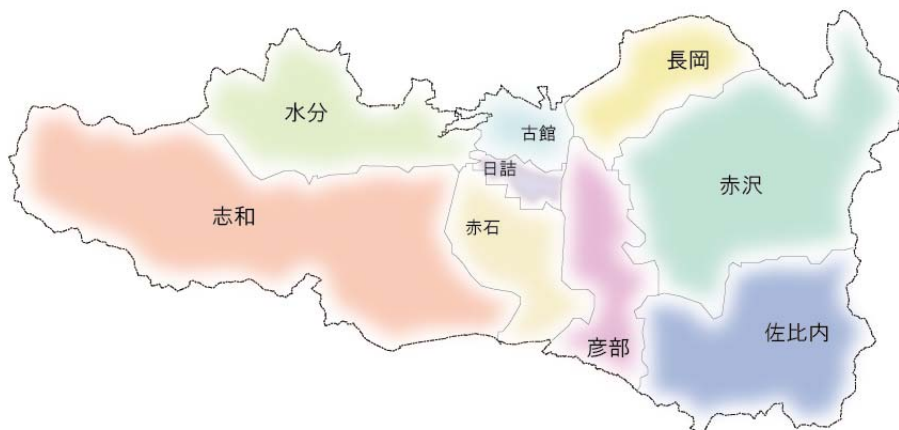
資料：国勢調査

表 2.2 地区別人口の推移

年次	人口	地区別人口								
	総数	日詰	古館	水分	志和	赤石	彦部	佐比内	赤沢	長岡
1970 (S45)	26,459	3,630	2,742	2,544	4,942	4,601	2,365	1,696	2,022	1,917
1975 (S50)	26,720	4,351	2,371	2,546	4,945	4,803	2,370	1,623	1,913	1,798
1980 (S55)	27,787	4,262	3,088	2,520	4,919	5,395	2,313	1,582	1,893	1,815
1985 (S60)	28,892	4,411	3,975	2,460	4,859	5,681	2,314	1,522	1,863	1,807
1990 (H2)	29,856	4,300	5,315	2,393	4,735	5,751	2,309	1,483	1,744	1,826
1995 (H7)	31,311	4,534	6,871	2,378	4,586	5,895	2,251	1,383	1,637	1,776
2000 (H12)	33,038	5,080	8,330	2,168	4,409	6,243	2,288	1,266	1,534	1,720
2005 (H17)	33,692	5,682	8,512	2,145	4,208	6,762	2,126	1,178	1,429	1,650
2010 (H22)	33,288	6,118	8,396	1,979	3,939	6,813	2,040	1,085	1,285	1,633
2015 (H27)	32,614	6,261	8,535	1,835	3,694	6,848	1,851	988	1,163	1,439
2020 (R2)	32,147	6,756	8,437	1,643	3,414	6,983	1,687	896	1,044	1,287

資料：国勢調査

図 2.6 地区区分

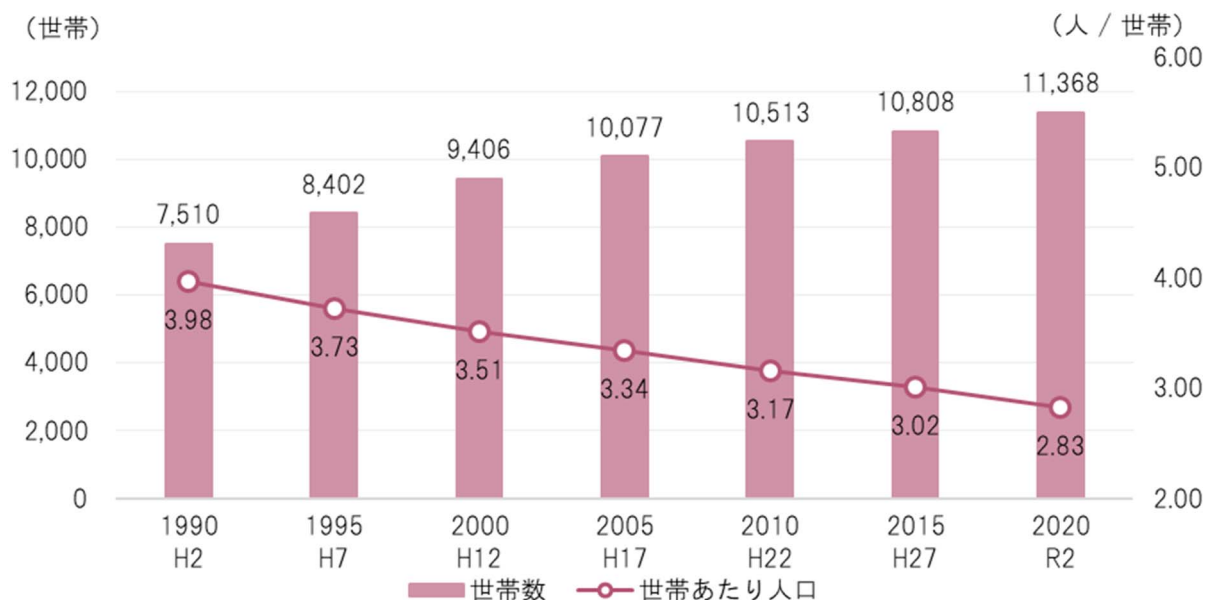


④世帯数

本町の世帯数は年々増加しています。世帯人員は一貫して減少を続けており、令和2（2020）年には2.83人／世帯となっています。

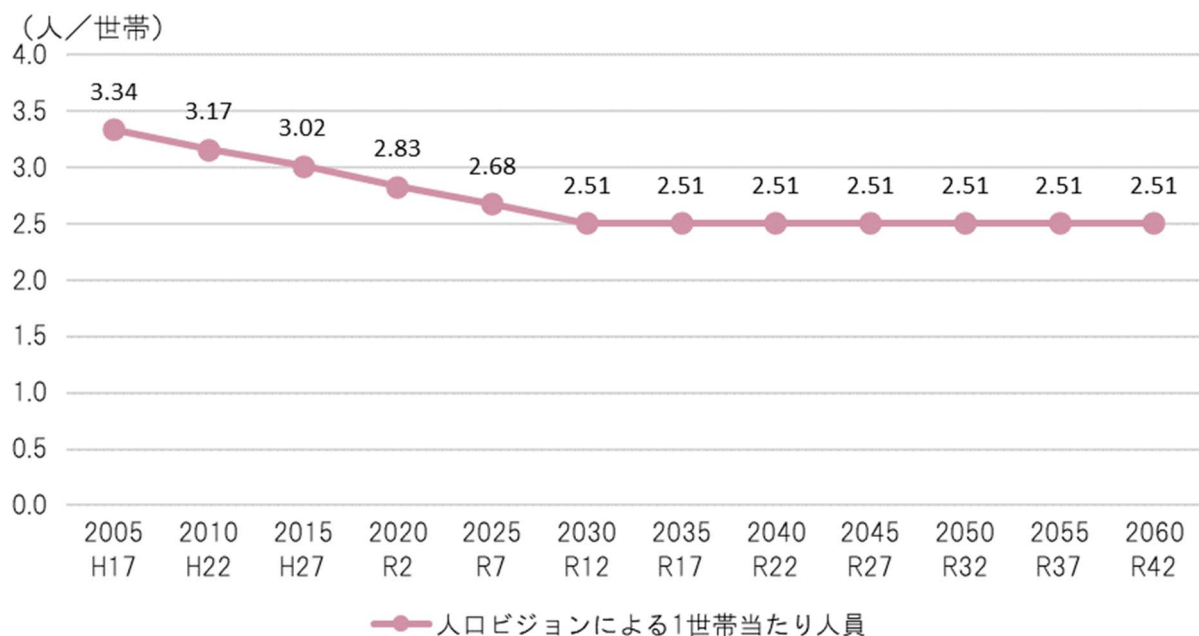
紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる1世帯あたり人員の将来予測では、平成17（2005）年で3.34人をピークに令和17（2035）年では2.51人と推計されることから、1世帯あたり人員の減少は大きく進行するものと予想されています。

図 2.7 世帯数、世帯人員の推移



資料：国勢調査

図 2.8 将来世帯人員

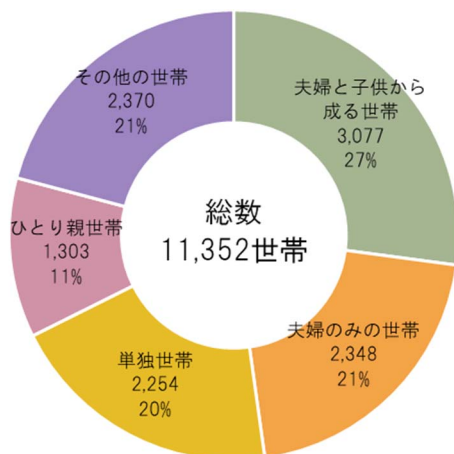


資料：紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成28（2016）年2月）

⑤世帯構成

本町の世帯構成は、夫婦と子供から成る世帯及び夫婦のみの世帯、ひとり親世帯の割合は全体の 59%を占めていて、核家族化が進行していることがわかります。

図 2.9 令和 2（2020）年世帯構成

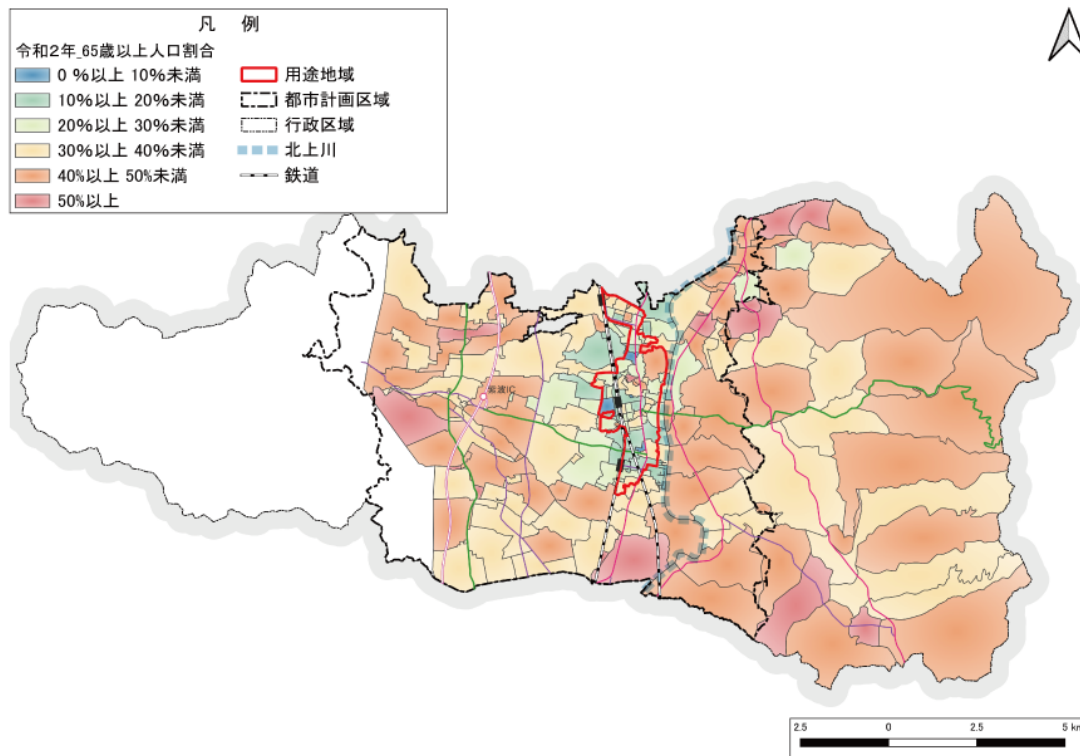


資料：令和 2（2020）年国勢調査

⑥高齢者人口の現状と将来の見通し

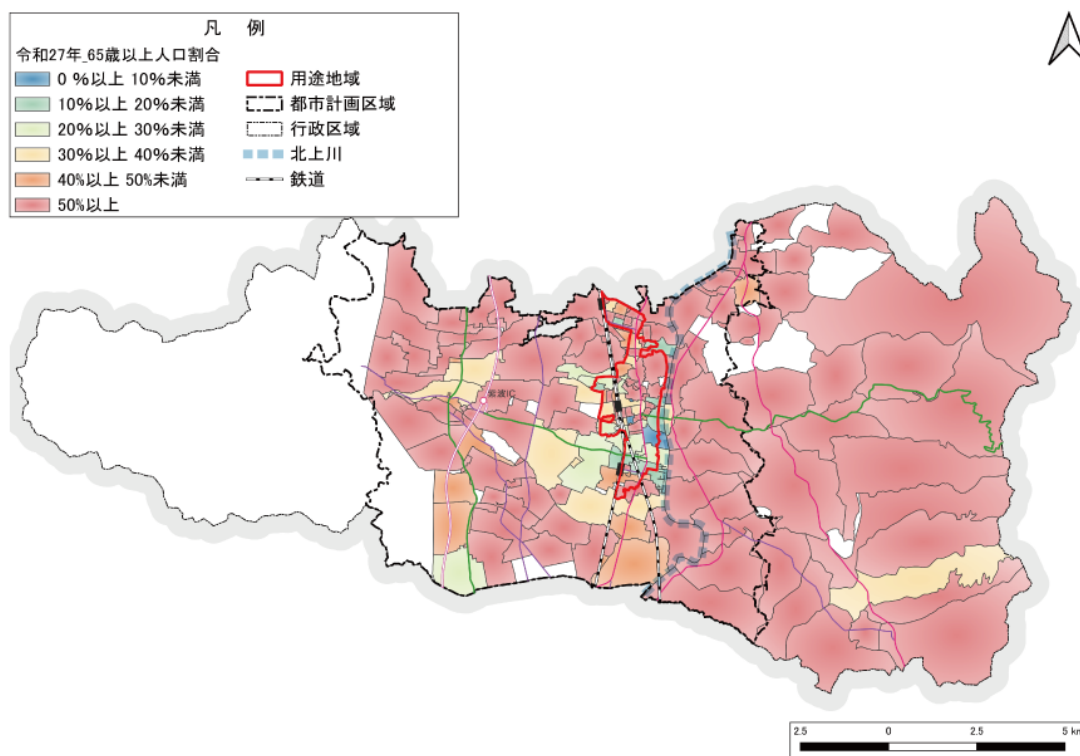
小地域ごとの 65 歳以上人口割合を見ると、令和 2（2020）年では用途地域周辺を除いた紫波町全域で 40%以上 50%未満の地域が多く見られます。一方、令和 27（2045）年には用途地域内を含む町全体の高齢化が進行することが予測されます。

図 2.10 令和 2（2020）年 65 歳以上人口割合



資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を使用し作成

図 2.11 令和 27（2045）年 65 歳以上人口割合



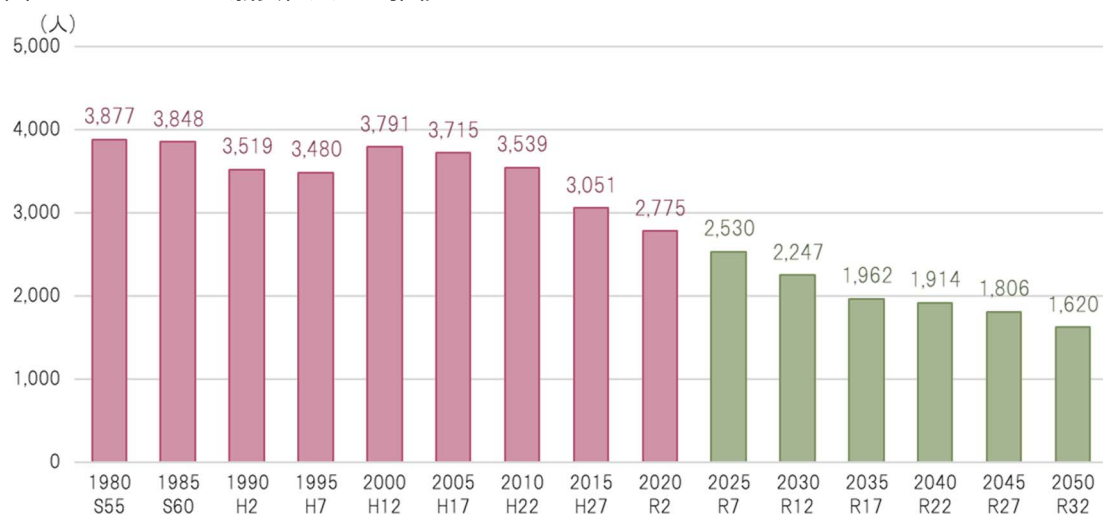
資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を使用し作成

⑦20～39 歳女性人口の推移

本町の人口は平成 17（2005）年をピークに緩やかに減少傾向にあります。また、一般的に出産に適した年齢とされる 20～39 歳女性の人口は昭和 55（1980）年から平成 12（2000）年まで増減し、その後現在まで減少しています。

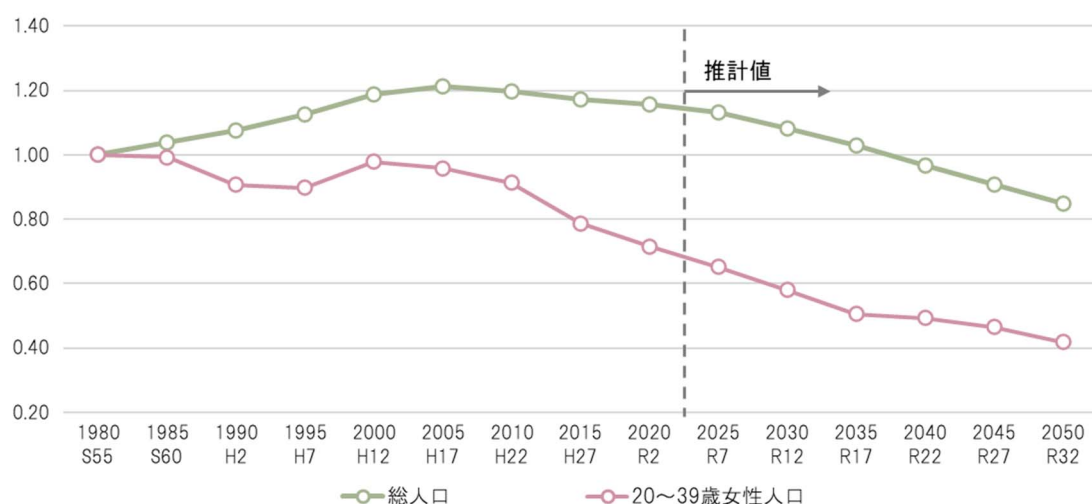
とりわけ、平成 22（2010）年以降は減少数が多くなっており、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年では約 300 人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年 3 月推計）」によると、この傾向は将来まで続き、令和 32（2050）年には 1,620 人まで減少する見込みです。

図 2.12 20～39 歳女性人口の推移



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（市区町村・令和 5（2023）年 3 月推計）」

図 2.13 総人口及び 20～39 歳女性人口指数の推移（昭和 55（1980）年を 1 とした指数）



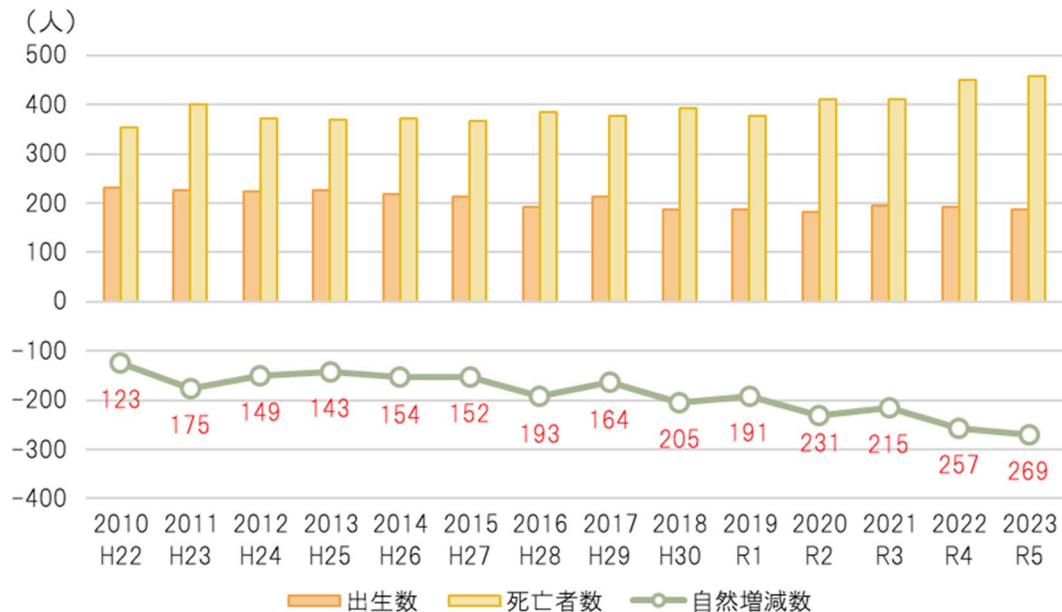
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（市区町村・令和 5（2023）年 3 月推計）」

⑧人口動態の推移

本町の自然動態は、平成 22（2010）年と令和 5（2023）年と比較すると、出生数が減少し、死亡者数が増加しています。自然増減数は減少しています。

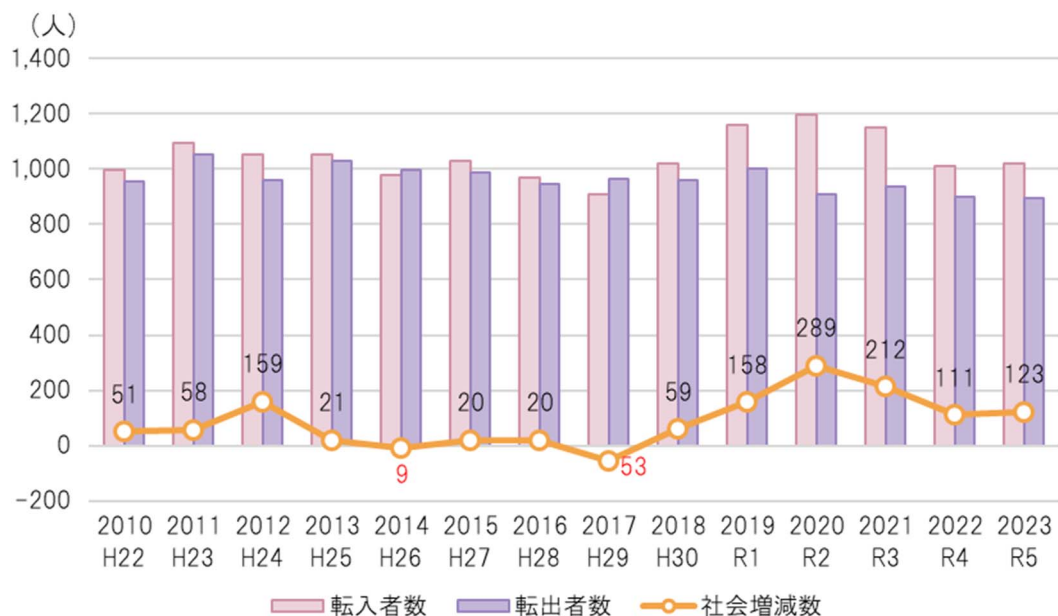
社会動態は、平成 22（2010）年と令和 5（2023）年と比較すると、転出数はほぼ変わらないものの、転入数が増加しています。この傾向は令和元（2019）年頃から見られ、社会増減数にも影響しています。

図 2.14 自然動態の推移



資料：＜H22～H27＞平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査
＜H27 以降＞住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図 2.15 社会動態の推移



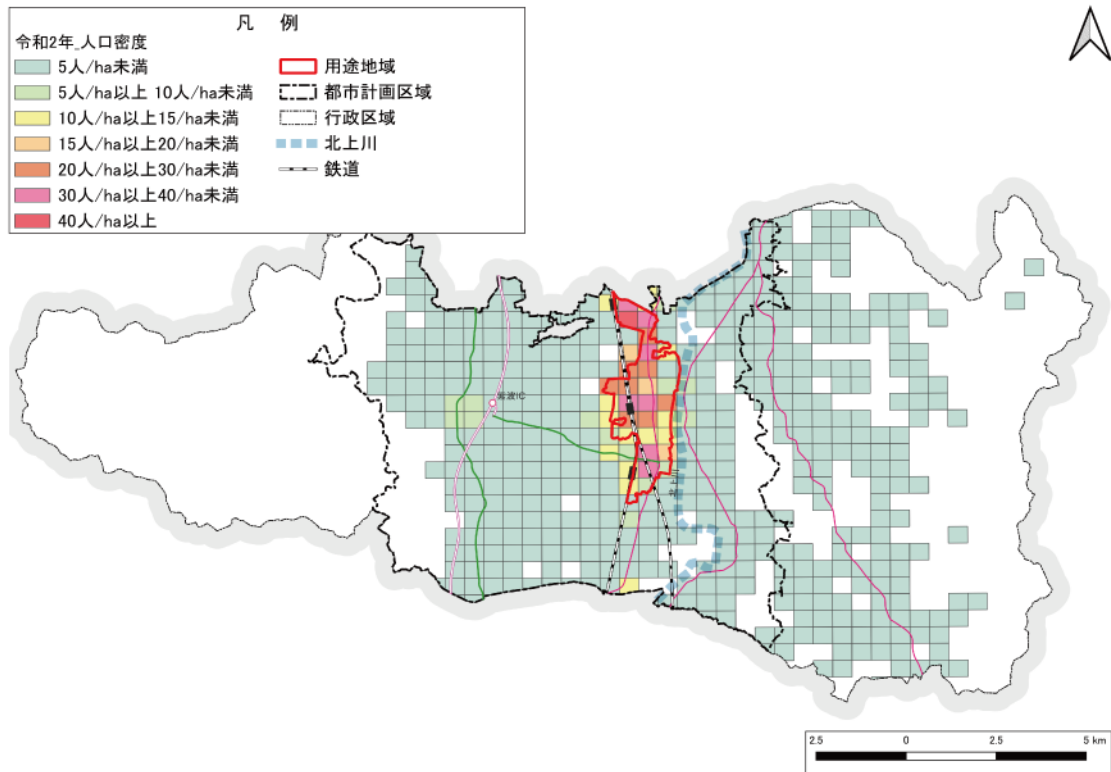
資料：＜H22～H27＞平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査
＜H27 以降＞住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

⑨人口密度分布

本町の人口密度は多くの地域で 5 人/ha 未満となっていますが、用途地域を中心とした地域では 10 人/ha 以上の地域が多く、特に駅周辺の地域は人口密度も高い傾向にあります。

区域別の人口密度で見ると、用途地域全体では 28.3 人/ha となっています。

図 2.16 令和 2（2020）年 500m メッシュ人口密度



資料：令和 2（2020）年国勢調査

表 2.3 区域別人口密度

	面積(ha)		令和 2（2020）年 人口（人）		人口密度 (人/ha)
	実数	構成比	実数	構成比	
用途地域	599	2.5%	16,920	52.6%	28.3
用途地域外	8,937	37.4%	12,893	40.1%	1.4
都市計画区域	9,536	39.9%	29,813	92.7%	3.1
都市計画区域外	14,362	60.1%	2,334	7.3%	0.2
合計	23,898	100.0%	32,147	100.0%	1.3

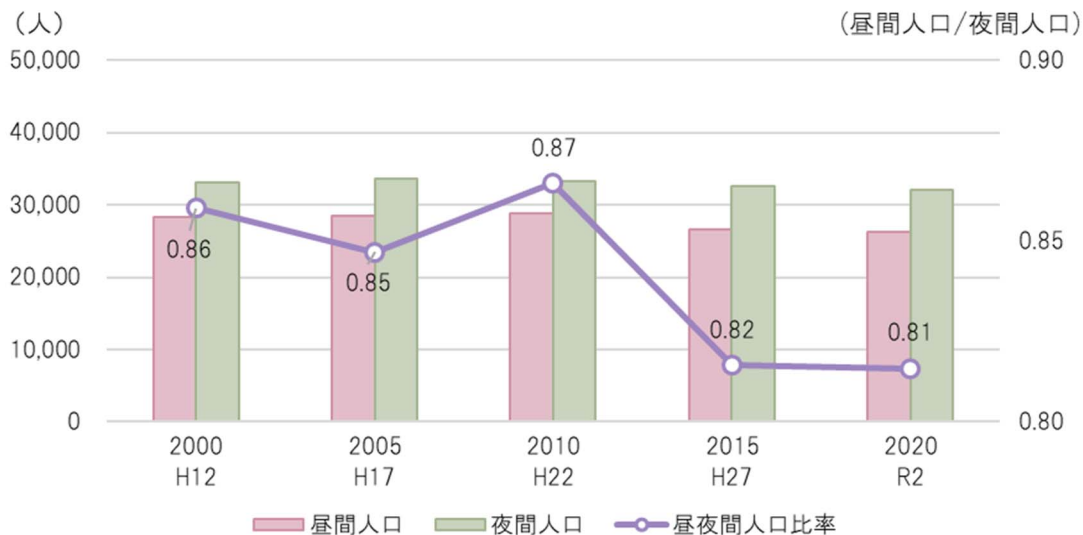
資料：面積<国土交通省 都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況>
人口<令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査>

⑩昼夜間人口

本町の昼夜間人口比率（昼間人口/夜間人口）は概ね 0.85 程度で推移しています。

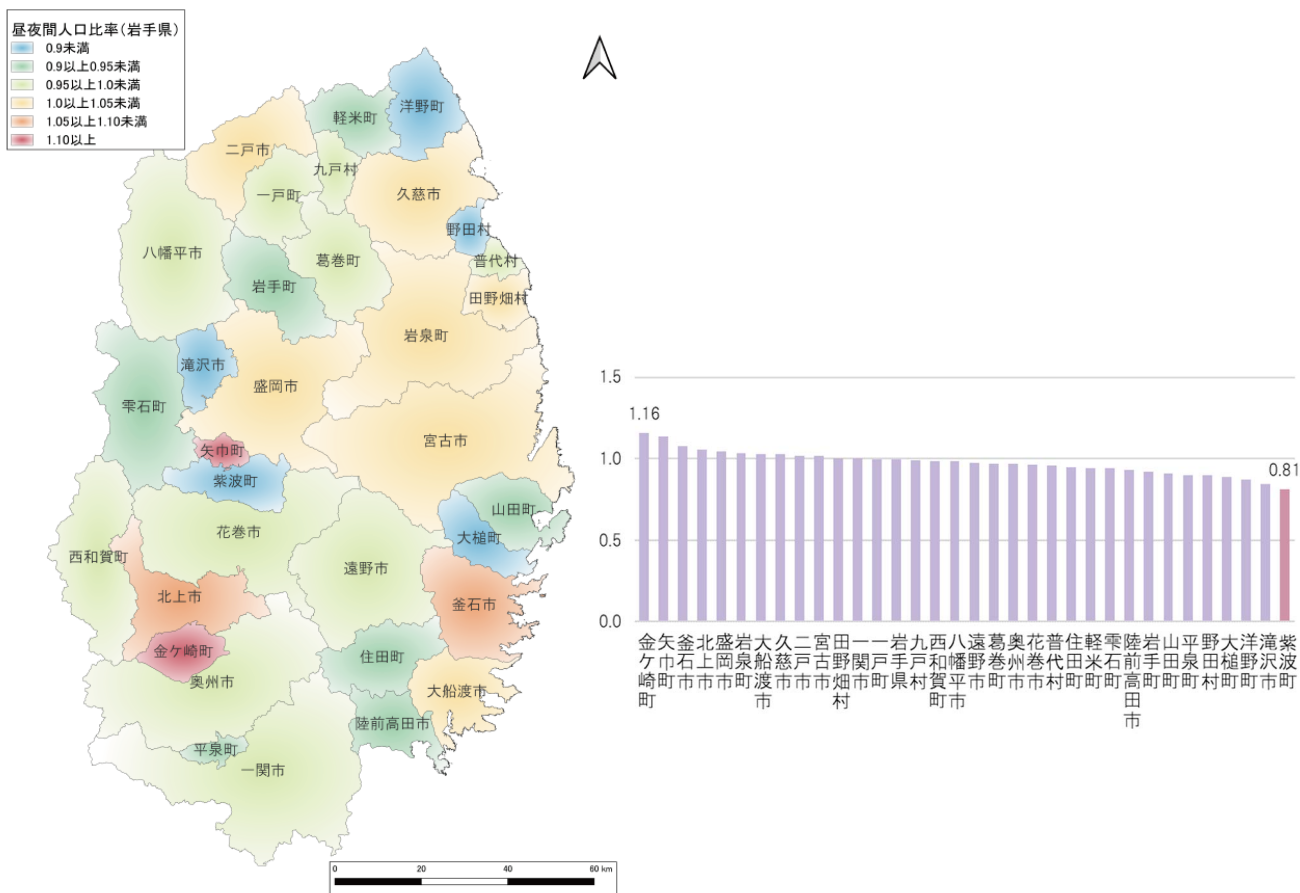
岩手県の他市町村と比べると、低い値となっていることから、多くの町民の就学先・就業先が他市町村にあることがわかります。

図 2.17 昼夜間人口比率



資料：国勢調査

図 2.18 令和 2（2020）年 岩手県の昼夜間人口比率



資料：令和2（2020）年国勢調査

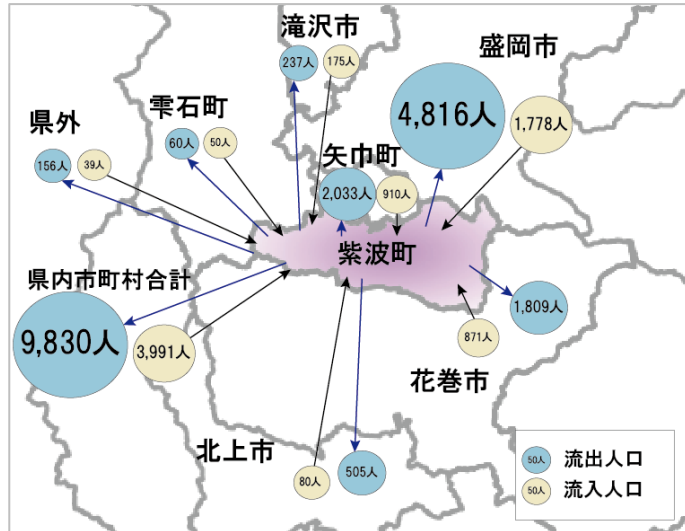
⑪通勤・通学流動

本町に常住する就業者・通学者のうち、約 49%が町内で就業または通学しており、約 49%が町外へと通勤・通学しています。

町外への主な通勤・通学先は盛岡市が最も多く、次いで矢巾町、花巻市となっています。

町外から町内への通勤・通学者は流出先と同様に盛岡市が最も多く、次いで矢巾町、花巻市となっています。

図 2.19 周辺市町村の通勤通学流動



資料：令和2（2020）年国勢調査

表 2.4 令和2（2020）年 通勤・通学による流出人口

区分	通勤通学者 (人)	構成比 (%)	15歳以上就 業者(人)	15歳未満通 学者を含む通 学者(人)
紫波町に常住する就業者・通学者	20,799	100.0	17,028	3,771
町内で従業・通学	10,254	49.3	7,656	2,598
他市区町村で従業・通学	10,125	48.7	9,069	1,056
従業・通学地不詳	420	2.0	303	117
通勤通学先上位5位	盛岡市	4,816	23.2	4,244
	矢巾町	2,033	9.8	1,929
	花巻市	1,809	8.7	1,637
	北上市	505	2.4	457
	滝沢市	237	1.1	170
県内他市区町村で従業・通学 計	9,830	47.3	8,847	983
他県で従業・通学 計	156	0.8	117	39
流出人口	9,986	48.0	8,964	1,022

資料：令和2（2020）年国勢調査

表 2.5 令和2（2020）年 通勤・通学による流入人口

区分	通勤通学者 (人)	構成比 (%)	15歳以上就 業者(人)	15歳未満通 学者を含む通 学者(人)
紫波町で就業・通学する人口	14,843	100.0	11,930	2,913
町内に常住	10,254	69.1	7,656	2,598
他市区町村に常住	4,030	27.2	3,866	164
従業・通学地不詳	559	3.8	408	151
通勤通学元上位5位	盛岡市	1,778	12.0	1,705
	矢巾町	910	6.1	850
	花巻市	871	5.9	848
	滝沢市	175	1.2	172
	北上市	80	0.5	77
県内他市区町村に常住 計	3,991	26.9	3,828	163
他県に常住 計	39	0.3	38	1
流入人口	4,030	27.2	3,866	164

資料：令和2（2020）年国勢調査

(3) 法適用現況

①都市計画による土地利用規制

本町では、紫波都市計画区域が設定されており、その面積は 9,536ha、町域に対して約 40%となっています。そのうち用途地域は 598.7ha であり都市計画区域に対して約 6.3%、町域に対して 2.5%となっています。

全体の用途構成としては、住居系が約 85%、商業系が約 6%、工業系が約 9%となっています。

特別業務地区は、用途地域内の都市計画道路紫波線沿道部に指定されています。

地区計画は日詰西地区の 1 地区が指定されています。

表 2.6 用途地域指定状況

区域	面積	構成比	
		対行政区域	対用途地域
第1種低層住居専用地域	130.0ha	0.5%	21.7%
第2種低層住居専用地域	0.0ha	0.0%	0.0%
第1種中高層住居専用地域	60.0ha	0.3%	10.0%
第2種中高層住居専用地域	0.0ha	0.0%	0.0%
第1種住居地域	300.0ha	1.3%	50.1%
第2種住居地域	21.0ha	0.1%	3.5%
準住居地域	0.0ha	0.0%	0.0%
近隣商業地域	22.0ha	0.1%	3.7%
商業地域	13.0ha	0.1%	2.2%
準工業地域	47.0ha	0.2%	7.9%
工業地域	0.0ha	0.0%	0.0%
工業専用地域	5.7ha	0.0%	1.0%
用途地域	598.7ha	2.5%	100.0%
用途地域外	8,937.3ha	37.4%	－
都市計画区域	9,536.0ha	39.9%	－
都市計画区域外	14,362.0ha	60.1%	－
行政区域	23,898.0ha	100.0%	－

資料：令和 4（2022）年都市計画現況調査

表 2.7 特別業務地区指定状況

特別業務地区		
用途地域		準工
	容積率	200.0
	建ぺい率	60.0
決定面積	特別業務地区(ha)	34.3
当初決定年月日		S60.9.20
最終変更年月日		H6.12.20
条例制定年月日		H6.11.10

資料：令和 4（2022）年都市計画現況調査

②地区計画による土地利用規制

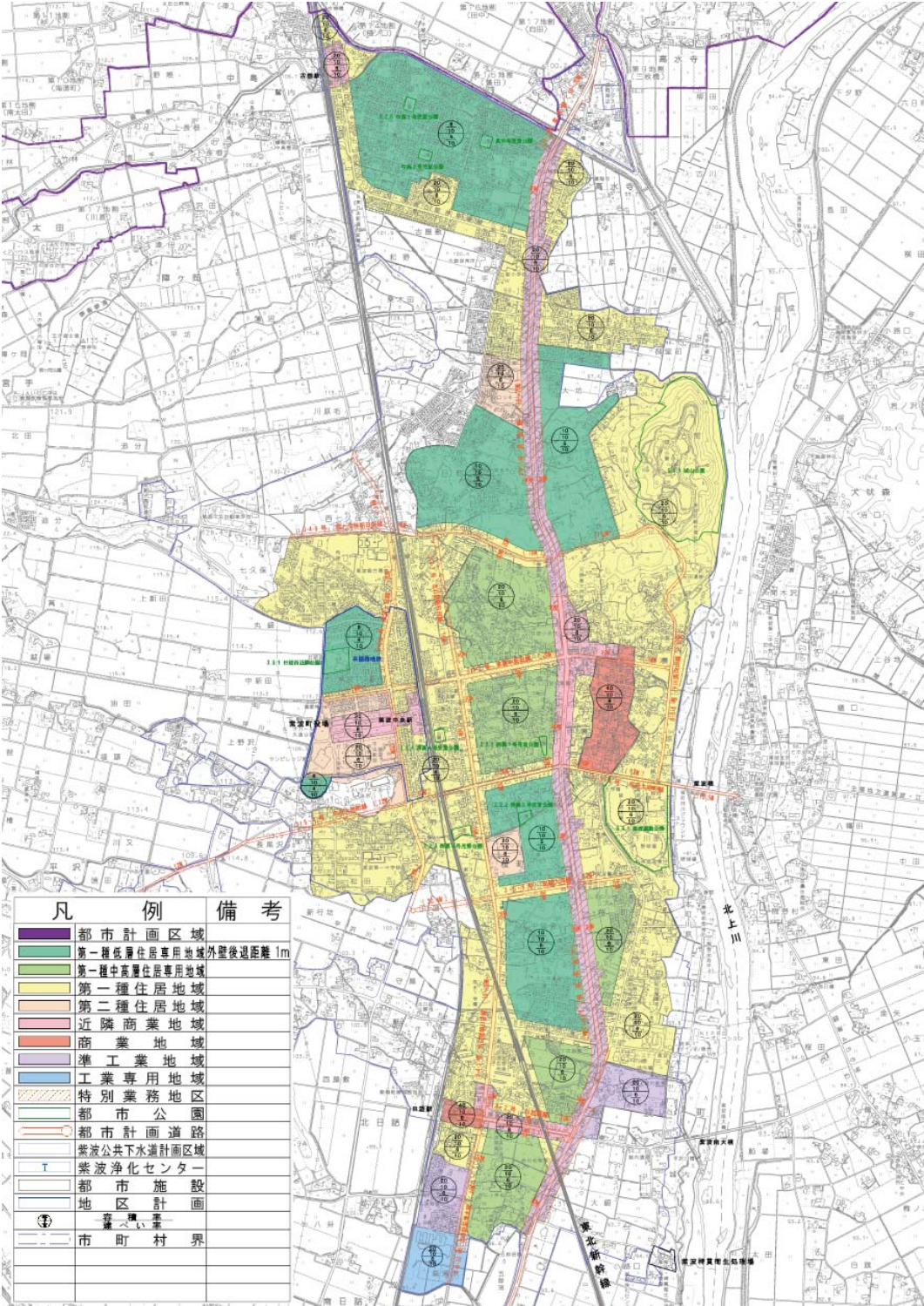
本町では日詰西地区地区計画が設けられています。この地区計画では、JR 東北本線紫波中央駅の開設と、公益行政業務地、副次的商業地及び環境に優れた住宅地を形成し、「魅力ある街づくり」を目標としています。

表 2.8 地区計画の指定状況

地区名	当初決定 年月日	最終変更 年月日	区域面積 (ha)	ねらい
日詰西地区	H10.1.30	H22.3.12	36.8	無秩序な開発を防ぐため地区施設を配置し、良好な居住環境の整備と保全

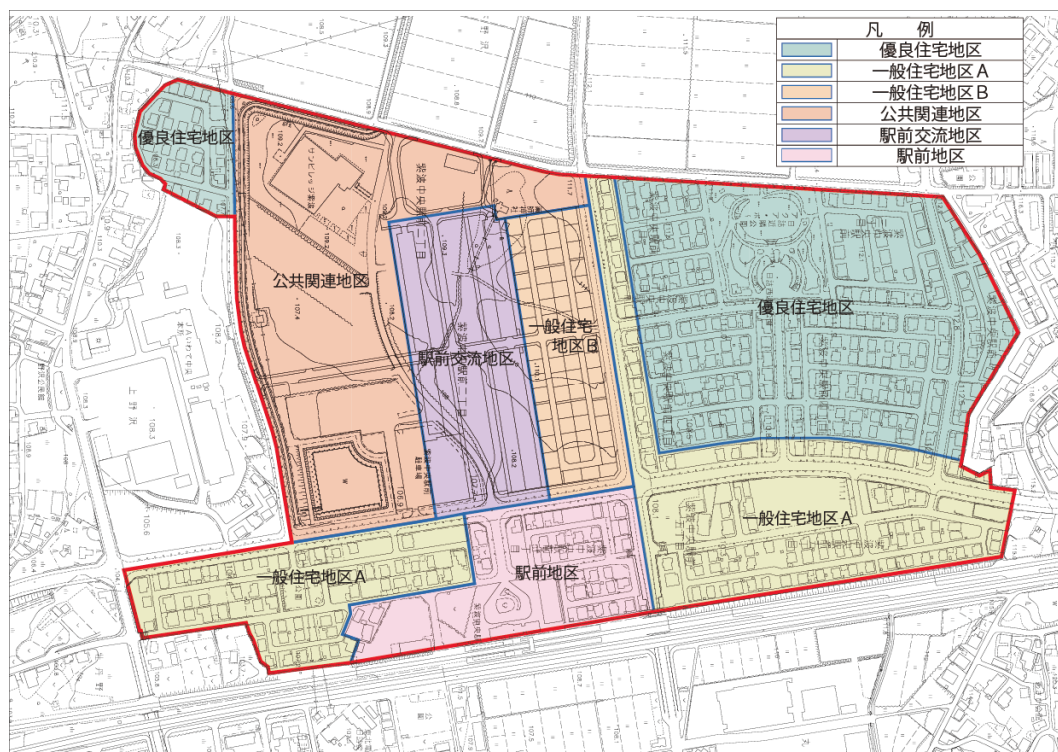
資料：令和 5（2023）年岩手県都市計画現況調査

図 2.20 用途地域図



資料：紫波町

図 2.21 地区計画区域図（日詰西地区）



資料：地区計画届出の手引き 日詰西地区

表 2.9 地区計画の概要

	地区の区分	地区の名称	優良住宅地区	一般住宅地区 A	一般住宅地区 B	公共関連地区	駅前交流地区	駅前地区
		地区の面積	約 10.0ha	約 9.9ha	約 2.4ha	約 8.2ha	約 3.4ha	約 2.9ha
地 区 整 備 計 画	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。	建築物等の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。
			1 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（日用品の販売を主たる目的とする店舗、理髪店、美容院及びクリーニング取次店並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設を除く） 2 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの（公民館、集会所等を除く）	1 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3第1項第1号から第7号までに掲げる用途を兼ねるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く） 2 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿	1 学校、図書館その他これらに類するもの（公民館、集会所等を除く） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 公衆浴場 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	1 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く） 2 ホール、ゲーム場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 3 自動車教習所 4 畜舎 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これに類するもの	1 大規模集客施設（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの）	1 大規模集客施設（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの）

地区の名称		優良住宅地区	一般住宅地区 A	一般住宅地区 B	公共関連地区	駅前交流地区	駅前地区
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 連 す る 事 項	建築物等の用途の制限	4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	3 学校、図書館その他これらに類するもの（公民館、集会所等を除く）		2 工場（建築基準法施行令第 130 条の 6 で定めるものを除く）	2 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿
			5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	7 病院	3 ボールゲーム場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設	3 学校、図書館その他これらに類するもの（公民館、集会所等を除く）
			6 公衆浴場	5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	8 自動車車庫（建築物に附属する 30 m ² 以下のものを除く）	4 自動車教習所	4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
			7 診療所	6 公衆浴場	9 税務署、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 2 条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設、警察署、保健所その他これらに類するもの	5 畜舎	5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
			8 巡査派出所、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 2 条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	10 工場（建築基準法施行令第 130 条の 6 で定めるものを除く）	6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	6 公衆浴場
			9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	8 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもの（100 m ² 以下の銀行を除く）	11 ボールゲーム場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設	7 カラオケボックスその他これに類するもの	7 病院
			10 畜舎	9 病院	12 ビル又は旅館	8 倉庫業を営む倉庫	8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
				10 自動車車庫（建築物に附属する 30 m ² 以下のものを除く）	13 自動車教習所		9 税務署、警察署、保健所その他これらに類するもの
				11 税務署、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 2 条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設、警察署、保健所その他これらに類するもの	14 畜舎		10 ボールゲーム場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設
				12 工場（建築基準法施行令第 130 条の 6 で定めるものを除く）	15 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		11 自動車教習所
	13 ボールゲーム場、スケート場、水泳場その他建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設	16 カラオケボックスその他これに類するもの		12 畜舎			
		17 事務所で床面積の合計が 150 m ² を超えるもの		13 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
				14 カラオケボックスその他これに類するもの			
				15 工場（建築基準法施行令第 130 条の 6 で定めるものを除く）			
				16 劇場、映画館、演芸場又は観覧場			

地 区 整 備 計 画	地区の名称		優良住宅地区	一般住宅地区A	一般住宅地区B	公共関連地区	駅前交流地区	駅前地区
	建 築 物 等 に 関 連 す る 事 項	建築物等の用途の制限		14 軒又は旅館 15 自動車教習所 16 畜舎 17 事務所で床面積の合計が100㎡を超えるもの 18 倉庫（建築物に附属するも 自家用倉庫を除く）	18 倉庫（建築物に附属する自家用倉庫を除く）			17 倉庫（建築物に附属する自家用倉庫を除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡ ただし、公衆電話所又は上記「建築物の用途の制限」の規制対象外で、かつ、建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物はこの限りではない。	200㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 1 巡査派出所、公衆電話所又は上記「建築物の用途の制限」の規制対象外で、かつ、建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 2 基準日（地区計画施行日）において一面地が200㎡に満たない敷地での建築物				200㎡ ただし巡査派出所、公衆電話所又は上記「建築物の用途の制限」の規制対象外で、かつ、建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物はこの限りではない。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 建築物に附属する門柱及び門袖その他これらに類するもの。 2 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 3 自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの。					建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 建築物に附属する門柱及び門袖その他これらに類するもの。 2 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 3 自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの。

地区の名称	優良住宅地区		一般住宅地区A	一般住宅地区B	公共関連地区	駅前交流地区	駅前地区
	建築物等の高さの制限		12m ただし、階段室、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が該当建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは3mまでは当該建築物の高さに算入しないものとする。				15m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは当該建築物の高さに算入しないものとする。
	建築物等に關する事項		建築物等の形態又は意匠については、次の各号に掲げるものとしなければならない。 1 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ちついた色調とする。 2 屋外広告物等は自己の用に供し、美観・風致を守り、周辺環境に調和したものとする。 3 広告板の表示面積は1.0㎡以下とする。 4 テレビ等の受信で、共同アンテナで受信できるものについてはこれを利用し、各自で設置してはならない。		建築物等の形態又は意匠については、次の各号に掲げるものとしなければならない。 1 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ちついた色調とする。 2 屋外広告物等は自己の用に供し、美観・風致を守り、周辺環境に調和したものとする。		建築物等の形態又は意匠については、次の各号に掲げるものとしなければならない。 1 建築物の屋根及び外壁は原色を避け、周辺環境に調和した落ちついた色調とする。 2 屋外広告物等は自己の用に供し、美観・風致を守り、周辺環境に調和したものとする。 3 テレビ等の受信で、共同アンテナで受信できるものについてはこれを利用し、各自で設置してはならない。
	かき又はさくの構造の制限		道路境界に設けるかき又はさくについては、生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りではない。 1 透視可能な落ち着いた色調の金属柵類と生垣を併用する場合。 2 門柱及び門袖を設ける場合は、敷地面から門袖の高さを1.3m以下、門柱を含めた片側の門袖の長さを1.5m以下とする場合。		道路境界に設けるかき又はさくについては、生垣とし、高さは1.5m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りではない。 1 透視可能な落ち着いた色調の金属柵類と生垣を併用する場合。 2 門柱及び門袖を設ける場合は、敷地面から門袖の高さを1.3m以下、門柱を含めた片側の門袖の長さを1.5m以下とする場合。		

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の際区分は計画図表示のとおり」

理由

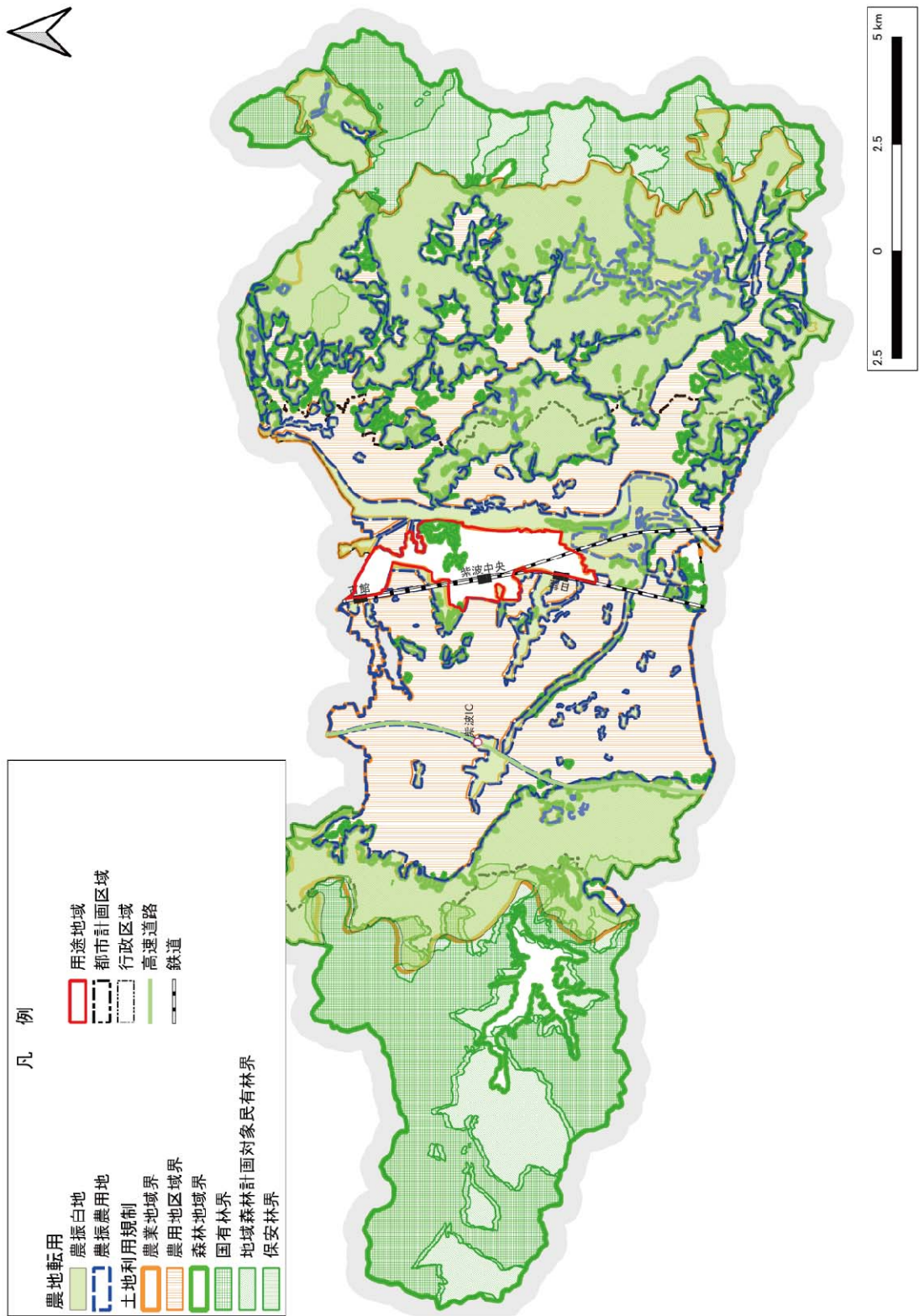
都市の健全な発展と秩序ある土地利用の確立を図るため、本案のように変更しようとするものである。

資料：地区計画届出の手引き 日詰西地区

③その他法令に基づく土地利用規制

都市計画区域外の東西の山地は広く森林地域に含まれています。そのうち、地域森林計画において 8,530ha の対象民有林が指定されています。

図 2.22 その他法令に基づく土地利用規制



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

(4) 建物・土地利用現況

①土地利用現況

都市計画区域内の土地利用は農地、主に田が多く、次いで山林が多くなっており、自然的土地利用が全体の約8割を占めています。

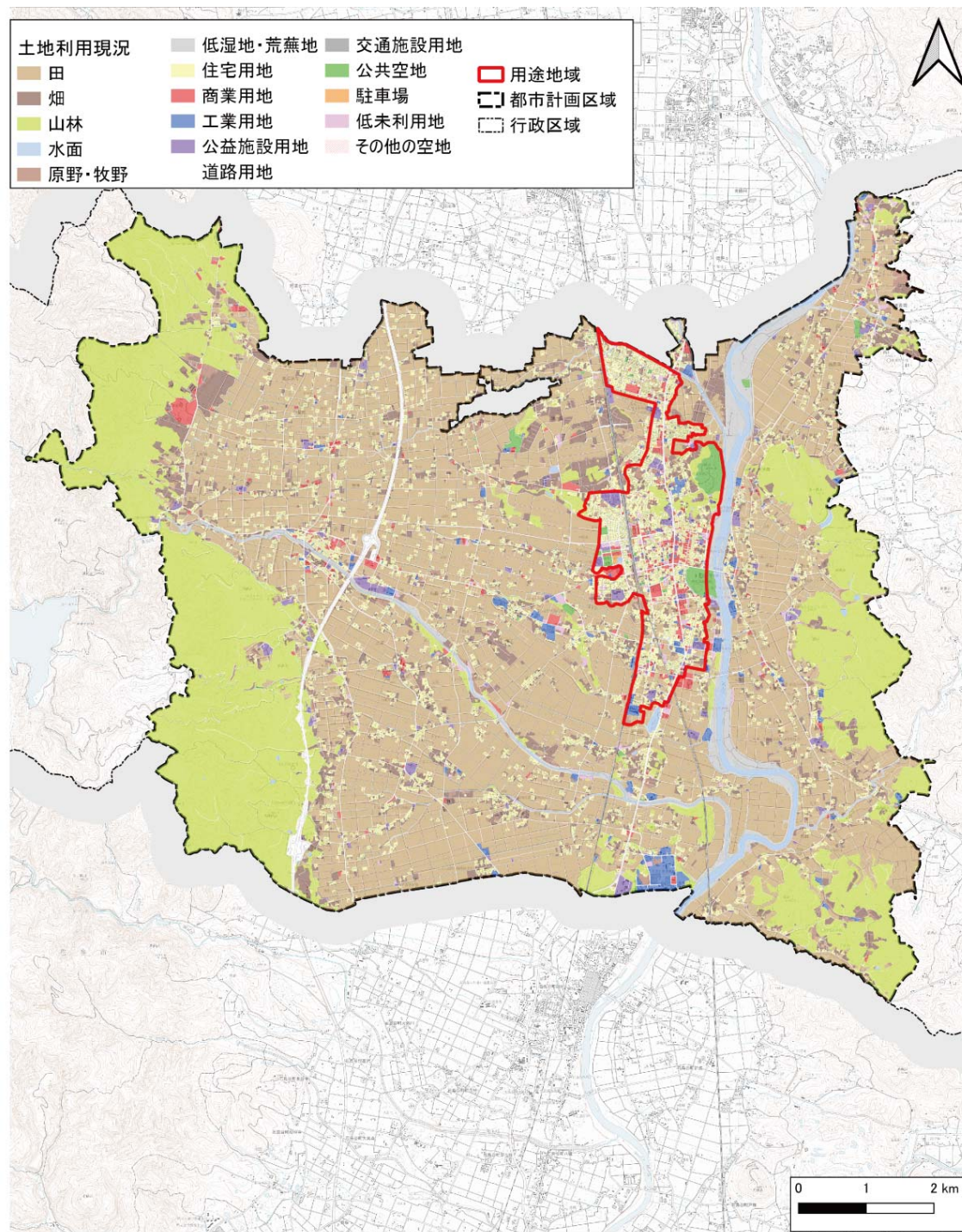
用途地域内では、住宅用地が36.8%と多く、商業・工業用地は合わせて10.1%となっています。

表 2.10 区域別土地利用面積（都市計画区域内）

区分			用途地域計		用途地域外計		都市計画区域計	
			面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比
自然的土地利用	農地	田	40.7	6.8%	4018.7	45.0%	4059.4	42.6%
		畑	45.7	7.6%	667.2	7.5%	712.9	7.5%
	山林		29.0	4.8%	2261.2	25.3%	2290.2	24.0%
	水面		2.9	0.5%	171.2	1.9%	174.1	1.8%
	原野・牧野		12.8	2.1%	104	1.2%	116.8	1.2%
	低湿地・荒蕪地		2.8	0.5%	253.9	2.8%	256.7	2.7%
	小計		133.9	22.3%	7476.2	83.7%	7610.1	79.8%
都市的土地利用	住宅用地		221.4	36.8%	608.8	6.8%	830.2	8.7%
	商業用地		47.2	7.9%	80.8	0.9%	128	1.3%
	工業用地		13.5	2.2%	81.5	0.9%	95	1.0%
	公益施設用地		33.4	5.6%	70.8	0.8%	104.2	1.1%
	道路用地		86.7	14.4%	541.6	6.1%	628.3	6.6%
	交通施設用地		7.0	1.2%	22.5	0.3%	29.5	0.3%
	公共空地		40.0	6.7%	19.7	0.2%	59.7	0.6%
	その他の公的施設用地		0.0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	駐車場		2.9	0.5%	0.6	0.0%	3.5	0.0%
	低未利用地		14.7	2.4%	32.5	0.4%	47.2	0.5%
	その他の空地		0.3	0.0%	0	0.0%	0.3	0.0%
	小計		467.1	77.7%	1458.8	16.3%	1925.9	20.2%
総計			601.0	100.0%	8935	100.0%	9536	100.0%
可住地面積			364.3	60.6%	7692.4	86.1%	8056.7	84.5%
非可住地面積			236.7	39.4%	1242.6	13.9%	1479.3	15.5%

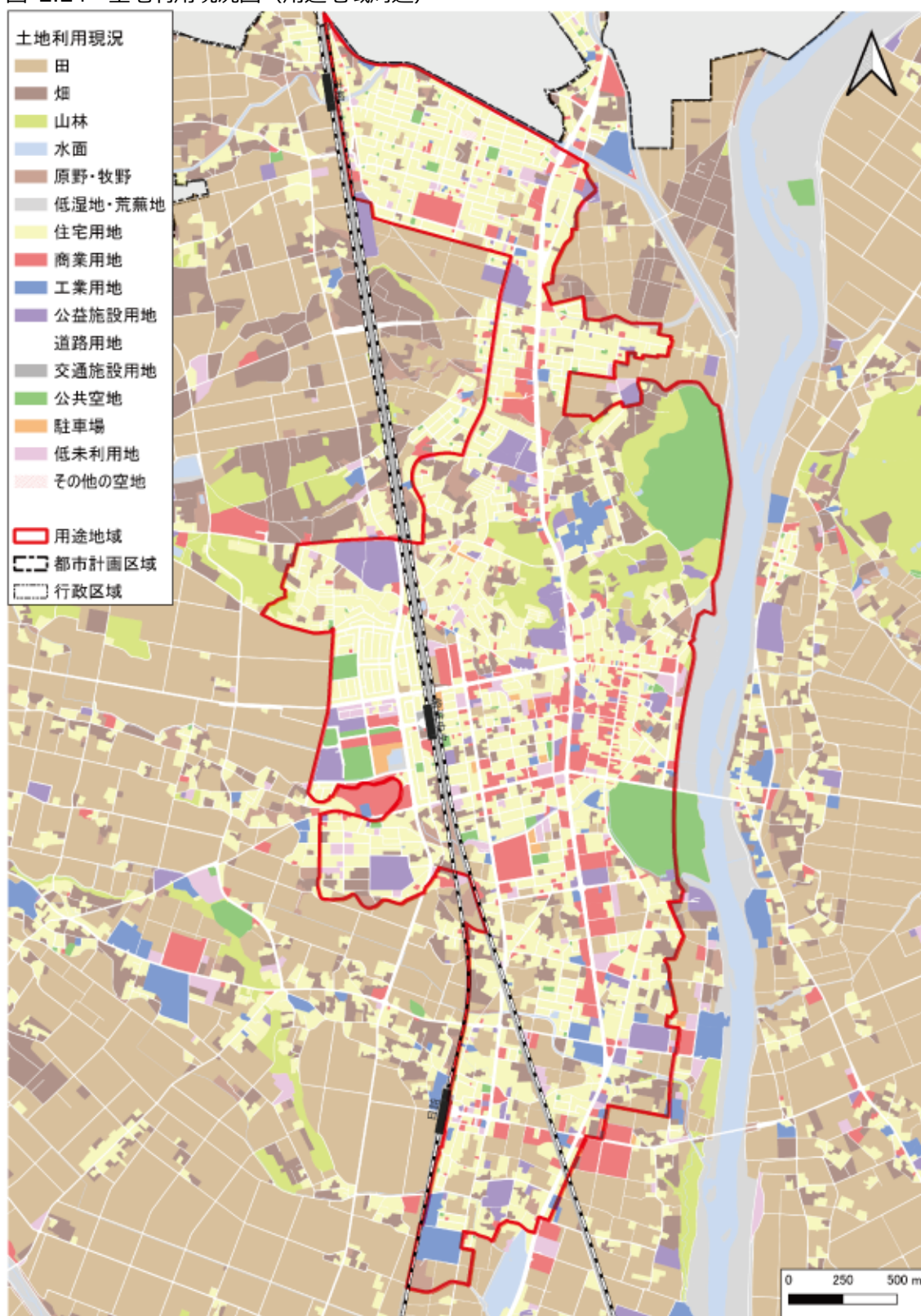
資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

図 2.23 土地利用現況図（都市計画区域）



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

図 2.24 土地利用現況図（用途地域周辺）

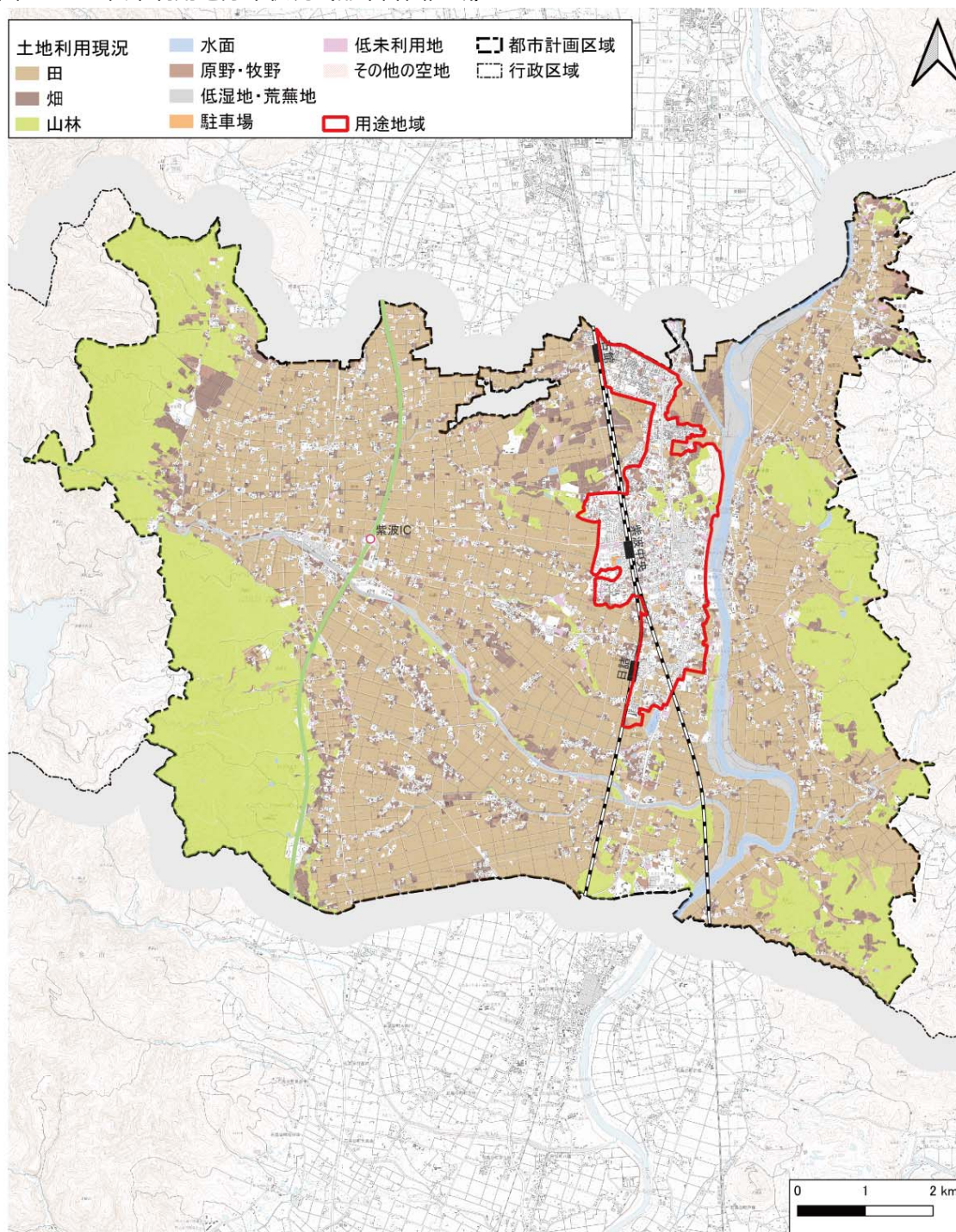


資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

②低未利用地分布状況

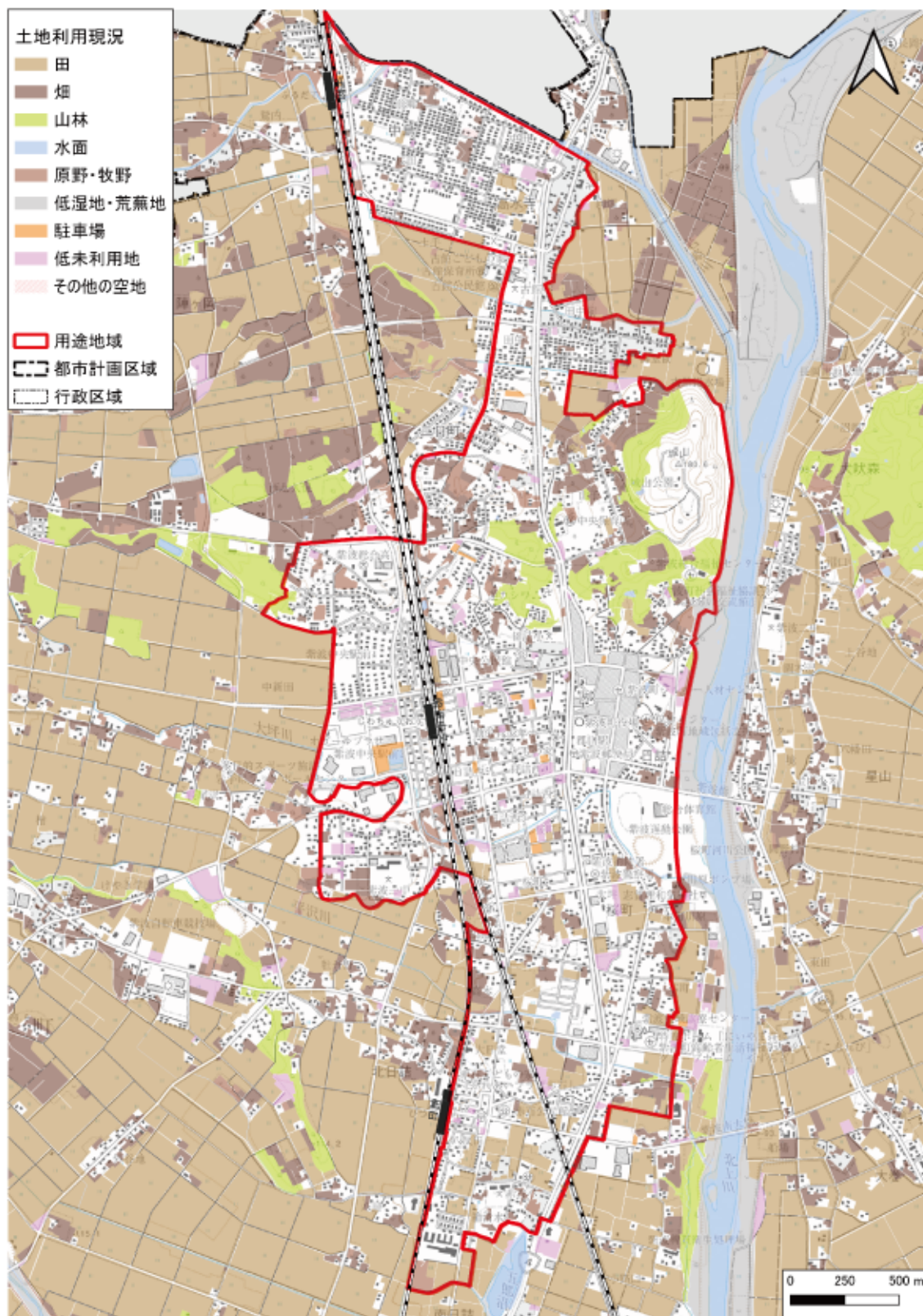
用途地域近辺部には農地や山林などの自然的土地利用が主となっていますが、紫波インター線沿道にまとまった低未利用地が見られます。用途地域内では、小規模な低未利用地が分散して見られます。

図 2.25 低未利用地分布状況（都市計画区域）



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

図 2.26 低未利用地分布状況（用途地域）



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

③開発動向

市街地開発事業は、平成 15（2003）年に計画決定された日詰駅前の土地区画整理事業が平成 24（2012）年に完了しています。

開発行為の区画数を見ると、平成 25（2013）年から令和 5（2023）年の 10 年間で合計 774 区画、そのうち古館地区では 149 区画、日詰地区は 107 区画、赤石地区は 512 区画、その他地区では 6 区画の開発行為が完了しています。

表 2.11 宅地開発状況

決定年月日	市街地開発事業名称	事業種別	面積 (ha)	事業期間		備考
				開始 年月日	完了 年月日	
H15.2.17	日詰駅前	土地区画整理事業	5.8	平成14年	平成24年	都市計画決定 平成14年3月15日

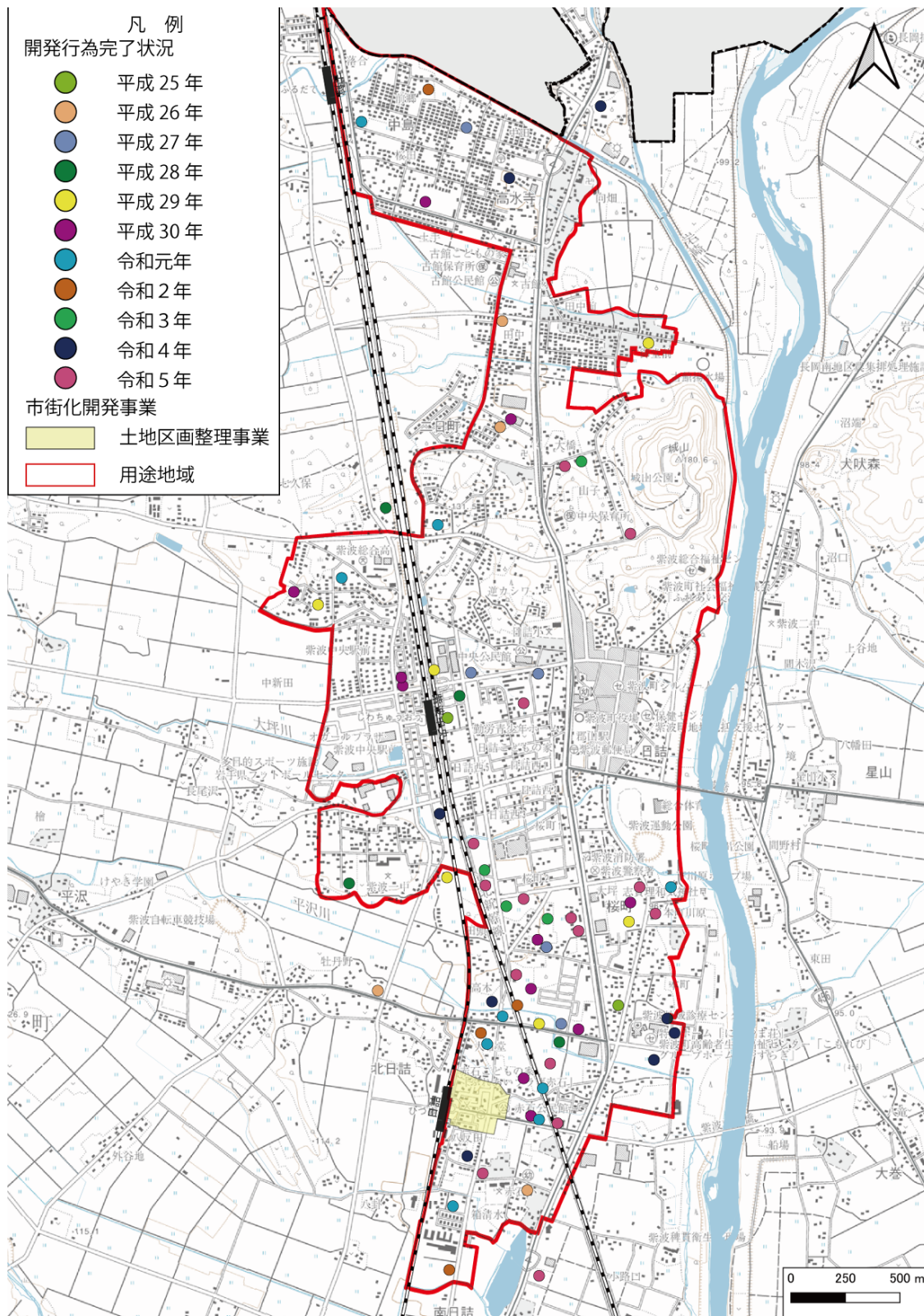
資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

表 2.12 開発行為の推移

	古館		日詰		赤石		その他地区	
	面積（㎡）	区画	面積（㎡）	区画	面積（㎡）	区画	面積（㎡）	区画
平成25年	0.00	0	5,500.42	17	2,095.74	8	0.00	0
平成26年	5,582.88	24	0.00	0	4,082.36	0	0.00	0
平成27年	2,214.05	8	6,230.19	0	7,332.47	25	2,969.56	0
平成28年	0.00	0	5,318.93	9	4,253.00	17	0.00	0
平成29年	0.00	0	8,184.58	27	43,838.76	75	0.00	0
平成30年	15,007.97	53	2,725.36	11	33,220.16	121	11,922.09	0
令和元年	6,988.69	23	7,018.86	27	23,600.54	46	2,452.15	0
令和2年	2,458.67	9	0.00	0	13,500.39	36	0.00	0
令和3年	1,743.59	6	0.00	0	27,933.28	51	9,397.09	0
令和4年	5,833.61	8	2,973.28	10	24,124.89	33	4,357.18	6
令和5年	4,948.83	18	1,957.87	6	42,139.42	100	0.00	0
	44,778.29	149	39,909.49	107	226,121.01	512	31,098.07	6

資料：紫波町

図 2.27 宅地開発状況及び開発行為完了状況



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査、紫波町

④農地転用の推移

都市計画区域内では、平成 22（2010）年から平成 26（2014）年の 5 年間で合計約 25ha、年間平均で約 5 ha 程度の農地転用が行われています。

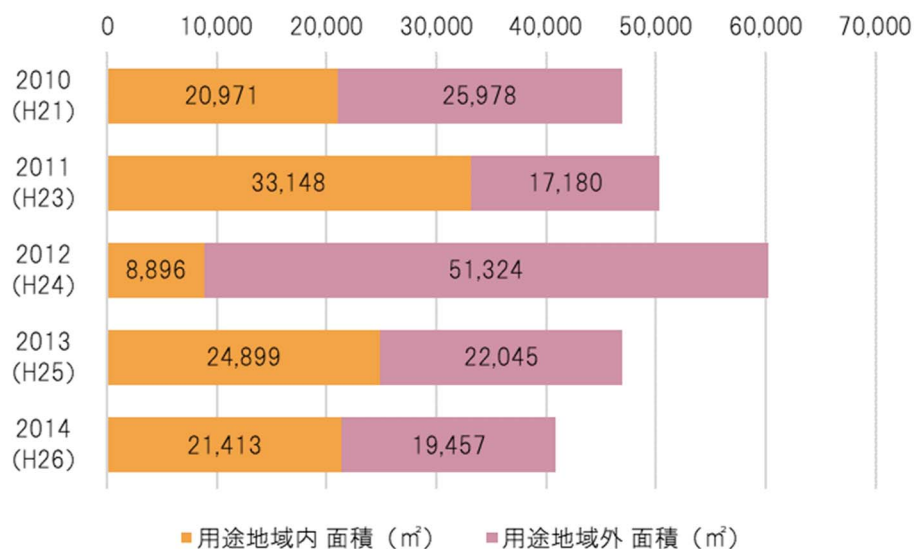
用途地域の内外を比較すると、用途地域外での転用件数、面積が多い傾向にあります。

表 2.13 農地転用の推移

	用途地域内		用途地域外		都市計画区域	
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
2010 (H22)	29	20,971	31	25,978	60	46,949
2011 (H23)	28	33,148	21	17,180	49	50,328
2012 (H24)	11	8,896	19	51,324	30	60,220
2013 (H25)	21	24,899	23	22,045	44	46,944
2014 (H26)	29	21,413	27	19,457	56	40,870
合計	118	109,326	121	135,984	239	245,310

資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

図 2.28 農地転用の推移



資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

⑤空き家件数

本町の空き家数は増加傾向にあります。空き家率は平成 30（2019）年時点で 9.7%であり、全国 13.6%、岩手県 16.1%と比較して低く、岩手県内では 1 番低い自治体となっています。

第二期紫波町空家等対策計画によると、空家等実態調査で調査した物件は 404 件であり、空家等と判断される総数は 343 件です。分布図をみると、空家等は町内各地区に分布していることがわかります。住宅が密集している日詰・古館・赤石の中央地区が多く存在する一方、河東地区の山間部では、山林の中に長年放置されている状態にある空家等が見受けられます。

図 2.29 町内の空き家の推移

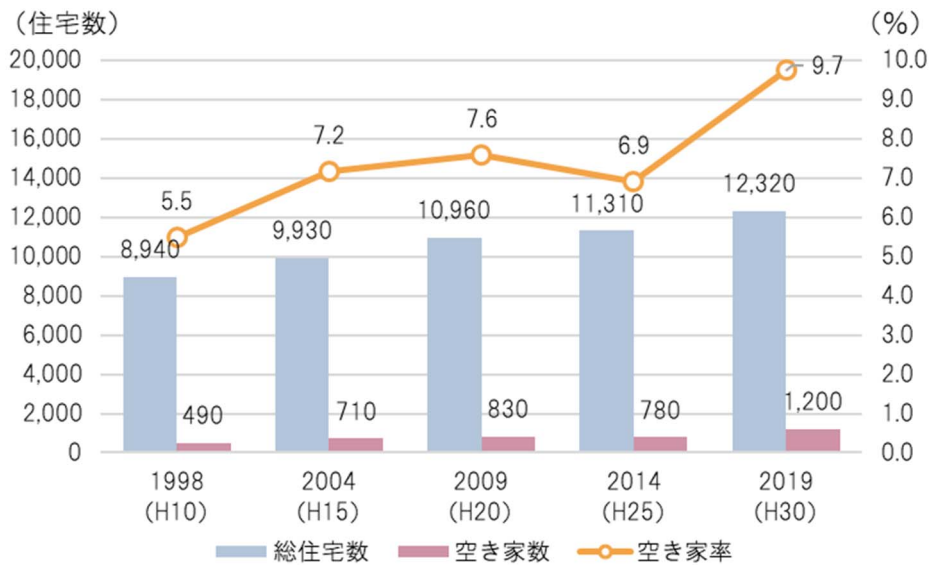


図 2.30 空き家率の比較（県内市町村）

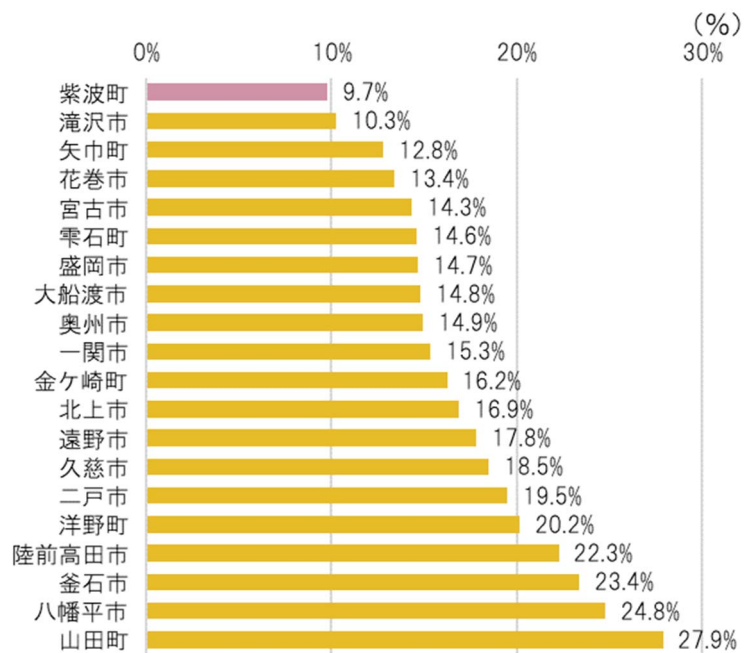
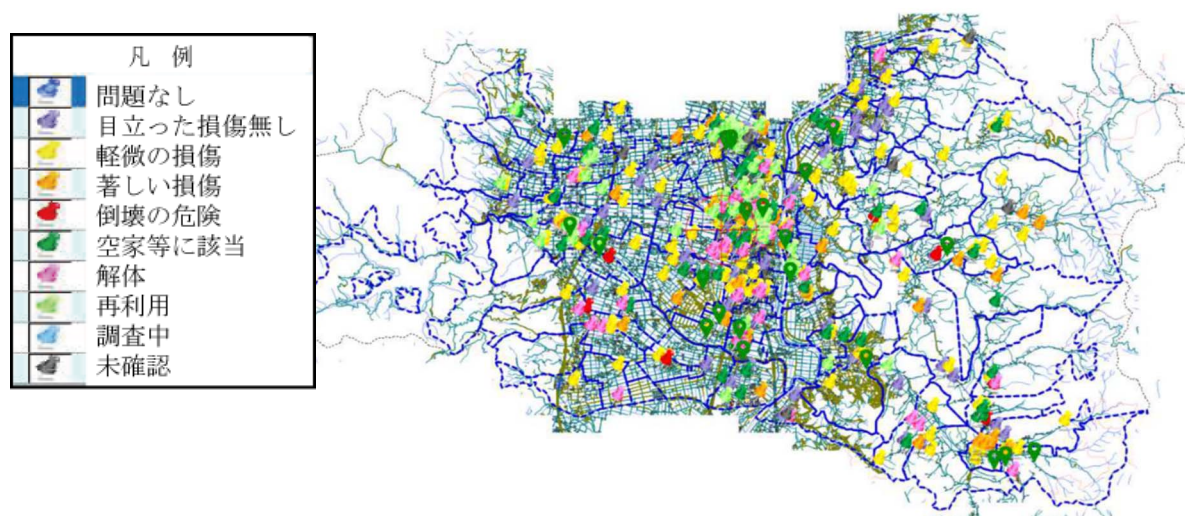


図 2.31 空き家等分布図（空家等実態調査/令和 3（2021）年度）



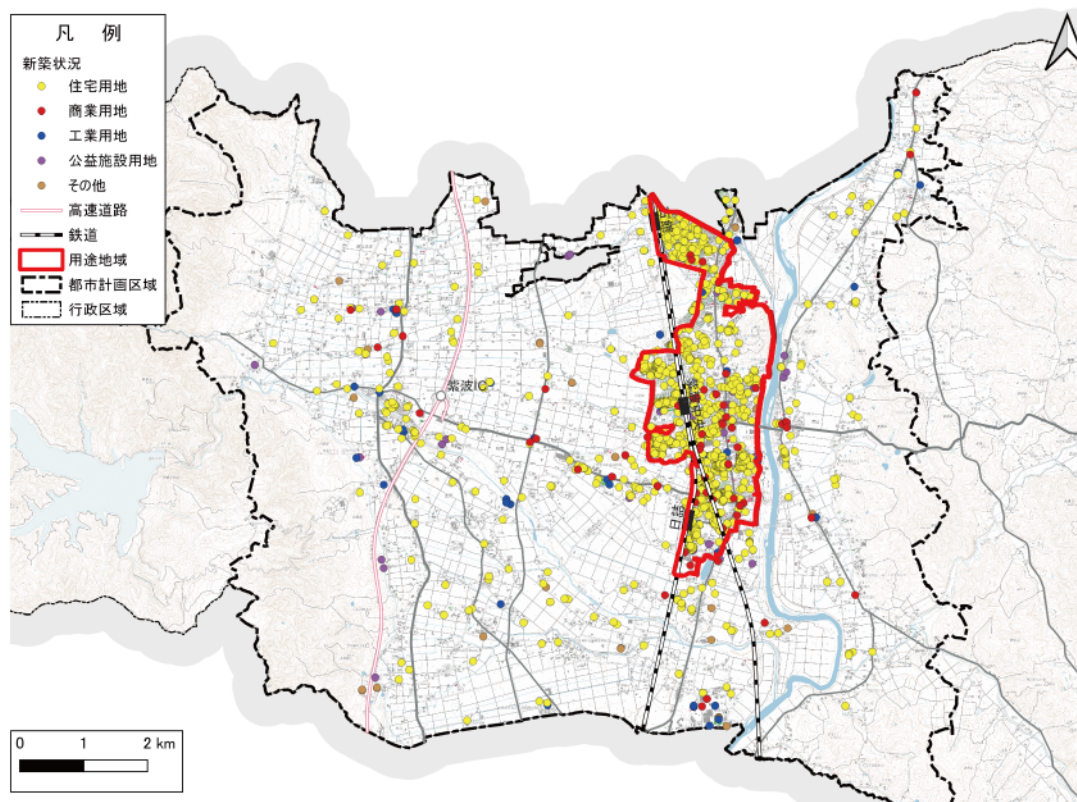
資料：第二期紫波町空家等対策計画

⑥新築動向

本町の平成 27（2015）年以降の新築動向をみると、用途地域内では住宅用地での新築が増加しています。

用途地域外では用途地域内の建築数と比べ、工業用地での建設が多く見られます。

図 2.32 新築状況（平成 27（2015）～令和 4（2022）年）



資料：令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査

表 2.14 新築動向

		住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他		合計	
		件数 (件)	延床面積 (㎡)	件数 (件)	延床面積 (㎡)	件数 (件)	延床面積 (㎡)	件数 (件)	延床面積 (㎡)	件数 (件)	延床面積 (㎡)	件数 (件)	延床面積 (㎡)
用途地域内	平成27年 (2015)	120	15,727	4	3,383	1	93	3	1,023	0	0	128	20,226
	平成28年 (2016)	96	13,882	3	312	1	54	2	1,366	1	45	103	15,658
	平成29年 (2017)	136	16,877	5	4,450	1	2,504	4	2,171	0	0	146	26,001
	平成30年 (2018)	185	23,128	7	2,220	1	232	2	1,996	0	0	195	27,576
	令和1年 (2019)	193	23,578	3	383	1	46	11	3,473	0	0	208	27,481
	令和2年 (2020)	148	20,181	5	2,435	2	85	2	868	0	0	157	23,570
	令和3年 (2021)	303	40,088	11	2,732	3	491	5	1,389	2	22	324	44,722
	令和4年 (2022)	121	16,602	3	793	0	0	2	310	1	10	127	17,715
	合計	1,302	170,063	41	16,708	10	3,505	31	12,596	4	76	1,388	202,948
用途地域外	平成27年 (2015)	38	9,729	4	1,926	3	813	1	79	4	326	50	12,872
	平成28年 (2016)	46	6,709	5	1,619	4	1,620	3	6,864	6	4,930	64	21,742
	平成29年 (2017)	29	6,010	2	3,756	7	30,048	3	9,285	2	3,045	43	52,144
	平成30年 (2018)	55	8,327	4	610	5	21,883	2	1,438	1	45,375	67	77,632
	令和1年 (2019)	39	6,881	6	1,047	3	3,328	3	1,267	3	1,151	54	13,674
	令和2年 (2020)	41	6,433	1	137	4	404	3	5,787	7	94,234	56	106,995
	令和3年 (2021)	65	11,545	4	981	6	7,918	3	447	5	4,114	83	25,005
	令和4年 (2022)	40	6,488	4	950	4	19,006	1	578	1	1,150	50	28,172
	合計	353	62,121	30	11,025	36	85,020	19	25,747	29	154,323	467	338,237
都市計画 区域計	平成27年 (2015)	158	25,456	8	5,309	4	905	4	1,103	4	326	178	33,098
	平成28年 (2016)	142	20,590	8	1,931	5	1,674	5	8,230	7	4,974	167	37,400
	平成29年 (2017)	165	22,887	7	8,206	8	32,552	7	11,456	2	3,045	189	78,146
	平成30年 (2018)	240	31,455	11	2,830	6	22,115	4	3,434	1	45,375	262	105,208
	令和1年 (2019)	232	30,459	9	1,430	4	3,374	14	4,740	3	1,151	262	41,155
	令和2年 (2020)	189	26,614	6	2,572	6	489	5	6,655	7	94,234	213	130,564
	令和3年 (2021)	368	51,632	15	3,713	9	8,409	8	1,836	7	4,136	407	69,727
	令和4年 (2022)	161	23,090	7	1,743	4	19,006	3	888	2	1,159	177	45,887
	合計	1,655	232,184	71	27,734	46	88,525	50	38,343	33	154,400	1,855	541,185

資料：令和5（2023）年岩手県都市計画基礎調査

（5）都市交通

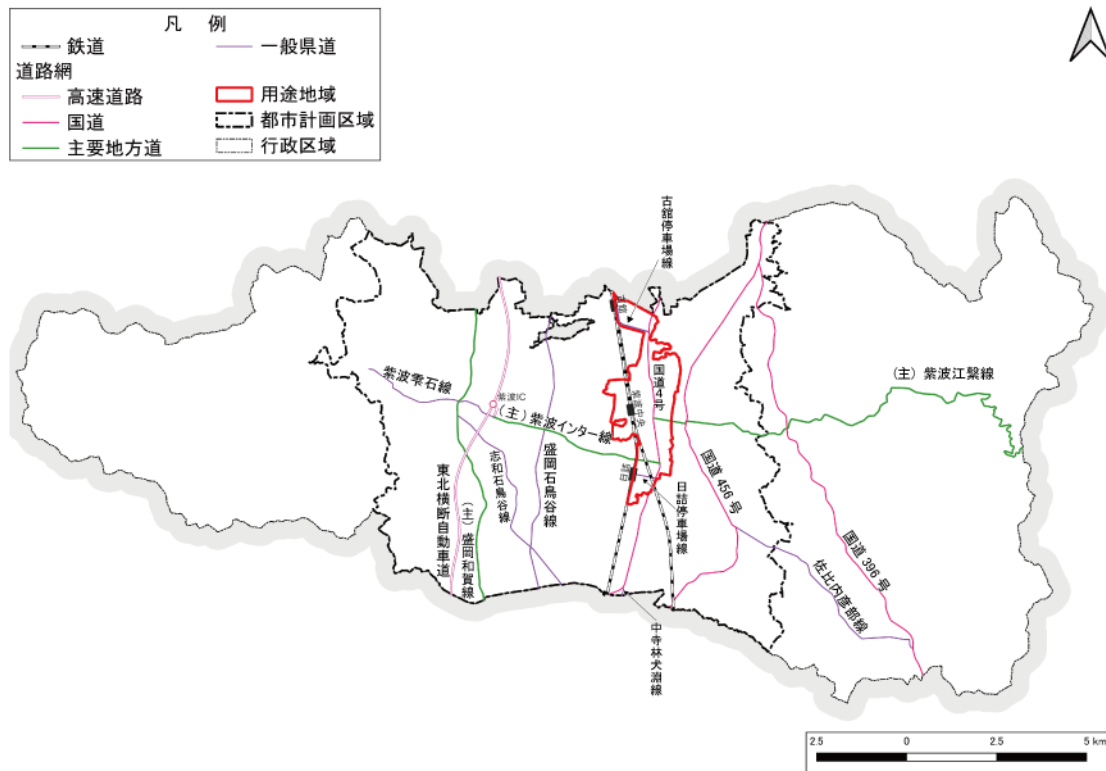
①道路網

町内には、高速自動車道路が1路線（東北自動車道）、一般国道が3路線（4号、396号、456号）、主要地方道が3路線（盛岡和賀線、紫波江繋線、紫波インター線）及び一般県道7路線が通っています。

本町を南北に縦断する東北自動車道及び国道4号は、広域を結ぶ道路であり、国道4号は町の南北方向の主要な幹線道路となっています。また、主要地方道紫波江繋線、紫波インター線及び県道紫波雫石線は、町域を東西に貫く主要な幹線道路となっています。

都市計画区域では、国道 4 号が都市的土地利用の進む中央部の軸、国道 456 号が東部地域の軸、主要地方道盛岡和賀線が西部地域の軸となっています。

図 2.33 道路網



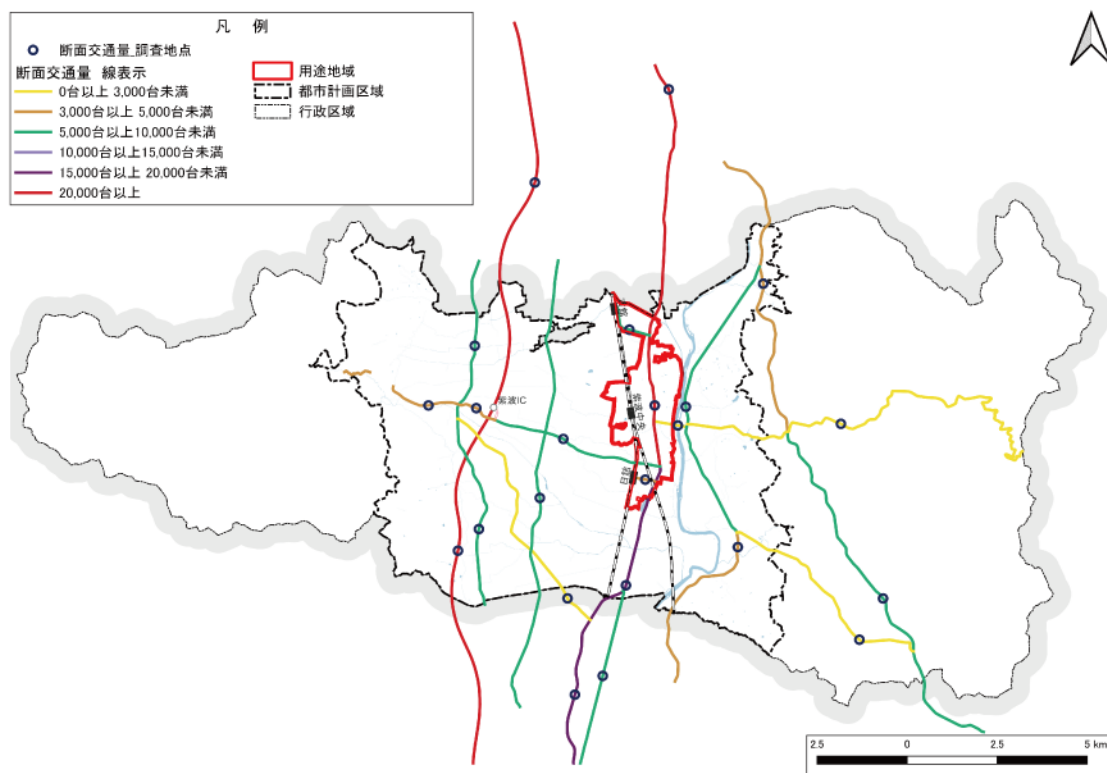
資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

②交通量及び混雑度

本町の交通量の多い道路は、南北に縦断する東北自動車道及び国道 4 号であり、主要地方道盛岡和賀線では 24 時間に約 10,000 台の交通量となっています。加えて、混雑度が 0.75 を超える地点も見られます。

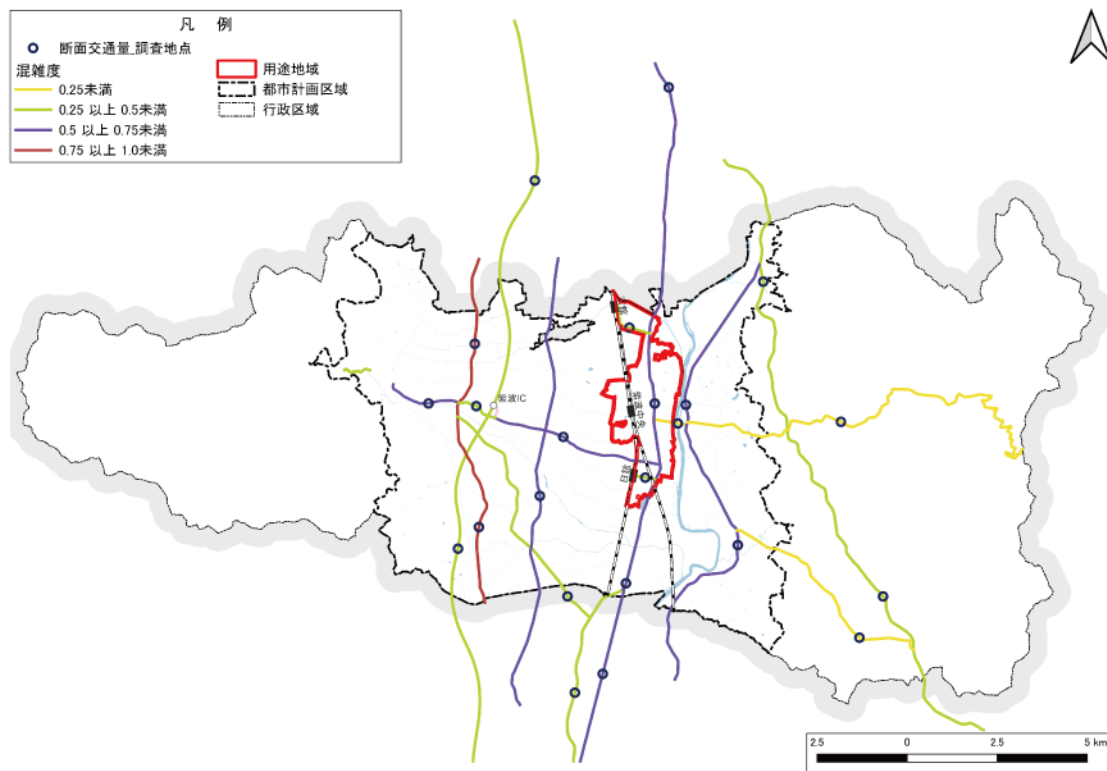
大型車混入率は盛岡和賀線、紫波インター線、紫波雫石線が 20%以上と他路線と比べて高い数値となっています。

図 2.34 24 時間交通量



資料：令和 3（2021）年度全国道路・街路交通情勢調査

図 2.35 混雑度



資料：令和 3（2021）年度全国道路・街路交通情勢調査

表 2.15 町内の自動車交通量及び混雑度

路線名	観測地点地名	昼間12時間 交通量 (台)	24時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	混雑度
東北自動車道	花巻～紫波	19,686	26,279	27.0	0.41
東北自動車道	紫波～矢巾スマート	19,326	25,718	26.9	0.42
一般国道4号	花巻市石鳥谷町中寺林第7地割	12,854	16,604	14.9	0.58
一般国道4号	紫波町北日詰	12,850	16,320	12.5	0.50
一般国道4号	紫波町二日町字向山	16,660	21,211	11.0	0.73
一般国道4号	盛岡市東見前1地割	20,267	25,519	4.9	0.72
一般国道396号	紫波郡紫波町佐比内館前	4,840	5,953	15.0	0.49
一般国道396号	紫波郡紫波町片寄沢崎	3,982	4,700	10.9	0.42
一般国道456号	紫波郡紫波町犬吠森	4,766	5,862	17.0	0.67
一般国道456号	紫波郡紫波町彦部定内	4,052	4,943	10.9	0.62
盛岡和賀線	紫波郡紫波町南伝法寺	8,100	9,963	22.2	0.92
盛岡和賀線	紫波郡紫波町片寄沢崎	7,164	8,812	26.9	0.97
紫波江繋線	紫波郡紫波町赤沢	833	966	12.1	0.17
紫波インター線	紫波郡紫波町境田	4,338	5,336	22.7	0.60
日詰停車場線	紫波郡紫波町北日詰	2,507	3,059	8.5	0.40
古館停車場線	紫波郡紫波町古館	4,472	5,411	3.1	0.50
紫波雫石線	紫波郡紫波町上平沢	3,309	4,037	20.3	0.41
紫波雫石線	紫波郡紫波町志和	3,318	4,048	37.4	0.44
志和石鳥谷線	花巻市石鳥谷町好地	2,243	2,759	19.4	0.31
佐比内彦部線	紫波郡紫波町館前	1,590	1,940	2.9	0.22
中寺林犬淵線	花巻市石鳥谷町好地第17地割	5,614	6,905	8.0	0.55
盛岡石鳥谷線	紫波郡紫波町片寄権現堂	4,463	5,490	16.4	0.69

資料：令和3（2021）年度全国道路・街路交通情勢調査

③鉄道

紫波町のほぼ中央には東北新幹線とJR東北本線が南北方向に通っており、JR東北本線
の古館駅、紫波中央駅、日詰駅の3駅があります。平成27（2015）年と令和4（2022）
年の乗車人員を比較すると、紫波中央駅では日詰駅、古館駅の約2倍の乗車人員となっ
ており、日詰駅、古館駅は減少しています。

表 2.16 町内鉄道運行本数及び乗客数

運営会社 路線名	駅名	平成27（2015）年				令和4（2022）年			
		乗車人員 (総数)	乗車人員 (定期)	乗車人員 (非定期)	運行本数 (平日)	乗車人員 (総数)	乗車人員 (定期)	乗車人員 (非定期)	運行本数 (平日)
JR東日本 東北本線	日詰	519	425	94	74	468	397	71	72
	紫波中央	-	-	-	-	1,268	1,022	245	77
	古館	802	630	172	74	579	468	110	77

資料：JR東日本 Web サイト

④バス

本町の路線バスは、岩手県交通株式会社の4路線（日詰線・長岡線・犬渕線・志和町線）が運行し、町内の主要箇所をめぐりながら盛岡駅に連絡しています。また、町内には岩手県交通の紫波営業所があります。

路線バスの多くは日詰駅前を起点とし、盛岡バスセンターまたは盛岡駅を終着点とするルートとなっています。また、長岡線は、日詰駅を起点として、長岡支所前を経由して盛岡駅に至るルートと、長岡支所を起点とするルートが同程度運行しています。

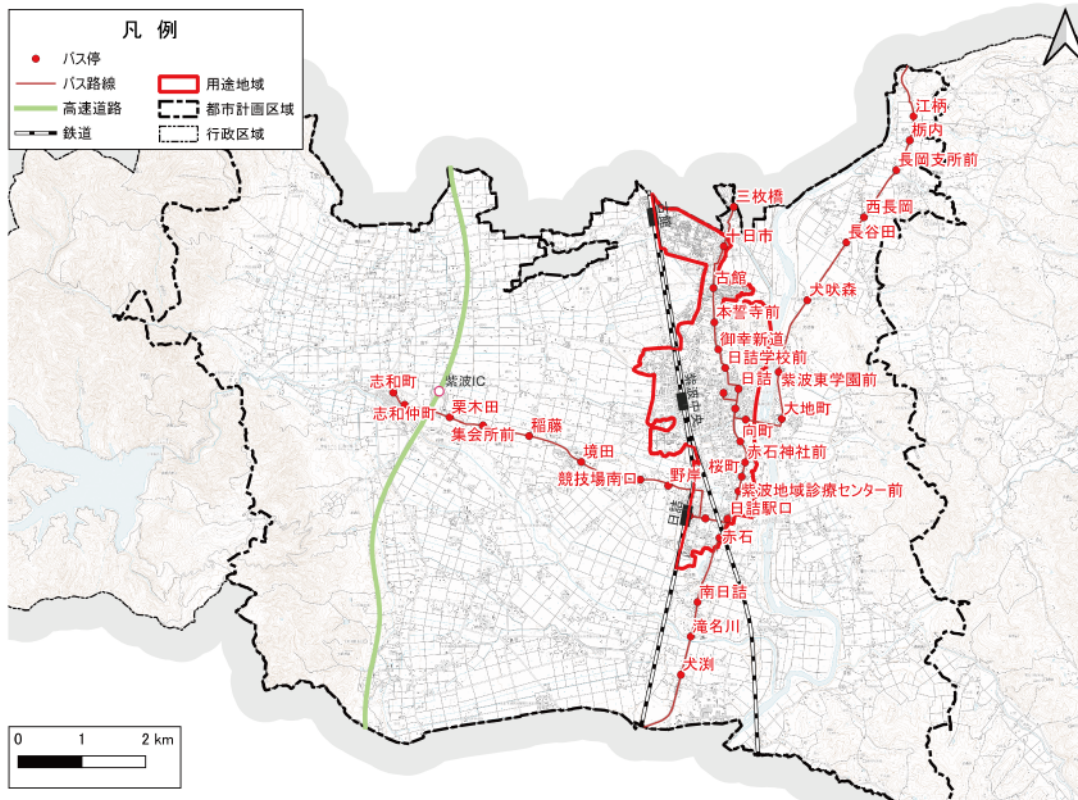
岩手県交通株式会社が運行していたコミュニティバス「すこやか号」は令和2（2020）年に廃止されており、現在はデマンド型乗合バスの「しわまる号」が運行しています。（予約の上、紫波町全域で利用することができます。）1台の車両に他の利用者と乗り合い乗車をする効率的な運行をしており、ワゴンタイプの車両が平日4台、土日祝日は2台運行しています。

表 2.17 路線バスの路線ごと運行本数（令和6（2024）年4月時点）

運行会社	路線名	起点	終点	運行本数 (平日・片道)	備考
岩手県交通株式会社	日詰線	日詰駅前	盛岡駅前	15.5	上り17本、下り14本
	長岡線	日詰駅前	盛岡駅前	6	上り6本、下り6本
		長岡支所前	盛岡バスセンター 又は盛岡駅前	6.5	上り6本、下り7本
	犬洺線	日詰駅前	犬洺	1	土日祝運休
	志和町線	日詰駅前	志和町	1	土日祝運休

資料：岩手県交通株式会社 Web サイト

図 2.36 バス運行ルート



資料：岩手県交通株式会社 Web サイトより作成

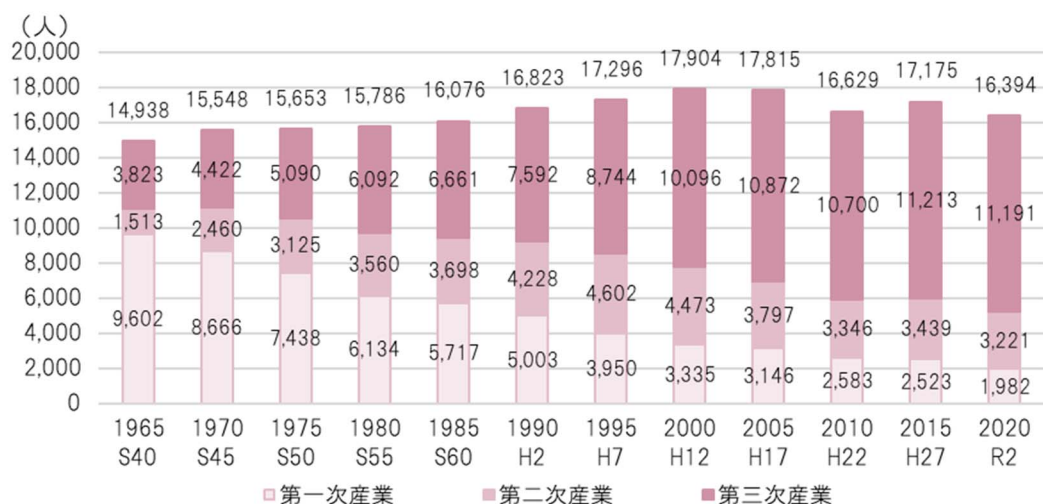
(6) 産業状況

①産業構造

本町の産業別就業者数は、昭和 40（1965）年から増加を続け、平成 12（2000）年をピークに減少に転じており、令和 2（2020）年には 16,394 人となっています。

その割合は、昭和 40（1965）年は第一次産業が約 65%、次いで第三次産業が約 25%、第二次産業が約 10%ですが、平成 7（1995）年には第三次産業の就業者数割合が 50%を超え、令和 2（2020）年は、第三次産業が約 68%、第二次産業が約 20%、第一次産業が約 12%となっています。

図 2.37 産業別就業者数の推移

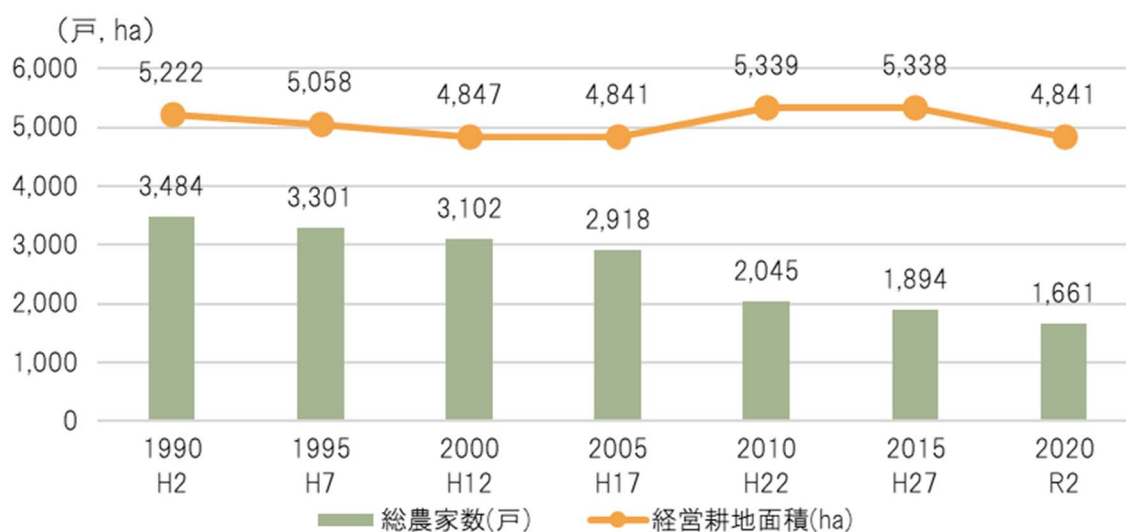


資料：国勢調査

②農業の動向

本町の農業は、生産者の高齢化や担い手不足などにより、農家数、経営耕地面積は年々減少しています。

図 2.38 農家数・経営耕地面積の推移



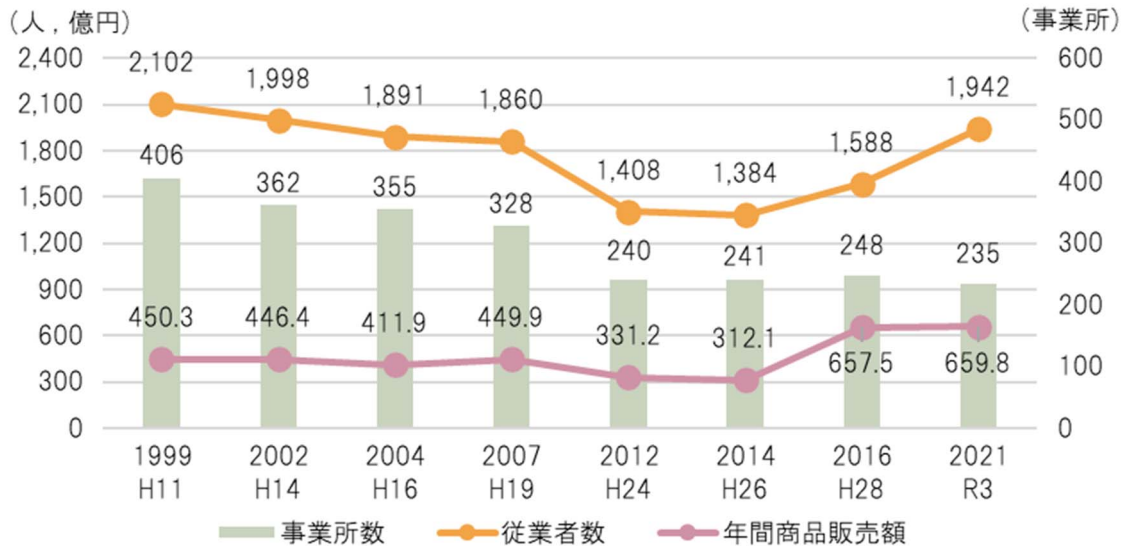
資料：農林業センサス

③商業の動向

本町の商業は、従業者数、年間商品販売額は平成 26（2014）年まで減少していましたが、平成 28（2016）年には増加傾向になっています。

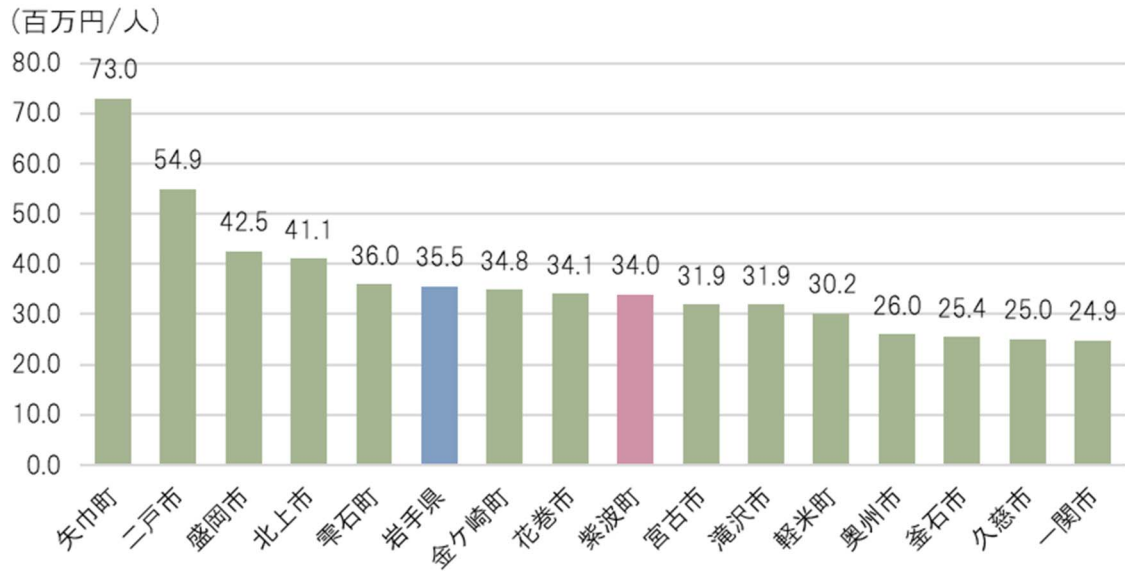
従業者一人あたり年間商品販売額（販売効率）は県内 8 位であり、岩手県平均を下回っています。

図 2.39 年間商品販売額等の推移



資料：商業統計調査 <H24、H28、R3> 経済センサス活動調査結果

図 2.40 従業者一人あたり年間商品販売額（上位 15 位）の比較



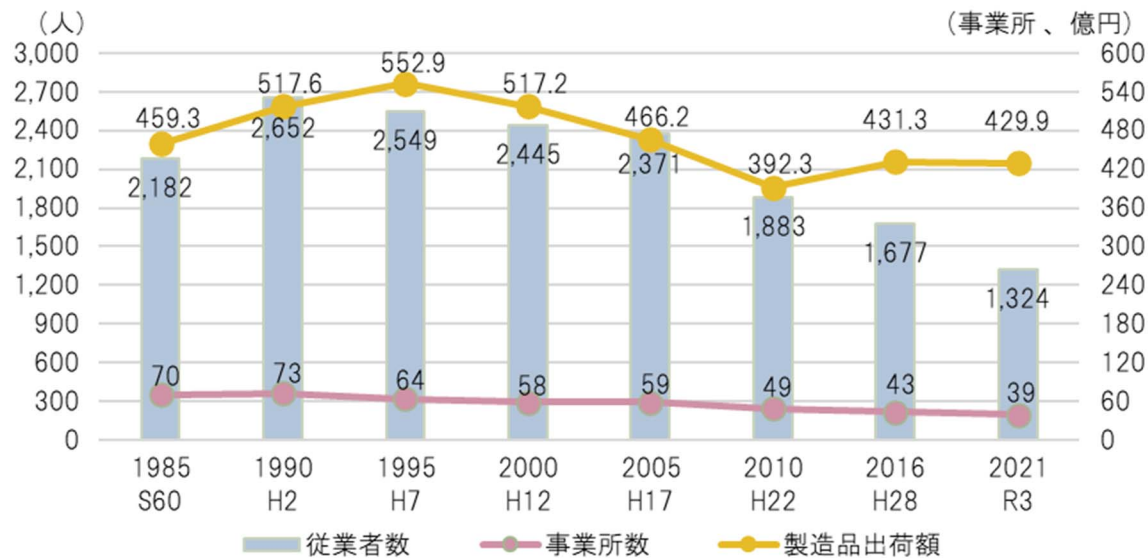
資料：令和 3（2021）年経済センサス活動調査結果

④工業の動向

本町の工業は、従業者数、事業所数は減少傾向にあるものの、製造品出荷額は平成 22 (2010) 年まで減少し、その後回復傾向にあります。

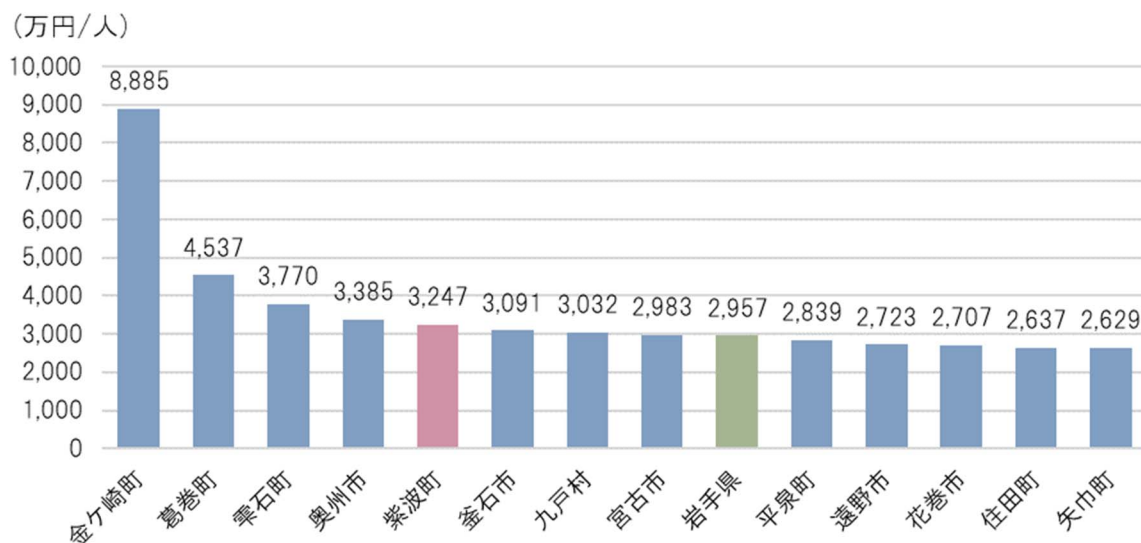
従業者一人あたり出荷額は県内 5 位であり、岩手県平均を上回っています。

図 2.41 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計 <H28以降> 経済センサス活動調査結果

図 2.42 従業者一人あたり出荷額（上位 15 位）の比較



資料：令和 3 (2021) 年経済センサス活動調査結果

⑤観光業の動向

本町の指定文化財及び主要な観光地の位置を以下に示します。

主要な観光資源は、志和稲荷神社、志賀理和気神社、ラ・フランス温泉館、あづまね温泉きょう荘や、岩手ゴルフ倶楽部(新山)、城山公園や産直センターあかさわがあります。

また、町内のお祭りは夏まつりや産業まつり等が行われています。

観光入込客数は、新型コロナウイルスの影響などにより平成 28 (2016) 年以降減少していましたが、令和 4 (2022) 年に回復傾向となっています。

図 2.43 都道府県指定文化財位置

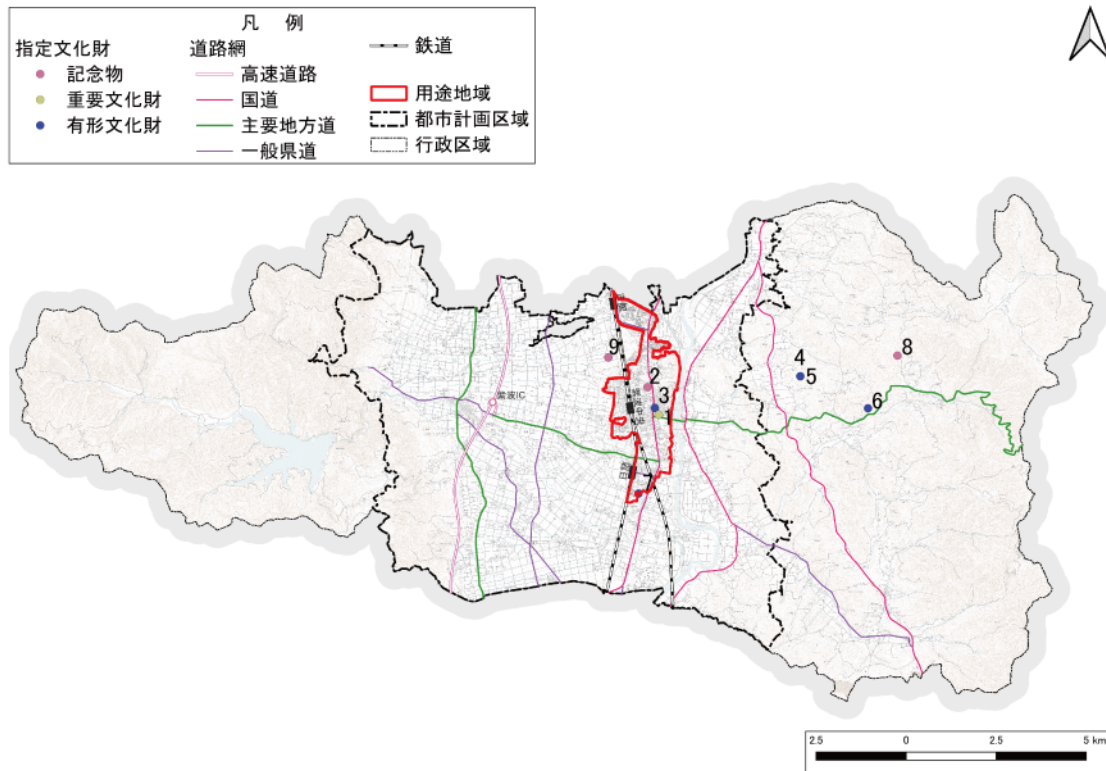
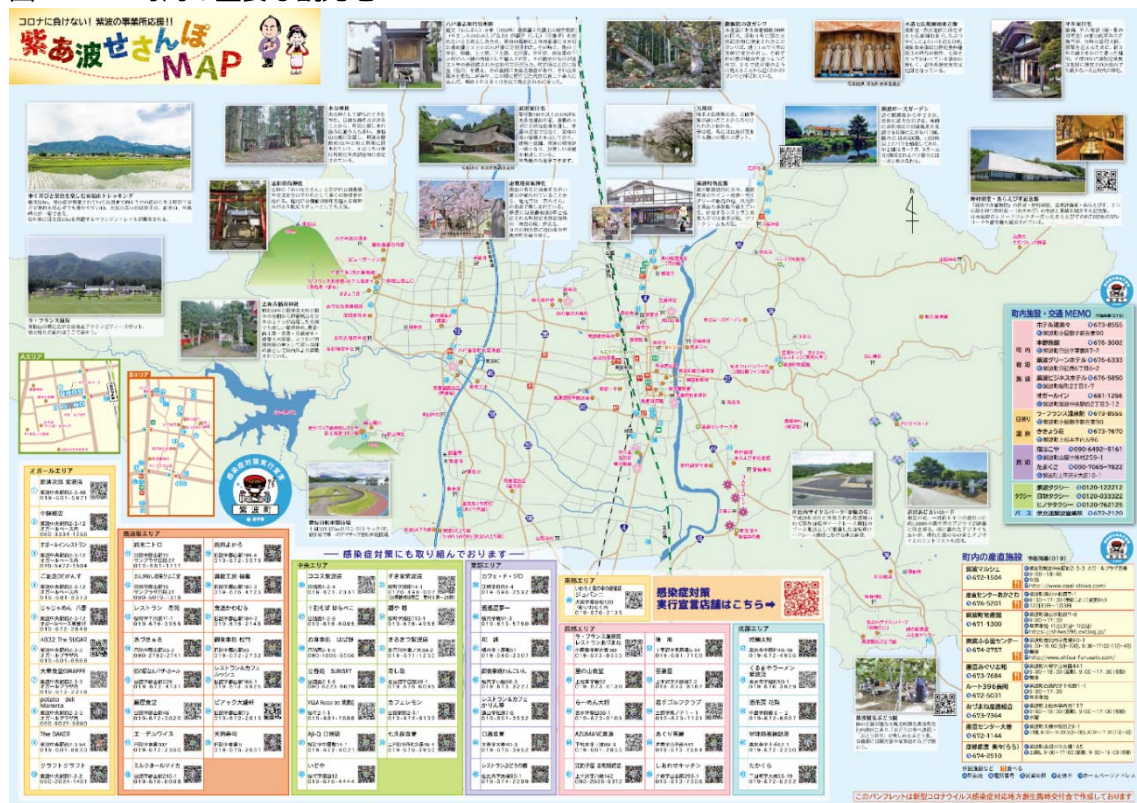


表 2.18 都道府県指定文化財

指定	指定年月日	指定区分	種別	名称	位置
国	平成28年2月9日	重要文化財	建造物	平井家住宅	1
国	昭和56年1月21日	重要無形民俗文化財	民俗芸能	山屋の田植踊	
国	昭和4年12月17日	記念物	天然記念物(植物)	勝源院の逆ガシワ	2
県	令和3年4月9日	有形文化財	建造物	旧紫波郡役所庁舎	3
県	昭和38年12月24日	有形文化財	彫刻	木造十一面観音立像	
県	昭和44年6月6日	有形文化財	彫刻	木造毘沙門天立像	4
県	昭和44年6月6日	有形文化財	彫刻	木造降三世明王像	5
県	昭和56年12月4日	有形文化財	彫刻	木造七仏薬師如来立像	6
県	昭和55年3月4日	有形文化財	工芸品	銅双雀鏡	
県	昭和55年3月4日	有形文化財	工芸品	銅菊花双雀鏡	
県	昭和55年3月4日	有形文化財	工芸品	銅秋草双雀鏡	
県	昭和55年3月4日	有形文化財	工芸品	銅梅花鏡	
県	昭和55年3月4日	有形文化財	工芸品	金銅懸仏	
県	昭和56年12月4日	有形文化財	工芸品	唐冠兜	
県	平成17年9月30日	有形文化財	工芸品	盛岡南部家馬印	
県	昭和50年3月4日	有形文化財	考古資料	不動明王絵像碑	7
県	平成20年3月4日	有形文化財	考古資料	山屋館経塚出土品	
県	平成27年4月7日	無形民俗文化財	民俗芸能	犬吠森念仏剣舞	
県	令和4年4月8日	無形民俗文化財	民俗芸能	南日詰大神楽	
県	昭和32年7月19日	記念物	史跡	舟久保洞窟	8
県	平成2年5月1日	記念物	史跡	川原毛瓦窯跡	9

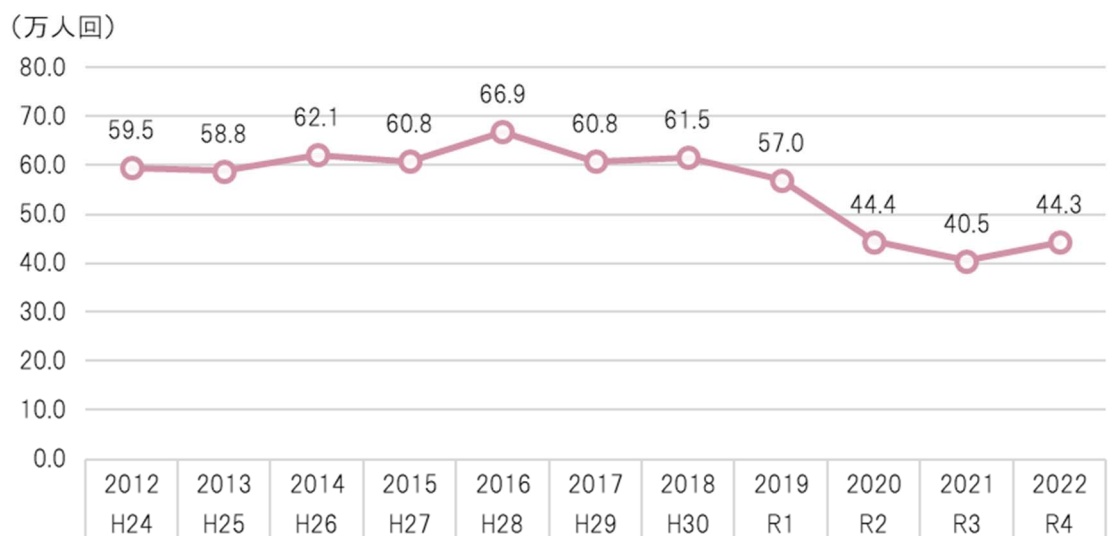
資料：紫波町内指定文化財一覧（令和 6 年 3 月 1 日現在）/紫波町文化財マップ

図 2.44 町内の主要な観光地



資料：紫波町紫あ波せマップ

図 2.45 観光入込客数の推移



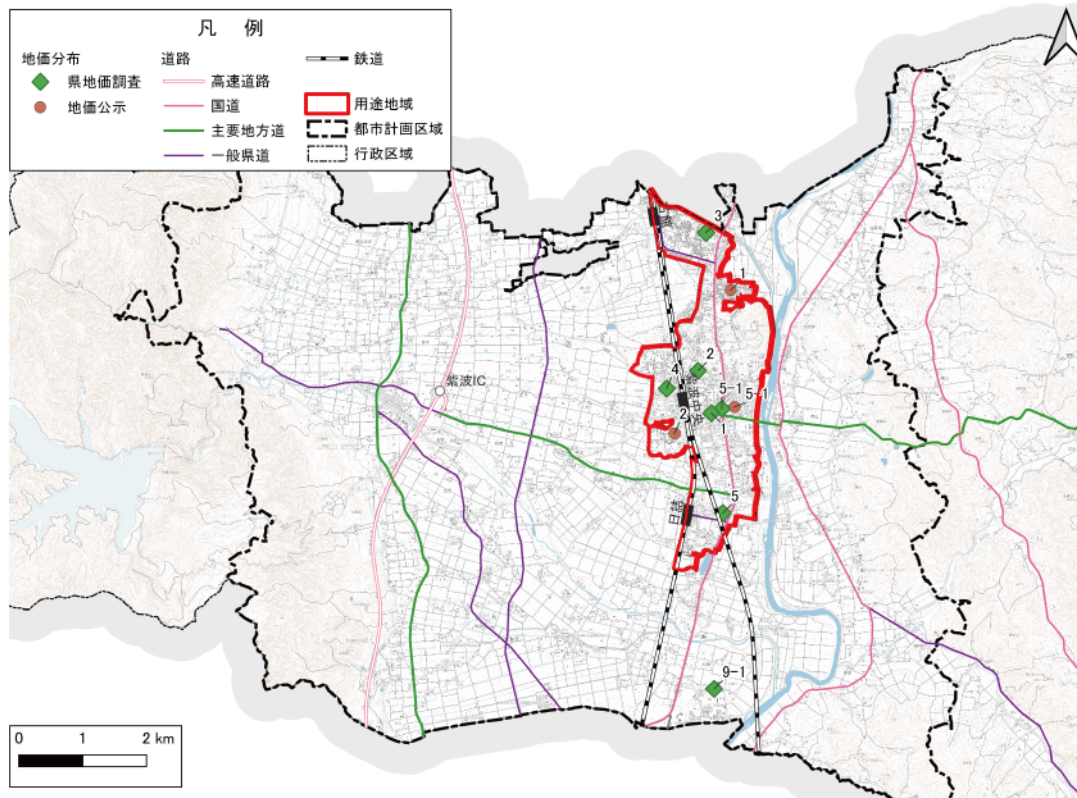
資料：岩手県観光統計

(7) 地価動向

本町の地価調査箇所は令和5年時点で10箇所あり、平均価格は32,640円/㎡となっています。町内で最も高いのは紫波中央駅前の戸建住宅が連担する大規模分譲団地の46,600円/㎡で、平成27(2015)年から上昇傾向にあります。

住宅地のみの平均価格は35,200円/㎡、商業地のみの平均価格は34,750円/㎡となっています。

図 2.46 基準地番号位置



資料：平成28(2016)年岩手県都市計画基礎調査より作成

表 2.19 基準地の詳細

基準地番号		所在及び住所	周辺の土地利用状況	用途区分	用途区分
地価公示	1	二日町字田中前11番7	一般住宅が建ち並ぶ新興住宅地域	住宅地	用途地域
	2	平沢字松田10番3	一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域	住宅地	用途地域
	5-1	日詰字郡山駅234番1外	小売店舗、事務所等が建ち並ぶ既成商業地域	商業地	用途地域
県地価調査	1	日詰西1丁目6番5	一般住宅等が建ち並ぶ区画整理済みの住宅地域	住宅地	用途地域
	2	日詰字朝日田146番11	一般住宅の中に空地等が見られる既成住宅地域	住宅地	用途地域
	3	高水寺字中田56番39	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	住宅地	用途地域
	4	紫波中央駅前4丁目1番32外	戸建住宅が連担する大規模分譲団地	住宅地	用途地域
	5	北日詰字大日堂2番40	一般住宅の中にアパートも見られる住宅地域	住宅地	用途地域
	5-1	日詰西一丁目2番2	店舗、営業所等が見られる国道沿いの路線商業地域	商業地	用途地域
	9-1	大淵字谷地田115番1	事務所、中規模工場等が建ち並ぶ工業団地	工業地	用途地域外

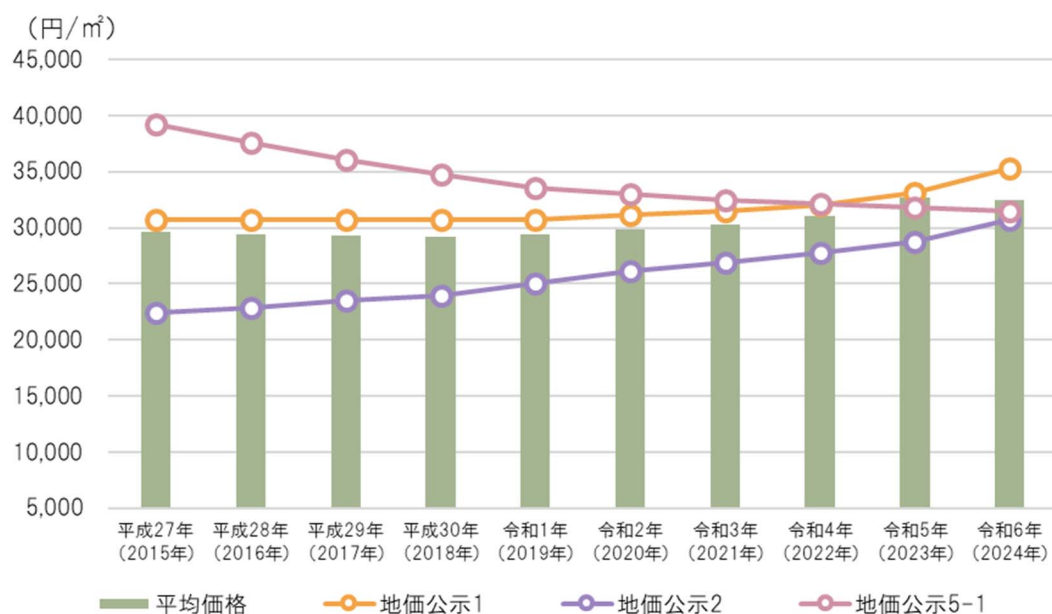
資料：地価公示及び岩手県地価調査

表 2.20 地価の推移

年	地価公示			岩手県地価調査							平均価格
	1	2	5-1	1	2	3	4	5	5-1	9-1	
平成27年 (2015年)	30,700	22,400	39,200	31,300	23,300	33,400	36,600	-	39,000	10,700	29,622
平成28年 (2016年)	30,700	22,900	37,600	31,300	23,300	32,800	37,300	-	38,600	10,500	29,444
平成29年 (2017年)	30,700	23,500	36,100	31,300	23,300	32,400	37,700	-	38,400	10,400	29,311
平成30年 (2018年)	30,700	24,000	34,800	31,300	23,300	32,200	37,900	-	38,200	10,300	29,189
令和1年 (2019年)	30,700	25,000	33,600	32,000	23,800	32,800	38,400	-	38,100	10,300	29,411
令和2年 (2020年)	31,100	26,100	33,000	33,200	24,300	33,500	39,000	-	38,000	10,300	29,833
令和3年 (2021年)	31,500	26,900	32,500	34,600	24,800	34,200	40,600	29,000	37,900	10,300	30,230
令和4年 (2022年)	32,000	27,800	32,100	36,300	25,700	35,900	42,600	30,000	37,800	10,300	31,050
令和5年 (2023年)	33,100	28,700	31,800	39,700	28,000	39,200	46,600	31,100	37,700	10,500	32,640
令和6年 (2024年)	35,300	30,700	31,500	-	-	-	-	-	-	-	-

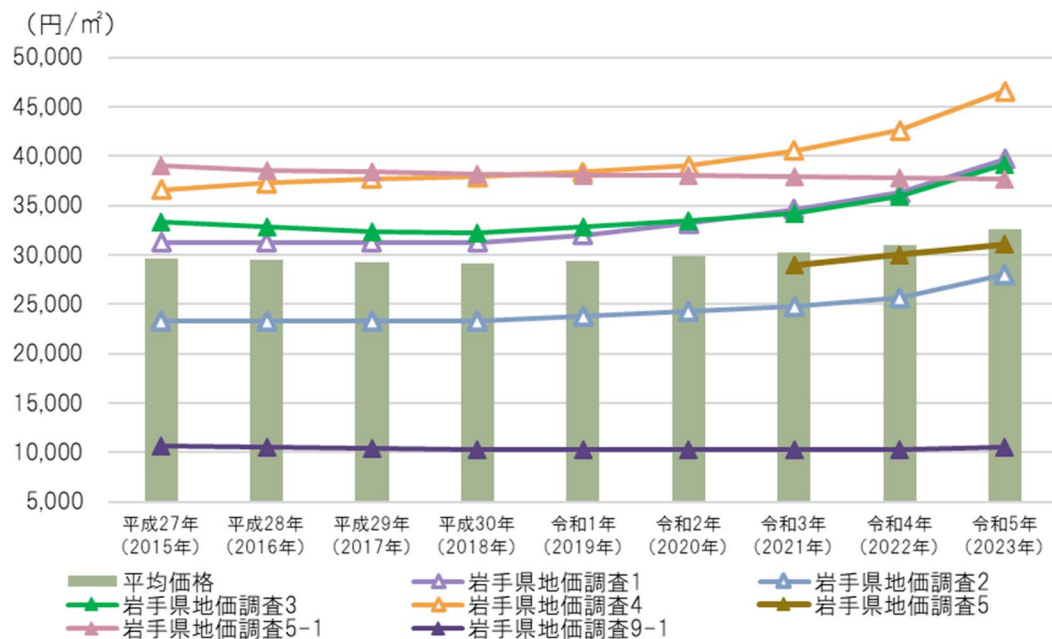
資料：地価公示及び岩手県地価調査

図 2.47 地価の推移（地価公示）



資料：地価公示

図 2.48 地価の推移（岩手県地価調査）

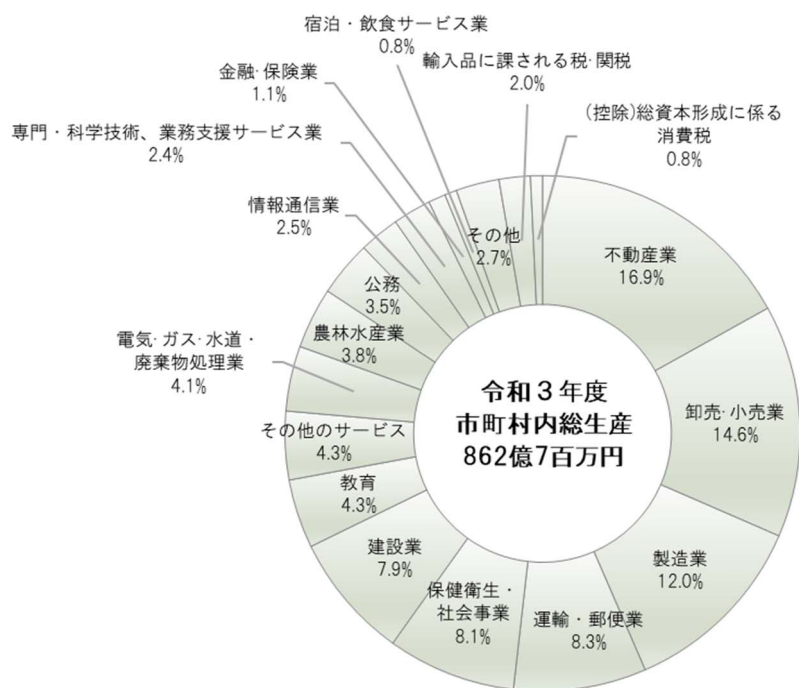


資料：岩手県地価調査

（8）経済動向

令和3（2021）年度の市町村内総生産（実数）の経済活動別構成比をみると、不動産業（16.9%）、卸売り・小売業（14.6%）がそれぞれ全産業の中で占める割合が多くなっています。

図 2.49 市町村内総生産（実数）の経済活動別構成比



資料：市町村民経済計算（令和3（2021）年度）

(9) 財政状況

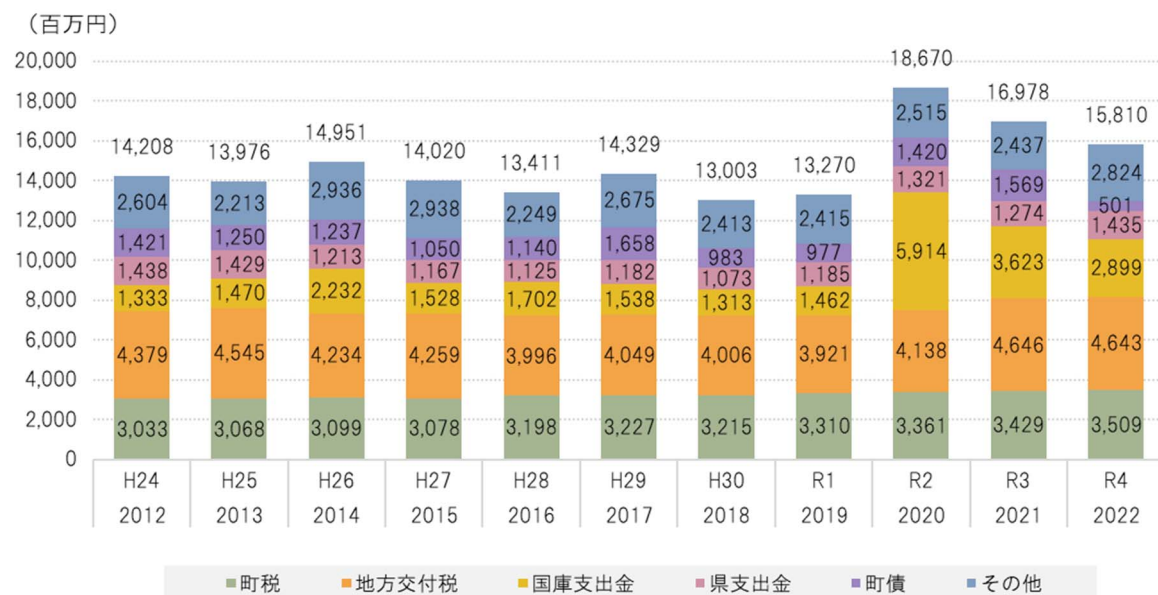
①歳入・歳出の状況

本町の令和4（2022）年度の歳入は約158億円、歳出は約156億円となっています。

歳入の内訳は、町税と地方交付税が増加傾向にあり、令和2（2020）年度以降は国庫支出金が出金が増加しています。

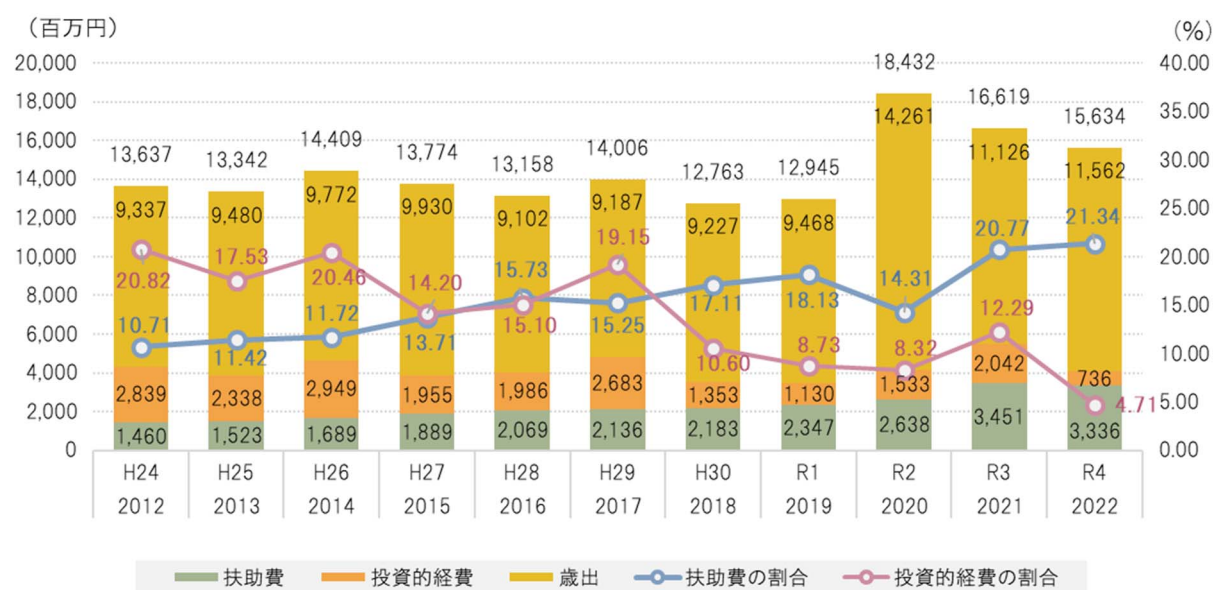
歳出の内訳は、扶助費が増加傾向にあり、令和3（2021）年にはその割合が約20%になっています。今後、少子高齢化による扶助費の増加等が予想され、財政への負担は大きくなります。

図 2.50 歳入（普通会計）の推移



資料：財政状況資料集

図 2.51 歳出（普通会計）の推移



資料：財政状況資料集

②財政の健全状況

本町の財政の健全状況について、財政力指数は高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。令和4（2022）年に財政力指数0.46であり、平成24（2012）年に比べ上昇しています。

経常収支比率は、地方税・普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示しており、経常収支比率が高いことは、義務的経費以外に使える財源に余裕がないことを示し、財政構造の弾力性が低いこととなります。令和4（2022）年は92.6であり、前年より義務的経費の割合が大きかったと言えます。

実質公債比率は、一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標のことを言います。令和4（2022）年は13.6であり、前年より増加しています。

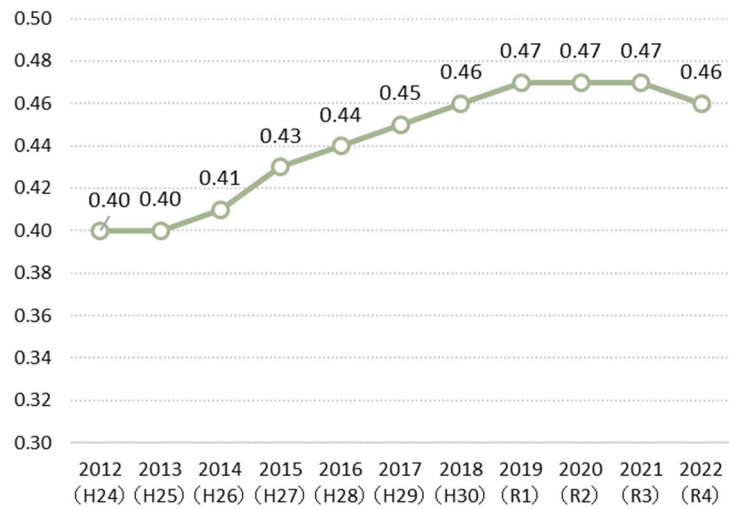
将来負担比率は、収入に対し将来町が負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言います。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高いことを示します。令和4（2022）年は99.5であり、県内で一番高くなっています。

表 2.21 財政状況

年	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
2012（H24）	0.40	87.8	12.9	90.8
2013（H25）	0.40	85.1	11.5	90.1
2014（H26）	0.41	89.0	11.8	89.8
2015（H27）	0.43	87.3	12.5	114.6
2016（H28）	0.44	88.9	13.8	121.7
2017（H29）	0.45	92.6	14.5	127.2
2018（H30）	0.46	94.8	14.0	128.5
2019（R1）	0.47	96.0	13.4	132.6
2020（R2）	0.47	93.1	12.9	122.6
2021（R3）	0.47	88.0	12.9	105.1
2022（R4）	0.46	92.6	13.6	99.5

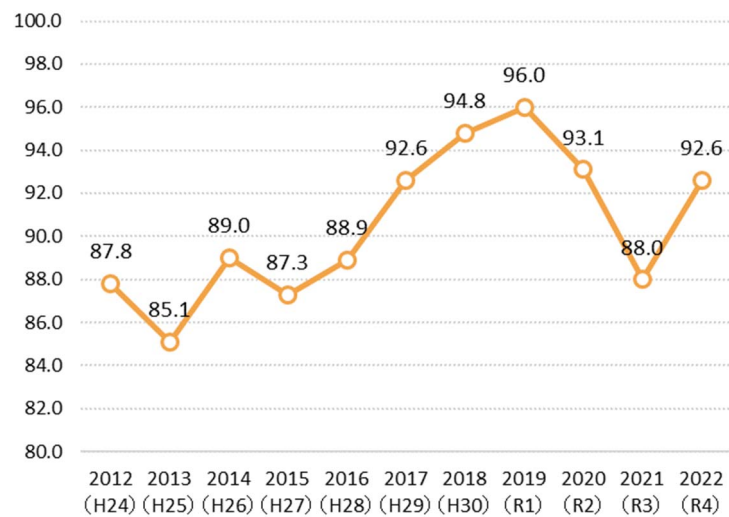
資料：財政状況資料集

図 2.52 財政力指数の推移



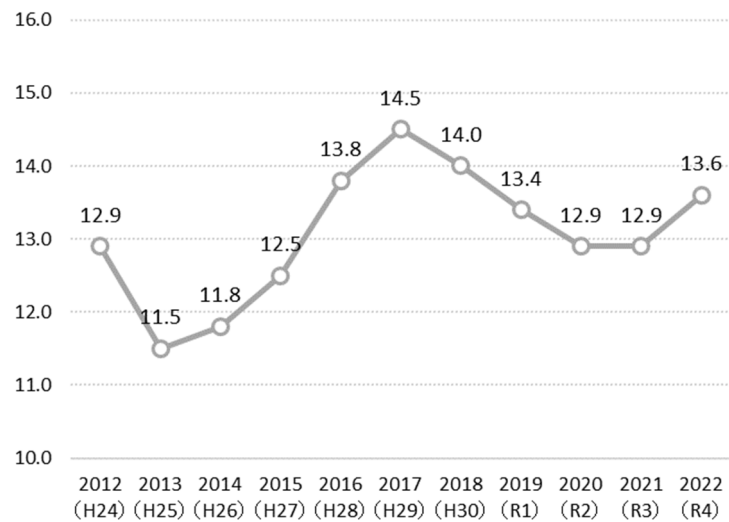
資料：財政状況資料集

図 2.53 経常収支比率の推移



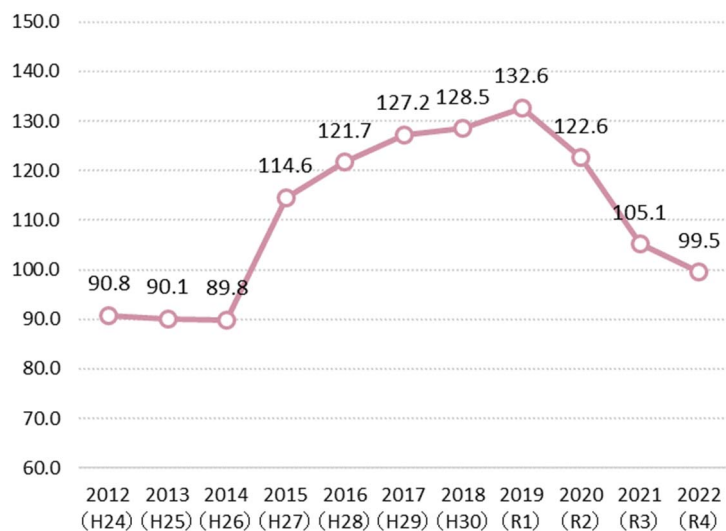
資料：財政状況資料集

図 2.54 実質公債費比率の推移



資料：財政状況資料集

図 2.55 将来負担比率の推移



資料：財政状況資料集

表 2.22 他市町村との比較

町村名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
盛岡市	0.73	96.4	10.2	71.2
宮古市	0.37	93.5	9.1	12.0
大船渡市	0.45	94.9	12.0	96.7
花巻市	0.46	90.3	8.4	50.2
北上市	0.86	91.3	6.7	46.0
久慈市	0.40	96.8	11.6	84.4
遠野市	0.31	90.3	11.1	57.2
一関市	0.36	94.4	9.6	70.1
陸前高田市	0.32	90.9	14.2	-
釜石市	0.49	98.2	12.9	-
二戸市	0.36	96.4	11.3	48.1
八幡平市	0.30	97.6	16.3	35.9
奥州市	0.43	99.7	16.7	41.1
滝沢市	0.59	88.1	6.2	34.4
雫石町	0.38	95.8	7.1	17.6
葛巻町	0.17	80.0	7.9	12.8
岩手町	0.33	92.4	7.8	29.6
紫波町	0.46	92.6	13.6	99.5
矢巾町	0.66	98.2	15.7	79.9
西和賀町	0.14	91.6	14.1	73.8
金ヶ崎町	0.65	82.7	12.3	-
平泉町	0.30	94.7	10.3	86.8
住田町	0.19	80.8	7.8	-
大槌町	0.29	95.7	12.5	-
山田町	0.31	88.1	4.0	-
岩泉町	0.16	91.0	13.5	-
田野畑村	0.15	90.0	8.6	-
普代村	0.15	91.8	9.1	-
軽米町	0.34	87.6	10.8	54.3
野田村	0.20	87.3	6.4	-
九戸村	0.20	86.5	7.6	-
洋野町	0.26	90.3	11.4	-
一戸町	0.34	91.9	6.7	14.1

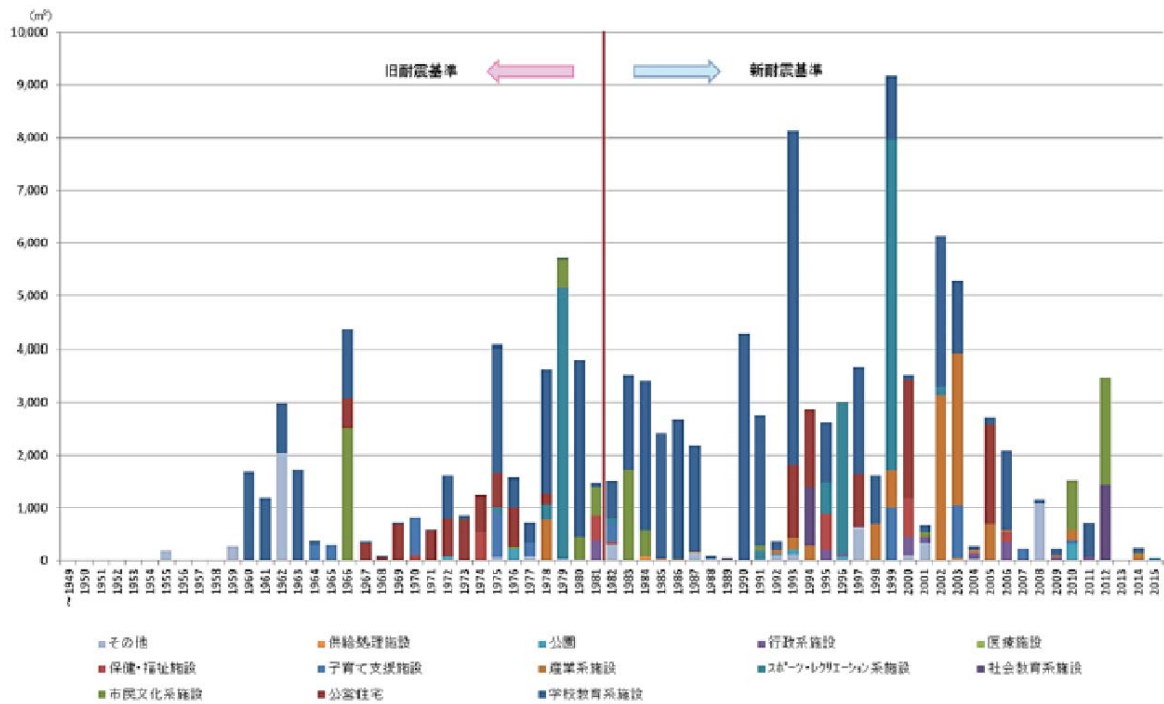
資料：令和4（2022）年度地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標

③整備年度別公共施設

公共施設分類別の整備延床面積を整備年度別に見ると、築後 31 年を経過した施設は学校教育系施設や公営住宅が多く見られます。

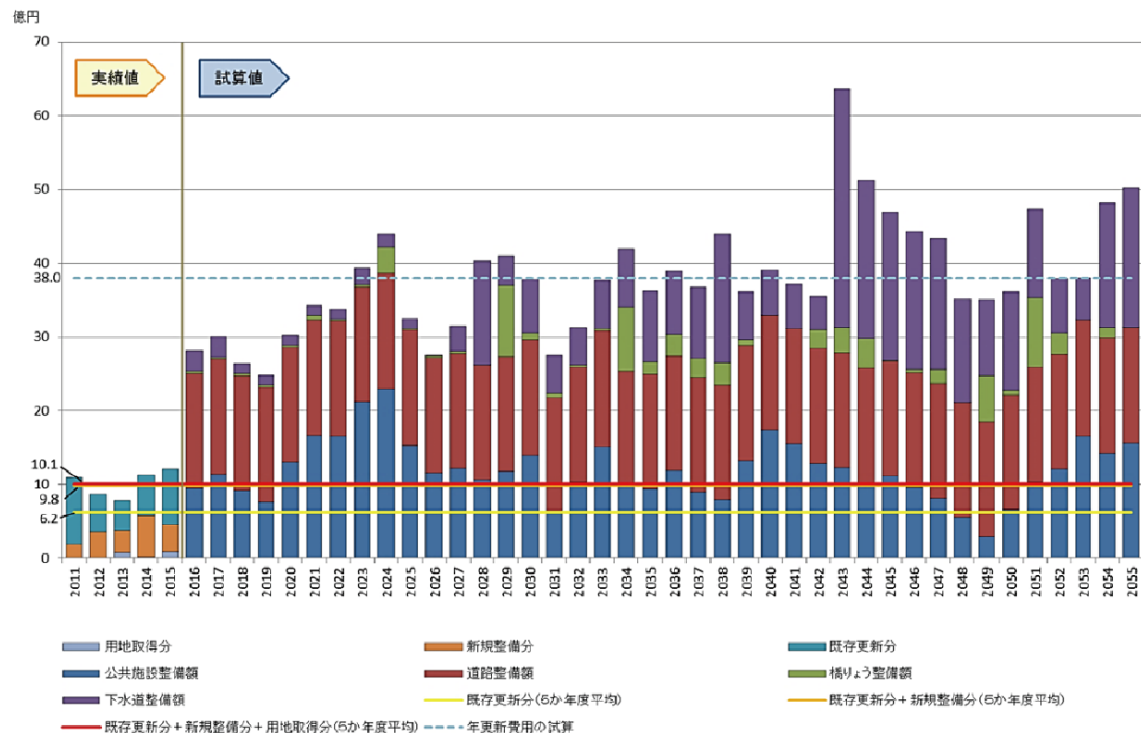
公共施設の将来のインフラの更新費用は年間平均で約 26.1 億円であり、今後 40 年間でかかる費用は約 1,044.2 億円と試算されています。また、これに公共施設の更新費用を加えた場合、年間平均で約 38.0 億円であり、今後 40 年間でかかる費用は約 1,521.1 億円となる見通しです。

図 2.56 整備年度別公共施設



資料：紫波町公共施設等総合管理計画

図 2.57 公共施設等の将来更新費用の見通し



資料：紫波町公共施設等総合管理計画

(10) 災害

本町には、急傾斜地、地すべり、土砂災害、洪水等の災害の恐れがあります。過去の水害、地震の災害履歴を以下に示します。

本町の指定避難所は 60 箇所あり、広域避難場所は 10 箇所、指定緊急避難場所及び指定避難場所は 12 箇所あります。

①災害履歴

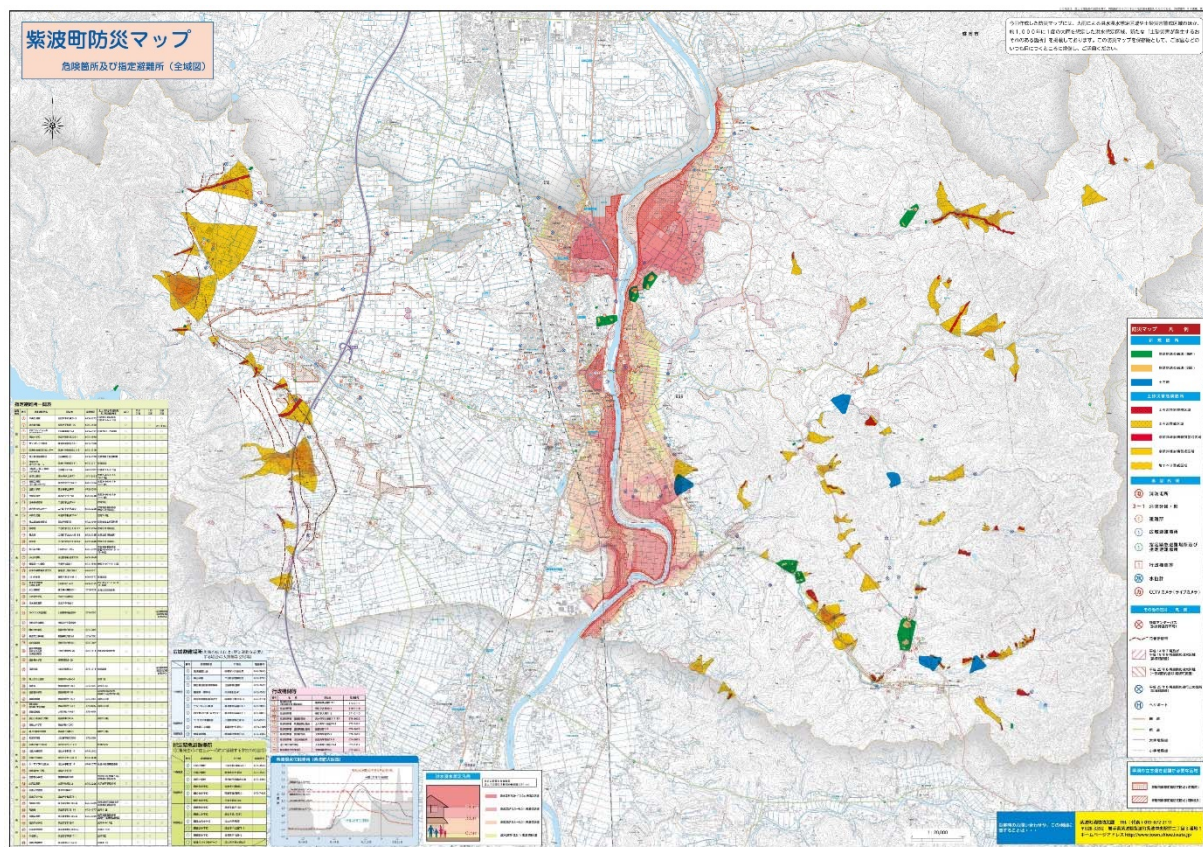
表 2.23 災害履歴

水害	昭和 22 (1947) 年	カスリーン台風 半壊家屋 5 戸、床上浸水 84 戸、床下浸水 319 戸、水田流失埋没 850 ha、水田冠水 334 ha
	昭和 23 (1948) 年	アイオン台風 流失家屋 1 戸、半壊家屋 7 戸、床上浸水 135 戸、床下浸水 375 戸、水田流失埋没 240ha、水田冠水 358ha
	昭和 41 (1966) 年	台風 4 号 床上浸水 5 戸、床下浸水 17 戸、水田冠水 12 ha
	昭和 56 (1981) 年	台風 15 号 全壊家屋 1 戸、一部損壊家屋 15 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 32 戸、水田冠水 103 ha
	平成 10 (1998) 年	大雨洪水 床下浸水 1 戸、河川決壊 4 箇所、法面崩壊 14 箇所、冠水 7 箇所
	平成 14 (2002) 年	台風 6 号 床上浸水 50 戸、床下浸水 102 戸、非住家浸水 18 棟、公共施設等被害額 1,243,625 千円
	平成 16 (2004) 年	台風 21 号 床下浸水 2 戸、非住家浸水 4 棟 公共施設等被害額 47,351 千円
	平成 19 (2007) 年	大雨洪水 人的被害 1 名 (水死)、床上浸水 21 戸、床下浸水 44 戸、非住家床上浸水 43 棟、非住家床下浸水 37 棟、水田冠水 86ha、道路崩壊等 90 箇所、河川護岸崩壊等 30 箇所
	平成 25 (2013) 年	大雨洪水 人的被害 2 名 (軽傷)、床上浸水 63 戸、床下浸水 196 戸、非住家浸水 152 棟、農作物冠水被害 188.5ha、道理崩壊等 317 箇所、河川護岸崩壊等 301 箇所 被害復旧事業見込額約 3,760,835 千円
地震	平成 15 (2003) 年	宮城県沖地震(震度 5 弱) 重傷者 1 名、住家一部損壊 35 戸、非住家一部損壊 24 棟 公共施設等被害額 42,612 千円
	平成 23 (2011) 年	東北地方太平洋沖地震(紫波町震度 5 弱、M9.0、最大震度 7) 軽傷者 1 名、住家一部損壊 84 戸、非住家一部損壊 40 棟 公共施設等被害額(住家、非住家を除く。) 118,974 千円 沿岸被災地からの避難者支援、沿岸被災地への支援を実施 停電(約 2.5 日)及び燃料不足発生

資料：紫波町地域防災計画（令和 3（2021）年 2 月改定）より作成

②各種ハザード区域

図 2.58 ハザードマップ



資料：紫波町防災マップ（令和5（2023）年3月更新）

表 2.24 広域避難場所

対象地区	種別	施設名
中央地区	広域避難場所	紫波町運動公園
	広域避難場所	城山公園
	広域避難場所	県立紫波総合高等学校
	広域避難場所	紫波第一中学校
	広域避難場所	岩手中央農協紫波支所
	広域避難場所	サン・ビレッジ紫波
	広域避難場所	岩手県フットボールセンター
西部地区	広域避難場所	ラ・フランス温泉館
	広域避難場所	紫波第三中学校
東部地区	広域避難場所	紫波東学園

資料：紫波町防災マップ（令和5（2023）年3月更新）より作成

表 2.25 避難所及び緊急避難場所

対象地区	種別	施設名	内水災害	土砂災害	地震災害	備考
日 誌	避難所	中央公民館	○	○	○	
	避難所	総合体育館	—	○	○	地震：アリーナを除く
	避難所	シェーンハイムしわ（旧保健センター）	○	○	○	
	避難所	紫波町地域交流センター	○	○	○	
	避難所	役場庁舎はつらつホール	○	○	○	
	避難所	日誌第二、第三、第四こどもの家	○	○	○	
	避難所	サン・ビレッジ紫波	○	○	○	
	避難所	県立紫波総合高校	○	○	○	相互利用
	避難所兼緊急避難場所	日誌小学校	○	○	○	
古 館	避難所	古館公民館	○	○	○	
	避難所	古館公民館（ふれあいホール）	○	○	○	
	避難所	古館保育所	○	○	○	
	避難所	旧中央保育所	○	○	—	
	避難所	総合福祉センター	○	○	○	
	避難所	中陣公民館	○	○	○	
	避難所	長岩寺	○	○	○	
	避難所	善念寺	○	○	—	
	避難所	本誓寺	○	○	○	
	避難所	県立紫波総合高校	○	○	○	相互利用
	避難所兼緊急避難場所	古館小学校	—	○	○	
赤 石	避難所	赤石公民館	○	○	○	
	避難所	特別養護老人ホーム「にいやま荘」	—	○	○	
	避難所	岩手中央農協旧赤石支所	○	○	—	
	避難所	紫波第一中学校	○	○	○	
	避難所	岩手中央農協紫波支所	○	○	—	
	避難所兼緊急避難場所	赤石小学校	○	○	○	
水 分	避難所	水分公民館	○	○	○	
	避難所	旧水分児童館	○	○	—	
	避難所	ラ・フランス温泉館	○	—	○	地震：花巻断層帯震源地の場合を除く
	避難所	南伝法寺公民館	—	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧水分小学校	○	○	○	
志 和	避難所	虹の保育園	○	○	○	
	避難所	岩手中央農協本所生活会館	○	○	○	
	避難所	百寿の郷	○	—	○	地震：花巻断層帯震源地の場合を除く
	避難所	紫波第三中学校	○	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	西の杜小学校	○	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧片寄小学校	○	○	○	
彦 部	避難所	野上自治公民館	○	○	○	
	避難所	長徳寺	○	○	—	
	避難所	東部保育園	○	○	—	
	避難所	野村胡堂・あらえびす記念館	○	○	○	
	避難所	彦部公民館	—	○	○	
	避難所	星山上通自治公民館	○	○	○	
	避難所	樋ノ口自治公民館	—	○	○	
	避難所	紫波東学園	—	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧彦部小学校	○	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧星山小学校	—	○	○	
佐 比 内	避難所	佐比内第三公民館	○	○	—	
	避難所	佐比内保育所	○	○	—	
	避難所	佐比内公民館	—	—	○	
	避難所	シニアブラザ佐比内	○	○	—	
	緊急避難場所	佐比内サイクルパーク	—	—	—	
	避難所兼緊急避難場所	旧佐比内小学校	○	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧彦部小学校	○	○	○	
赤 沢	避難所	旧赤沢児童館	○	○	—	
	避難所	長岡公民館	○	○	○	
	避難所	赤沢公民館	○	○	○	
	避難所兼緊急避難場所	旧赤沢小学校	○	○	○	
長 岡	避難所	常光寺	○	○	—	
	避難所	長岡公民館	○	○	○	
	避難所	旧長岡児童館	○	○	○	
	避難所	八坂神社	○	○	—	
	避難所	長岡消防会館	○	○	—	
	避難所兼緊急避難場所	旧長岡小学校	○	○	○	

資料：紫波町防災マップ（令和5（2023）年3月更新）より作成

(11) 都市機能

①公共施設の配置

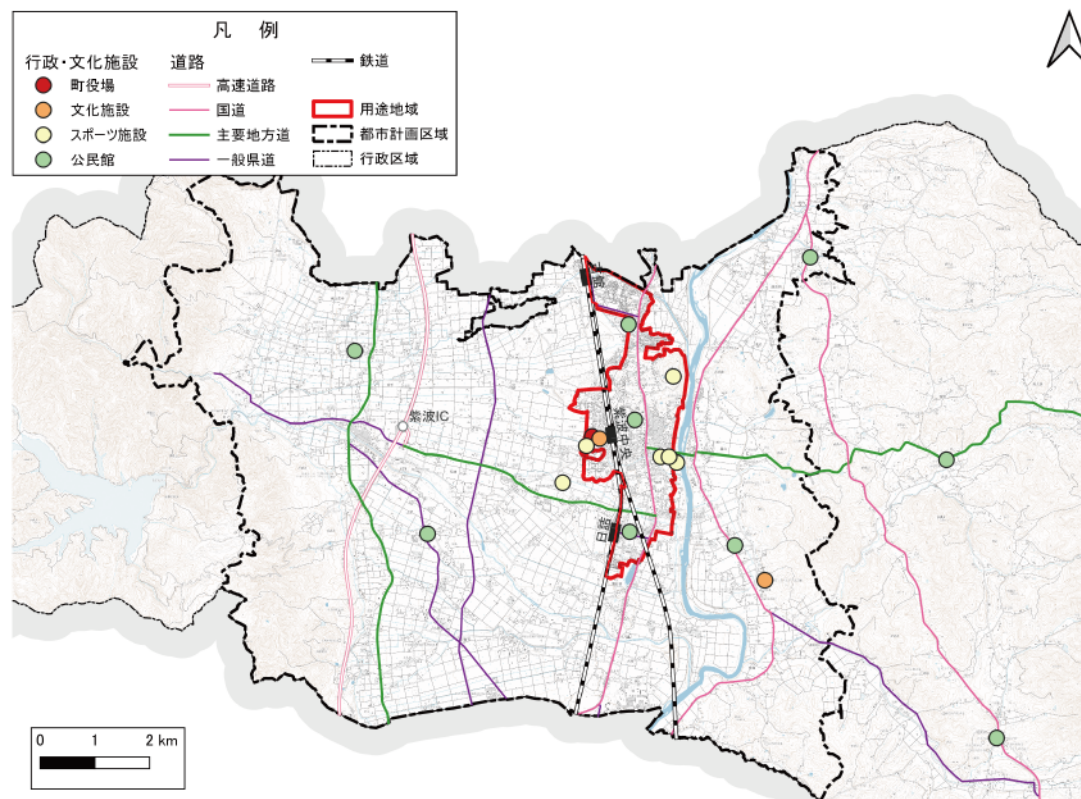
町内の行政・文化施設の一覧及び分布は以下のとおりです。

表 2.26 行政・文化施設一覧

区分	施設名	住所
町役場	紫波町役場	紫波中央駅前2丁目3-1
文化施設	野村胡堂・あらえびす記念館	彦部字暮坪193-1
	紫波町図書館	紫波中央駅前2-3-3（オガールプラザ中央棟1F）
スポーツ施設	城山公園運動広場	二日町字古館地内
	紫波運動公園	桜町字下川原100
	桜町河川グラウンド	桜町字下川原100
	紫波町総合体育館	桜町字下川原100
	紫波町多目的スポーツ施設	紫波中央駅前2丁目1-1
	紫波自転車競技場	北日詰牡丹野92-1
公民館	赤石公民館	北日詰字八反田57
	中央公民館（日詰公民館併設）	日詰字下丸森24-2
	長岡公民館	東長岡字細工田6-8
	志和公民館	土館字沖田98-20
	彦部公民館	大巻字梅ノ木68-1
	赤沢公民館	赤沢字駒場2-2
	佐比内公民館	佐比内字片山35-2
	古館公民館	高水寺字土手77
	水分公民館	吉水字小深田69-1

資料：国土数値情報及び施設 HP

図 2.59 行政・文化施設分布



②都市機能施設の配置

町内の医療施設、商業施設、高齢者福祉施設、学校教育施設、金融施設、児童福祉施設の一覧及び分布を次に示します。

表 2.27 医療施設一覧

区分	名称	住所	診療科目
病院	社団法人医療法人法政会 平和台病院	犬渚字南谷地 1 1 0 番地 5	精神科
診療所	横川産婦人科医院	北日詰字東ノ坊 2 8 - 3	産婦人科
	医療法人はたふく医院	日詰字石田 3 - 2	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科（胃腸内科） 小児科
	紫波皮フ科医院	日詰字郡山駅 2 1 1	皮膚科
	平井医院	日詰字下丸森 1 3 8 - 2	内科 消化器内科（胃腸内科）
	医療法人芳譲会 渡辺内科医院	日詰字下丸森 1 2 2 - 3	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科（胃腸内科）
	川守田医院	日詰駅前 1 丁目 8 - 2	内科
	志和診療所	上平沢川原 5 2	内科 循環器内科
	医療法人清風会 なおしま医院	上平沢字川原田 3 3 - 5	内科
	紫波中央小児科	紫波中央駅前 2 丁目 3 - 9 4 オガールセンター 1 階	アレルギー科 小児科
	岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	桜町字三本木 3 2	内科 外科
	医療法人誠美会 はこざき脳神経外科クリニック	桜町字三本木 1 6 7 - 1	神経内科 脳神経外科 整形外科 リハビリテーション科
	加藤胃腸科内科医院	高水寺字中田 2 0 7	内科 消化器内科（胃腸内科）
	野崎内科・神経内科医院	高水寺字大坊 1 8 3 - 1	内科 神経内科
	ふるだて加藤肛門外科クリニック	高水寺字古屋敷 8 7 - 1	肛門外科
	医療法人 紫波中央眼科	紫波中央駅前二丁目 3 - 3 オ ガールプラザ東棟 1 及び 2 階	眼科
歯科	平井歯科医院	北日詰字白旗 4 9	歯科
	ふかざわ歯科医院	北日詰字大日堂 1 5 - 6	歯科
	しわ歯科	片寄梅田 9 9 - 3	歯科 小児歯科
	まきふじ歯科医院	平沢字松田 1 番 1	歯科
	ひづめ歯科医院	日詰西六丁目 5 - 8	歯科 矯正歯科 小児歯科
	六本木歯科医院	日詰字郡山駅 2 0 5	歯科
	医療法人 ささき歯科クリニック	日詰字下丸森 9 - 1	歯科 矯正歯科 歯科口腔外科
	中島歯科医院	中島字桜田 1 - 1 3 3	歯科 矯正歯科 小児歯科
	紫波中央歯科	紫波中央駅前二丁目 3 - 3 オ ガールプラザ東棟 1 階	歯科 小児歯科
	つのだ歯科矯正歯科医院	桜町 2 丁目 1 - 5	歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科
	医療法人仁慈 まさひとデンタルクリニック	高水寺字田中 5 2 - 3	歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科
	城北歯科医院	高水寺字古屋敷 8 9 - 4	歯科

※特別養護老人ホーム等の老人介護施設内に設置されている医務室を除く

資料：国土数値情報

表 2.28 商業施設一覧

区分	名称	住所
スーパー	アクロスプラザ紫波・ユニバース紫波店	日詰字丸盛 1 8 8－1 ほか
	イオンスーパーセンター紫波古館店	高水寺字古屋敷 1 6－1
	イオンタウン紫波	北日詰字下東ノ坊 3 8 ほか
	ジョイス スーパーロッキー紫波店	高水寺字大坊 2 3 5－1
	盛岡南ショッピングセンター・サンデー紫波店	桜町 1 丁目 1 2－1 ほか
酒店, 食料品 店, たばこ	あべ商店	日詰字下丸森 3 0－1 4
食料品店	産直センター大巻	大巻字桜田 2 9－1
	武田ストア	平沢字松田 7 5－1
	マルタ商店	日詰字朝日田 1 1 7－2
	山影商店	佐比内字砥ヶ崎 4－3
菓子, パン店	鈴徳商店	日詰字郡山駅 2 1 2－3
米店	野村米穀店	日詰字郡山駅 2 1 6－2
	加藤米穀店／本店	高水寺字古屋敷 7 0
コンビニ	セブンイレブン紫波平沢店	平沢字六本松 8 8
	セブンイレブン紫波古館店	高水寺中田 7 1
	セブンイレブン紫波星山店	犬吠森境 4 8－2
	セブンイレブン紫波北日詰店	北日詰字下藪 1 0 0－1
	セブンイレブン紫波日詰西店	日詰西 3 丁目 6－1 4
	セブンイレブン紫波栃内店	栃内字小畑 8 5
	ファミリーマート紫波八幡店	上平沢字八幡 2 4－6
	ファミリーマートオガール紫波店	紫波中央駅前 2－3－1 2
	ファミリーマート紫波中央店	日詰字丸盛 2 1 7－1
	ファミリーマート紫波日詰西店	日詰西 2 丁目 1－3
	ヤマザキＹショップ渡辺商店	栃内字上屋敷 5 1
	ローソン紫波稲藤店	稲藤字和田 9 4－5
	ローソン紫波町高水寺店	高水寺字古屋敷 7 9－1
	ローソン紫波日詰店	日詰字西裏 2 3－1 3
	ローソン紫波北日詰店	北日詰字白旗 3 5－1
ドラッグ ストア	サンドラッグ紫波店	日詰字丸盛 1 9 0－1 (アクロスプラザ内)
	クスリのアオキ紫波桜町店	桜町字田頭 9 5 ほか
	薬王堂紫波日詰店	日詰字下丸森 9 0－1
	薬王堂古館店	高水寺字古屋敷 6 7－1
	薬王堂紫波桜町店	桜町字田頭 1 3 5－1
	ツルハドラッグ紫波店	高水寺大坊 1 8 3－1
	ツルハドラッグ紫波中央店	日詰中新田 2 1 1－1
	ツルハドラッグ紫波南店	北日詰大日堂 40 番地 1
ホームセン ター	DCM 紫波店	北日詰下東ノ坊 5 0 (イオンタウン紫波内)
商業施設	萬屋紫波店	桜町字大坪 8 8－1 ほか

※種別が飲料、調味料、嗜好品、米を除いた単一商品のみの販売店を除く

資料：i タウンページ及び大規模小売店舗一覧【紫波町】

表 2.29 高齢者福祉施設一覧

区分	名称	住所
訪問看護	特定非営利活動法人しわ訪問看護ステーション虹	北日詰字大日堂 2-1
	訪問看護ステーション ピースハート	桜町字三本木 22-5
	訪問看護ステーション縁	中島前郷 134-18
訪問介護	グリーンケア	日詰字郡山駅 164-1
	愛ケアセンター紫波	上平沢字川崎 84-1
	紫波町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	二日町字古館 356-1
	訪問介護ステーション ユニゾン	日詰西 6-5-11
	訪問介護事業所虹のいえ	北日詰字大日堂 2-1
	さくら会紫波訪問介護事業所さくらんぼ	北日詰字守屋 38
通所介護	あづまね温泉通所介護事業所	上松本字内方 96
	さくらデイサービス	桜町字浦田 12
	デイサービス だいち	中島字下長根 121-3
	デイサービス虹のいえ	北日詰字大日堂 2-1
	にいやま荘通所介護事業所	桜町字三本木 46-1
	通所介護事業所ほたるの里	稲藤字牡丹野 22-4
	百寿の郷しんせつ介護センター	土館字関沢 24-1
地域密着型 通所介護	リハビリデイサービス シェーンハイム しわ	日詰字東裏 85-1
	リハビリ特化型デイサービス パワフル紫波	北日詰字外谷地 913-1
	愛ケアセンターデイサービス なおしま	上平沢字川崎 82-2
	共生ホームぬくもり指定通所介護事業所	稲藤字牡丹野 10-1
	城山デイサービス	二日町字田中前 59
	宅老所えんどり古館指定通所介護事業所	高水寺字田中 98-2
	宅老所えんどり指定通所介護事業所	犬吠森字間木沢 124
	宅老所えんどり上平沢指定通所介護事業所	上平沢字馬場 2
	通所介護事業所 ぬぐだまり	小屋敷字阿弥陀堂 272-1
小規模多機能施設	えんどり 小規模多機能型居宅介護事業所	二日町字山子 36-2
短期入所療養介護	介護老人保健施設白鷺	犬渚字南谷地 108-3
短期入所生活介護	ショートステイ紫波	桜町字三本木 18
	ショートステイ陽だまり	南日詰字小路口 43-1
	にいやま荘短期入所生活介護事業所	桜町字三本木 46-1
	特別養護老人ホームにいやま荘 桜町ユニット	桜町字三本木 46-1
	百寿の郷短期入所センター	土館字関沢 24-1
居宅介護支援	愛ケアセンター紫波指定居宅介護支援事業所	上平沢字川崎 84-1
	しわ訪問看護ステーション虹指定居宅介護支援事業所	北日詰字大日堂 2-1
	にいやま荘居宅介護支援事業所	桜町字三本木 46-1
	ぬくもり指定居宅介護支援事業所	稲藤字牡丹野 10-1
	ピースハート居宅介護支援事業所	桜町字三本木 18
	紫波町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	二日町字古館 356-1
	宅老所えんどり指定居宅介護支援事業所	高水寺字田中 98-2
	百寿の郷介護保険相談所	土館字関沢 24-1
認知症対応型 共同生活介護	グループホームやすらぎ	桜町三本木 46-1
	グループホームゆいっこ	土館字関沢 24-1
	グループホームゆうゆう北沢	北沢字北沢 2-1
介護老人保健施設	介護老人保健施設白鷺	犬渚字南谷地 108-3
有料老人ホーム等	有料老人ホーム愛ケアセンター紫波	上平沢字川崎 84-1
	サービス付き高齢者向け住宅シニアパンションしわ	桜町字田頭 47-1
	有料老人ホーム虹のいえ	北日詰字大日堂 2-1
	有料老人ホームぬぐだまり紫波	小屋敷字阿弥陀堂 272-1
	サービス付き高齢者向け住宅ハートホームだいち	中島字下長根 121-3

資料：介護事業所・生活関連情報検索（厚生労働省）及び地域包括支援センターパンフレット（紫波町）より作成

表 2.30 学校教育施設

区分	施設名	住所
小学校	紫波町立日詰小学校	日詰字朝日田 2 2 8 - 1
	紫波町立赤石小学校	南日詰字箱清水 1 7 2 - 1
	紫波町立古館小学校	高水寺字土手 7 9
	紫波町立紫波東小学校	犬吠森間木沢 7 0
	紫波町立西の杜小学校	稲藤字牡丹野 3 0
中学校	紫波町立紫波第一中学校	平沢字松田 4 2 - 2
	紫波町立紫波第二中学校	犬吠森字間木沢 7 0
	紫波町立紫波第三中学校	稲藤字牡丹野 5 - 1
高等学校	岩手県立紫波総合高等学校	日詰字朝日田 1

資料：施設 HP

表 2.31 金融施設一覧

区分	名称	住所
銀行	株式会社北日本銀行紫波支店	日詰字郡山駅 4 7 - 2
	株式会社東北銀行紫波支店	日詰字郡山駅 5 5 - 2
	株式会社岩手銀行紫波支店	日詰字郡山駅 2 1 1
信用金庫	盛岡信用金庫紫波支店	日詰字郡山駅 2 3 6 - 1
農協	JAいわて中央本所	土館字沖田 9 8 - 2 0
	JAいわて中央紫波支所	桜町字上野沢 3 8 - 1
郵便局	古館郵便局	高水寺中田 1 9 6 - 4
	日詰駅前郵便局	日詰駅前 1 丁目 3 - 1
	上平沢郵便局	上平沢字馬場 8 - 3
	赤沢郵便局	赤沢字坂ノ上 4 5 - 5
	紫波郵便局	日詰字西裏 6 8
簡易郵便局	佐比内簡易郵便局	佐比内字砥ヶ崎 3
	東長岡簡易郵便局	東長岡字天王 9 - 3
	彦部簡易郵便局	彦部久保 1 1 6 - 3

資料：iタウンページより作成

表 2.32 児童福祉施設一覧

区分	名称	住所
認定こども園	認定こども園赤石幼稚園赤石保育園（幼稚園）	北日詰字東ノ坊５０－５
	認定こども園赤石幼稚園赤石保育園（保育園）	南日詰字箱清水１６０－１
	認定こども園ひかりの子	日詰字下丸森１３０
	あづま幼稚園	上平沢字川原田８４－２
保育所	紫波町立古館保育所	高水寺字土手６１
	紫波町立佐比内保育所	佐比内字館前１－１
	赤石うさぎ保育園	南日詰字箱清水１４５－７
	アガベ保育園	日詰字郡山駅１８４－１
	ニコニコ保育園紫波	桜町１丁目８－４
	星山えほんの森保育園	星山樋口８０
	オガール保育園	紫波中央駅前２丁目３－９
	古館こぐま保育園	高水寺字古屋敷１６４－１６
	瑞穂こぐま保育園	北日詰字白旗９０－１９
	ピースハートさくらまち保育園	桜町字三本木２２－４
	虹の保育園	稲藤字牡丹野４０－１
子育て支援施設	紫波町子育て応援センター	紫波中央駅前２丁目３－３
	紫波町ファミリー・サポート・センター （旧勤労青少年ホーム）	日詰西１丁目２－１４

資料：紫波町 HP R6（2024）年度保育施設案内より作成

図 2.60 医療施設分布

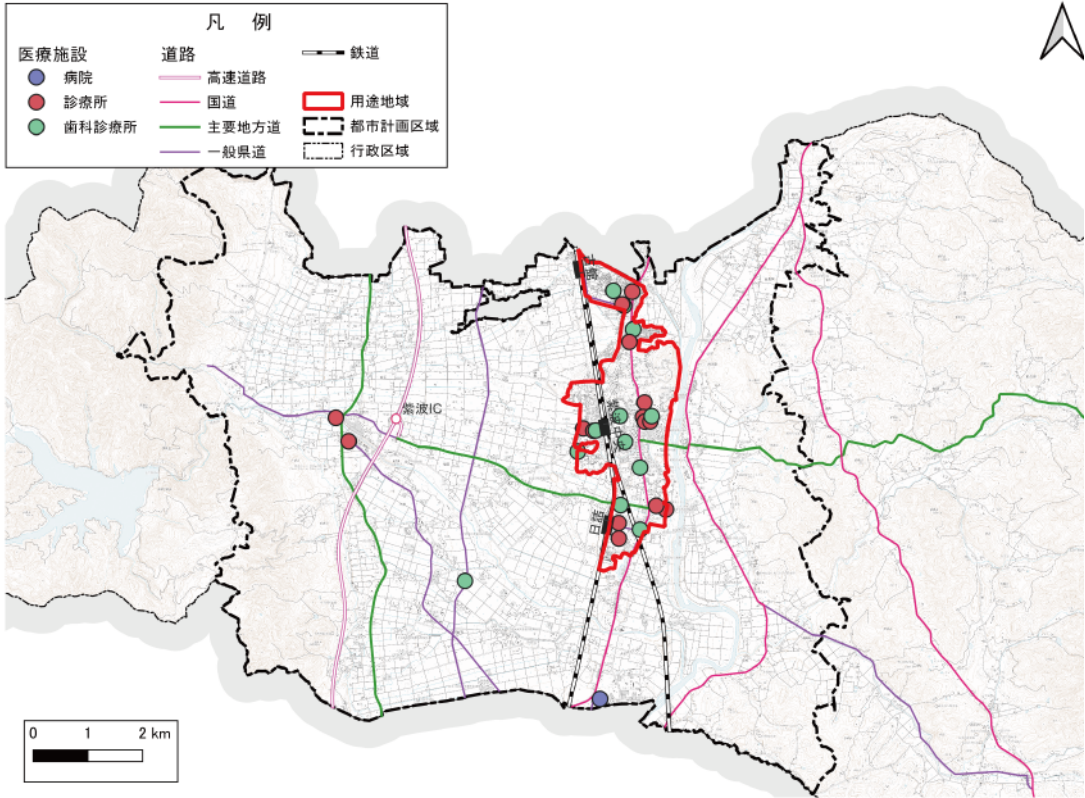


図 2.61 商業施設分布

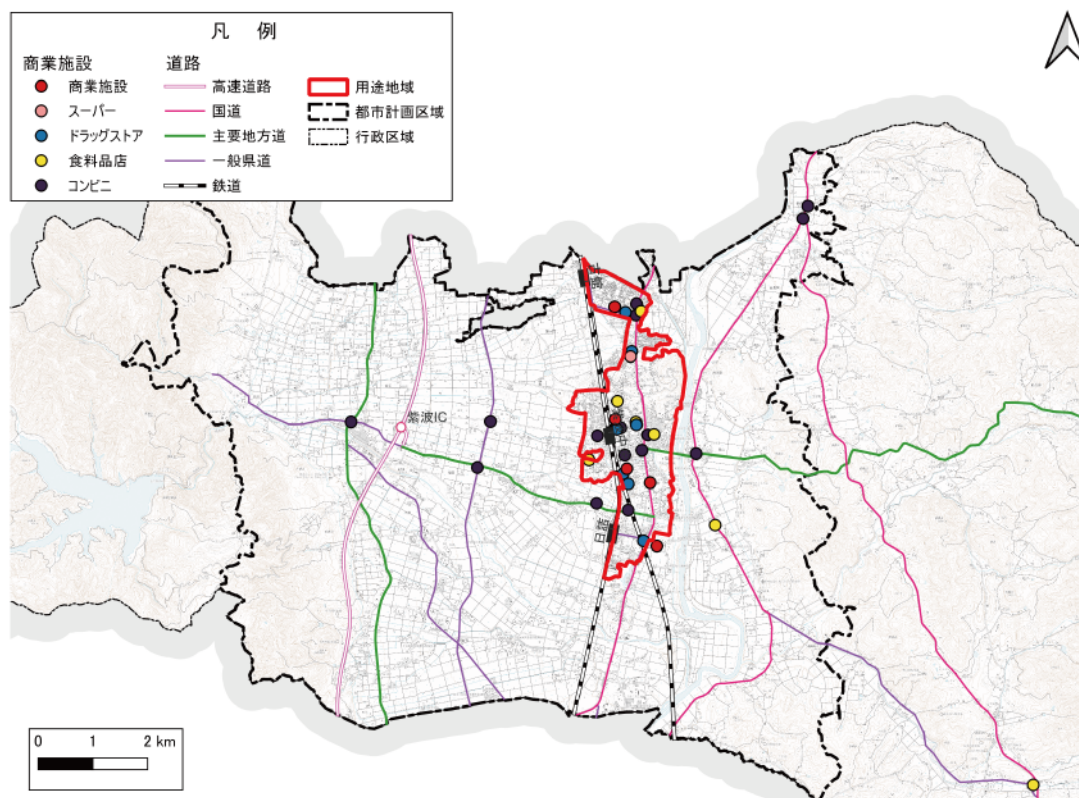


図 2.62 高齢者福祉施設一覧

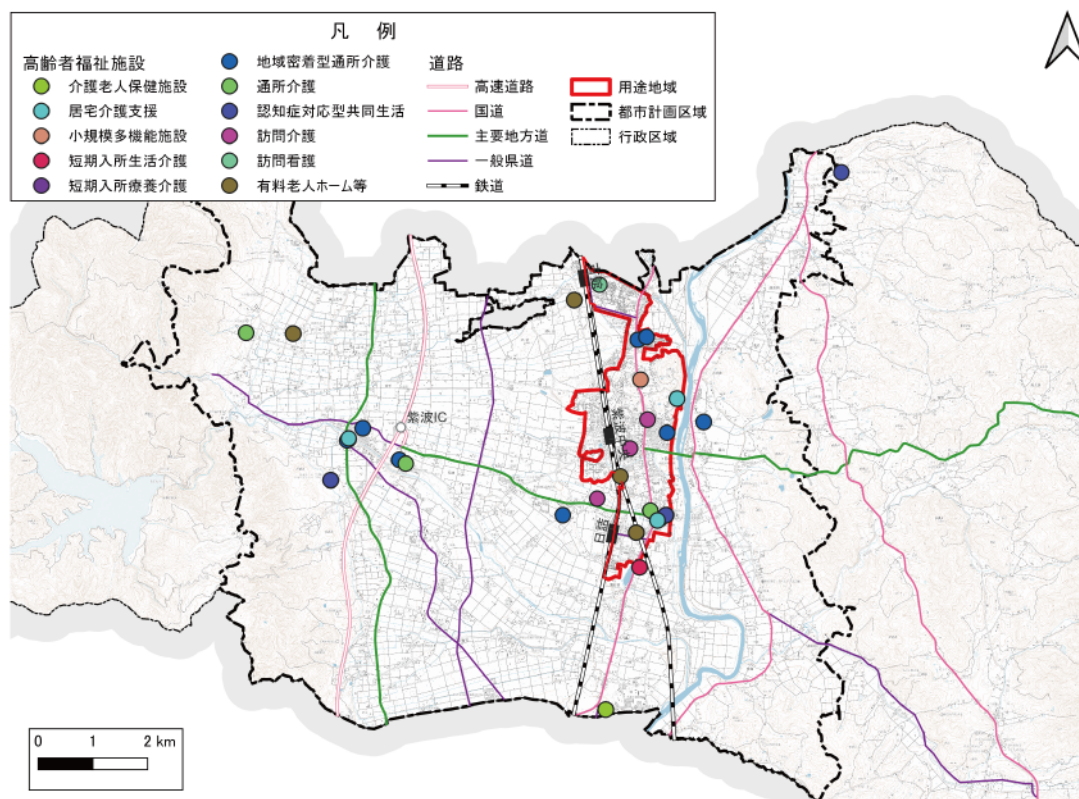


図 2.63 学校教育施設分布状況

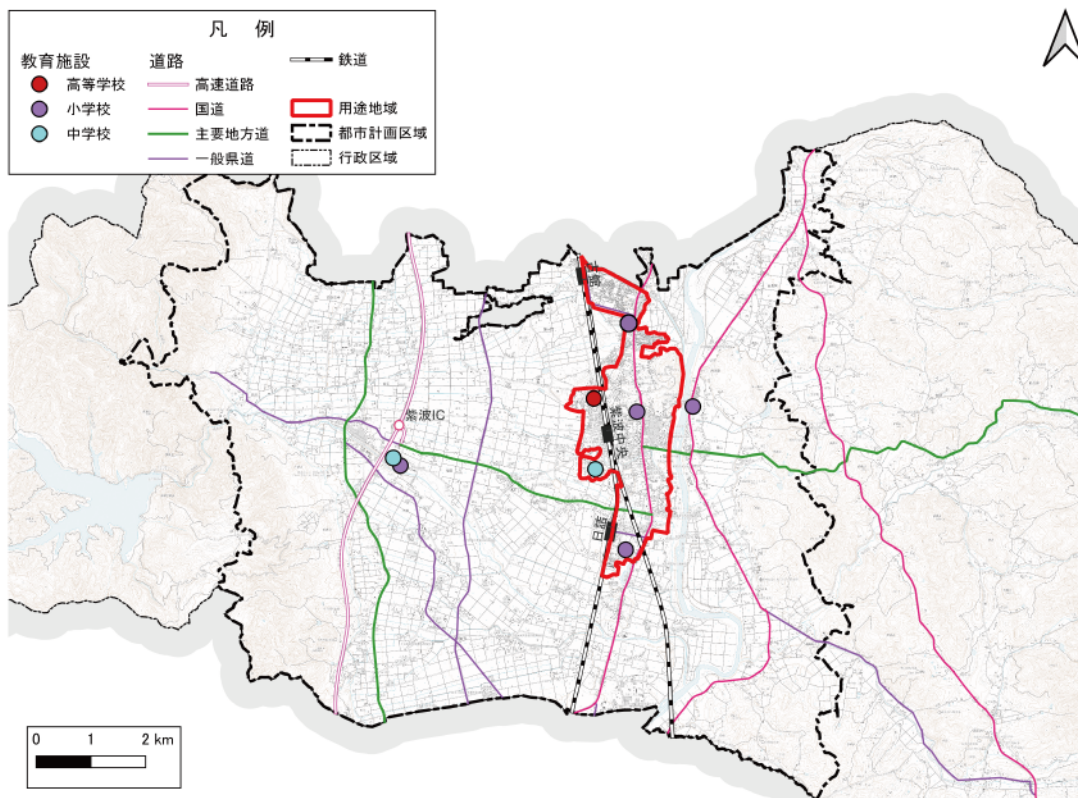


図 2.64 金融施設一覧

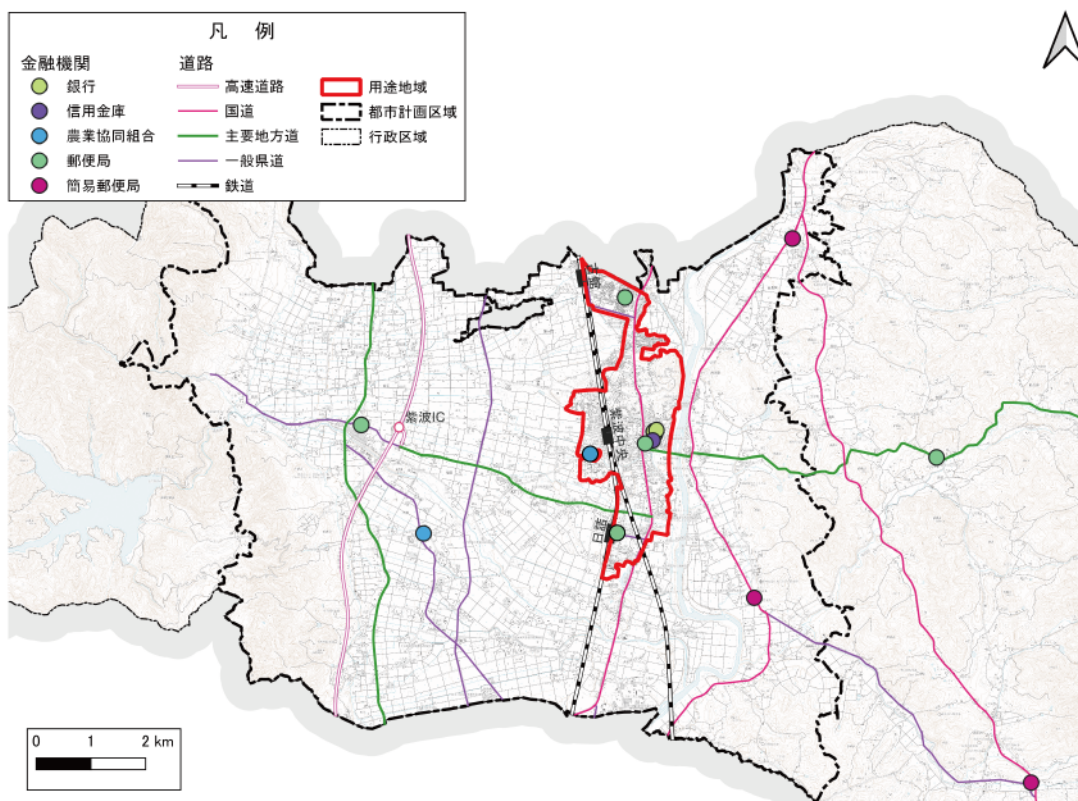
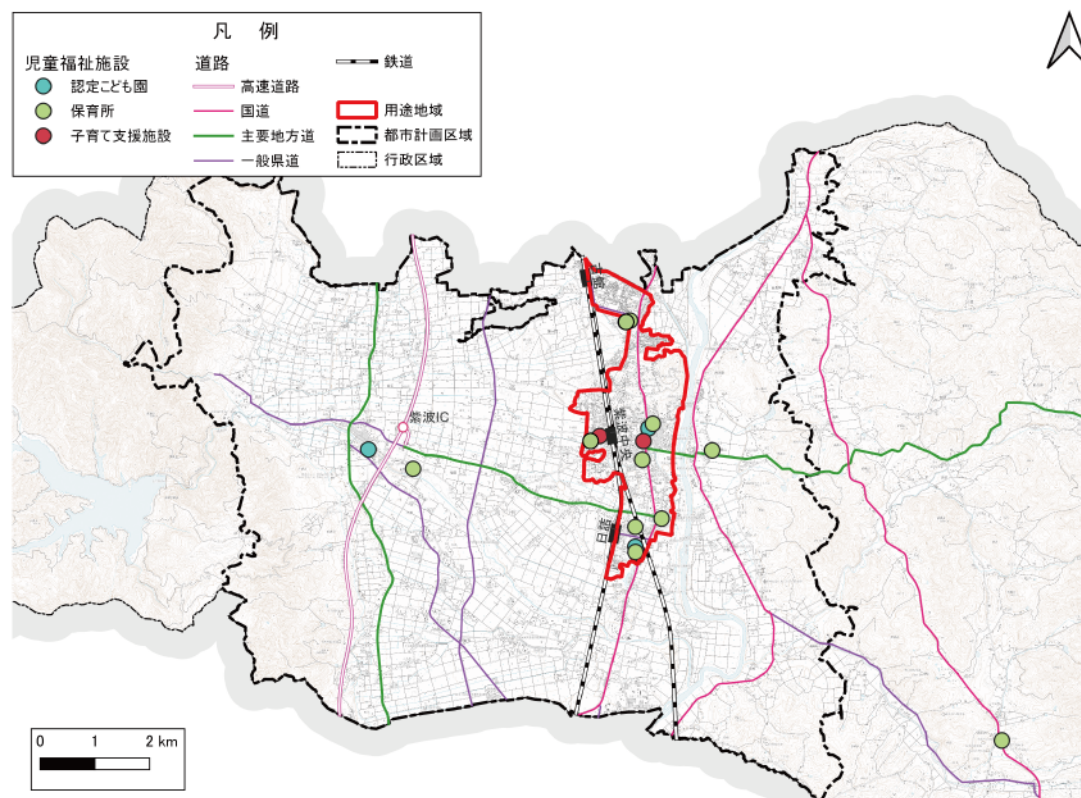


図 2.65 児童福祉施設一覧



(12) 都市施設

①都市計画道路

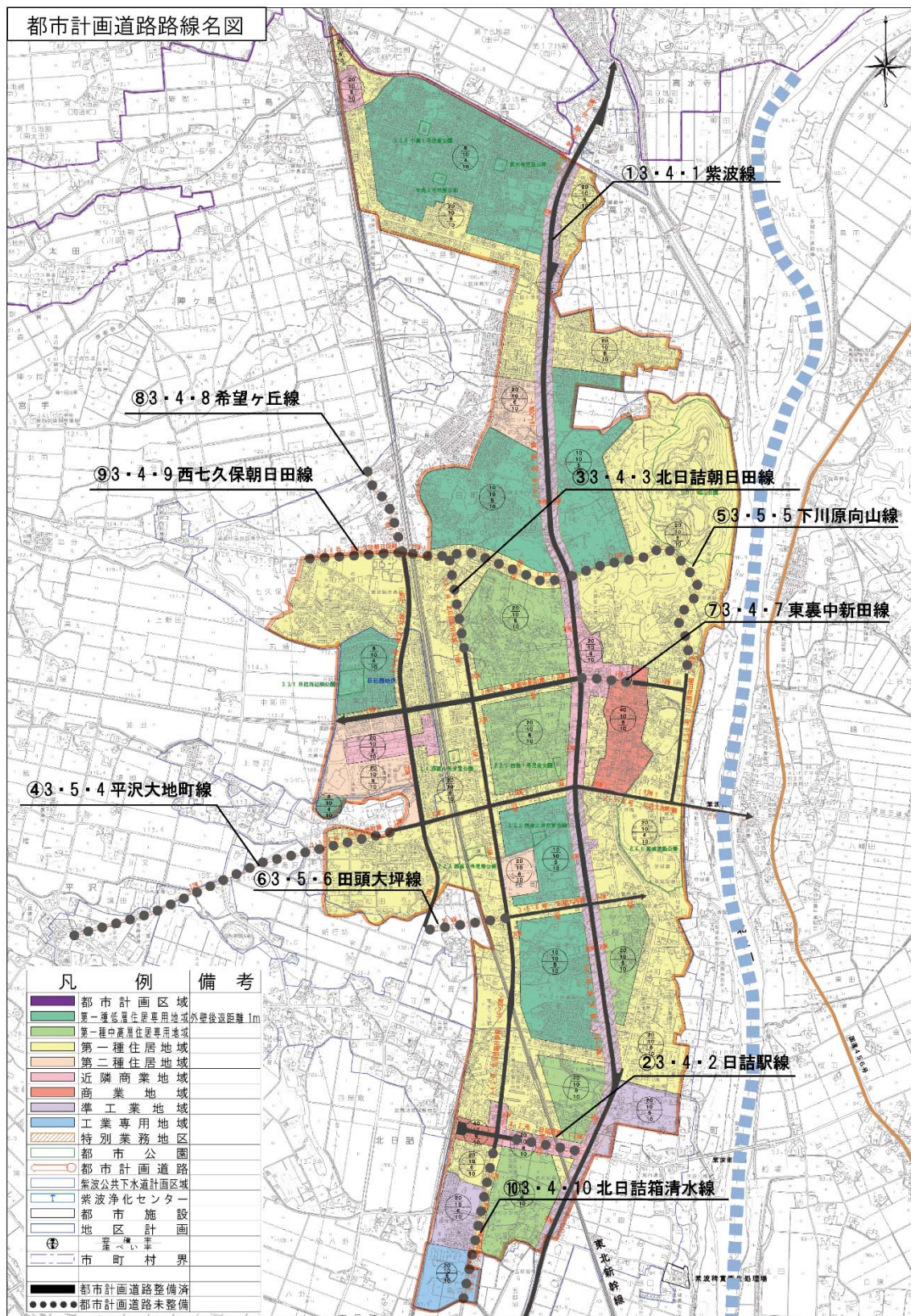
都市計画道路は 10 路線、総延長 23.75km が都市計画決定されており、整備済み路線 1 路線、未整備区間がある路線は 9 路線となっています。全体の整備率は 73%です。都市計画道路は国道 4 号を軸として用途地域の骨格道路網を形成しています。

表 2.33 都市計画道路一覧

番号 区分・規模・番号	路線名	計画決定		改良済	B/A	未着手	当初決定 年月日	当初決定 からの経 過年数	最終変更年月日	
		幅員 (m)	全体延長 A (km)	延長 B (km)		延長 (km)			年月日	告示番号
① 3・4・1	紫波線	20	8.69	8.69	1	0	S40.2.17	58	H3.11.22	県970号
② 3・4・2	日詰駅線	18	0.6	0.24	0.4	0.36	S40.2.17	58	S48.2.2	県301号
③ 3・4・3	北日詰朝日田線	16	2.67	2.24	0.84	0.43	S40.2.17	58	H6.9.2	県788号
④ 3・5・4	平沢大地町線	12	3.19	1.74	0.55	1.45	S40.2.17	58	H6.9.2	県788号
⑤ 3・5・5	下川原向山線	12	1.7	0.52	0.31	1.18	S48.12.7	50	R30.12.24	県1292号
⑥ 3・5・6	田頭大坪線	12	1.04	0.65	0.63	0.39	S48.12.10	50	H3.11.22	県142号
⑦ 3・4・7	東裏中新田線	20	1.68	1.45	0.86	0.23	S60.12.24	38	H10.2.27	県160号
⑧ 3・4・8	希望ヶ丘線	20	2.21	1.74	0.79	0.47	H6.9.2	29	H12.2.18	県127号
⑨ 3・4・9	西七久保朝日田線	16	1.22	0	0	1.22	H6.9.2	29	H6.9.2	県788号
⑩ 3・4・10	北日詰箱清水線	16	0.75	0.07	0.09	0.68	H14.3.15	21	H14.3.15	町26号
合計	10 路線		23.75	17.34	0.73	6.41				

資料：紫波町

図 2.66 都市計画道路の整備状況



資料：紫波町都市計画図より作成

②都市計画公園・駅前広場

都市計画公園及び駅前広場は 10 施設、合計 2,435 ㎡であり、駅前広場 1 箇所、街区公園 6 箇所、近隣公園 1 箇所、総合公園 1 箇所、運動公園 1 箇所が都市計画決定されており、全てが整備完了しています。

表 2.34 駅前広場・都市計画公園整備状況

区分	番号	都市施設名称	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	整備率
駅前広場	1	日詰駅	2,400.00	2,400.00	100%
街区公園	2・2・1	西裏 1 号児童公園	0.19	0.19	100%
街区公園	2・2・2	西裏 2 号児童公園	0.17	0.17	100%
街区公園	2・2・3	西裏 3 号児童公園	0.26	0.26	100%
街区公園	2・2・4	西裏 4 号児童公園	0.18	0.18	100%
街区公園	2・2・5	中島 1 号児童公園	0.26	0.26	100%
街区公園	2・2・6	桜町街区公園	0.34	0.34	100%
近隣公園	3・3・1	日詰西近隣公園	1.20	1.20	100%
総合公園	5・5・1	城山公園	22.30	22.34	100%
運動公園	6・4・1	紫波運動公園	9.80	9.80	100%
合計		10施設	2,434.70	2,434.74	

資料：平成 28（2016）年岩手県都市計画基礎調査

③下水道

町内の公共下水道については、紫波町公共下水道で整備を進めています。

全体計画の処理面積は 880ha、令和 5（2023）年時点での整備面積は 665ha であり、水洗化率約 94.6%となっています。

表 2.35 公共下水道整備状況

都市施設名称	下水処理方式	全体計画		整備状況			
		処理面積 (ha)	処理人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
紫波町公共下水道	分流	880	19,600	665	21,024	19,886	94.6

都市計画決定概要						
最終変更年月日	排水区域面積 (ha)	管渠延伸 (m)	処理場		ポンプ場	
			箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)
平成11年8月16日	686	50	1	20,000	1	1,850

資料：岩手県の都市計画—資料編—（令和 5（2023）年 3 月 31 日現在）

2 都市構造の評価

(1) 都市構造の評価に関するハンドブックに基づく分析

「都市構造の評価に関するハンドブック」に基づき、本町の都市構造のコンパクトさを多角的見地から評価し、全国平均値、類似規模都市平均値との比較等を行うことにより、どのような課題があるのか客観的、定量的に把握します。

①評価項目の選定

「都市構造の評価に関するハンドブック」に示された、「立地適正化計画等において都市機能や居住を誘導する区域を設定・検討している都市向けの指標例」を参考にし、本町の評価の値が算出可能な指標を選定します。

選定した指標の全国平均及び地方都市圏5万未満の平均と紫波町実績値を比較し分析を行います。なお、将来の推計が可能な項目については、本町独自で詳細なミクロ分析を実施します。

表 2.36 評価項目

評価分野		評価指標		単位	全国平均値	地方都市圏 5万未満の平均
生活利便性の指標	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏（※1）充足率		%	24	17
		生活サービス施設（※2）の徒歩圏人口カバー率 （医療施設、高齢者福祉施設、商業施設）	医療施設	%	68	57
			福祉施設	%	51	44
			商業施設	%	49	38
	基幹的公共交通路線（※3）の徒歩圏人口カバー率		%	41	31	
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の利用圏平均人口密度 （医療施設、高齢者福祉施設、商業施設）	医療施設	人/ha	18	9
			福祉施設	人/ha	19	9
			商業施設	人/ha	23	12
公共交通の利用促進	通勤・通学時の公共交通分担率		%	15	4	
	公共交通沿線地域（※4）の人口密度		人/ha	32	16	
健康・福祉の指標	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設（※5）の1km圏域高齢人口（※6）カバー率		%	58	51
		保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率		%	48	37
	歩きやすい環境の形成	歩道整備率（※7）		%	50	45
安全・安心の指標	市街地の安全性の確保	町民一人当たりの交通事故死亡者数		人	0.68	1.01
地域経済の指標	サービス産業の活性化	従業者一人当たり第三次産業売上高		百万円/人	12.6	11.2
行政運営の指標	都市経営の効率化	財政力指数(市町村財政)		-	0.56	0.42
	安定的な税収の確保	町民一人当たりの税収額		千円/人	105	96
エネルギー／低炭素の指標	運輸部門の省エネ・低炭素化	町民一人当たりの自動車CO2排出量		t-CO2/年	1.34	1.66

- (※1)「生活サービス施設」及び「基幹的交通路線(日当たり30本以上の路線)」の全てを徒歩圏で享受できる人口の比率。徒歩圏は半径800m
- (※2)医療施設は病院(内科又は外科)及び診療所、福祉施設は通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設、商業施設はスーパーマーケット等
- (※3)基幹的公共交通路線(日当たり30本以上の路線)の鉄道駅から半径800m、及びバス停から半径300m
- (※4)全ての鉄道駅から半径800m、バス停の徒歩圏(半径300m)
- (※5)対象としている高齢者福祉施設は、※2における福祉施設に同じ。
- (※6)高齢者福祉施設の半径1kmに居住する65歳以上人口に占める比率。
- (※7)道路交通センサスの一般交通量調査対象道路(高速自動車国道・都市高速道路を除く)で算出。

②ミクロ分析方法

ミクロ分析は、評価項目の紫波町実績を整理し、全国平均及び地方都市圏5万未満の平均との比較分析を行います。

紫波町実績値は、「都市構造の評価に関するハンドブック」による各指標算定に際しての利用データの算出方法に基づき、最新年度のデータにより算出します。

また、将来の推計が可能な項目について、将来予測を国土交通省 国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を使用し作成しました。

- ・人口の基準データは、国勢調査（小地域集計）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（市区町村・令和 5（2023）年 12 月推計）」を使用しました。
- ・メッシュの基準データは、国土数値情報の土地利用細分メッシュを使用しました。
- ・人口推計・メッシュ分布図の算出は、国勢調査の平成 27（2015）年及び令和 2（2020）年の人口・世帯データを基に、コーホート要因法により国勢調査の小地域（町丁・字）ごとに令和 2（2020）年から令和 27（2045）年の 5 年毎に将来人口を推計しました。

この推計人口を、国土数値情報の土地利用細分メッシュデータの可住地に対し、配分しました。

また、生活利便性評価にて算出に使用する年齢別人口データは、令和 2（2020）年国勢調査結果、将来の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用することとします。

表 2.37 国立社会保障・人口問題研究所の推計値

	令和 2（2020）年 人口	令和 27（2045）年 人口
総数	32,147	25,240
0～4 歳	1,133	644
65 歳以上	10,097	10,584

③生活利便性評価の結果

日常生活サービスの徒歩圏充足率

R2：日常生活サービス徒歩圏内人口（10,139）÷総人口（32,147）＝32%

R27：日常生活サービス徒歩圏内人口（9,362）÷総人口（25,240）＝37%

図 2.67 日常生活サービスの徒歩圏（令和2（2020）年）

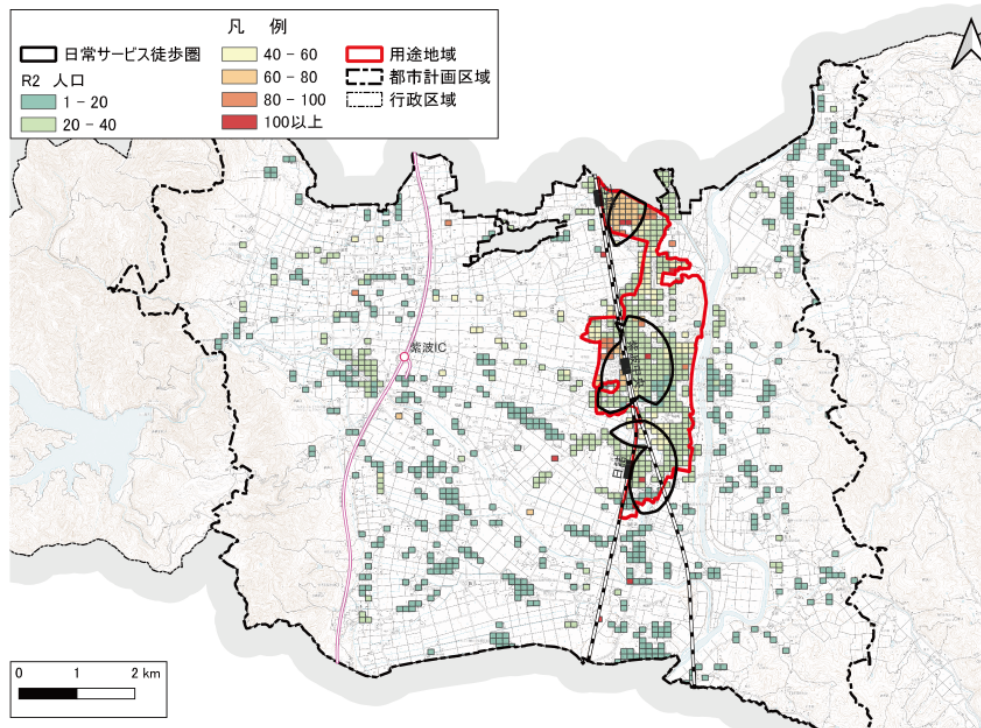
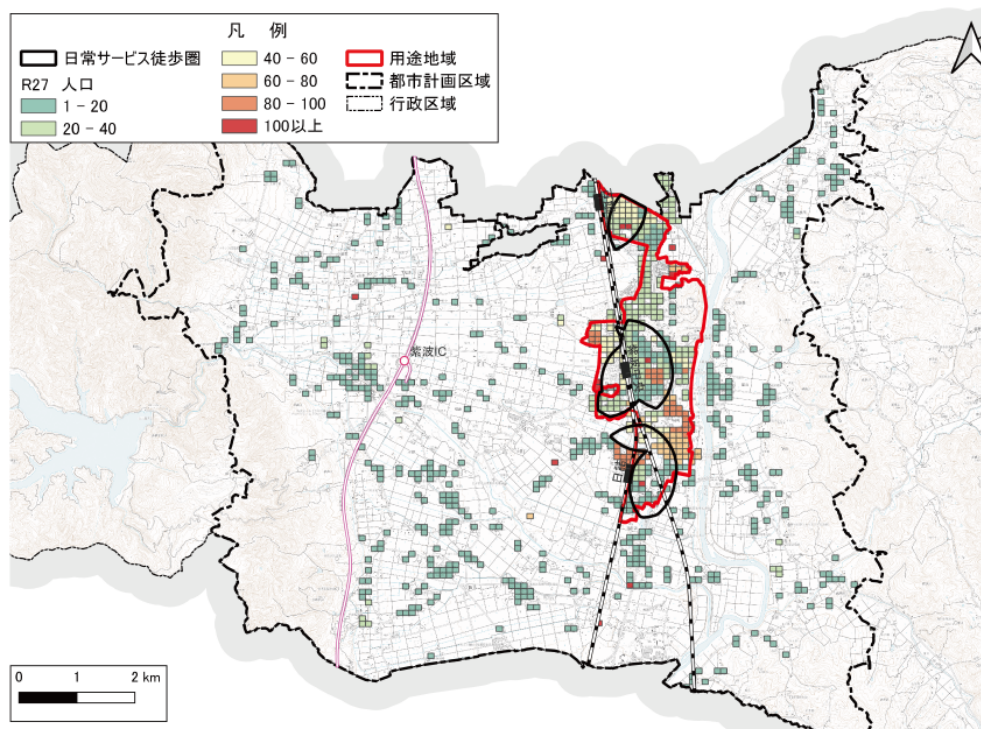


図 2.68 日常生活サービスの徒歩圏（令和27（2045）年）



医療施設の徒歩圏人口カバー率

R2：医療施設の徒歩圏内人口（19,819）÷総人口（32,147）＝62%

R27：医療施設の徒歩圏内人口（19,002）÷総人口（25,240）＝75%

医療施設の徒歩圏内人口密度

R2：医療施設の徒歩圏内人口（19,819）÷医療施設徒歩圏の面積（1,276）＝16 人/ha

R27：医療施設の徒歩圏内人口（19,002）÷医療施設徒歩圏の面積（1,276）＝15 人/ha

図 2.69 医療施設の徒歩圏（令和 2（2020）年）

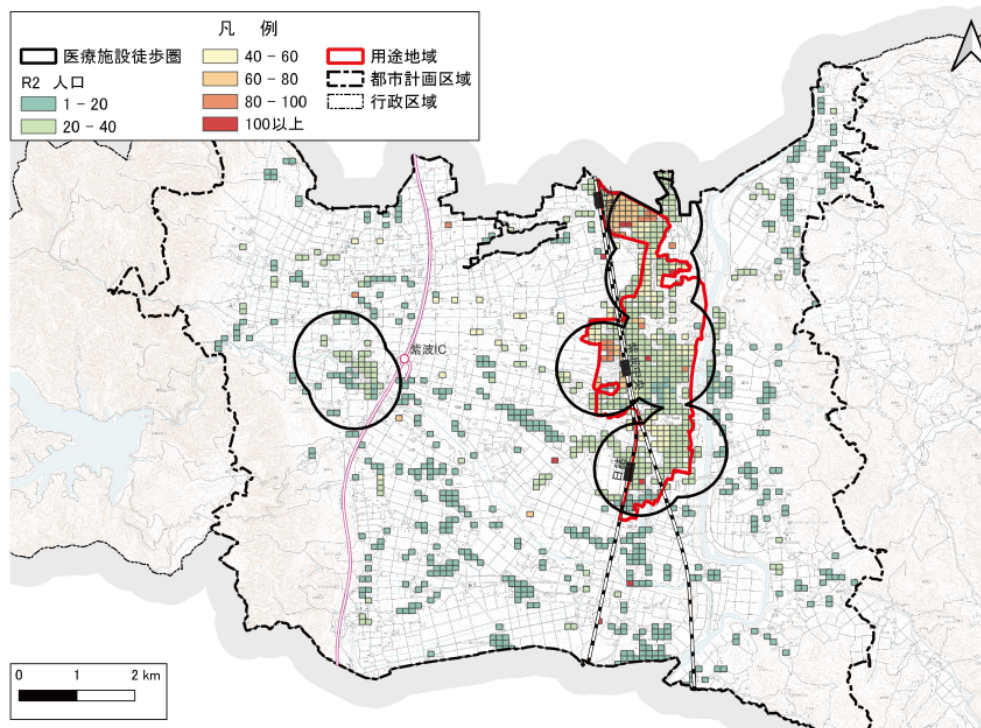
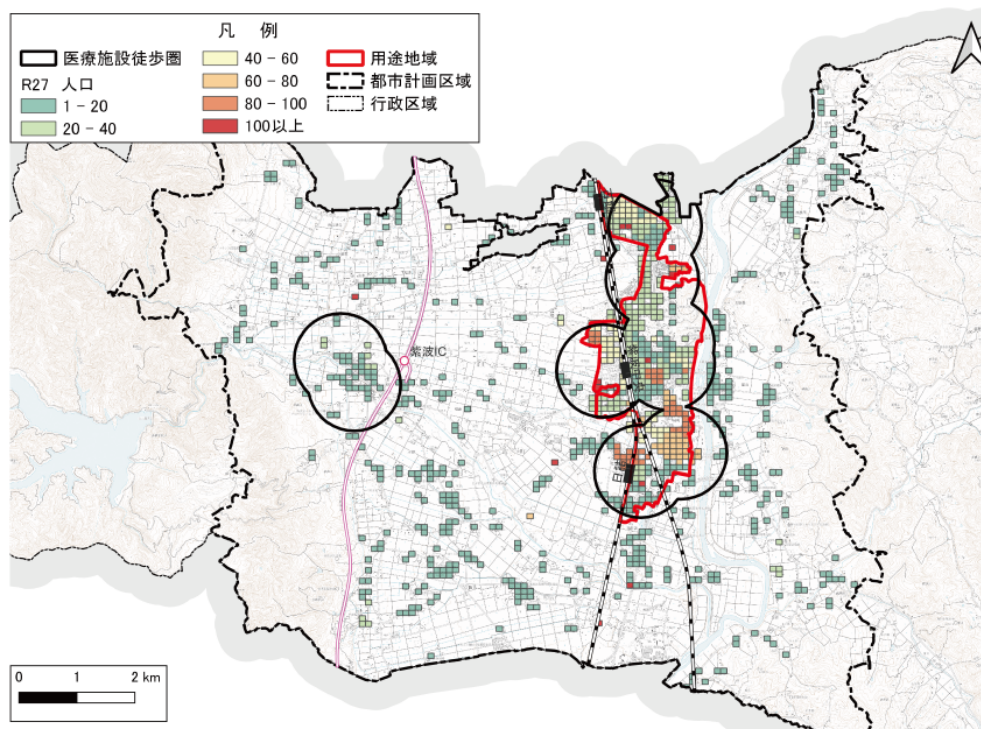


図 2.70 医療施設の徒歩圏（令和 27（2045）年）



高齢者福祉施設の徒歩圏人口カバー率

R2：高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（20,904）÷総人口（32,147）＝65%

R27：高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（19,017）÷総人口（25,240）＝75%

高齢者福祉施設の徒歩圏内人口密度

R2：高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（20,904）÷高齢者福祉施設徒歩圏の面積（2,336）＝9人/ha

R27：高齢者福祉施設の徒歩圏内人口（19,017）÷高齢者福祉施設徒歩圏の面積（2,336）＝8人/ha

図 2.71 高齢者福祉施設の徒歩圏（令和2（2020）年）

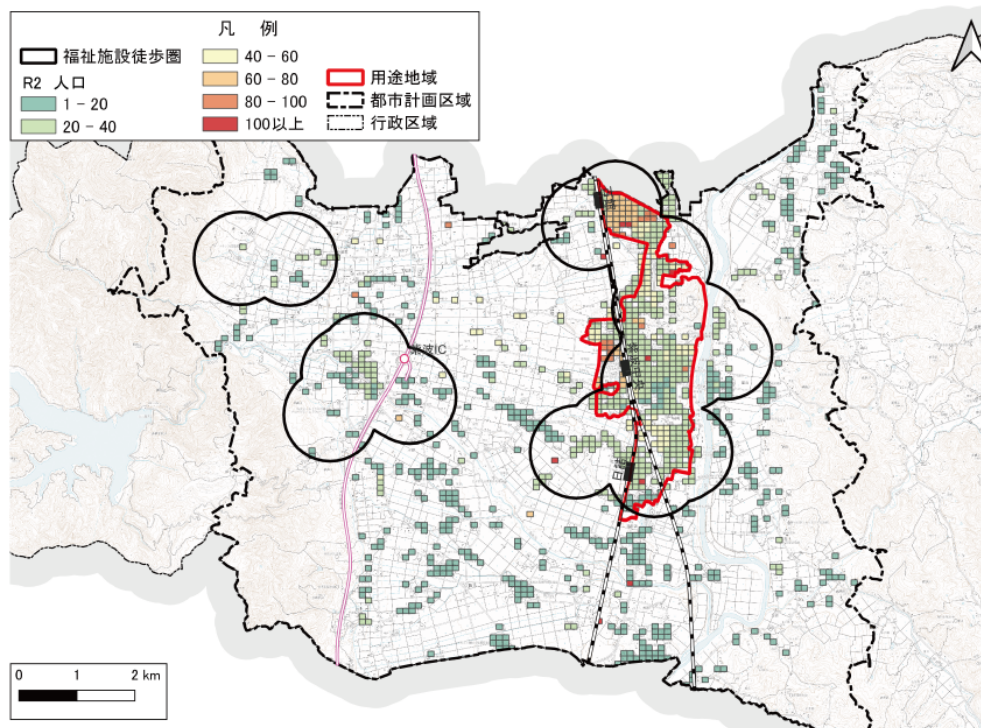
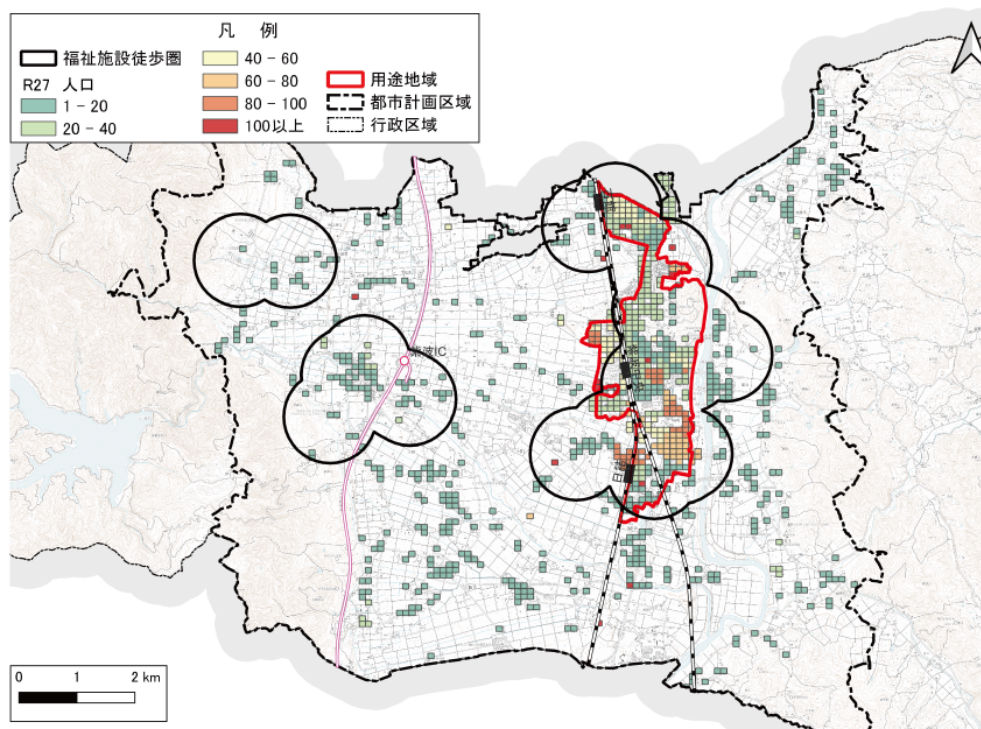


図 2.72 高齢者福祉施設の徒歩圏（令和27（2045）年）



商業施設の徒歩圏人口カバー率

R2：商業施設の徒歩圏内人口（18,035）÷総人口（32,147）＝56%

R27：商業施設の徒歩圏内人口（17,323）÷総人口（25,240）＝69%

商業施設の徒歩圏内人口密度

R2：商業施設の徒歩圏内人口（18,035）÷商業施設徒歩圏の面積（831）＝22 人/ha

R27：商業施設の徒歩圏内人口（17,323）÷商業施設徒歩圏の面積（831）＝21 人/ha

図 2.73 商業施設の徒歩圏（令和 2（2020）年）

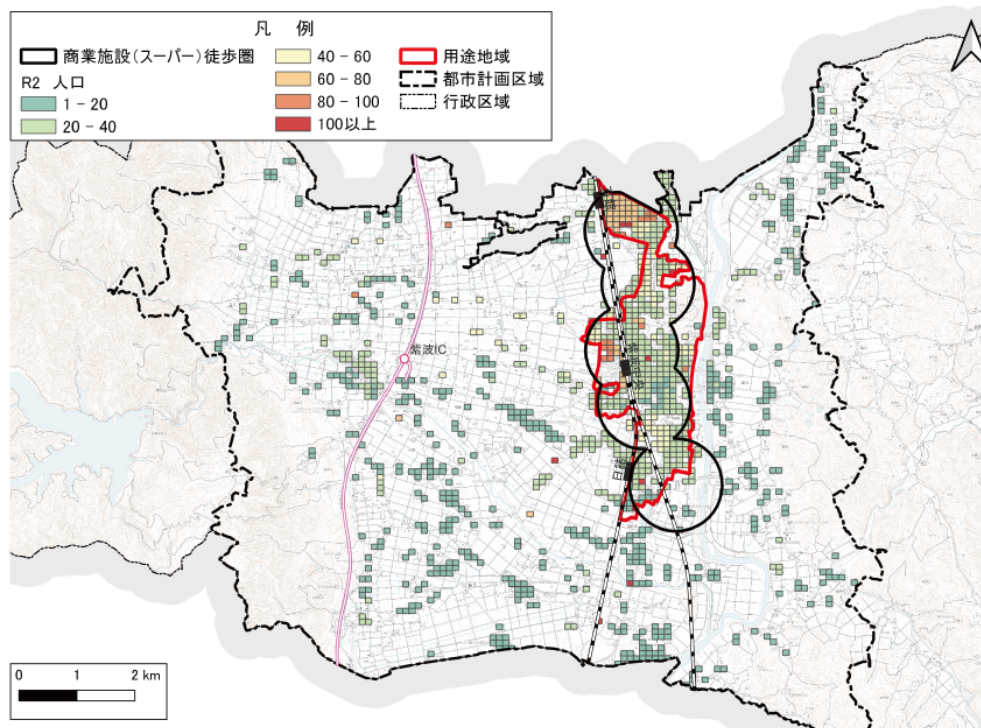
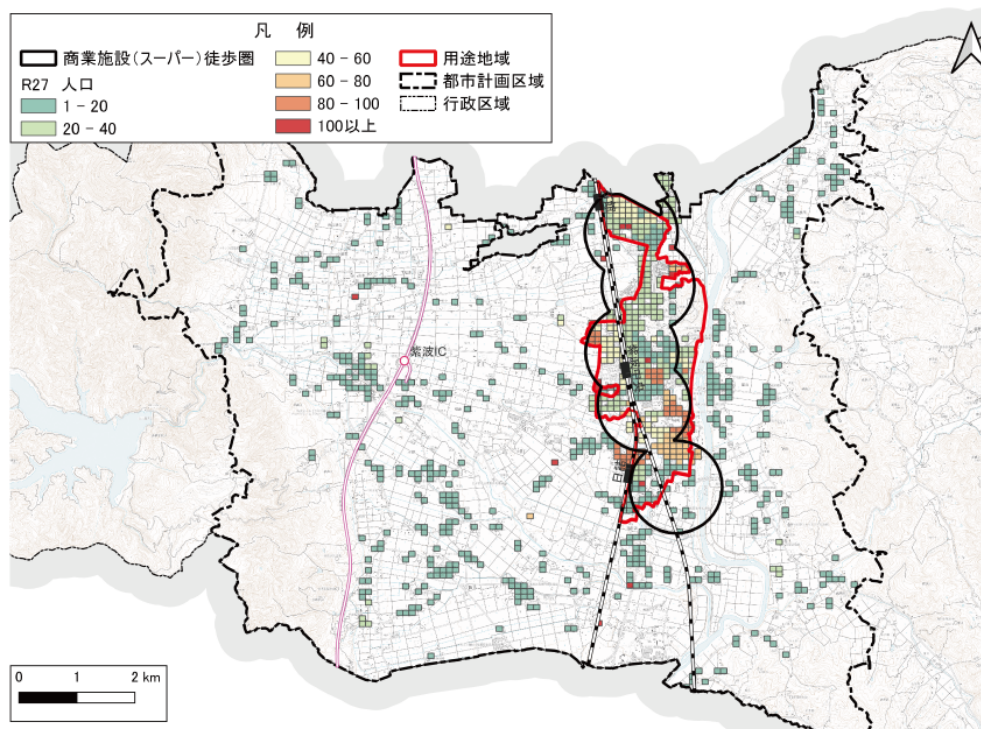


図 2.74 商業施設の徒歩圏（令和 27（2045）年）



基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率

R2：基幹的公共交通路線の徒歩圏内人口（12,687）÷総人口（32,147）＝39%

R27：基幹的公共交通路線の徒歩圏内人口（12,133）÷総人口（25,240）＝48%

図 2.75 基幹的公共交通路線の徒歩圏（令和 2（2020）年）

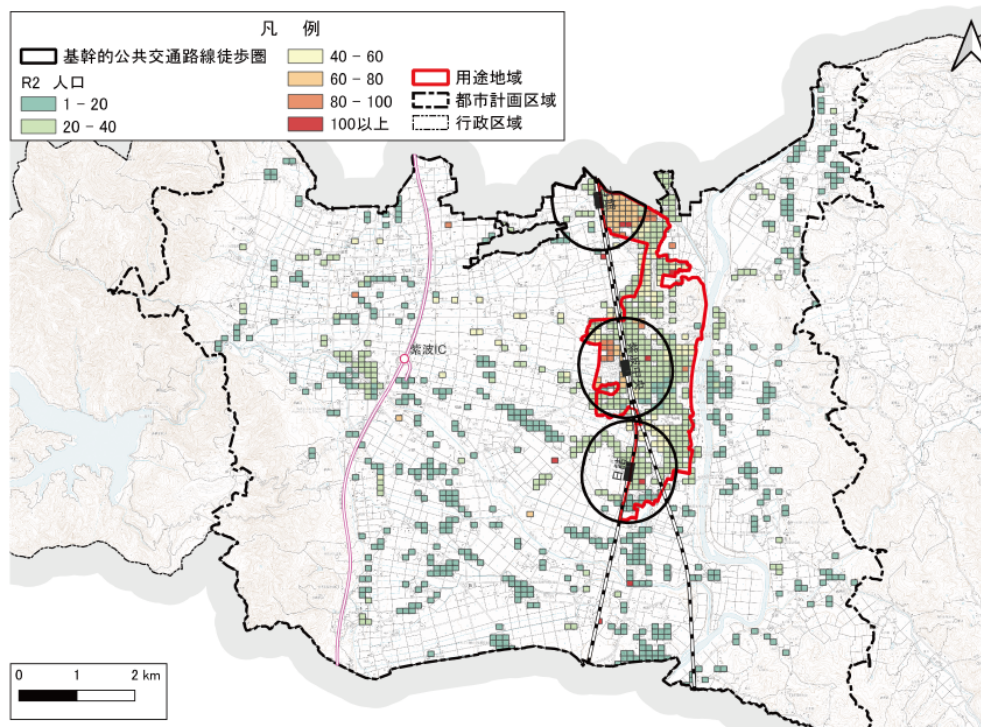
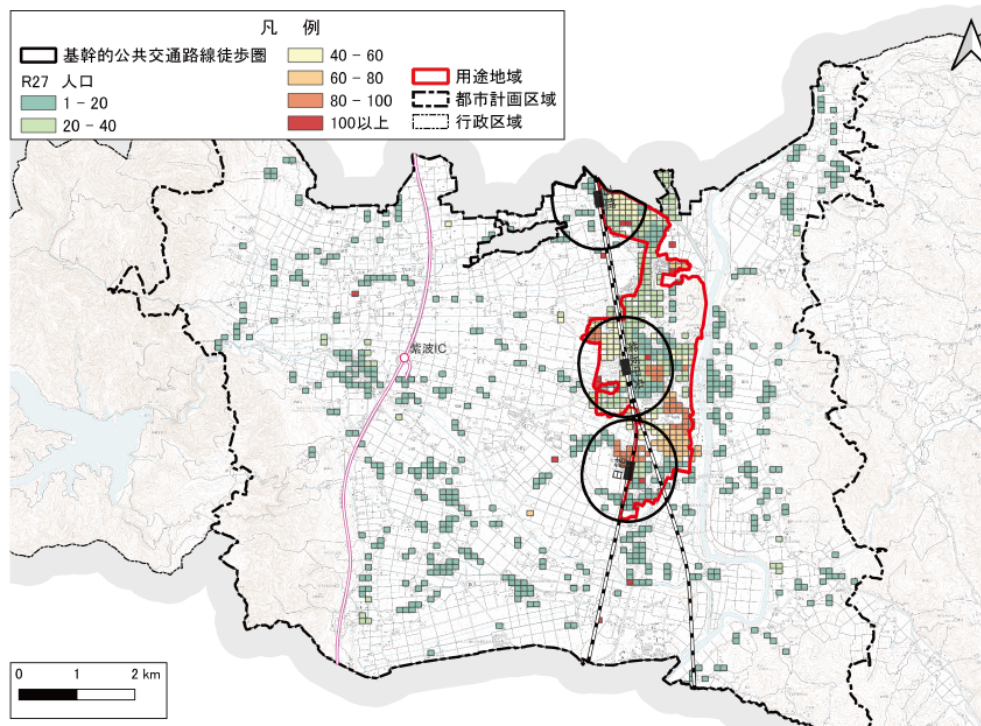


図 2.76 基幹的公共交通路線の徒歩圏（令和 27（2045）年）



公共交通沿線地域の人口密度

R2：公共交通沿線地域の人口（20,681）÷公共交通沿線地域の面積（1,289）＝16 人/ha

R27：公共交通沿線地域の人口（19,363）÷公共交通沿線地域の面積（1,289）＝15 人/ha

図 2.77 公共交通沿線地域の人口（令和 2（2020）年）

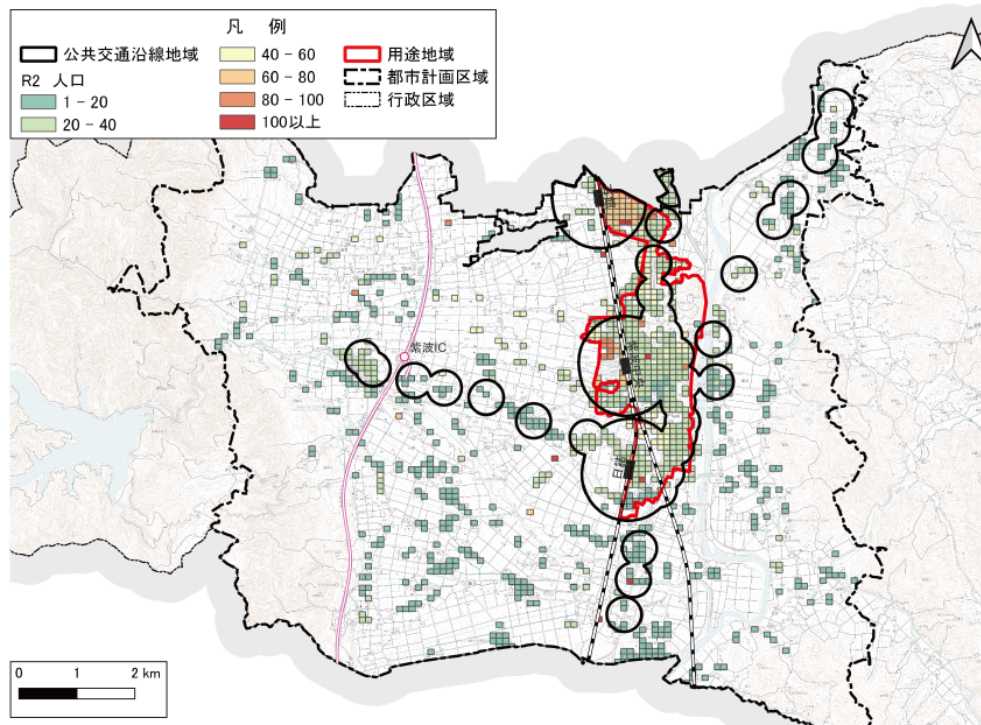
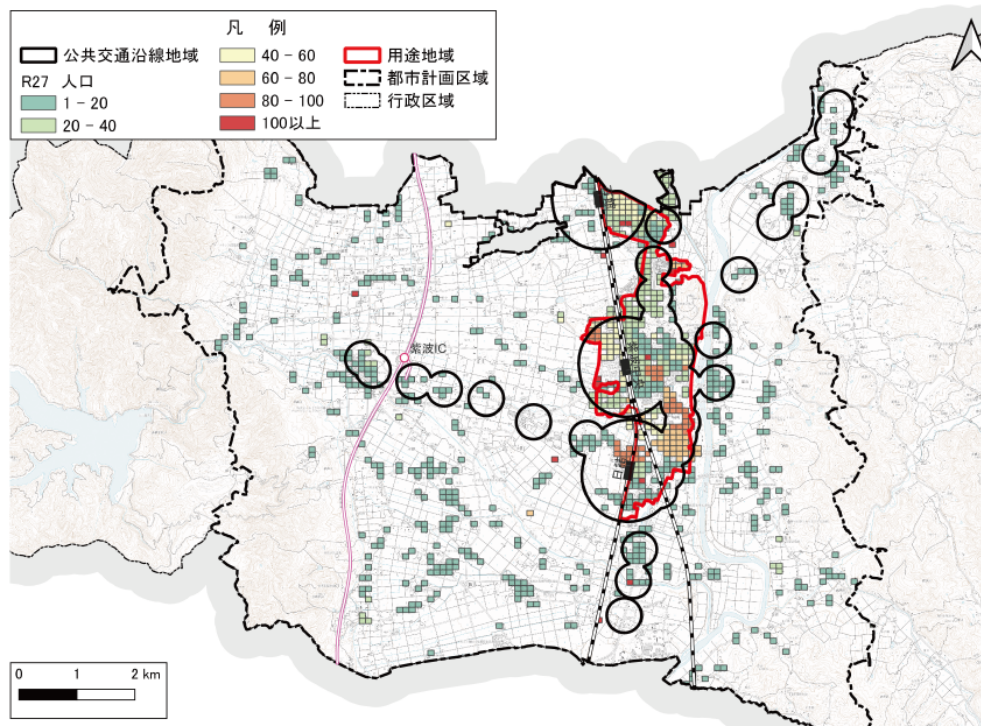


図 2.78 公共交通沿線地域の人口（令和 27（2045）年）



高齢者福祉施設 1km 圏域高齢者人口カバー率

R2 : 高齢者福祉施設 1km 圏域人口 (4,778) ÷ 高齢者人口 (10,097) = 47%

R27 : 高齢者福祉施設 1km 圏域人口 (6,715) ÷ 高齢者人口 (10,584) = 63%

図 2.79 高齢者福祉施設 1km 圏域高齢者人口 (令和 2 (2020) 年)

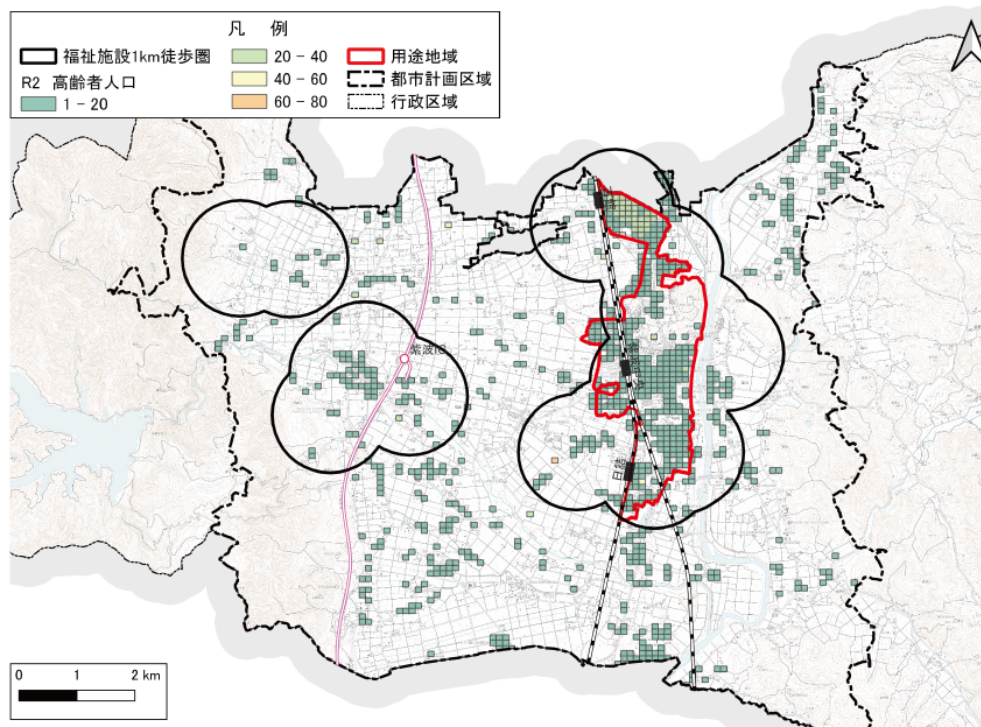
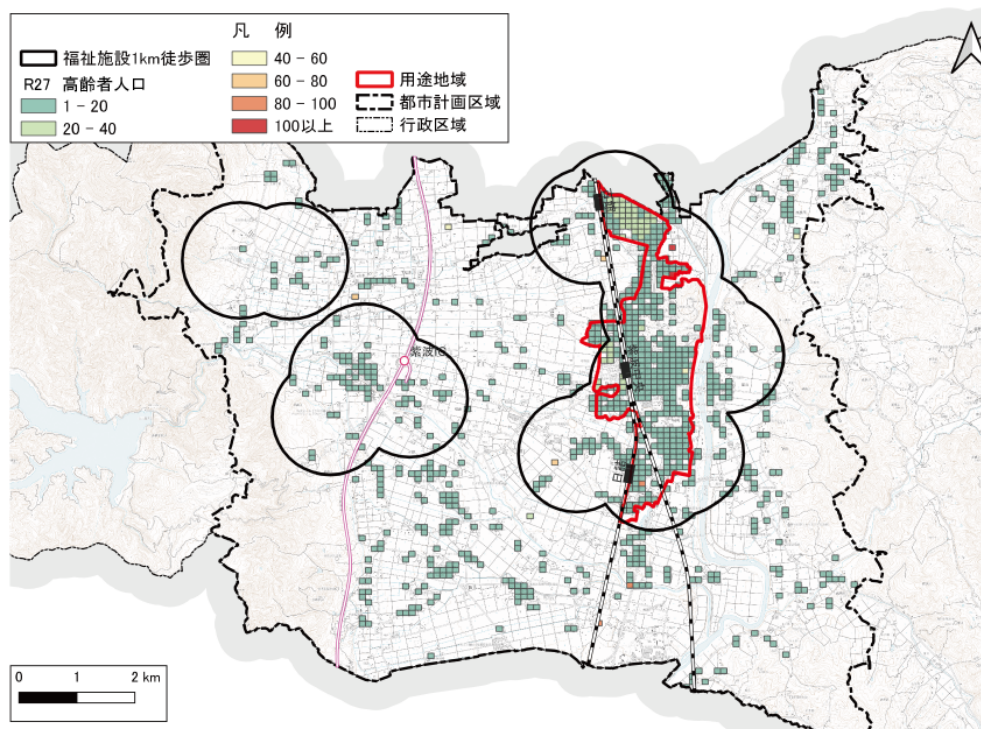


図 2.80 高齢者福祉施設 1km 圏域高齢者人口 (令和 27 (2045) 年)



保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率

R2 : 保育所の徒歩圏内人口 (589) ÷ 0～4 歳人口 (1,133) = 52%

R27 : 保育所の徒歩圏内人口 (450) ÷ 0～4 歳人口 (644) = 70%

図 2.81 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口 (令和 2 (2020) 年)

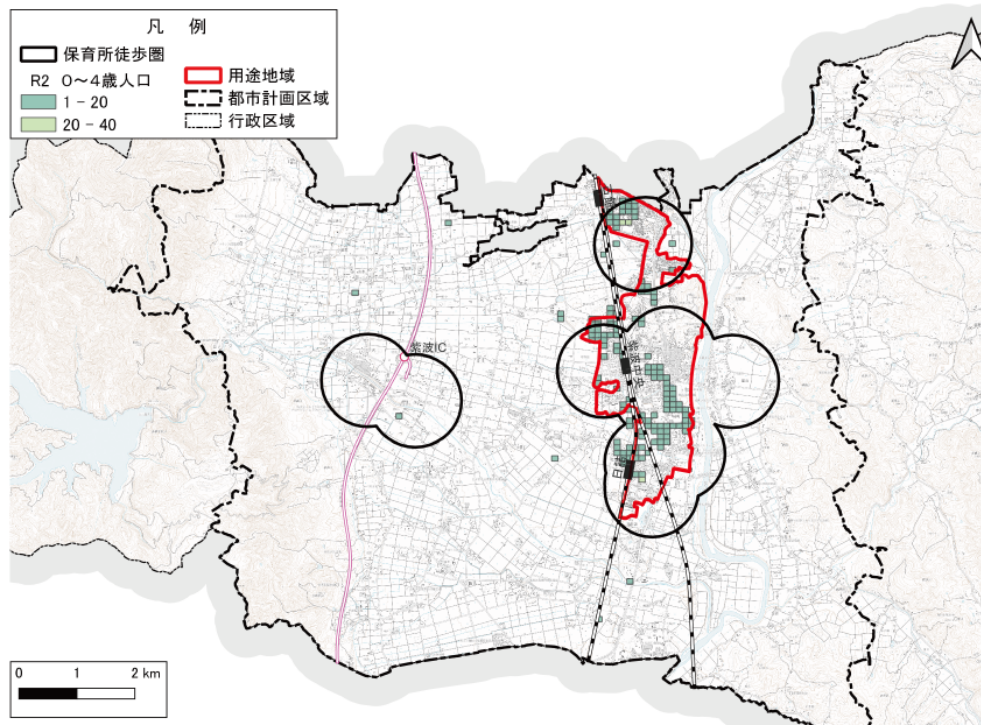
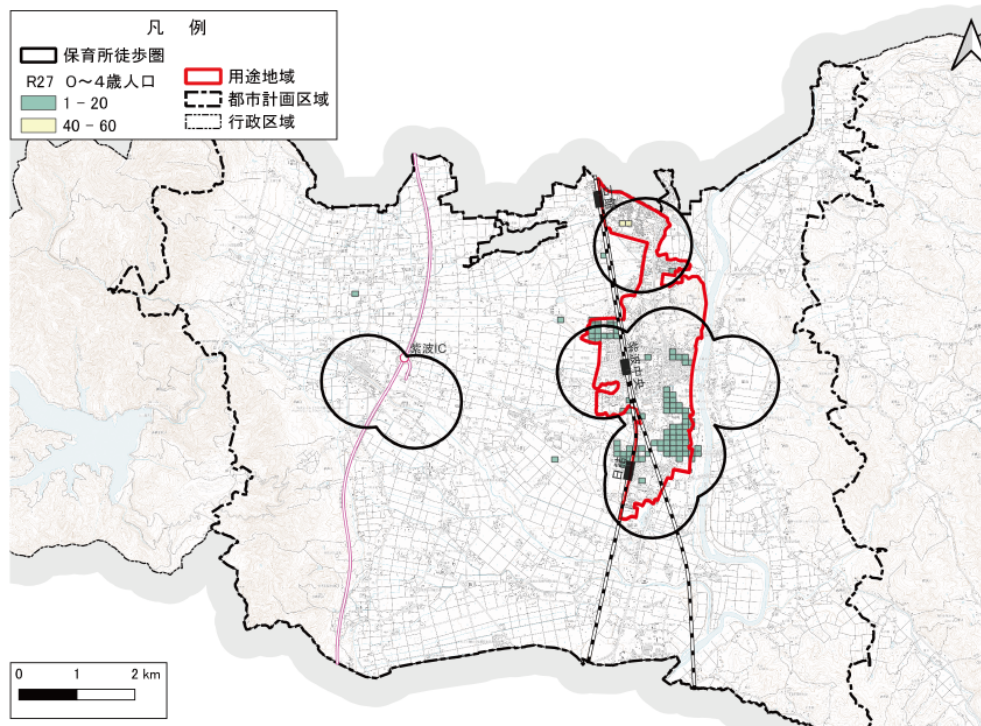


図 2.82 保育所の徒歩圏 0～4 歳人口 (令和 27 (2045) 年)



・通勤・通学時の公共交通分担率

通勤・通学時の公共交通分担率は15%となっていて、5万未満の平均を上回っています。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
通勤・通学時の公共交通分担率	%	15	9	15

資料：都市構造の評価に関するハンドブック及び都市モニタリングシート

・歩道整備率

歩道整備率は69%と5万未満都市と比べても高い状況にあります。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
歩道整備率	%	50	45	69

資料：＜実績値＞令和3（2021）年度全国道路・街路交通情勢調査

・住民一人あたりの交通事故死亡者数

交通事故死亡者数は令和3（2021）年の実績値で0.3人でした。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
住民一人あたりの交通事故死亡者数	人	0.68	1.01	0.3

資料：＜実績値＞交通事故総合分析センターイタルダイナフォメーション No142

・従業者一人当たり第三次産業売上高

本町の実績値は1610万円/人であり、全国平均を上回っています。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	12.6	11.2	16.1

資料：＜実績値＞令和3（2021）年経済センサス及び令和2年国勢調査人口より算出

・財政力指数

財政力指数は0.47であり、全国平均以下となっています。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
財政力指数(市町村財政)	-	0.56	0.42	0.47

資料：＜実績値＞統計でみる市区町村の姿 2022

・住民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）

住民一人当たり税収額は97千円/人であり、5万未満の平均を上回っています。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
住民一人当たりの税収額	千円/人	105	96	97

資料：＜実績値＞令和4（2022）年度市町村別決算状況調及び令和2（2020）年国勢調査人口より算出

・住民一人当たりの自動車 CO2 排出量

住民一人当たりの自動車CO2排出量は1.14t-CO2/年と全国や5万未満の平均を下回っています。

評価指標	単位	全国平均	5万未満の平均	紫波町（実績値）
住民一人当たりの自動車 CO2 排出量	t-CO2/年	1.34	1.66	1.14

資料：＜実績値＞令和3（2021）年度全国道路・街路交通情勢調査及び令和2（2020）年国勢調査人口、国土交通白書の燃料別 CO2 排出係数により算出

④都市構造評価の結果

本町の都市構造評価の結果は以下のとおりです。

全国平均値を上回っている項目は、生活利便性の指標、健康・福祉の指標、安心・安全の指標、地域経済の指標、エネルギー/低炭素の指標であり、生活利便性の指標では日常生活サービスの徒歩圏充足率、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率（福祉施設・商業施設）、健康・福祉の指標では、保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率、歩道整備率、安心・安全の指標では、町民一人あたりの交通事故死亡者数、地域経済の指標では、従業者一人当たり第三次産業売上高、エネルギー/低炭素の指標では、町民一人あたりの自動車CO₂排出量の8指標となっています。

現状の施設配置で、地方都市圏5万未満の平均以下の水準となる指標は、高齢者福祉施設の1km圏域人口カバー率のみであり、本町はすでにコンパクトな都市構造であると言えます。このまま令和27（2045）年を迎えた場合を推計すると、人口減少や高齢化が進むことから、充足率やカバー率の値が高くなる結果となっています。

表 2.38 都市構造評価結果

評価分野		評価指標		単位	全国平均	地方都市圏 5万未満の平均	紫波町 (実績値)	紫波町 (2045年)
生活利便性の指標	居住機能の適切な誘導	日常生活サービスの徒歩圏充足率		%	24	17	32	37
		生活サービス施設の 徒歩圏人口カバー率	医療施設	%	68	57	62	75
			福祉施設	%	51	44	65	75
			商業施設	%	49	38	56	69
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口 カバー率		%	41	31	39	48	
	都市機能の適正配置	生活サービス施設の 利用圏平均人口密度	医療施設	人/ha	18	9	16	15
			福祉施設	人/ha	19	9	9	8
			商業施設	人/ha	23	12	22	21
公共交通の利用促進	通勤・通学時の公共交通分担率		%	15	4	15	-	
	公共交通沿線地域の人口密度		人/ha	32	16	16	15	
健康・福祉の指標	都市生活の利便性向上	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口 カバー率		%	58	51	47	63
		保育所の徒歩圏0〜4歳人口カバー率		%	48	37	52	70
	歩きやすい環境の形成		歩道整備率	%	50	45	69	-
安全・安心の指標	市街地の安全性の確保		町民一万人当たりの交通事故死亡者数	人	0.68	1.01	0.3	-
地域経済の指標	サービス産業の活性化		従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	12.6	11.2	16.1	-
行政運営の指標	都市経営の効率化		財政力指数(市町村財政)	-	0.56	0.42	0.47	-
	安定的な税収の確保		町民一人当たりの税収額	千円/人	105	96	97	-
エネルギー／ 低炭素の指標	運輸部門の省エネ・低 炭素化		町民一人当たりの自動車CO2排出量	t -CO2/年	1.34	1.66	1.14	-

：全国平均より高い値

：全国平均及び地方都市圏の平均より低い値

(2) 県内市町村との比較

本町の特性を分析するため、以下の主要な指標に基づき県内市町村との比較を行います。

比較する指標は「都市モニタリングシート」により設定し、数値は「都市モニタリングシート収録データ定義書」に基づき最新年度が発表されているデータを使用します。なお、各指標の値は都市モニタリングシートの算出方法を使用していることから、前述の都市構造評価でのミクロ分析結果とは数値が異なる場合があります。

本町の人口減少は、県内他市町村に比べ緩やかに減少が進行しています。しかし、将来人口増減率の偏差値で見ると、今後は現在より早いペースで人口減少が進む傾向となっています。

公共交通は、一人当たりの乗用車保有台数は県内他市町村平均より多くなっています。一方で、公共交通の機関分担率は県内市町村の中では高くなっています。

基盤整備は、都市計画区域人口当たり公園面積は平均程度ですが、都市計画道路整備率、下水道整備率は平均を上回っています。

経済については、工業の生産効率及び売り場面積あたりの商品販売額は平均を上回っていますが、農業は低い水準となっています。

地価は住宅地、商業地どちらも県内市町村の平均を上回っています。空家率は平均以下となっています。

財政については、町民一人当たりの歳入額及び歳出額が小さい都市構造となっていますが、財政力指数は県内他市町村より高い水準となっています。

表 2.39 特性分析の指標

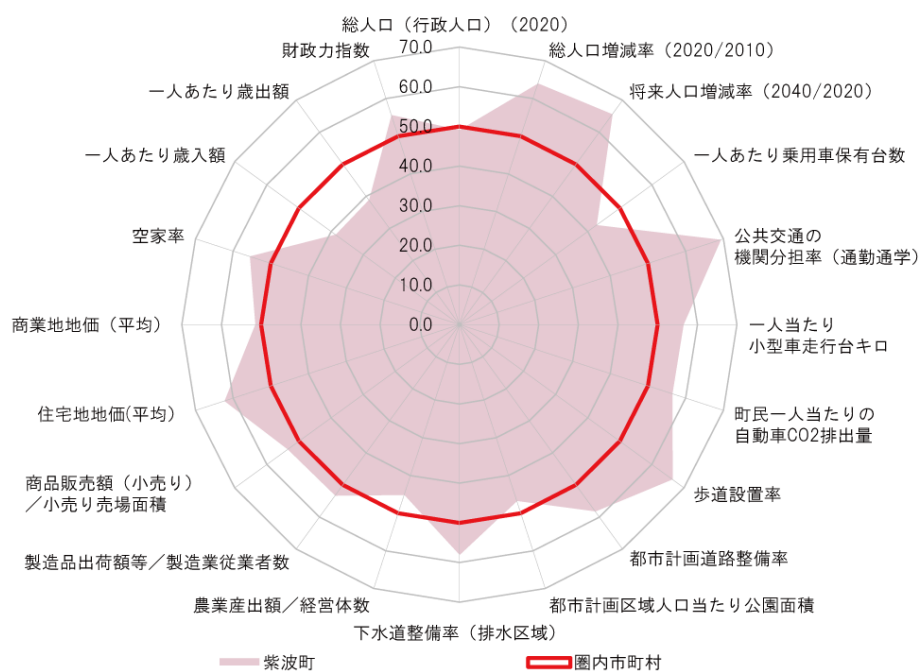
指標		単位	備考
人口集積	総人口（行政人口）（2020）	人	
	総人口増減率（2020/2010）	%	
	将来人口増減率（2040/2020）	%	
交通	一人当たり乗用車保有台数	台/人	※
	公共交通の機関分担率（通勤通学）	%	
	一人当たり小型車走行台キロ	台キロ/人	※
	町民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	※
	歩道設置率	%	
基盤整備	都市計画道路整備率	%	
	都市計画区域人口当たり公園面積	m ² /人	
	下水道整備率（排水区域）	%	
経済	農業産出額／経営体数	万円/所	
	製造品出荷額等／製造業従業者数	万円/人	
	商品販売額（小売り）／小売り売場面積	万円/m ²	
地価・空き家	住宅地地価(平均)	円/m ²	
	商業地地価（平均）	円/m ²	
	空家率	%	※
財政	一人当たり歳入額	千円	
	一人当たり歳出額	千円	
	財政力指数	—	

※指標の値が低いほど偏差値が高くなるよう算出しています。

表 2.40 特性分析の結果

指標	単位	紫波町		県内市町村		備考
		実績値	偏差値	平均値	標準偏差	
人口集積	総人口（行政人口）（2020）	人	32,147	49.2	36,683	54,163.4
	総人口増減率（2020/2010）	%	96.6	64.0	86.0	7.5
	将来人口増減率（2040/2020）	%	73.4	65.7	54.8	11.8
交通	一人当たり乗用車保有台数	台/人	0.4	42.7	0.3	0.0 ※
	公共交通の機関分担率（通勤通学）	%	14.5	69.3	9.1	2.8
	一人当たり小型車走行台キロ	台キロ/人	13.5	56.5	25.8	19.0 ※
	町民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	1.1	56.5	2.2	1.6 ※
	歩道設置率	%	69.2	66.4	41.7	16.7
基盤整備	都市計画道路整備率	%	73.0	58.3	57.9	18.2
	都市計画区域人口当たり公園面積	m ² /人	11.3	46.8	17.2	18.6
	下水道整備率（排水区域）	%	96.9	58.2	65.1	39.1
経済	農業産出額／経営体数	万円/所	475.7	45.2	700.5	471.2
	製造品出荷額等／製造業従業者数	万円/人	3,273	53.4	2,770	1,464.4
	商品販売額（小売り）／小売り売場面積	万円/m ²	80.4	53.6	70.3	27.9
地価・空き家	住宅地地価(平均)	円/m ²	31,200	62.4	18,920	9,880.3
	商業地地価（平均）	円/m ²	35,500	51.6	32,128	20,829.7
	空家率	%	7.1	55.7	9.9	5.0 ※
財政	一人当たり歳入額	千円	492	38.7	900	360.1
	一人当たり歳出額	千円	486	38.9	861	338.5
	財政力指数	—	0.47	55.6	0.37	0.2

図 2.83 岩手県内全市町村との比較



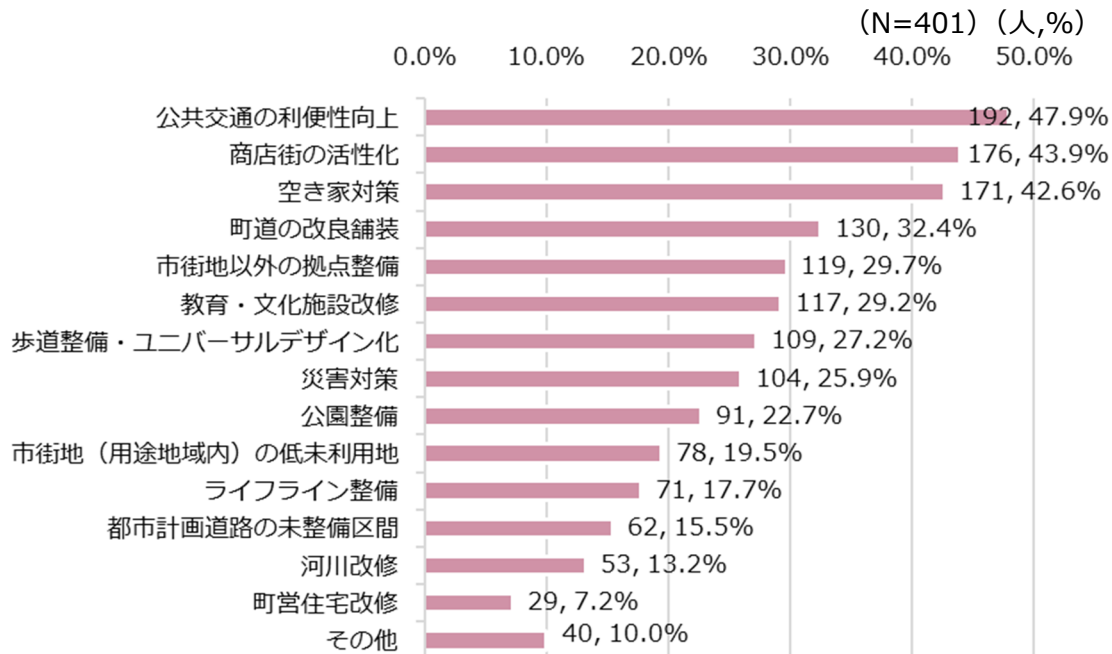
3 住民の意向

(1) 住民意向の把握

①紫波町まちづくり計画に関するアンケート（令和5（2023）年8月実施）

町民が考えるまちづくりの課題は、「公共交通の利便性向上」、「商店街の活性化」、「空き家対策」、「町道の改良舗装」、「市街地以外の拠点整備」等となっています。

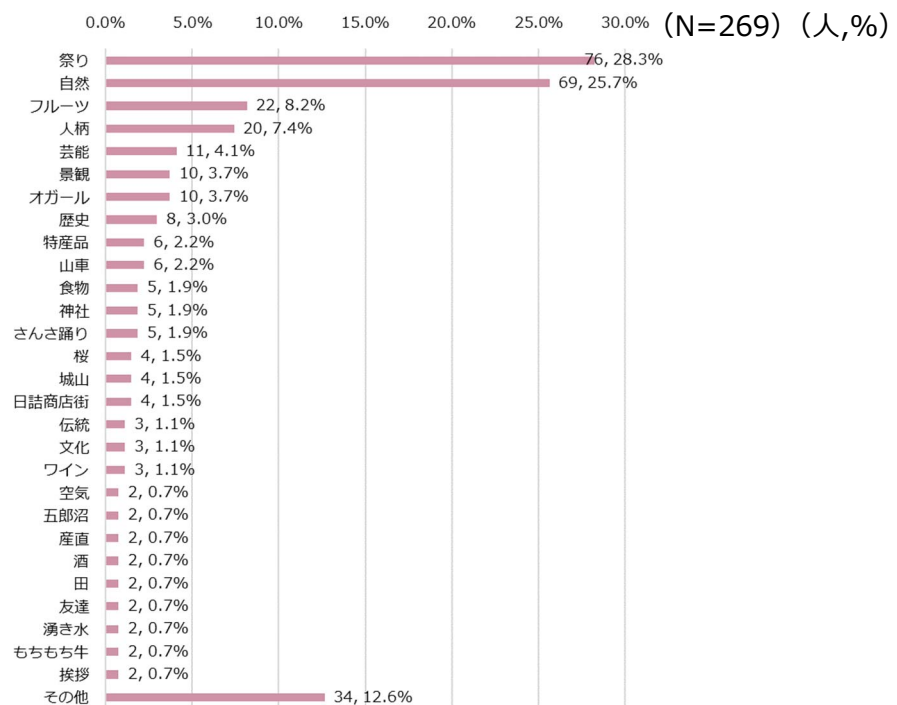
図 2.84 紫波町のまちづくりにおける課題



②紫波町まちづくり計画に関するアンケート（中学生対象）（令和5（2023）年9月実施）

生活している環境の中で、特に大切に守っていききたいものを、分野別に集計した結果は、「祭り」、「自然」、「フルーツ」、「人柄」、「芸能」などが上位となりました。

図 2.85 通っている中学校や現在お住いの地区で、特に大切に守っていききたいものや自慢したいもの

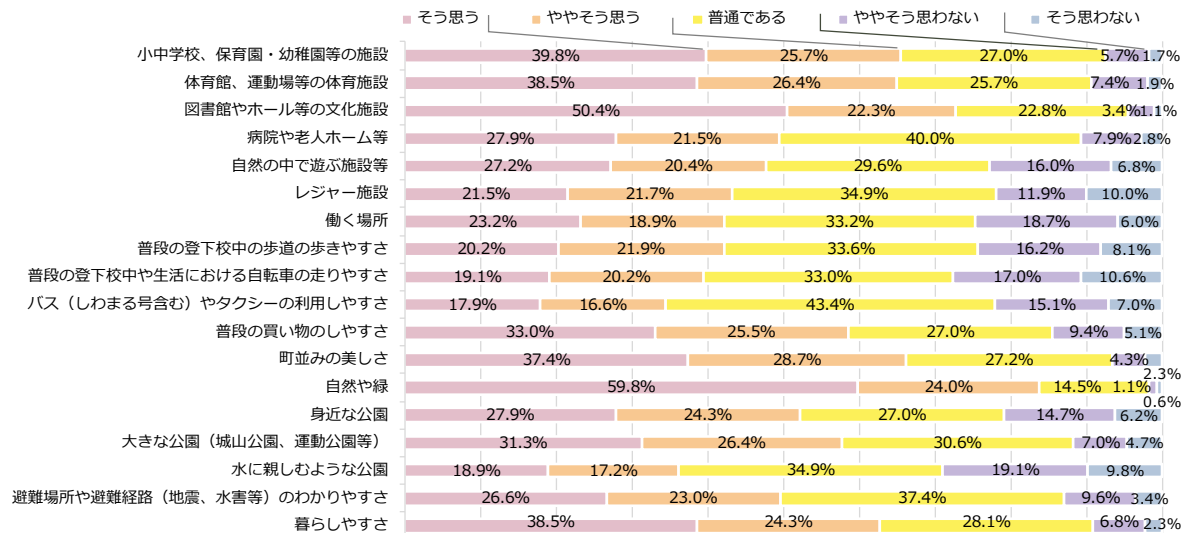


紫波町の充実度が高い項目は、「自然や緑」、「図書館やホール等の文化施設」、「小中学校、保育園・幼稚園等の施設」、「街並みの美しさ」となっています。

また、充実度の低い項目は、「水に親しむような公園」、「普段の登下校中や生活における自転車の走りやすさ」、「働く場所」となっています。

図 2.86 紫波町の現状の充実度

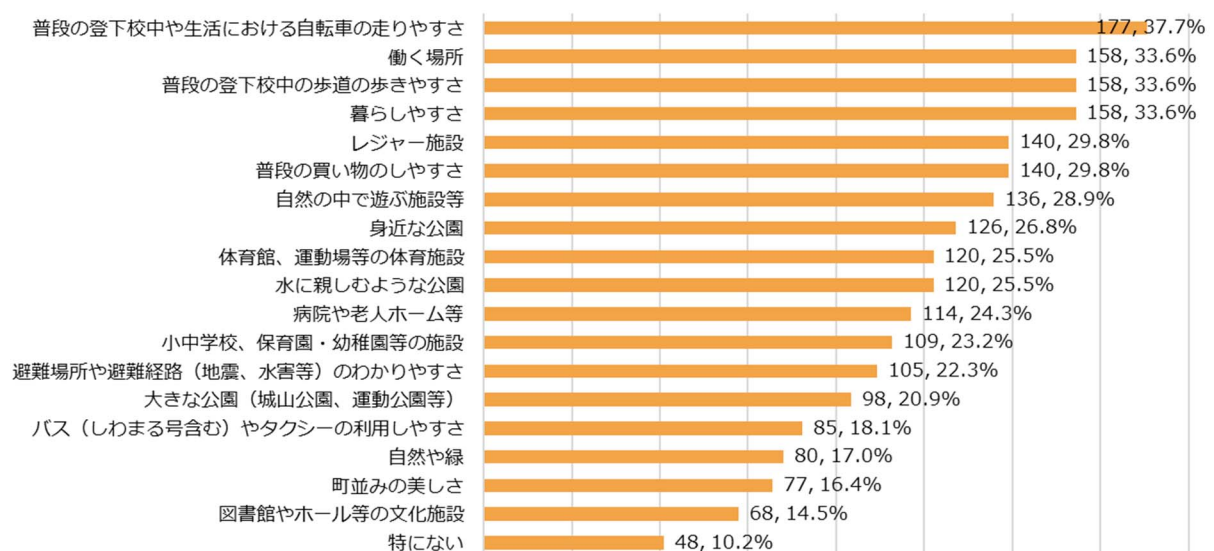
(N=470) (%)



将来の紫波町で充実してほしいものについては、「普段の登下校中や生活における自転車の走りやすさ」、「働く場所」、「普段の登下校中の歩道の歩きやすさ」、「暮らしやすさ」などが上位となっています。

図 2.87 将来、紫波町で充実して欲しいもの

(N=470) (人,%)



4 現状と将来見通しの整理

(1) 現状の整理

紫波町の分野別の現状を以下のように整理します。

表 2.41 現状の整理

項目	現状
人口	・紫波町の人口は平成 17（2005）年をピークに減少に転じていて、令和 2（2020）年では 32,147 人となっています。高齢化率は 31.4%であり、およそ 3 人に 1 人が高齢者という状況です。 ・20～39 歳女性の人口は平成 27（2015）年から令和 2（2020）年では約 300 人減少しています。 ・世帯数は核家族化により増加しており、住宅需要は多くなっています。 ・人口密度の高いエリアは用途地域内に集中しています。 ・昼夜間人口比率（昼間人口/夜間人口）は概ね 0.85 程度であり、多くの町民の就学先・就業先が他市町村にあります。
法規制	・特別業務地区が都市計画道路紫波線沿道部に指定されています。 ・用途地域外の東部、西部の山地は広く森林地域に含まれています。
土地利用	・町域の約 40%を都市計画区域に指定し、そのうち約 6.3%が用途地域に設定され、人口割合は 52.6%となっています。用途地域内では、約 78%が都市的土地利用となっており、住宅用地の占める割合が多くなっています。 ・近年空家が増加傾向にあり、住宅が密集している中央地区で多く見られます。
市街地整備事業等	・市街地開発事業は日詰駅前地区土地区画整理事業が平成 24（2012）年に完了しています。 ・紫波中央駅前地区都市再生整備事業により、平成 29（2017）年までにフットボールセンター、官民複合施設、民間複合施設、町役場新庁舎、保育園等の施設が開設しています。 ・開発行為は平成 25（2013）年から令和 5（2023）年までに 774 区画完了しています。
都市交通	・道路は、高速自動車道路 1 路線、一般国道 3 路線、主要地方道 3 路線、一般県道 6 路線があり、南北を縦断する道路では 1 万台/日を上回る交通量があります。 ・紫波町には JR 東北本線の鉄道駅が 3 駅あります。その他、路線バス、デマンド型乗合バスが運行しています。 ・路線バスは、運転手不足による経営上の課題が生じています。
人口カバー率	・公共交通の沿線地域の人口カバー率では、用途地域内が高く、用途地域外ではカバー率の低さが顕著です。
産業	・農業は高齢化や担い手不足により農家数、経営耕地面積が減少傾向にあります。 ・年間商品販売額は回復傾向にありますが、従業者一人当たりの年間商品販売額は岩手県平均より低く、販売効率は低くなっています。 ・製造品出荷額は回復傾向にあります。 ・観光業はコロナ禍でイベントや祭りの中止などの影響もあり、観光入込客数が減少しています。
財政	・紫波町の財政は、少子高齢化に伴う扶助費が増加傾向にあります。 ・公共施設は築後 31 年を経過し、大規模改修や建替えの検討が必要な施設が多くあります。 ・将来負担比率は、県内で一番高くなっています。
災害	・町の中央部に流れる北上川の周辺部には洪水浸水想定区域が指定され、用途地域内にも洪水浸水区域 10m 以下のエリアや家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。 ・東部、西部には土砂災害危険箇所が指定されています。
都市機能	・旧市街地の日詰商店街周辺、JR 東北本線の高館駅、紫波中央駅、日詰駅周辺は都市機能が集中して立地しています。 ・町役場や文化施設は紫波中央駅前に集積しています。また、スポーツ施設は紫波運動公園に集積しています。 ・公民館は各地区に分布しています。
住民意向	・町民の考えるまちづくりの課題は、主に公共交通の利便性向上や商店街の活性化、空き家対策、町道の改良舗装、市街地以外の拠点の整備などです。

(2) 将来見通しの整理

紫波町の分野別の将来見通しを以下のように整理します。

表 2.42 将来見通しの整理

項目	将来見通し
人口	・将来的に人口減少が続くと予想され、子育て世代の女性人口も減少することから、今後一段の少子高齢化の進展が懸念されます。 ・人口密度の低下により、町の活力が低下し、衰退することが懸念されます。
土地利用	・本町は、コンパクトな市街地構造を形成していますが、今後、人口減少により住宅が密集している用途地域内の空き地、空家が増加し、都市のスポンジ化が懸念されます。 ・人口減少により、人口密度が低下すると現在の市街地が持つ都市機能を保つことが難しくなります。これに対応するためには、「選択と集中」を基本とした用途地域の再編により、効果的・効率的な市街地形成の誘導を検討する必要があります。
都市交通	・現状の公共交通は今後、運行の維持が難しくなることが懸念されます。 ・路線バスは、運転手の高齢化や不足により、現在と同様の運行が難しくなることが予想されます。
産業	・人口減少や人口密度の低下により、町内の商業をはじめ様々な経済活動の低下を引き起こすことが懸念されます。
財政	・税収の減少、公共施設等やインフラの更新費用の増大が見込まれるため、老朽化等で再建や改修が必要な施設の再編の検討が必要です。
災害	・災害の危険性が高い地域への市街地拡大を抑制すること、計画的な避難計画の作成、防災施設の整備等の安全対策を講じる必要があります。
都市機能	・現状、用途地域内に立地している都市機能を維持するとともに、中心市街地では、特性・役割に応じた都市機能を誘導し、それぞれの特色や強みを生かした市街地の形成を図る必要があります。
住民意向	・市街地の活性化、市街地以外の拠点への利便性の確保等、町民のニーズに対応した対策を講じる必要があります。

第3章 立地適正化に関する基本的な方針

1 立地適正化計画の目指すべき都市像

● まちづくりの基本理念

第三次紫波町総合計画では、まちづくりの基本理念を「循環型のまちづくり×協働のまちづくり×多様性あるまちづくり」とし、まちづくりの将来像を「暮らし心地の良いまち」と定めています。

● 立地適正化計画の目指すべき都市像

第三次紫波町総合計画に示されている基本理念の元で、①人口ビジョンにより提起された課題については、「紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で様々な施策を展開し、②「紫波町地域公共交通計画」では、「生活」を支える移動手段として、複数の交通ネットワークが連携しあい、町民や町を訪れた方に選ばれる持続可能な公共交通の形成を図ることとしており、③「紫波町公共施設等総合管理計画」では、個別施設計画を示すことで、今後の財政健全化に向けた公共施設等の総合管理計画についての基本方針を示しています。

これらの諸施策を包括し、都市計画マスタープランの改定が進められています。

そこで、「立地適正化計画で解決を図る課題」を抽出するため、第三次紫波町総合計画及び紫波町都市計画マスタープランにおける「将来像」と都市構造の評価結果や住民意向を踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりのイメージを次のとおりに設定します。

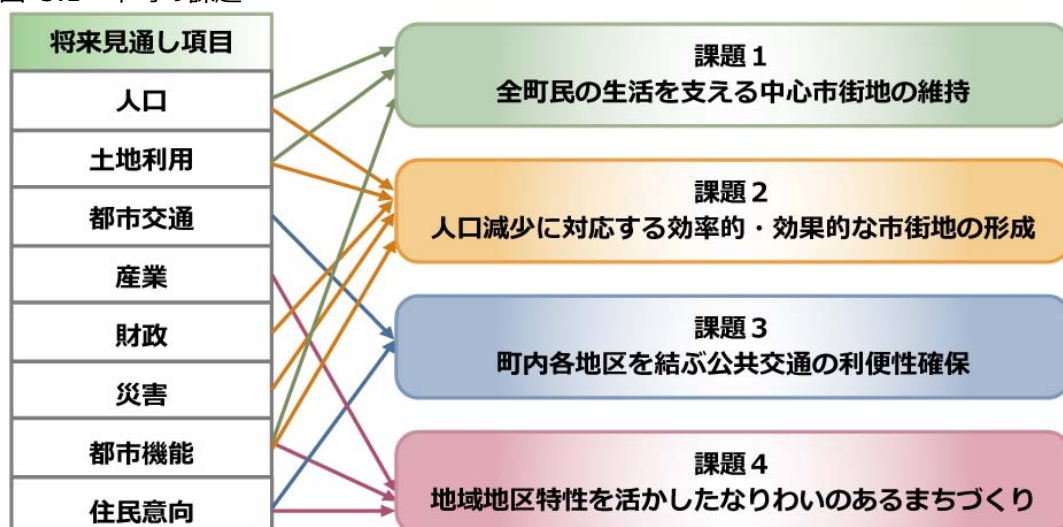
「コンパクトな都市構造を維持するとともに、人口規模に見合った市街地形成により都市機能の密度を向上させてなりわいを創出し、町に生まれ育った子どもたちが将来に渡りふるさとで暮らし続けられるまち」

2 課題の抽出

本町の「現状と将来見通し」に「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりのイメージを投影し、「立地適正化計画で解決を図る課題」を以下の4つに整理しました。

これらの課題を解決することで、自動車を利用できない人々でも「暮らし心地の良いまち」を具現化するよう、立地適正化計画による時間軸を持ったアクションプランを検討します。

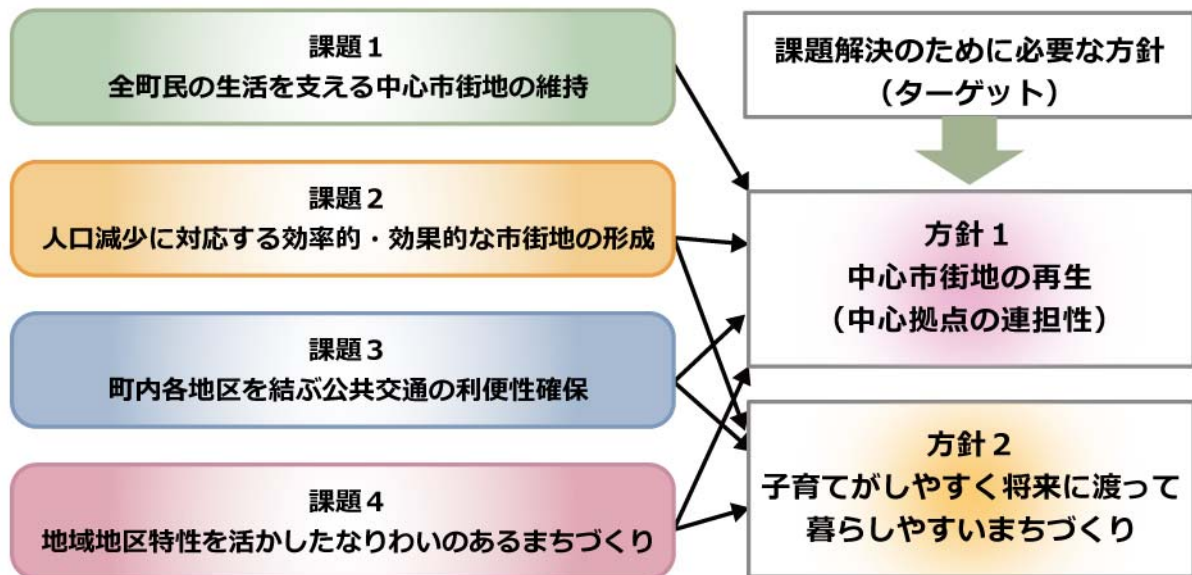
図 3.1 本町の課題



3 まちづくりの方針（ターゲット）

現状と将来見通しを分析し整理した4つの課題を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針（ターゲット）を設定します。

図 3.2 まちづくりの基本方針



4 施策・誘導方針（ストーリー）の検討

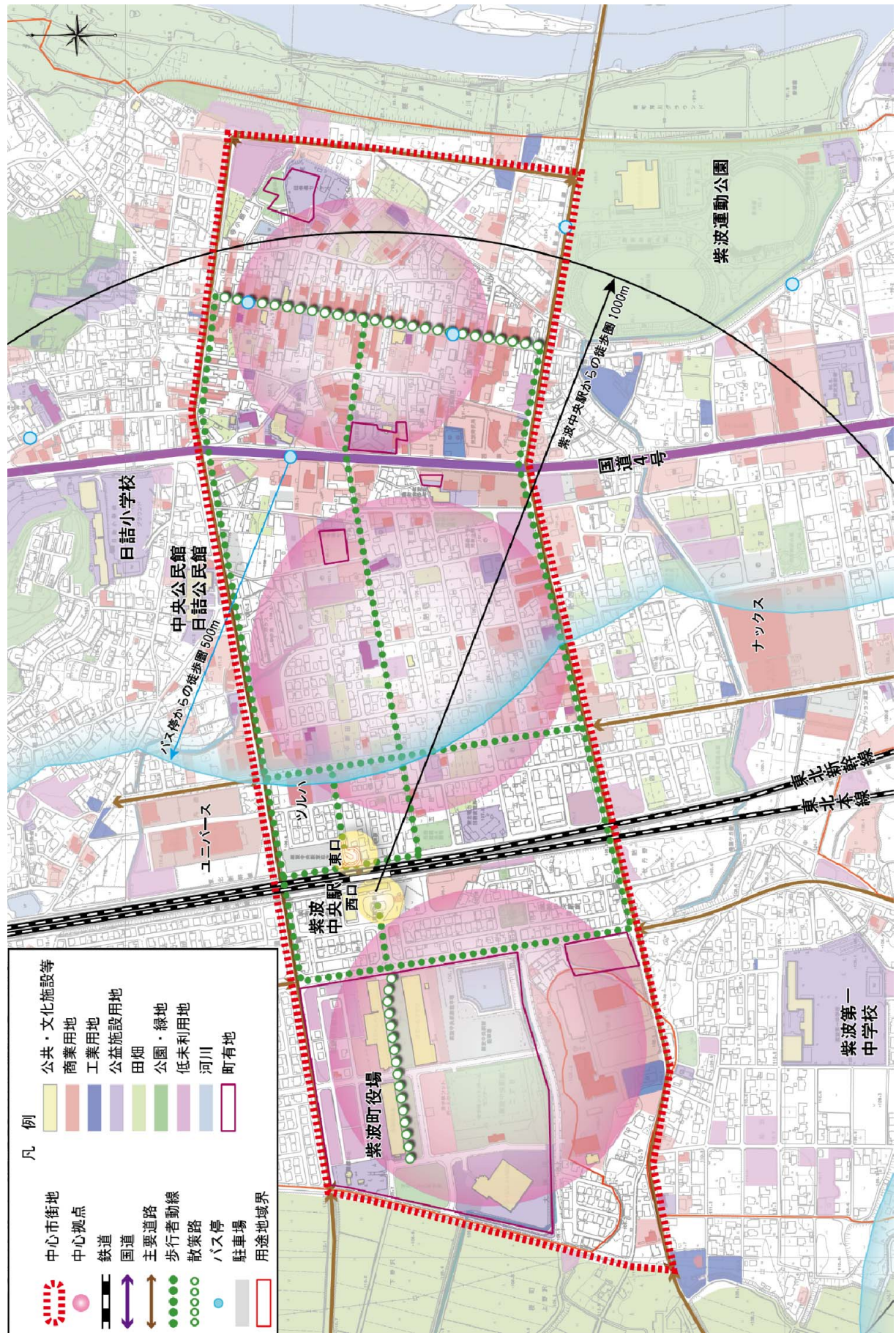
まちづくりの方針（ターゲット）の実現に取り組むため、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

■ 方針1 中心市街地の再生（中心拠点の連担性）

紫波中央駅東口整備による紫波中央駅前地区、日詰西地区、日詰商店街地区の回遊性を向上

- 無秩序な市街地拡大を抑制するとともに、現在のコンパクトシティの維持を図ります。
- これと同時に、都市計画マスタープランに示す都市構造の方向性を基本として、生活サービスの効率的・効果的な提供といった視点に立って都市機能の一層の集積を図り、中心市街地を形成するそれぞれの拠点の役割を踏まえて、今後の人口減少・低密度化がもたらす社会経済の変動に対応できる市街地の再編を図ります。
- 中心市街地の西部は、オガールプロジェクトにより整備された町役場や、図書館・飲食・運動施設等の複合施設を備えた新たな中心拠点である紫波中央駅前地区があり、東部は「くらしのみちゾーン整備事業」により川運業で栄えた時代からの街並みの趣を再生した従来からの中心拠点である日詰商店街地区があります。日詰西地区は、これら2つの拠点の間に位置し、一定程度、商業・業務施設が集積していますが、紫波中央駅東口の開設に伴う駅前広場等の整備によりエリアの価値を高め、更なる商業・業務施設の誘致集積を図り、新たな都市環境を備えた中心拠点を創出します。
- この紫波中央駅東口の整備により、中心市街地の3つの拠点が連担することで、回遊性が生まれ賑わいと活力のある中心市街地として再生します。そして、この中心市街地が紫波町の吸引力となり、町全体の魅力向上に繋がります。

図 3.3 中心市街地の活性化のイメージ



■方針2 子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり

成長に伴い一時的にふるさとを離れていた子どもたちが帰郷し
歳を重ねても快適なユニバーサル環境の確保

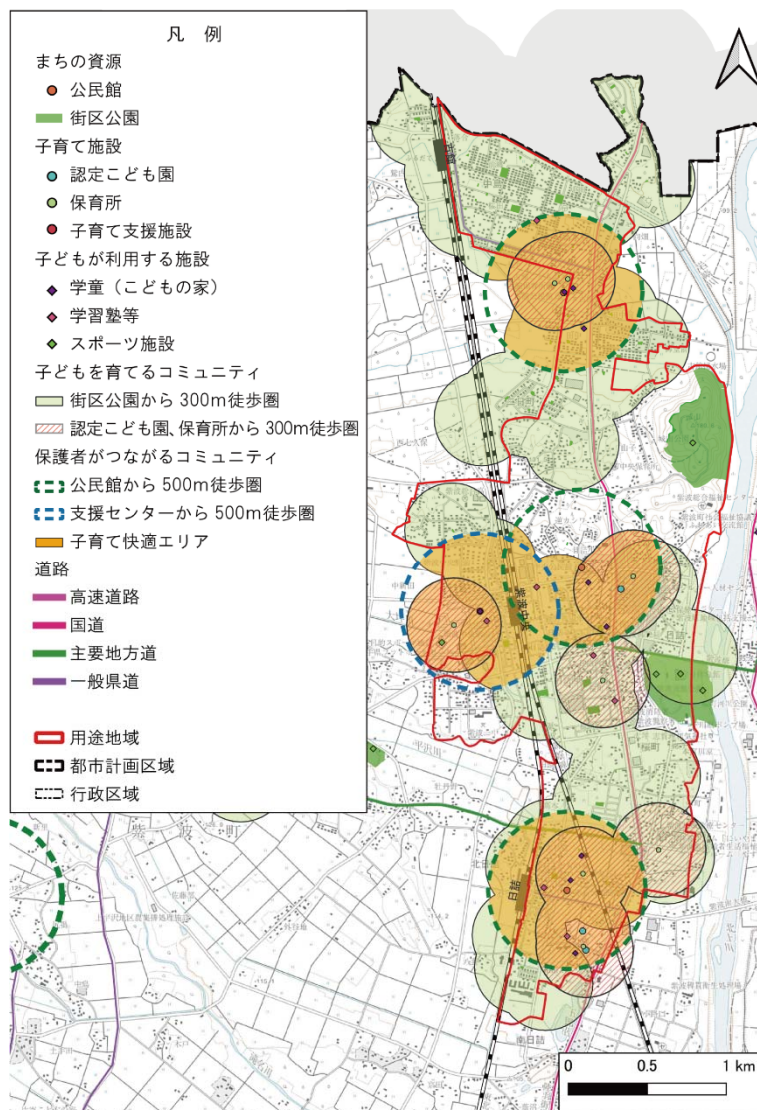
- この町に生まれ育った人、成長の過程の中で一時的にこの町を離れたけれど戻ってきた人、何らかの理由でこの町に暮らすことになった人など、子育て世代と地域との関係は様々です。これらすべての人が、行政の子育て支援施策とともに、公園、図書館、コミュニティセンター、商店街等の地域の資源を活用し、地域全体で子育てしやすい仕組みを構築することが大切になります。地域コミュニティの中で子どもを育て、様々な世代の地域住民との交流の中で子どもが育つ、そして、子育てを通して地域住民との結びつきが強まることでサステナブルコミュニティが成長します。

- ところで、子育て世代の主な外出先は、乳児期には商業施設が多いことに比べ、自我が芽生えだす幼児期の子どもとの主な外出先は、「近さ」を第一理由として近所の公園が中心となっていて、そこまでの平均移動時間は5～8分程度、子ども連れでゆっくり歩行する分速約60mで換算して約300m～500mのとても小さな範囲であり、この子どもが育まれるべき最小単位の地域コミュニティ圏域（「乳幼児生活圏」）を基本として、子育て世代の求める「住みたい街」にあった住環境をまちづくりに取り入れます。

- そこで、子どもを育てる街区公園、保育所、認定こども園などから300m、そして保護者がつながる公民館や子育て支援センターなどから半径500mの範囲をそれぞれ示し、重なる部分を「子育て快適エリア」とし、このエリアを基本としたまちづくりを行います。

- また、このような「まちを育てる」ためには、地域コミュニティを形成する全ての世代の人が快適に暮らし活動できる環境が必要になります。そのためには、ユニバーサルデザインによる都市環境の整備が重要になります。

図 3.4 子育て快適エリア



5 目指すべき都市の骨格構造の検討

まちづくりの方針（ターゲット）、紫波町都市計画マスタープランに示される将来都市構造を踏まえ、本町の目指すべき都市の骨格構造を設定するにあたり、ゾーンや拠点の考え方を整理します。

表 3.1 ゾーンの設定方針

ゾーンの設定	役割
市街地形成ゾーン	町中央の国道 4 号や JR 東北本線を軸とする用途地域エリアを、都市機能を集積する市街地形成ゾーンとします。
田園ゾーン	市街地形成ゾーンの東西両側に広がる平坦な水田地帯を、農業生産を行う田園ゾーンとします。
自然環境保全ゾーン	町の外側に位置する山林、市街地の中にあつて自然環境に恵まれた城山公園等の緑地地帯を、自然環境保全ゾーンとします。

表 3.2 拠点の設定方針

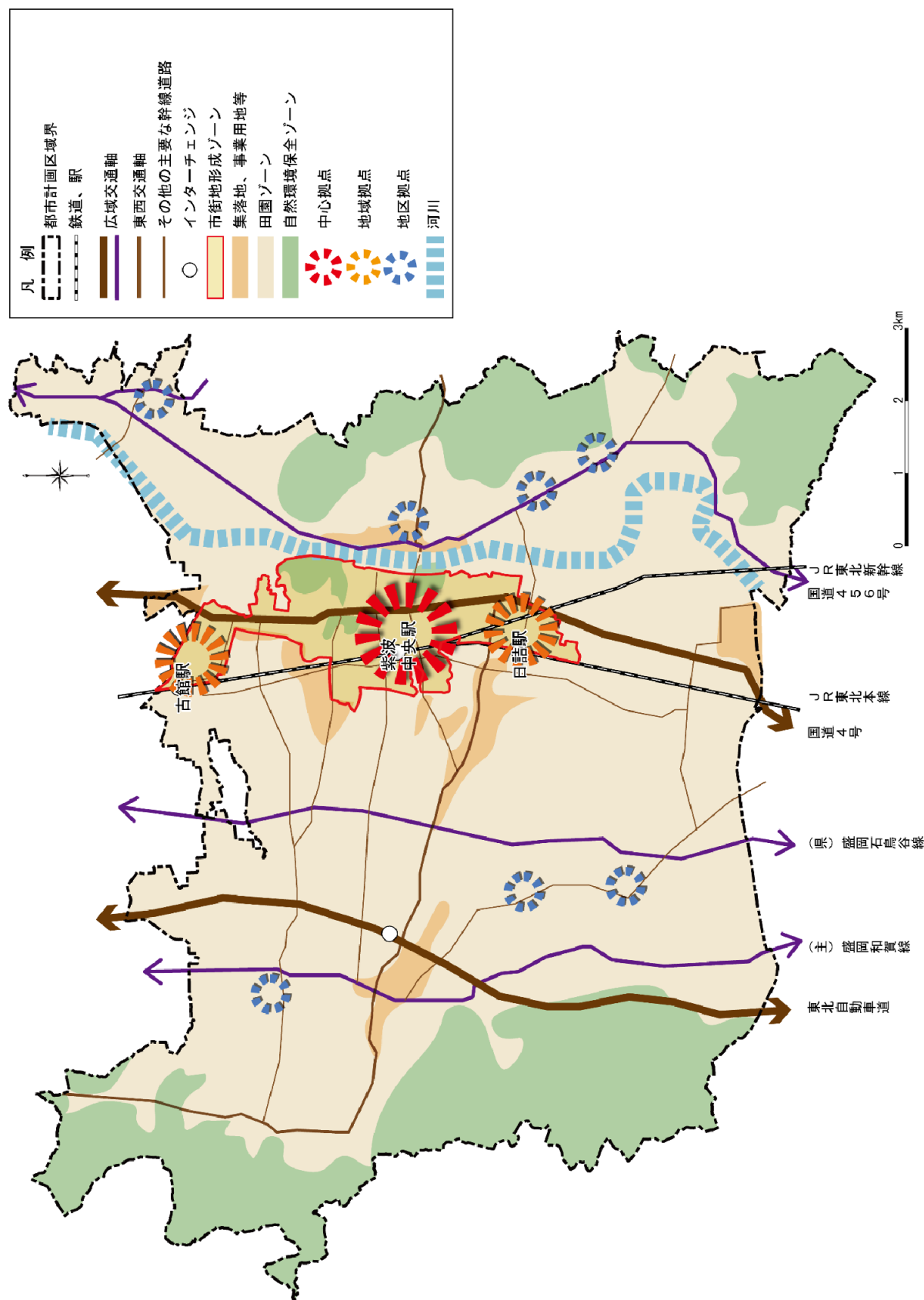
拠点の位置		役割
中心拠点	紫波中央駅前地区	紫波町の住民のための行政機関、商業、余暇・交流、情報発信等の都市機能がコンパクトに集積した地区を形成します。
	日詰西地区	紫波中央駅東口の開設に伴い、日常サービスに必要な生活利便施設や雇用創出につながる様々なサービス業務等の都市機能を集積した市街地を誘導します。
	日詰商店街地区	旧市街地として栄えた歴史や文化、既存の施設等を活かし、賑わいや交流の中心地として、利便性が高く良好な環境の市街地を形成します。
地域拠点	古館駅前地区	駅利用者や地域住民の利便に供するサービスや小売などの店舗が立地する地域を形成します。
	日詰駅前地区	駅利用者や地域住民の利便に供する郵便局や公民館、店舗、事務所等の立地する利便性の高い市街地を形成します。
地区拠点	各公民館周辺 旧小学校周辺	現在の集落コミュニティの中心を担います。

表 3.3 連携軸

連携軸の設定	役割
広域連携軸	東北自動車道、国道 4 号、国道 456 号、JR 東北本線が都市間広域連携としての役割を果たします。
地域間連携軸	JR 東北本線の三つの駅を中心として、都市計画道路が広域連携軸と繋がることで地域間連携軸の役割を果たします。

立地適性化計画による目指すべき都市の骨格構造を次に示します。

図 3.5 目指すべき都市の骨格構造



第4章 居住誘導区域の設定

1 居住誘導区域の検討

居住誘導区域の検討にあたり、国土交通省「立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）」による基本的な考え方、望ましい居住誘導区域像を以下に示します。

（1）居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定めます。

以下の観点等から具体の区域を検討します。

- ・ 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ・ 区域内の人口密度の維持または低下の抑制による都市機能の持続性
- ・ 対象区域における災害リスク

特に、今後人口減少が進むことが予測されることを想定し、居住誘導区域をいたずらに広く設定するべきではなく、人口動態、土地利用、災害リスク、公共交通の利便性等を総合的に勘案し、適切に設定する必要があります。

また、法令によって居住誘導区域を定めないこととされている区域の有無を把握し、適切に対応することも必要です。

（2）望ましい居住誘導区域像

居住誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

①生活利便性が確保される区域

- ・ 都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

②生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- ・ 医療・福祉・商業等の都市機能が将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

③災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- ・ 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

（3）居住誘導区域に含まないこととされている区域

法令で定められている居住誘導区域に含めてはならない区域及び都市計画運用指針で定められている居住誘導区域に含まないこととすべき区域に留意し、本町に該当する区域を整理します。

表 4.1 居住誘導区域に含めてはならない区域（法令）

都市再生特別措置法第 81 条第 19 項		該当の有無
市街化調整区域	都市計画法第七条第三項	無
災害危険区域のうち、建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第三十九条第一項第二項	無
都市再生特別措置法施行令第 30 条		
農用地区域又は農地もしくは採草放牧地の区域	農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号、農地法第 5 条第二項第一号ロ	有
特別地域	自然公園法第二十条第一項	無
保安林の区域	森林法第二十五条または第二十五条の二	有
厚生自然環境保全地域、特別地域	自然環境保全法第十四条第一項、第二十五条第一項	無
保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区	森林法第三十条もしくは第三十条の二、第四十一条、第四十四条において準用する第三十条	無
急傾斜地崩壊危険区域（災害防止のための措置が講じられている区域を除く）	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項	無
地すべり防止区域（災害防止のための措置が講じられている区域を除く）	地すべり防止法第三条第一項	無
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第九条第一項	有
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項	無

以下に都市計画運用指針で定められている居住誘導区域に含まないこととすべき区域を示します。

表 4.2 居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

居住誘導区域に含まないこととすべき区域		該当の有無
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項	無
災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）	建築基準法第三十九条第一項	無
適当でないと判断される場合は含まないこととすべき区域		
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項	有
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項	無
浸水想定区域	水防法第十四条第一項	有
都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法第四条第四項	無
調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	—	無

2 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の基本的な考え方に留意して、本町では誘導方針「中心市街地の再生（中心拠点の連担性）」及び「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」を目指し、居住誘導区域を設定します。

本町は用途地域が設定されていることから、居住誘導区域の対象区域を用途地域内とします。交通の要となる駅を中心とし、公共交通徒歩圏（1000m）、バス停からの徒歩圏（500m）を基本として区域を設定します。

なお、災害の恐れのある地域、工業系用途地域、自然環境を保全する区域、大規模な公園等として将来的に活用され、居住に適さない区域は除外することとします。

（１）本町の居住誘導区域の考え方

①公共交通徒歩圏

- ・地域公共交通づくりハンドブックによる公共交通空白地域の考え方

都市：駅から半径 500m以上、バス停から半径 300m 以上

地方：駅から半径 1000m以上、バス停から半径 500m以上

- ・令和 5 年度まちづくり計画に関する町民アンケート結果より

最寄り駅・バス停までの徒歩許容時間の回答結果を距離に換算した場合、時速 4km、分速 67m の場合、上位 3 位加重平均は鉄道約 1000m、バス約 600m

これらの内容を踏まえ、本町の公共交通徒歩圏を次の通りとします。

- ・ **駅から 1000m 以内、バス停から 500m 以内**

②居住誘導区域に設定する条件

○用途地域内とする

居住誘導区域は人口密度を維持するべき区域であるため、用途地域内を基本とします。

○中心市街地エリアを含む

誘導方針「中心市街地の再生（中心拠点の連担性）」で示された中心市街地エリアを加えます。

○子育て快適エリアを含む

誘導方針「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」で示された子育て快適エリアを加えます。

○災害の恐れのある地域を除く

家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害特別警戒区域（土砂災害危険箇所、急傾斜地の崩壊）等に含まれる地域は居住に適さないため除外します。

○自然環境を保全する地域を除く

地域森林計画対象民有林に指定されている地域は自然環境を保全するべき地域であるため、除外します。

○工業系用途地域を除く

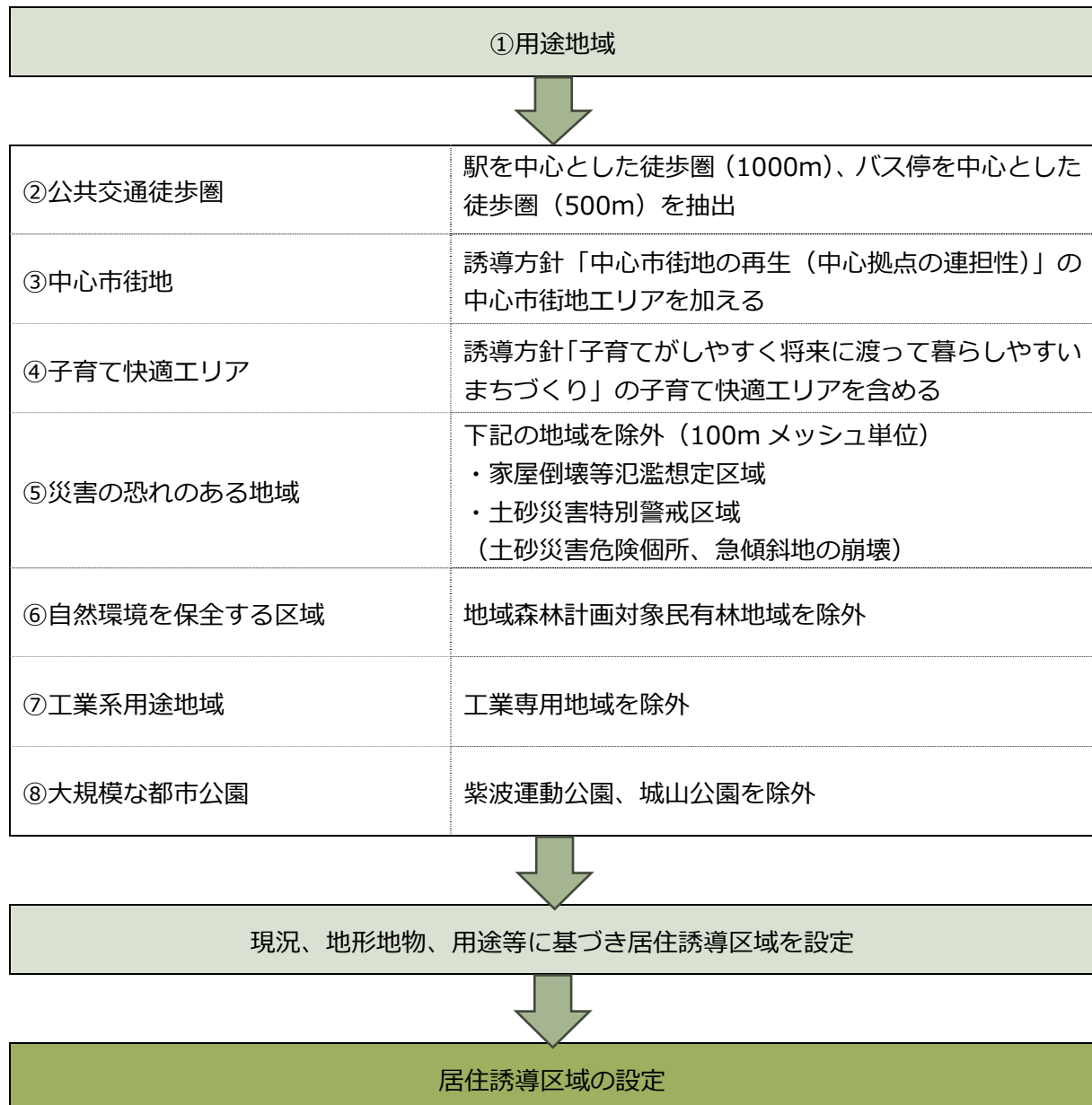
工業専用地域は、工場等の利便を図る地域であることから、除外します。

○大規模な都市公園を除く

城山公園、紫波運動公園は今後も活用されると見込まれ、居住には適さないため除外します。

(2) 居住誘導区域の設定方法

図 4.1 居住誘導区域の設定方法

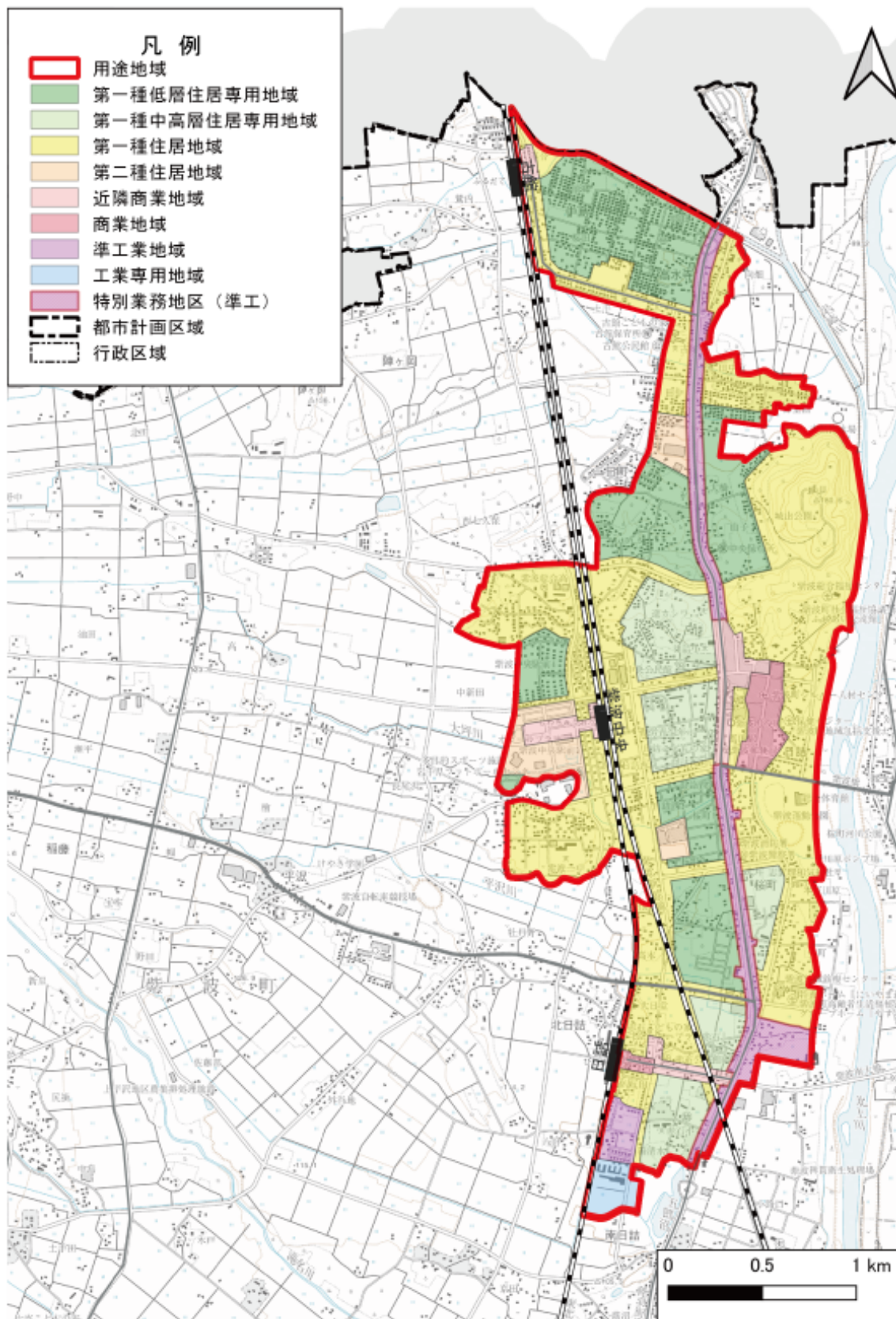


(3) 居住誘導区域に含める区域

①用途地域

本町は用途地域が設定されているため、用途地域内に居住誘導区域を設定します。

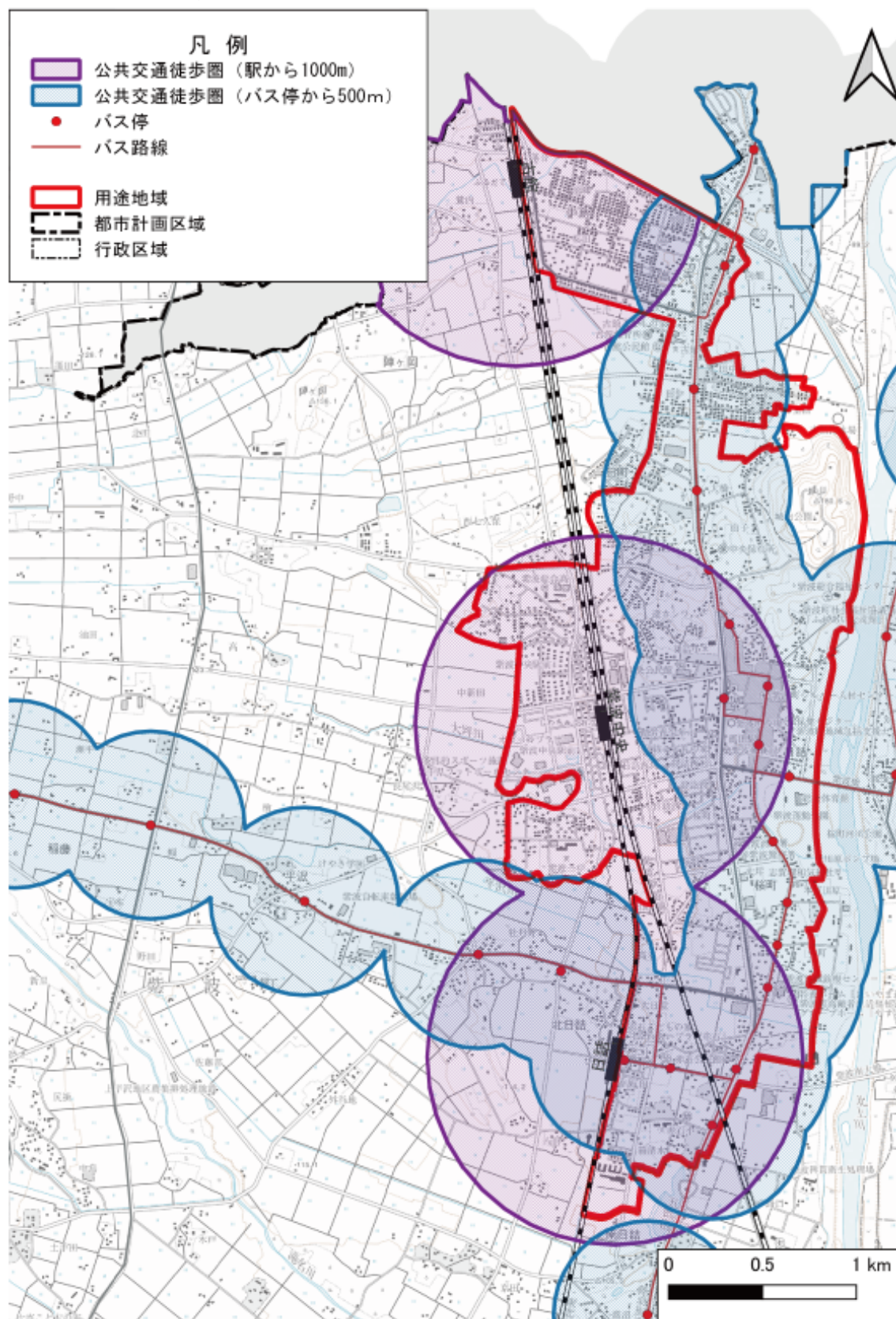
図 4.2 用途地域



②公共交通徒歩圏

駅を中心とした徒歩圏（1000m）、バス停を中心とした徒歩圏（500m）を抽出します。

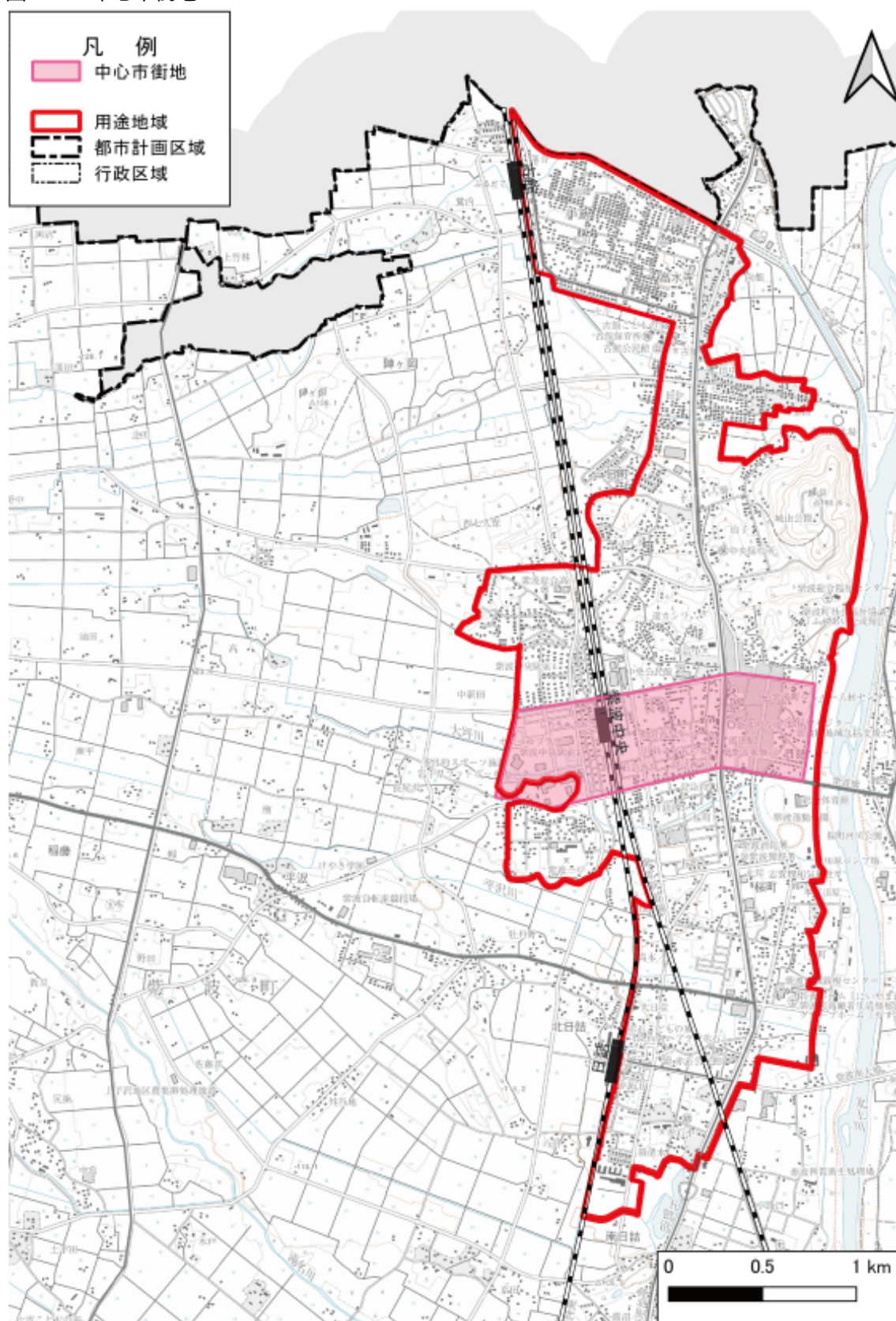
図 4.3 公共交通徒歩圏



③中心市街地

誘導方針「中心市街地の再生（中心拠点の連担性）」の中心市街地エリアを抽出します。

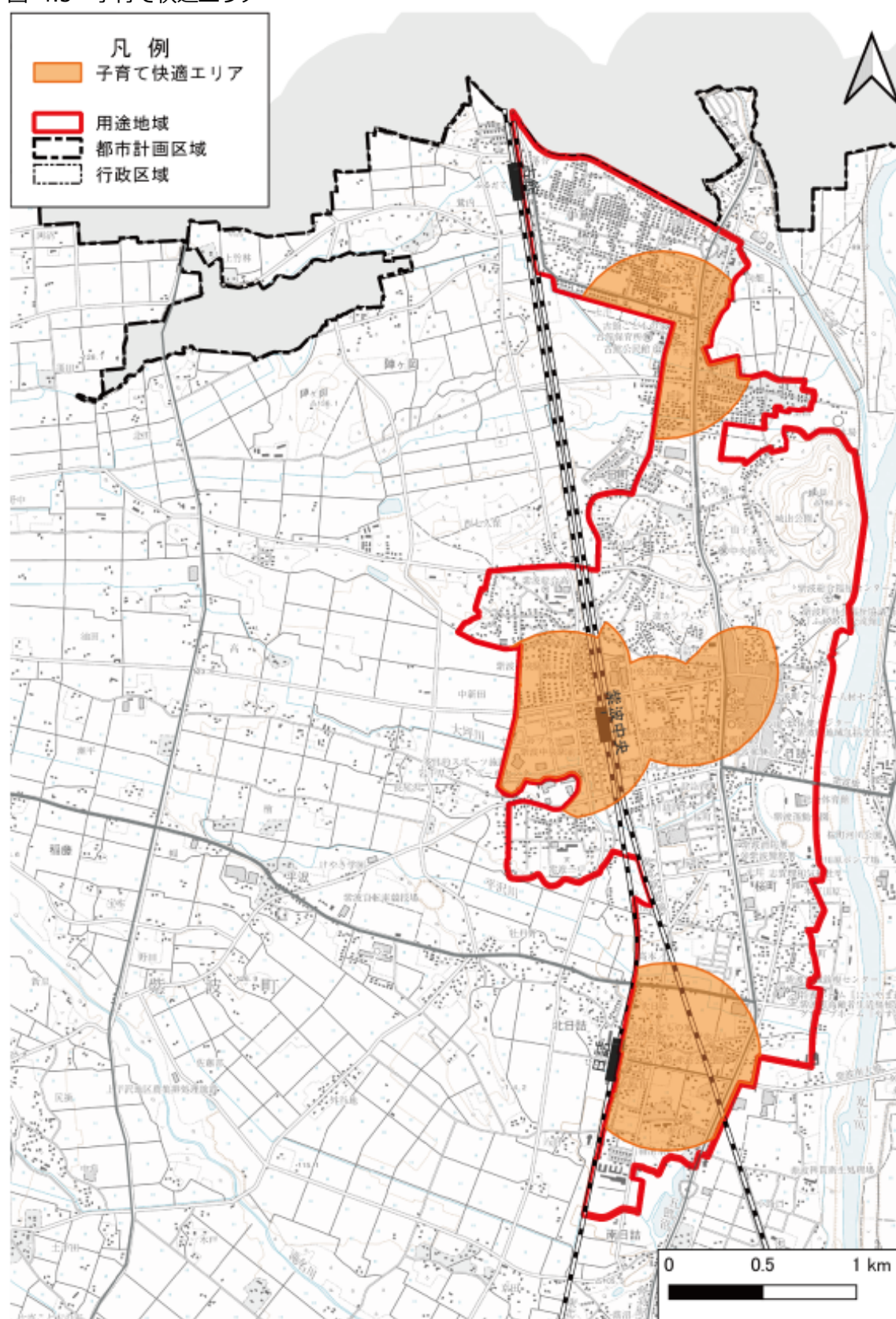
図 4.4 中心市街地



④子育て快適エリア

誘導方針「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」の子育て快適エリアを抽出します。

図 4.5 子育て快適エリア



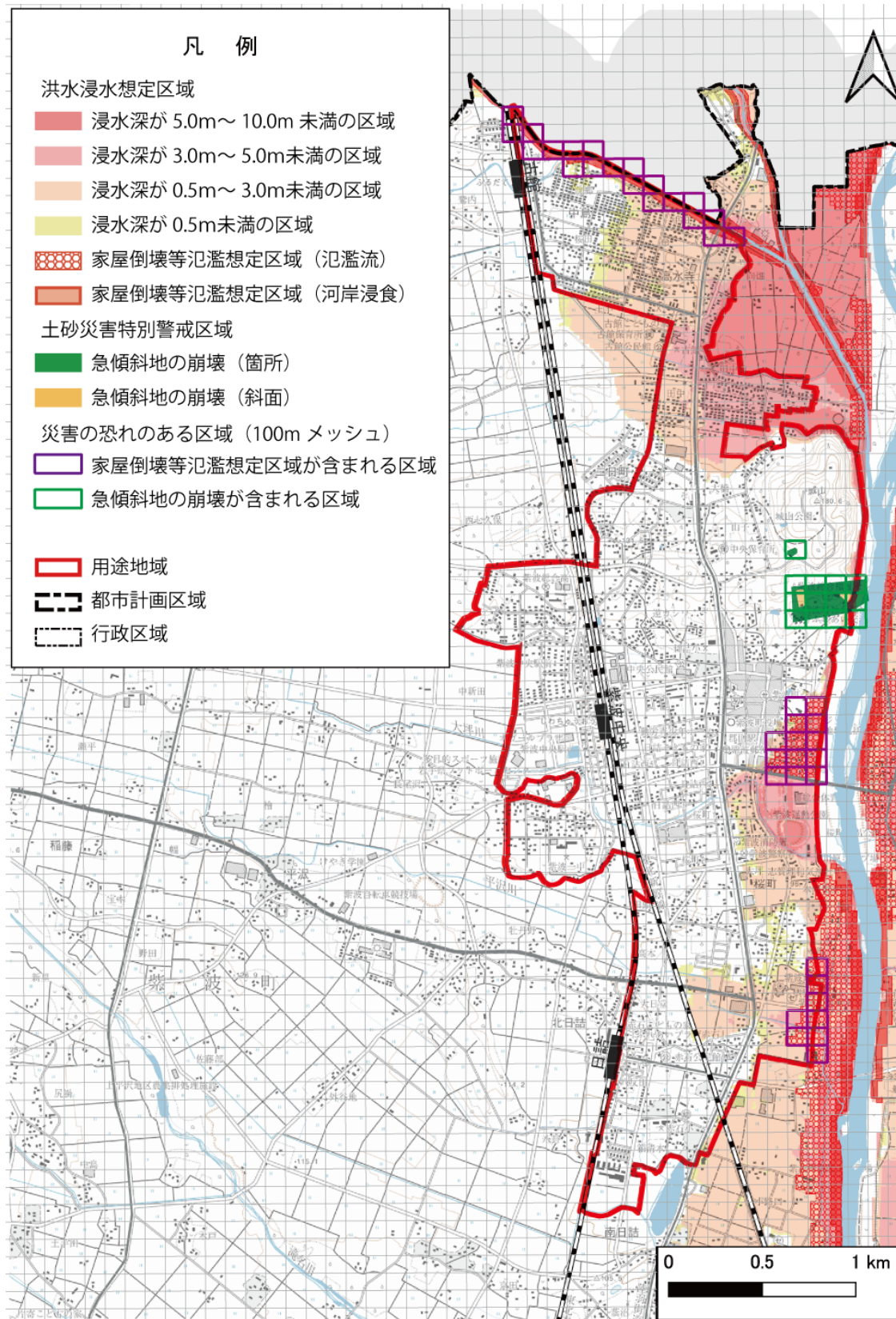
(4) 居住誘導区域に含めない区域

⑤災害の恐れのある地域

下記の地域を除外します。(100m メッシュ単位)

- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害危険箇所、急傾斜地の崩壊)

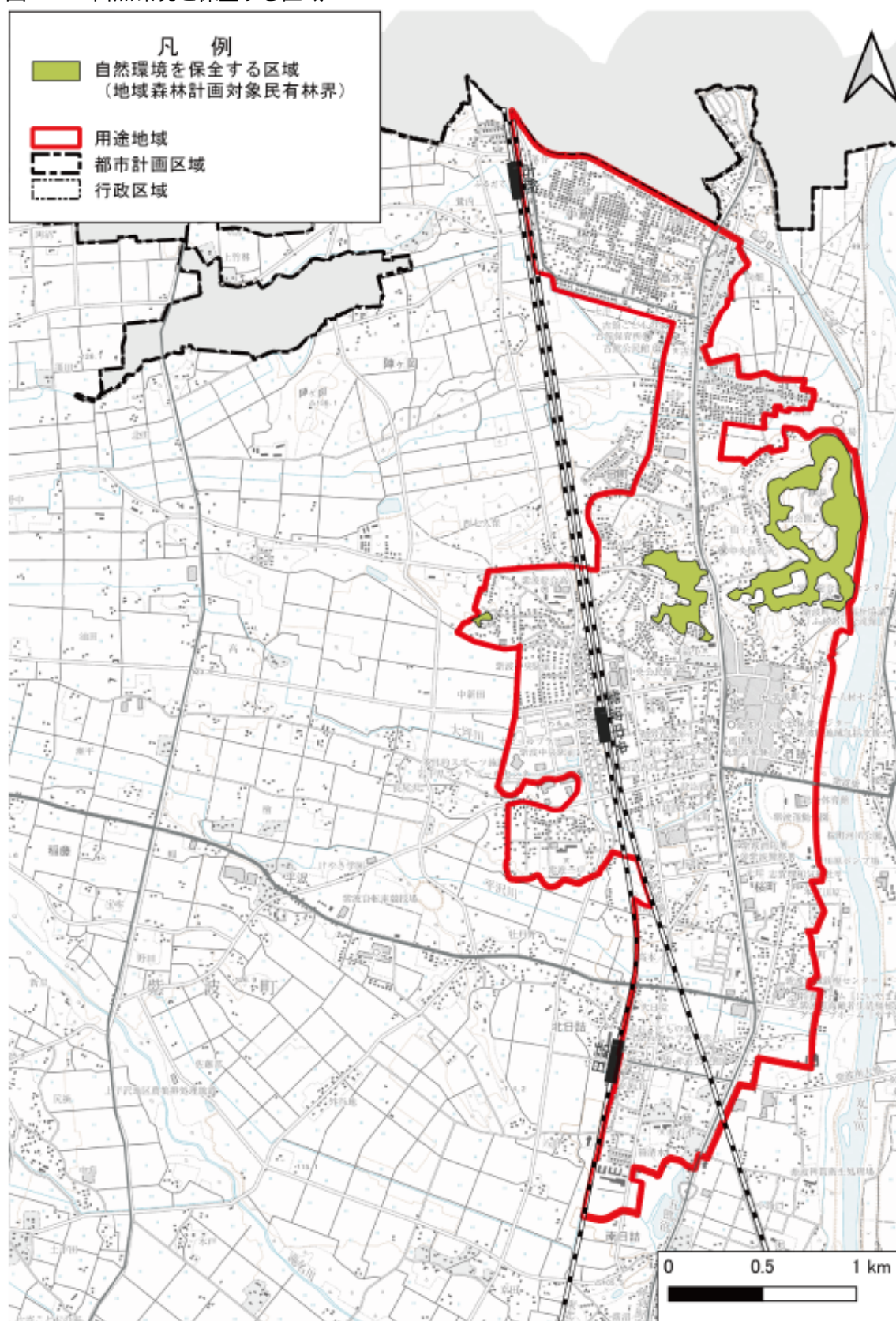
図 4.6 災害の恐れのある地域



⑥自然環境を保全する区域

地域森林計画対象民有林地域を除外します。

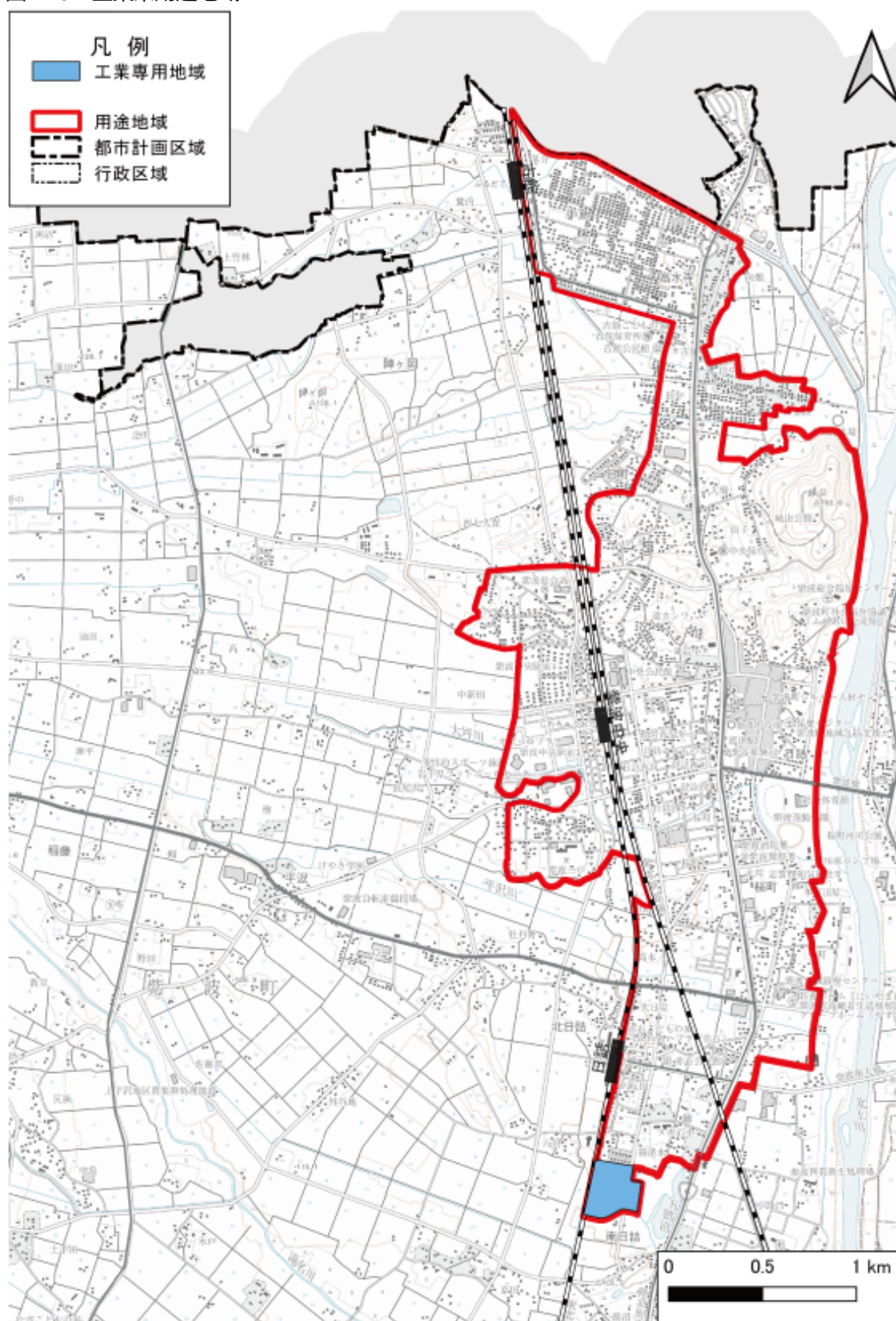
図 4.7 自然環境を保全する区域



⑦工業系用途地域

工業専用地域を除外します。

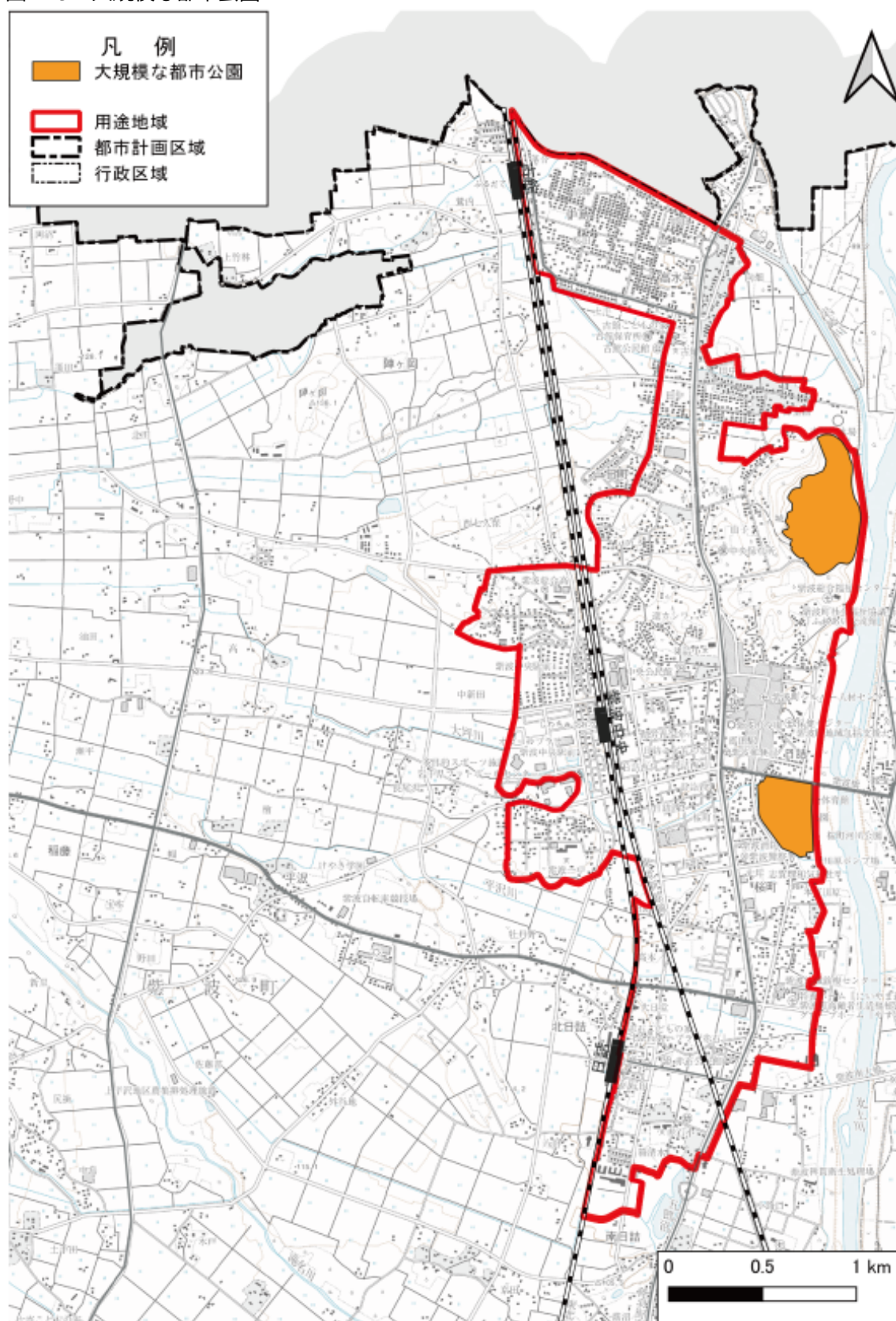
図 4.8 工業系用途地域



⑧大規模な都市公園

紫波運動公園、城山公園を除外します。

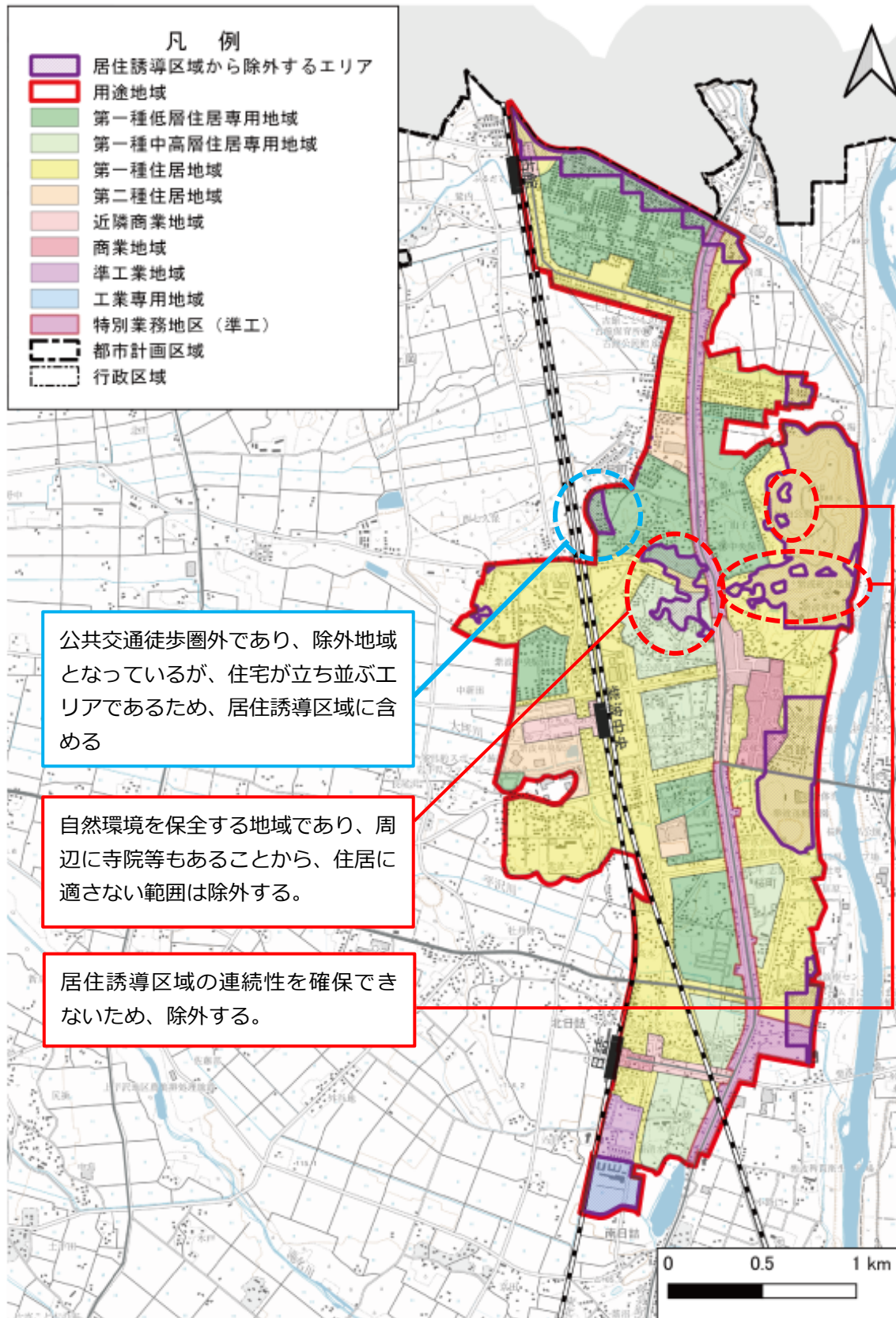
図 4.9 大規模な都市公園



(5) 居住誘導区域の検討

これまで抽出、除外したエリアの状況から、現況等に基づき区域を整理します。

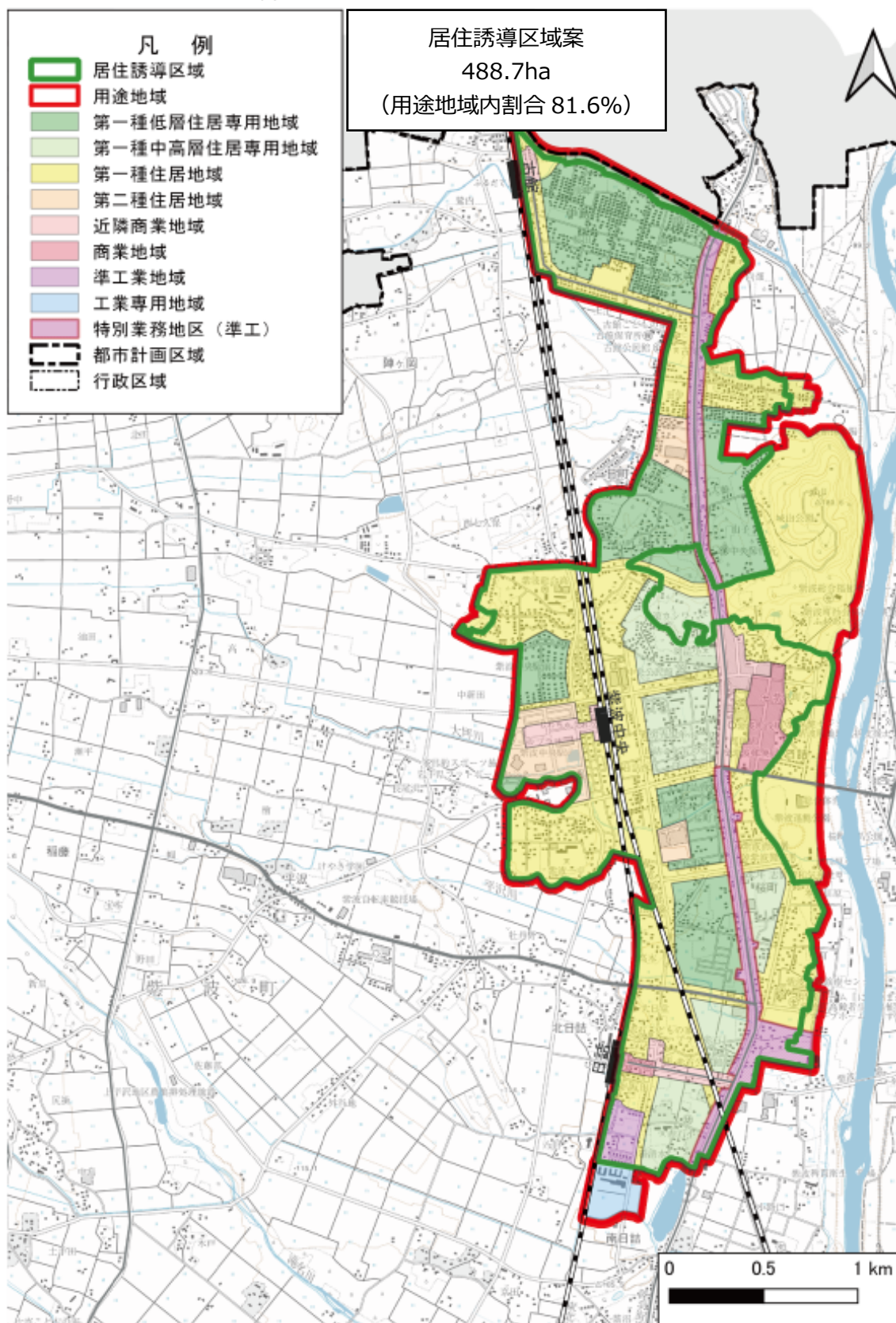
図 4.10 居住誘導区域の検討



(6) 居住誘導区域（案）

これまでの検討を踏まえ、現況、地形地物、用途等に基づき居住誘導区域を設定します。
 なお、『第7章防災指針』において修正の必要性を検証するものとします。

図 4.11 居住誘導区域（案）

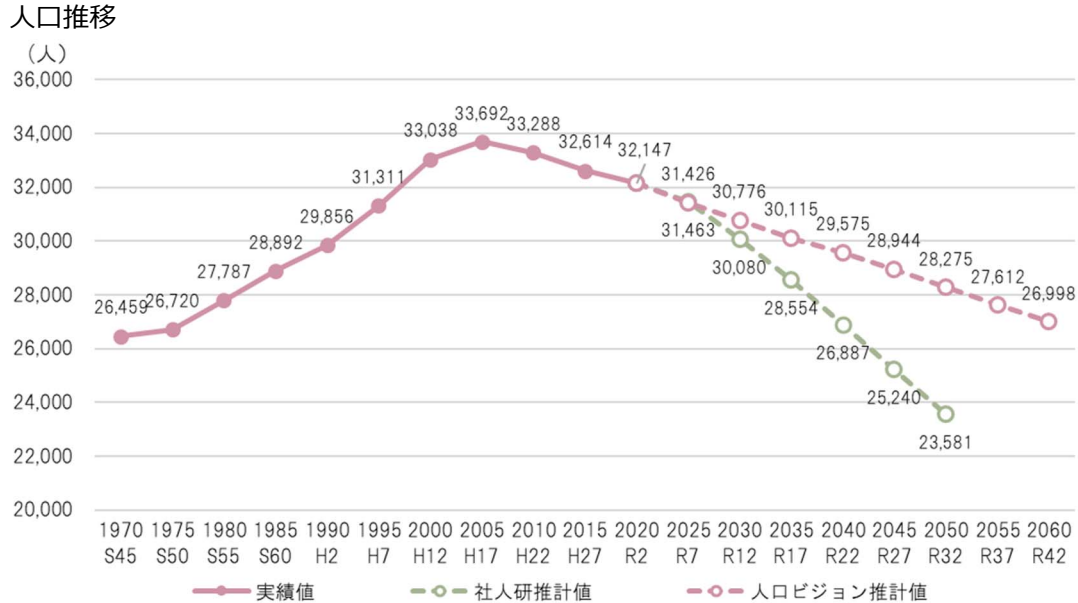


(7) 居住誘導区域へ誘導可能な人口の検証

居住誘導区域は、少なくとも現状の人口密度が確保されるなど、将来の人口等の見通しを踏まえた適切な範囲に設定されるべきものであり、居住誘導区域内の人口密度を維持すると仮定した場合に、目標年度までに区域外から区域内にどれだけの人口の誘導が必要で、その人口が目標年度における区域外人口の何割にあたるのかなど、現実的に誘導可能かどうかの検証が必要です。

令和2(2020)年国勢調査時点の本町の人口は32,147人であり、本計画目標年度の令和27(2045)年の国立社会保障・人口問題研究所の推計値は25,240人となっています。

図 4.12 人口推移(再掲)

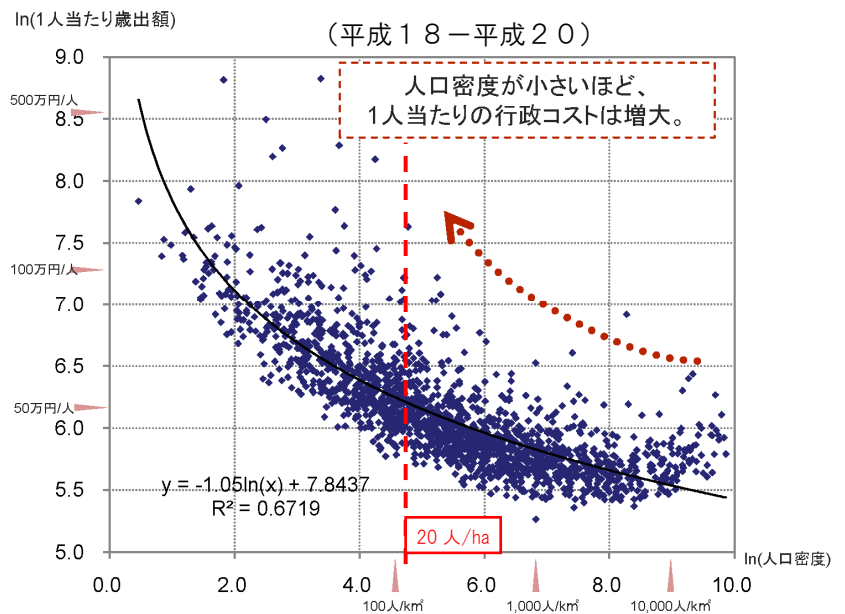


資料：＜S45～R2＞国勢調査

＜R7以降＞紫波町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成28(2016)年2月）、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5(2023)年推計）」

一般的に人口密度と行政コストは次の様な関係があります。人口密度の減少は、「住民1人当たりの行政コスト」の増加を招き、その結果として財政負担の増加や行政サービスの低下に繋がります。そのため、本町においても人口密度が現在の水準を下回ると、現行の公共サービスを提供するためのコストが高くなり、質の低下やサービスの維持に影響が生じる可能性があります。

図 4.13 市町村の人口密度と行政コスト
(平成18ー平成20)



出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ概要

※行政コストは、総務省「平成18年～20年市町村別決算状況調査」をもとに国土交通省国土計画局作成

この検証では計画目標人口を 25,000 人と設定し、居住誘導区域へ誘導可能な人口を検証します。なお、検証には令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査の人口を使用します。

現在の用途地域の人口密度を維持すると仮定した場合に、居住誘導区域案では、居住誘導区域の範囲を縮小するとともに、居住誘導区域外の規制等により居住に適さない地域の人口を誘導することで、区域内人口 13,158 人、人口密度 26.9 人/ha となり、総人口が減少しても一定の人口密度を維持することが可能です。

表 4.3 区域別人口密度

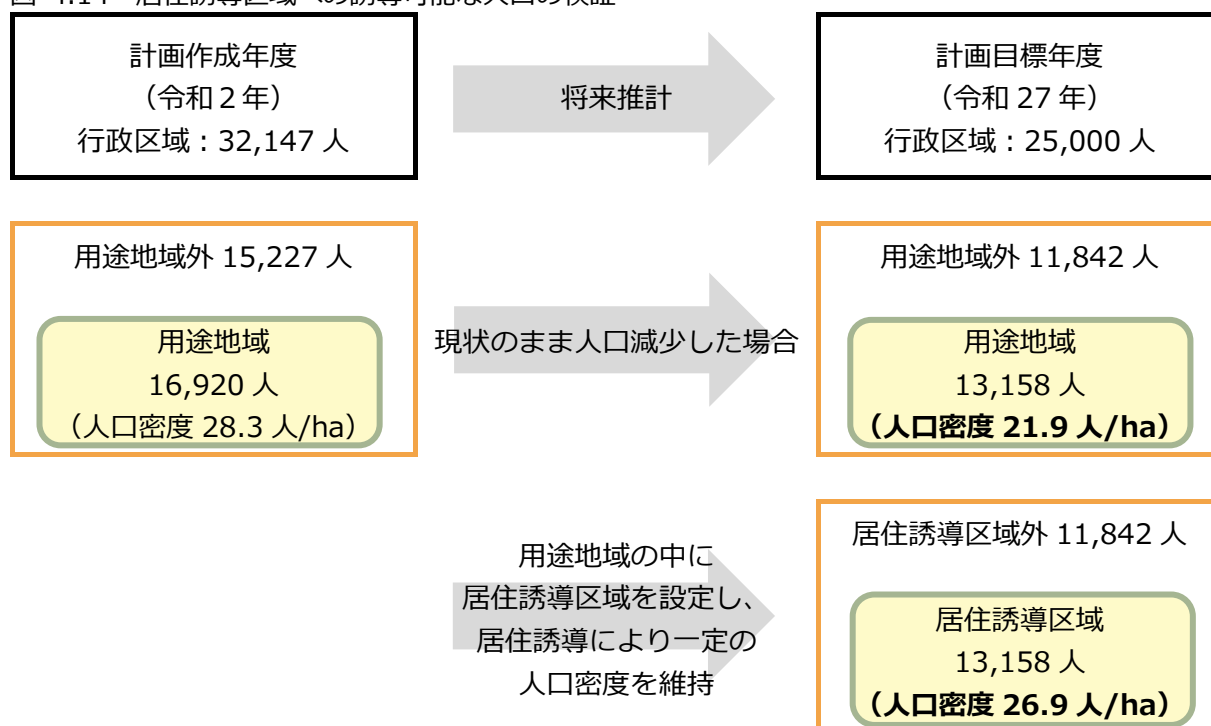
	面積(ha)		令和 2（2020）年 人口（人）		人口密度 (人/ha)
	実数	構成比	実数	構成比	
用途地域	599	2.5%	16,920	52.6%	28.3
用途地域外	8,937	37.4%	12,893	40.1%	1.4
都市計画区域	9,536	39.9%	29,813	92.7%	3.1
都市計画区域外	14,362	60.1%	2,334	7.3%	0.2
合計	23,898	100.0%	32,147	100.0%	1.3

資料：＜面積＞国土交通省 都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況
＜人口＞令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査

表 4.4 居住誘導区域案の人口検証

	面積 (ha)	現在人口 (人)	人口密度 (人/ha)	将来人口 (人)	人口密度 (人/ha)
行政区域	23,898	32,147	—	25,000	—
用途地域外	23,299	15,227	—	11,842	—
用途地域	599	16,920	28.3	13,158	21.9
居住誘導区域案	489	16,161	33.1	13,158	26.9

図 4.14 居住誘導区域への誘導可能な人口の検証



(8) 目指すべき都市像との整合の確認

立地適正化計画は、目指すべき将来の都市像を実現するための戦略であることに立ち返り、居住誘導区域の設定の考え方が「まちづくりの方針（ターゲット）」「目指すべき都市の骨格構造」と整合しているかを確認します。

居住誘導区域は、どのようなまちづくりを目指し、どこを都市の骨格として都市が抱える課題を解決していくのかという観点で設定する必要があります。

本町の目指すべき都市像は以下のとおりです。

- 立地適正化の目指すべき都市像（まちづくりのイメージ）

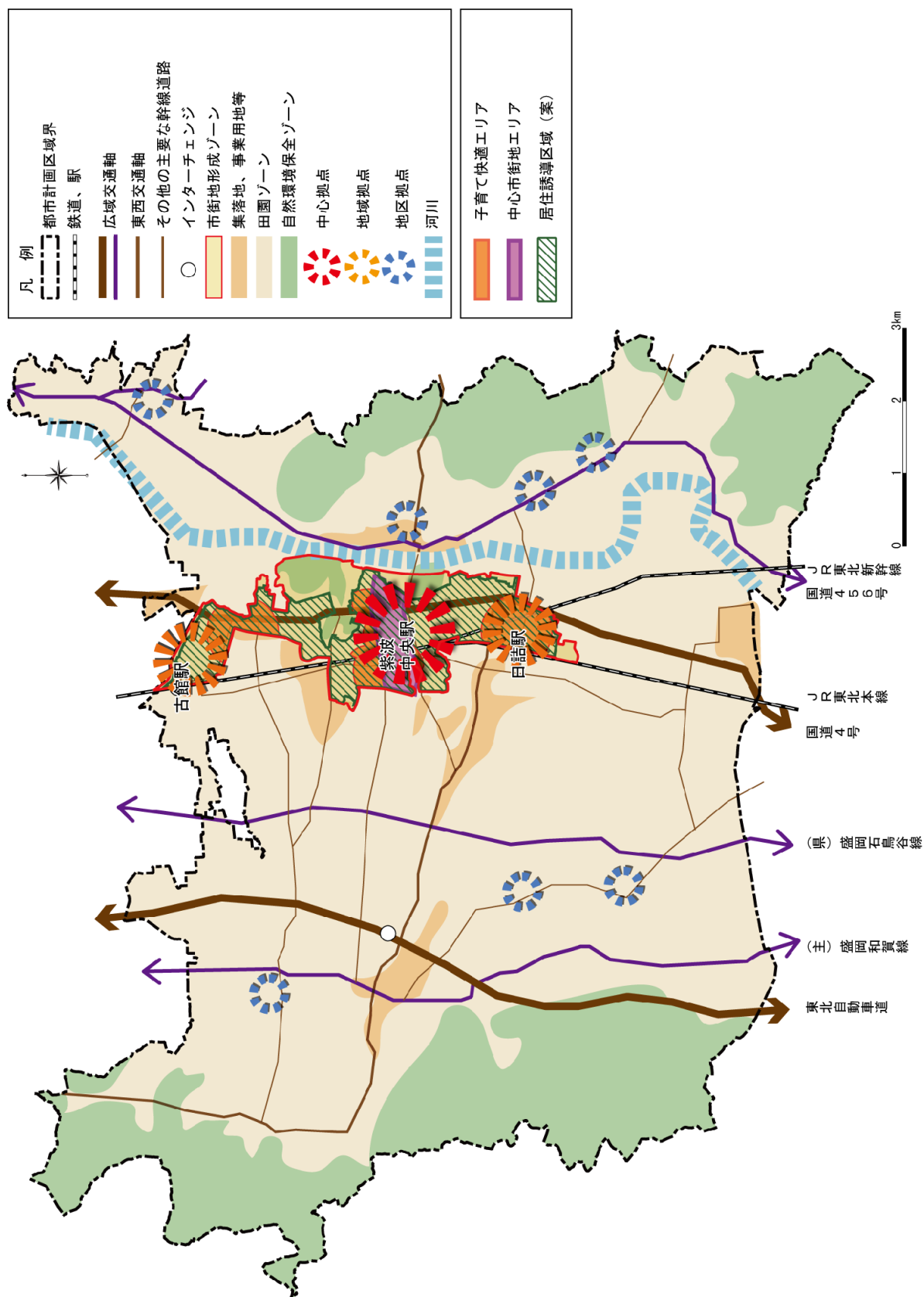
「コンパクトな都市構造を維持するとともに、人口規模に見合った市街地形成により都市機能の密度を向上させてなりわいを創出し、町に生まれ育った子どもたちが将来に渡りふるさとで暮らし続けられるまち」

- まちづくりの方針 1：中心市街地の再生（中心拠点の連担性）

- まちづくりの方針 2：子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり

以下に、目指すべき都市の骨格構造とまちづくりの方針エリア、居住誘導区域の関係図を示します。

図 4.15 目指すべき都市像と居住誘導区域の関係図



(9) 居住誘導区域外への対応

本町の立地適正化計画では、現在の用途地域を基本とした居住誘導区域に時間をかけながら居住や都市機能の集約化を推進するものであり、居住誘導区域外だからと言って居住を規制する、あるいは強制的に移転させるものではありません。居住誘導区域外のエリアでは、従来からの集落コミュニティが形成されている地区拠点や、良好な自然環境に囲まれた豊かな生活を求めて新たなワークスタイル・ライフスタイルを実現することができる場ともなりえることから、居住誘導区域の設定に際しては、居住誘導区域外のエリアの現状や将来の新たな生活空間の在り方を含めた将来像を構築し、地域公共交通計画による持続可能な交通網の形成を図ることで、これらエリアと連携するためのネットワークの形成を検討する必要があります。

3 居住誘導区域に関する届出制度

居住誘導区域に関する届出は、町が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度です。

都市再生特別措置法第 88 条に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行う際には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。

■届出の対象となる行為

居住誘導区域を除く立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、開発行為等に着手する 30 日前までに町長への届出が義務づけられます。

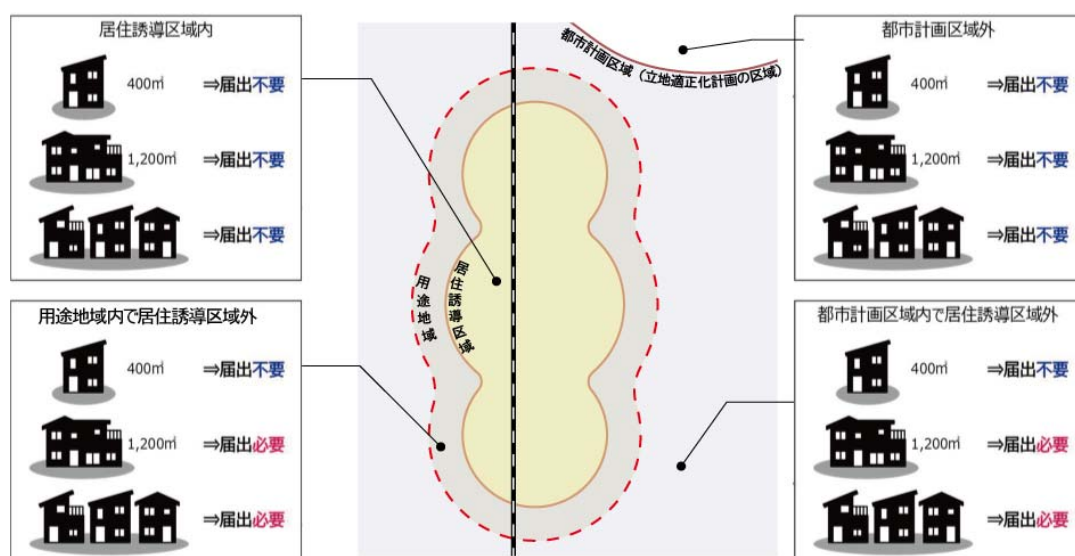
●開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの

●建築行為等

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

図 4.16 届出の対象例



第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

1 都市機能誘導区域の検討

都市機能誘導区域の検討にあたり、国土交通省 立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）による基本的な考え方、望ましい都市機能誘導区域像を以下に示します。

（1）都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定し、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めます。都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定します。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲を設定します。

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めます。

また、都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、立地適正化計画では居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定することが基本となります。

（2）望ましい都市機能誘導区域像

都市機能誘導区域は、以下のような条件を満たす区域での設定が望まれます。

- ①各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域
- ②主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、旧町役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

2 都市機能誘導区域の設定

(1) 本町の都市機能誘導区域の考え方

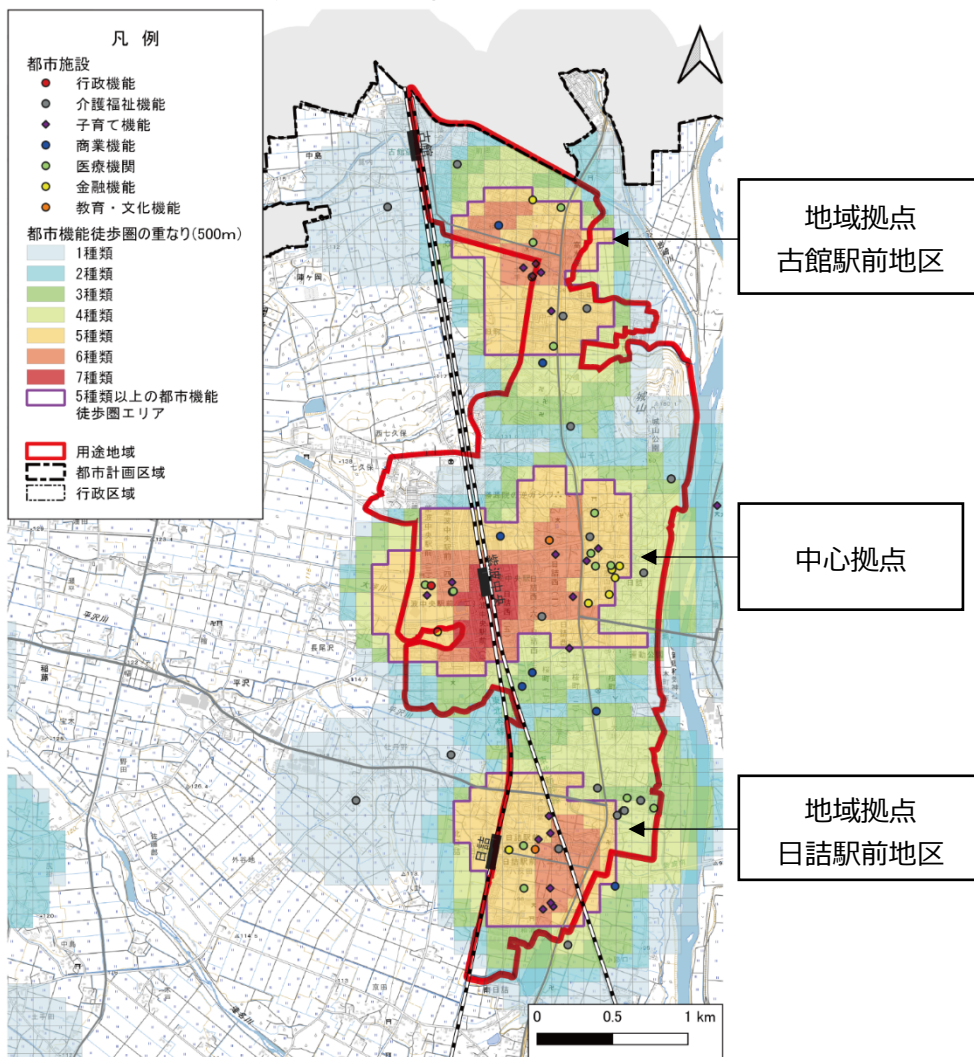
本町における都市機能誘導区域の設定は、①居住誘導区域内であって、②目指すべき都市の骨格構造の検討で定めた中心拠点及び地域拠点を基本とし、③それぞれの拠点で都市機能が一定程度充実している区域を設定します。

○都市機能が一定程度充実している区域の検証

立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）の誘導施設のイメージを参考に、以下の施設を都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設とし、現在の立地状況から、施設の徒歩圏（500m）の重なるエリアを100mメッシュにより評価し、拠点の範囲を決定します。

- ・行政機能（町役場）
- ・介護福祉機能（総合福祉センター、地域包括支援センター、在宅系介護施設）
- ・子育て機能（子育て支援センター、保育所、こども園、児童クラブ（こどもの家））
- ・商業機能（店舗面積1000㎡以上の商業施設、スーパー、ドラッグストア）
- ・医療機能（病院、診療所）
- ・金融機能（銀行、信用金庫、郵便局）
- ・教育・文化機能（図書館、公民館）

図 5.1 都市施設の徒歩圏（500m）エリア



①都市機能誘導区域に設定する条件

○居住誘導区域内に設定

○中心市街地を含む

誘導方針「中心市街地の再生（中心拠点の連担性）」で示された中心市街地エリアを加えます。

○子育て快適エリアを含む

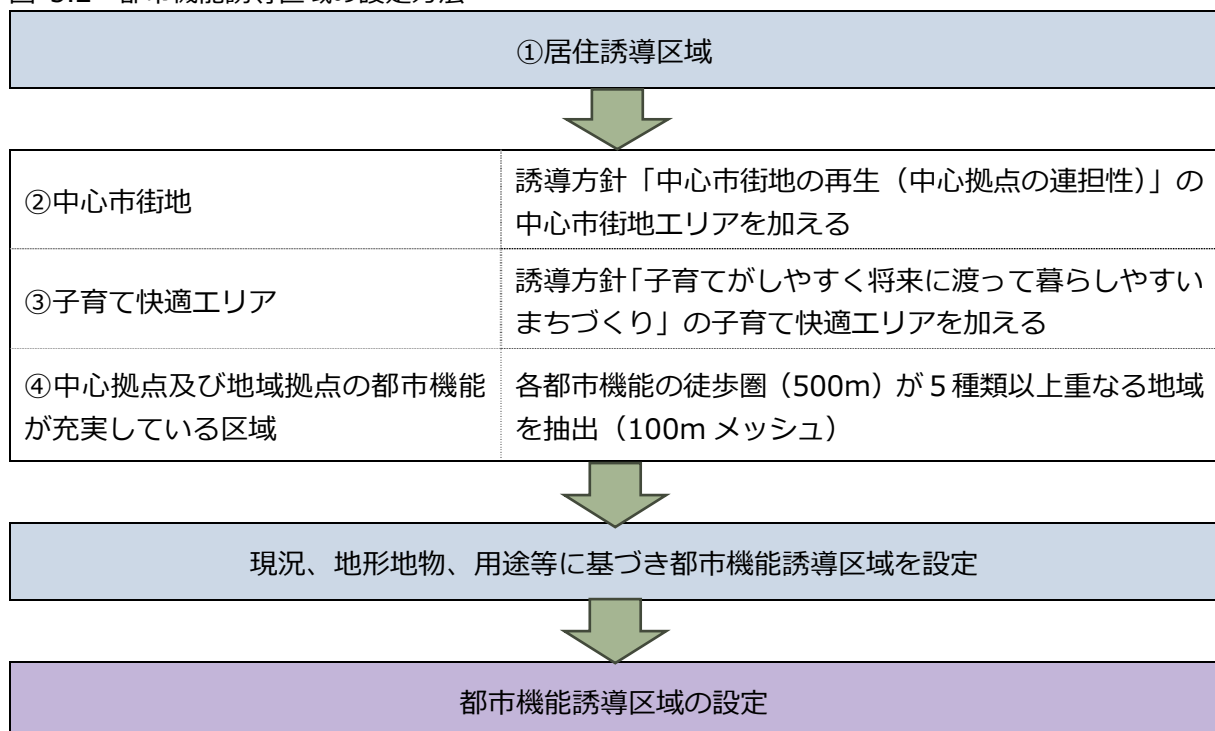
誘導方針「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」で示された子育て快適エリアを加えます。

○中心拠点及び地域拠点において都市機能が充実している区域

現在の施設立地状況から、5種類以上の施設の徒歩圏（500m）の重なる区域を加えます。

（２）都市機能誘導区域の設定方法

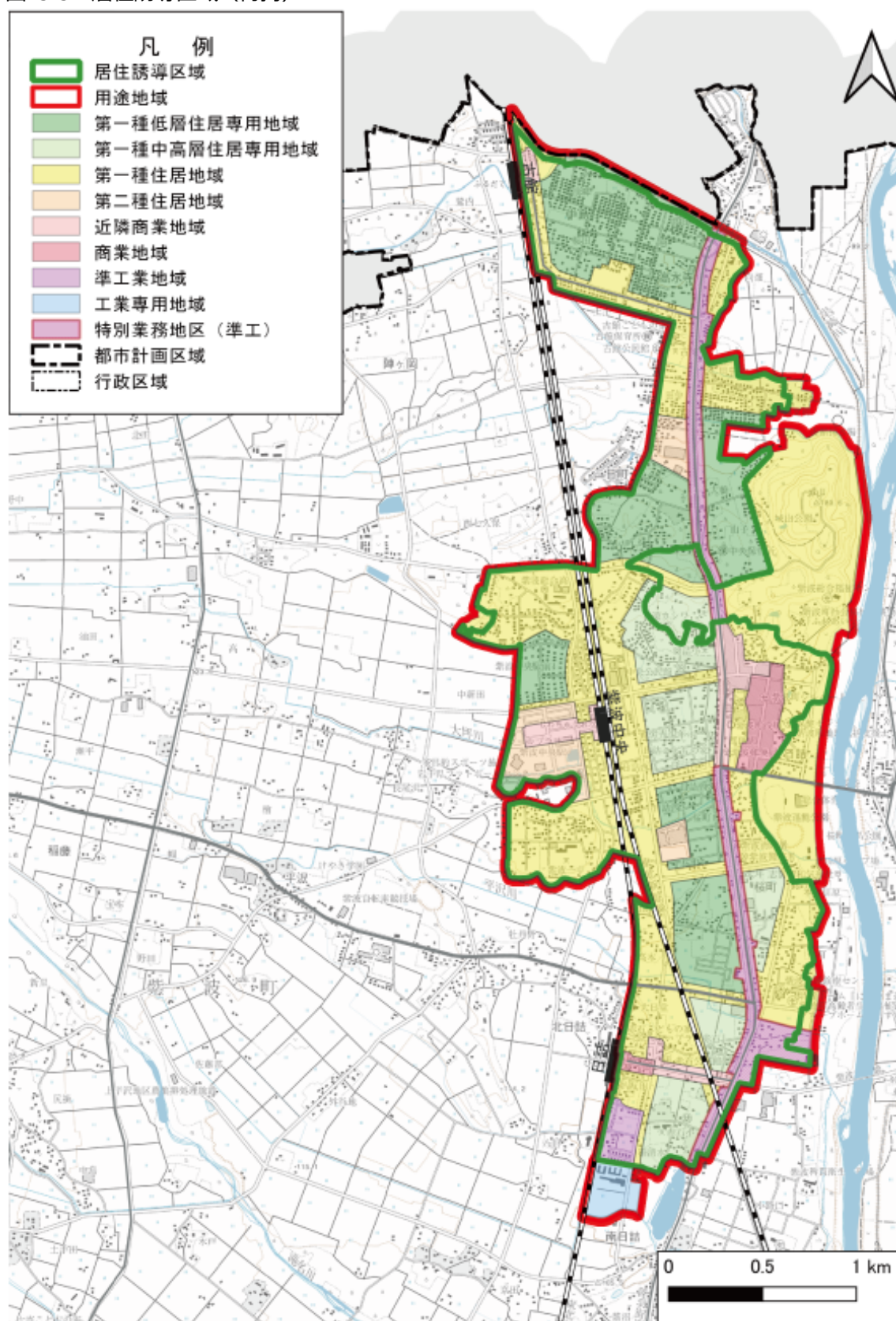
図 5.2 都市機能誘導区域の設定方法



(3) 都市機能誘導区域の検討

① 居住誘導区域

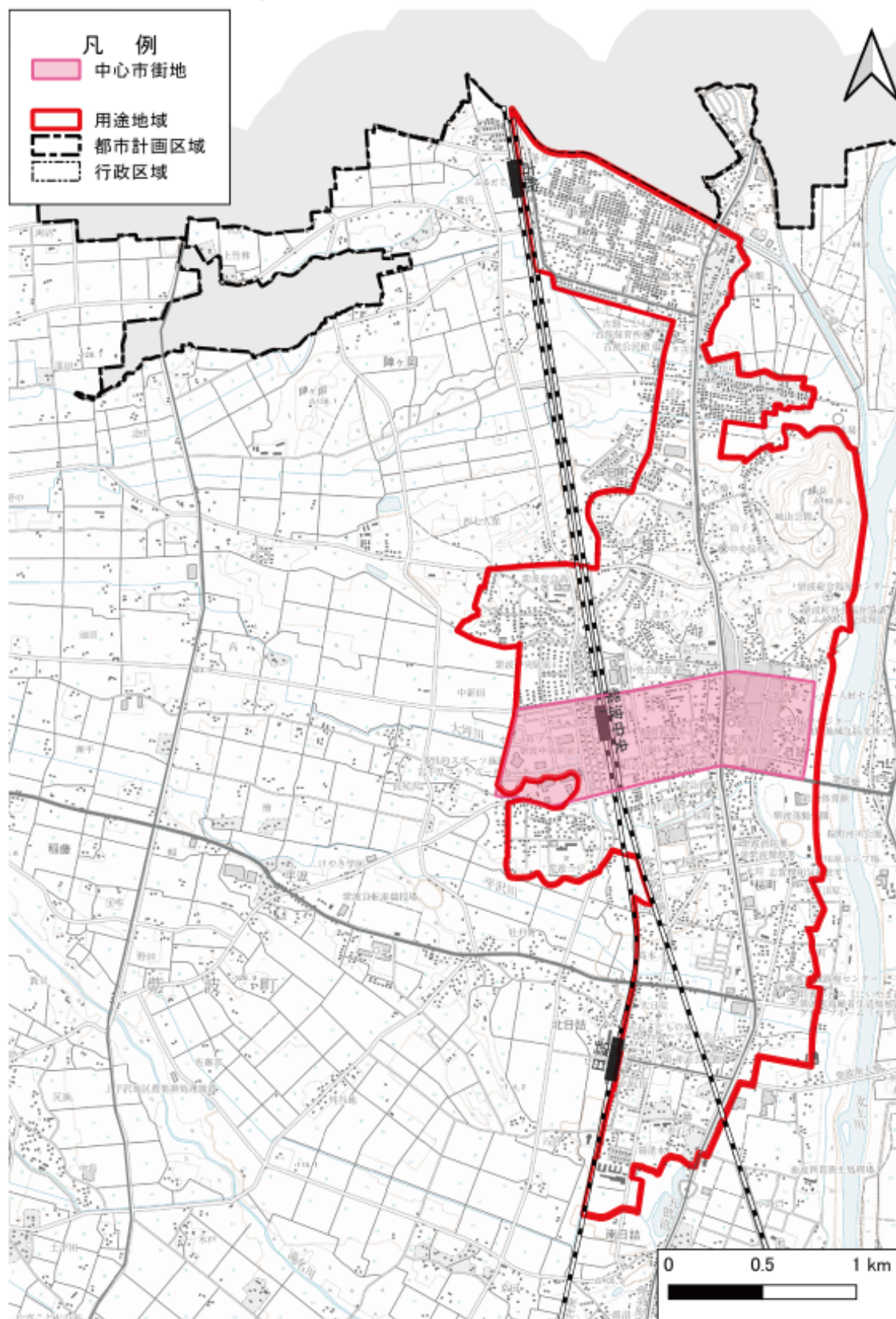
図 5.3 居住誘導区域（再掲）



②中心市街地

居住誘導区域内の誘導方針「中心市街地の再生（中心拠点の連担性）」の中心市街地エリアを抽出します。

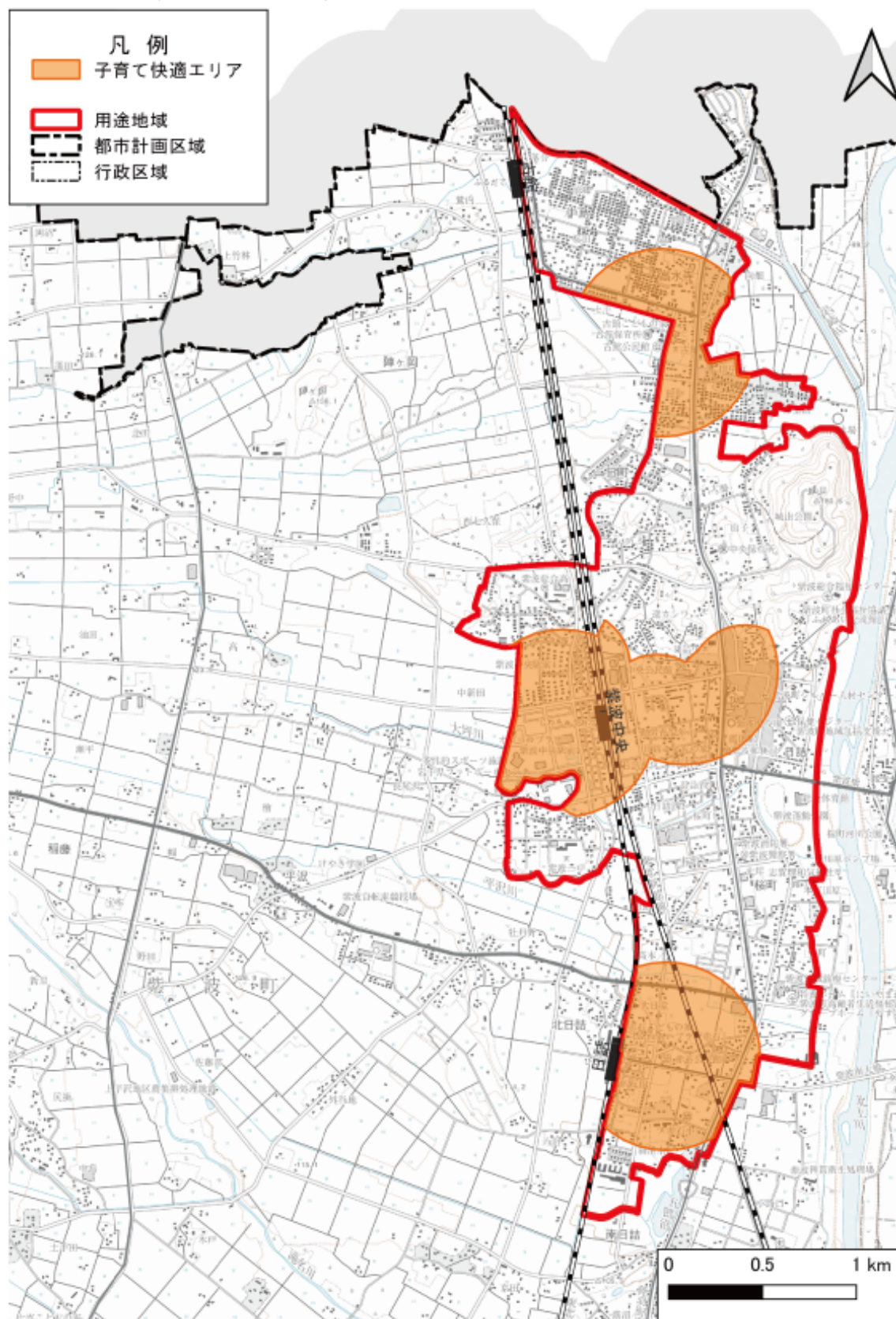
図 5.4 中心市街地（再掲）



③子育て快適エリア

居住誘導区域内の誘導方針「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」
の子育て快適エリアを抽出します。

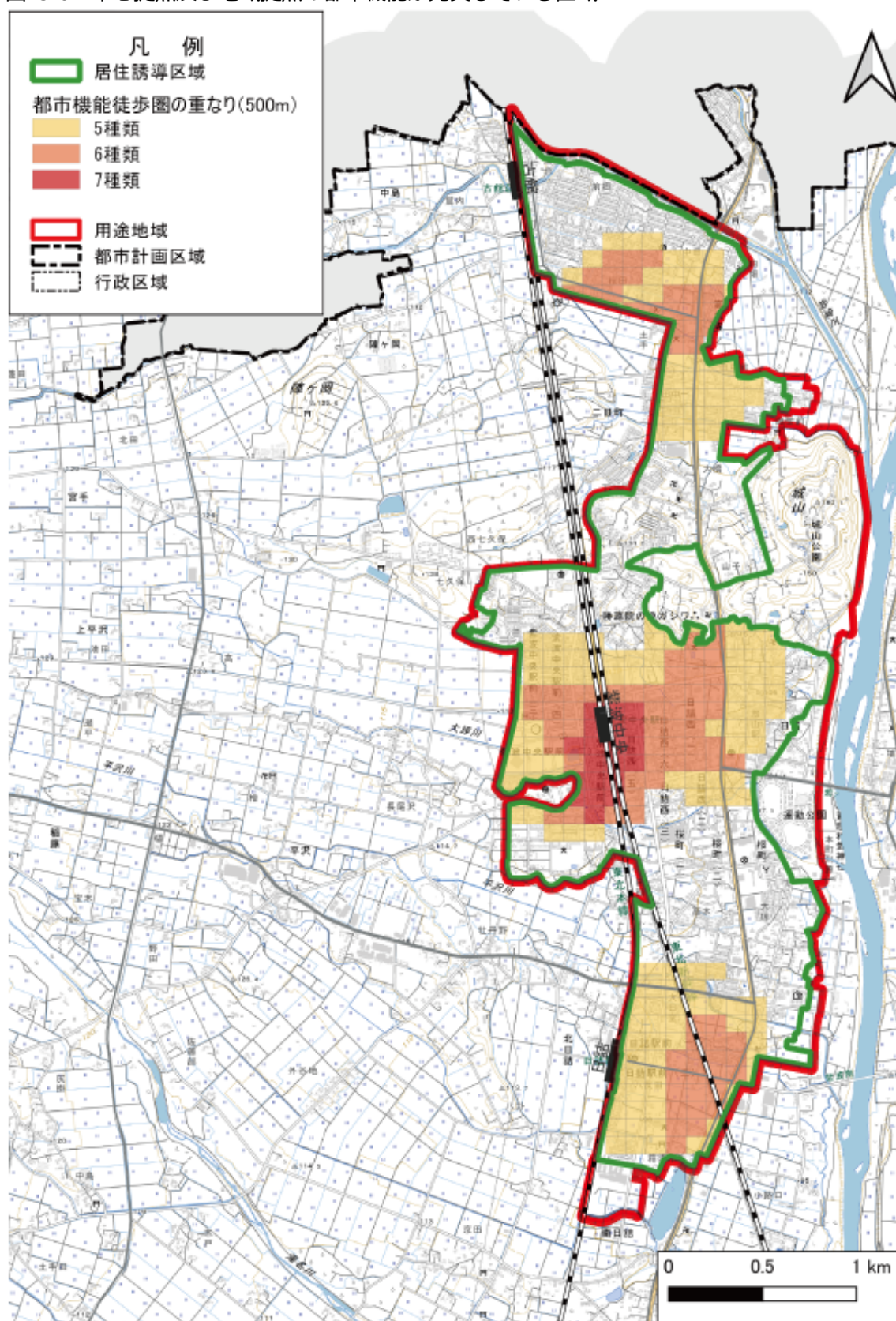
図 5.5 子育て快適エリア（再掲）



④中心拠点及び地域拠点の都市機能が充実している区域

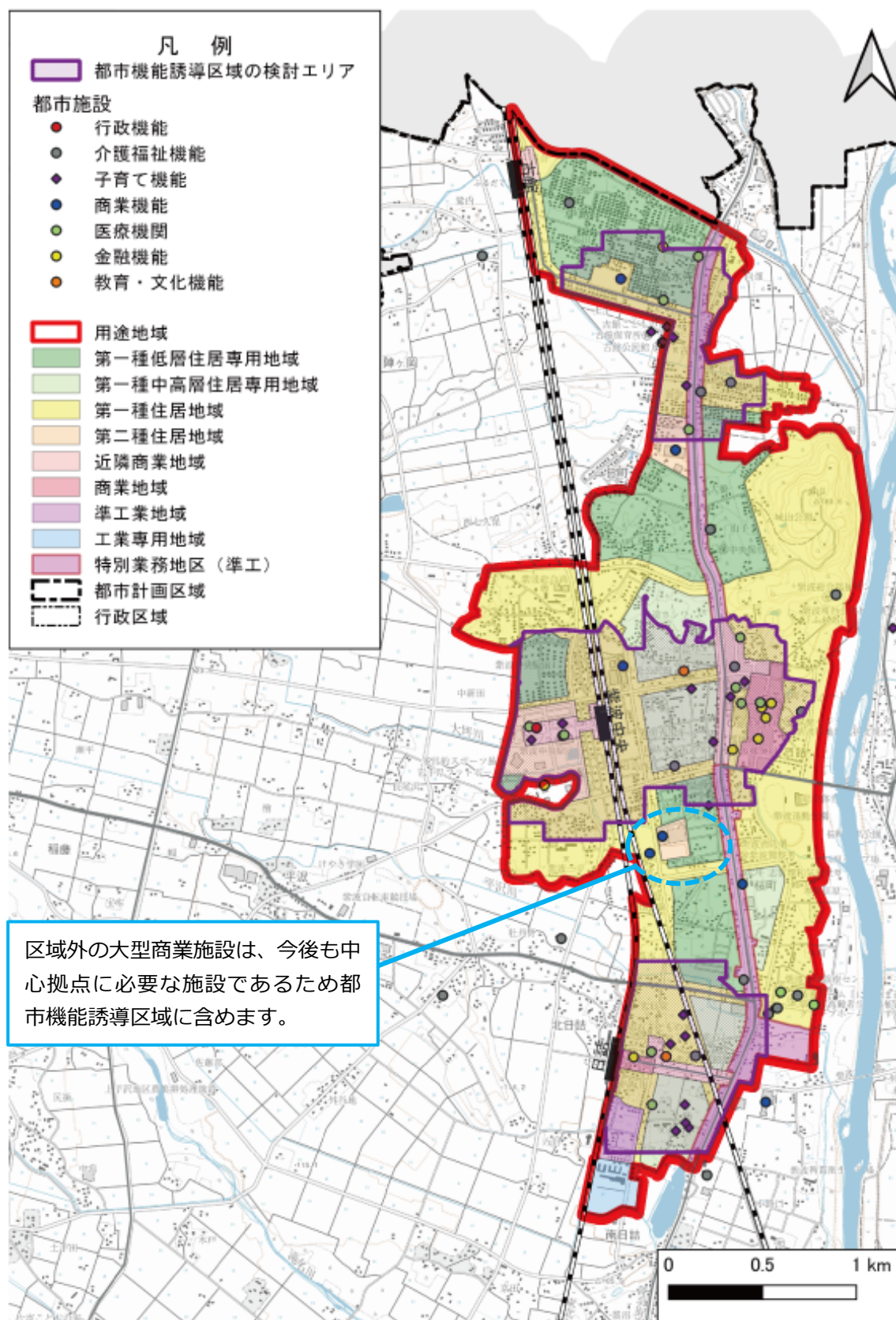
各都市機能の徒歩圏（500m）が5種類以上重なる地域を加えます。

図 5.6 中心拠点及び地域拠点の都市機能が充実している区域



これまで抽出したエリアの状況から、現況等に基づき区域を整理します。

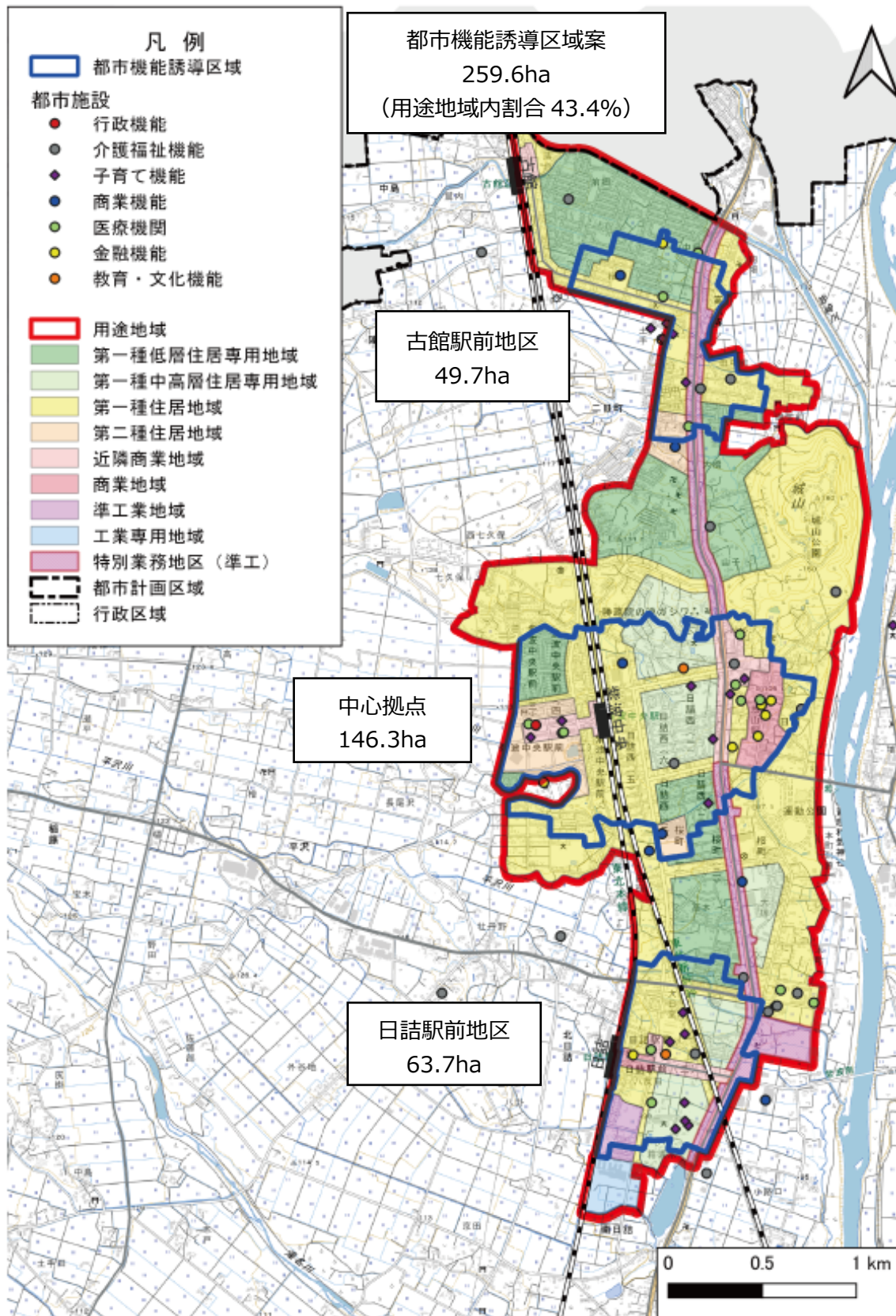
図 5.7 エリアの整理



(4) 都市機能誘導区域（案）

これまでの検討を踏まえ、現況、地形地物、用途等に基づき都市機能誘導区域を設定します。なお、『第7章防災指針』において修正の必要性を検証するものとします。

図 5.8 都市機能誘導区域（案）



3 誘導施設の検討

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域の役割、「中心拠点」や「地域・生活拠点」としての役割、都市規模、後背人口、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。この際、新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することもあります。

立地適正化計画の手引きによる、地方中核都市クラスの都市において拠点類型ごとに想定される各種機能のイメージを以下に示します。

表 5.1 誘導施設のイメージ（国土交通省 立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂））

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■ 中核的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所等の各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■ 市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積●m²以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積●m²以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資等の金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

(2) 都市機能の配置状況

国土交通省 立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）による誘導施設を参考に、本町の都市機能の配置状況を確認します。

なお、拠点の区域は都市機能誘導区域の範囲とします。

表 5.2 都市機能の配置状況

都市機能	施設	中心拠点	地域拠点	
			古館駅前 地区	日詰駅前 地区
①行政機能	町役場	1	0	0
②介護福祉機能	総合福祉センター	0	0	0
	地域包括支援センター	1	0	0
	在宅系介護施設	3	2	1
③子育て機能	子育て支援センター	1	0	0
	保育所、こども園	3	0	4
	児童クラブ（こどもの家）	3	2	3
④商業機能	店舗面積 1000 m ² 以上の商業施設	1	1	0
	店舗面積 1000 m ² 以上の食品スーパー	1	0	0
⑤医療機能	病院	0	0	0
	診療所（歯科診療所を除く）	6	2	2
⑥金融機能	銀行、信用金庫	4	0	0
	郵便局	1	1	1
⑦教育・文化機能	図書館	1	0	0
	公民館	1	0	1

4 誘導施設の設定

誘導施設は、町民の暮らし心地よい生活を持続可能にするための福祉や利便性、公共サービスを維持・向上するために必要な施設とされています。本町では、都市計画マスタープランにおいて位置付けられている都市構造や都市拠点の機能のうち、町全体を支える機能や、住民が日常的に利用すると考えられる介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能を有する施設を誘導施設として設定します。また、現在立地している施設については、維持していくこととします。

①中心拠点の誘導施設

表 5.3 中心拠点の誘導施設

都市機能	誘導施設	関連法
行政機能	町役場	地方自治法
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法
	通所型高齢者福祉施設	介護保険法
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法
	保育所、認定こども園	学校教育法、児童福祉法
	児童クラブ（こどもの家）	児童福祉法
商業機能	延床面積 1000 m ² 以上の小売店舗	大規模小売店舗立地法
医療機能	小児科医院及び耳鼻科医院	医療法
金融機能	銀行、信用金庫	銀行法、信用金庫法
	郵便局	日本郵便株式会社法
教育・文化機能	図書館、公民館（自治公民館は除く）	図書館法、社会教育法

②地域拠点の誘導施設

表 5.4 地域拠点の誘導施設

都市機能	誘導施設	関連法
介護福祉機能	通所型高齢者福祉施設	介護保険法
子育て機能	保育所、認定こども園	学校教育法、児童福祉法
	児童クラブ（こどもの家）	児童福祉法
商業機能	延床面積 1000 m ² 以上の小売店舗	大規模小売店舗立地法
医療機能	小児科医院及び耳鼻科医院	医療法
金融機能	郵便局	日本郵便株式会社法
教育・文化機能	公民館（自治公民館は除く）	社会教育法

5 都市機能誘導区域に関する届出制度

(1) 都市機能誘導区域に関する届出（開発行為等）

都市機能誘導区域に関する届出は、町が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

都市再生特別措置法第108条に基づき、都市機能誘導区域外で以下の行為を行う際には、これらの行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。

■届出の対象となる行為

都市機能誘導区域を除く立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、開発行為等に着手する30日前までに町長への届出が義務づけられます。

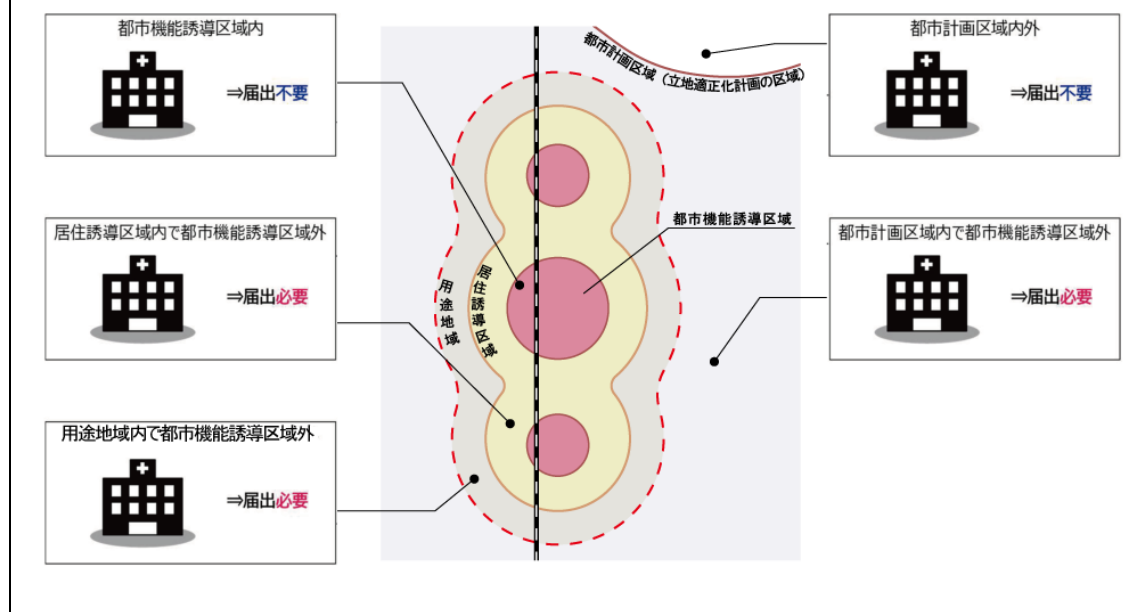
●開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

●開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

図 5.9 届出の対象例（病院を誘導施設としている場合）



(2) 都市機能誘導区域に関する届出（誘導施設の休廃止）

休廃止に係る届出は、町が既存建物・設備の有効活用等、機能維持に向けて、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するための制度です。

■届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前までに町長への届出が義務づけられます。

第 6 章 誘導施策

誘導施策は、都市機能誘導（誘導施設の維持・誘導）に資するものと居住誘導（人口密度の維持）に資するものに区分し、さらに国の支援を受けて町が行う施策（社会資本整備総合交付金事業等）と町独自に実施する施策（町単独事業）に区別して下表のとおり整理します。

各施策は、第三次紫波町総合計画後期基本計画に掲載されている関連事業の中から該当するものを記載しています。

1 都市機能誘導の関連施策

表 6.1 都市機能誘導の関連施策

①国の支援を受けて町が行う施策
・ 紫波中央駅前都市整備事業（日詰西） ・ 公共下水道事業 ・ 上水道事業 ・ 公共施設等総合管理計画事業 ・ 商工業振興事業 ・ 都市計画道路整備事業 ・ 子ども・子育て支援事業 ・ 地域子ども・子育て支援事業
②町が独自に講じる施策
・ オガール広場管理事業 ・ 駅関連施設整備事業 ・ 町有財産維持管理事業 ・ 企業誘致事業 ・ 子ども・子育て支援事業（交付金の町上乗せ分のみ） ・ 地域子ども・子育て支援事業（交付金の町上乗せ分のみ）

2 居住誘導の関連施策

表 6.2 居住誘導の関連施策

①国の支援を受けて町が行う施策
・ 道路維持管理事業 ・ 道路整備事業 ・ 公共下水道事業 ・ 上水道事業 ・ 公営住宅整備管理事業 ・ 木造住宅耐震改修事業 ・ 交通対策事業（路線バス交通の維持） ・ 交通安全施設整備事業 ・ 空き家等対策事業 ・ 公共施設等総合管理計画事業
②町が独自に講じる施策
・ 公園施設管理事業 ・ 交通対策事業（地域公共交通計画の推進など） ・ 街路灯維持管理事業 ・ 町有財産維持管理事業

第7章 防災指針

1 防災指針の概要

防災指針の検討にあたり、国土交通省 立地適正化計画の手引き（令和6年4月改訂）による基本的な考え方を以下に示します。

（1）防災指針の基本的な考え方

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。立地適正化計画においては、まず災害リスクを踏まえた居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、災害に強いまちづくりと都市のコンパクト化を併せて進めることが重要です。

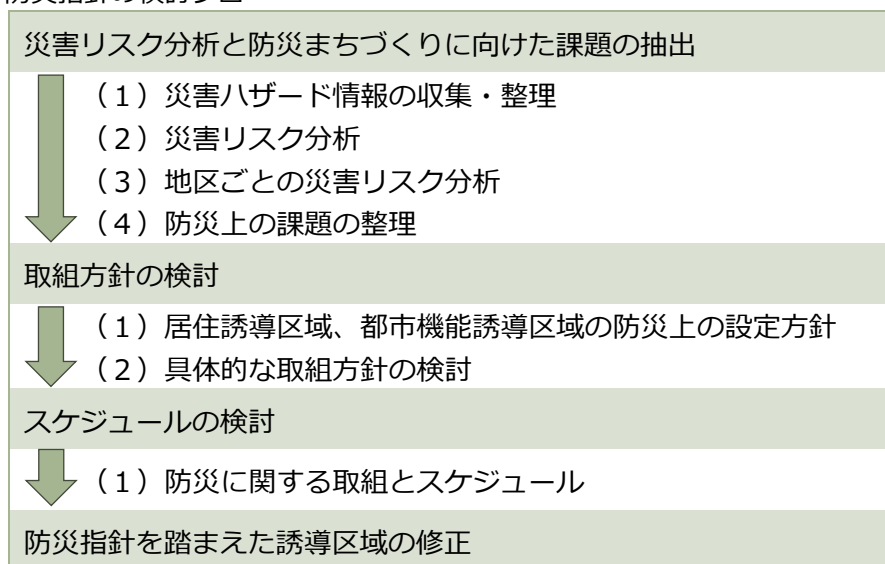
一方で、様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

こうした背景から、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけることとしています。

（2）防災指針の検討の流れ

防災指針の基本的な考え方を踏まえ、防災指針を次のフローにより設定します。

図 7.1 防災指針の検討フロー



（3）対象範囲

防災指針は主として居住誘導区域内の防災に関する内容を位置づけるものとなっていることから、居住誘導区域を対象範囲とします。

2 災害リスク分析と防災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 災害ハザード情報等の収集・整理

本町の災害発生が予測されるハザード情報等について、以下より収集し災害リスクを整理します。

表 7.1 災害ハザード情報等

種別	収集内容	出典資料
洪水	降雨の確率規模（発生確率）に応じた浸水想定区域 ・計画規模 ・想定最大規模 ・想定最大規模による浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	・北上川水系洪水浸水想定区域図/国土交通省 ・北上川水系太田川洪水浸水想定区域図/岩手県 ・ハザードマップポータルサイト
雨水出水（内水）	浸水実績のある箇所、道路のアンダーパス等の冠水する可能性が高い箇所等	紫波町防災マップ
土砂災害	急傾斜地の崩壊（土砂災害が発生するおそれのある箇所）	紫波町防災マップ
地形	地理院タイル 淡色地図	国土地理院
建物立地状況	建物階数	令和 5（2023）年岩手県都市計画基礎調査
立地適正化計画	都市機能誘導区域、居住誘導区域	立地適正化計画

(2) 災害リスク分析

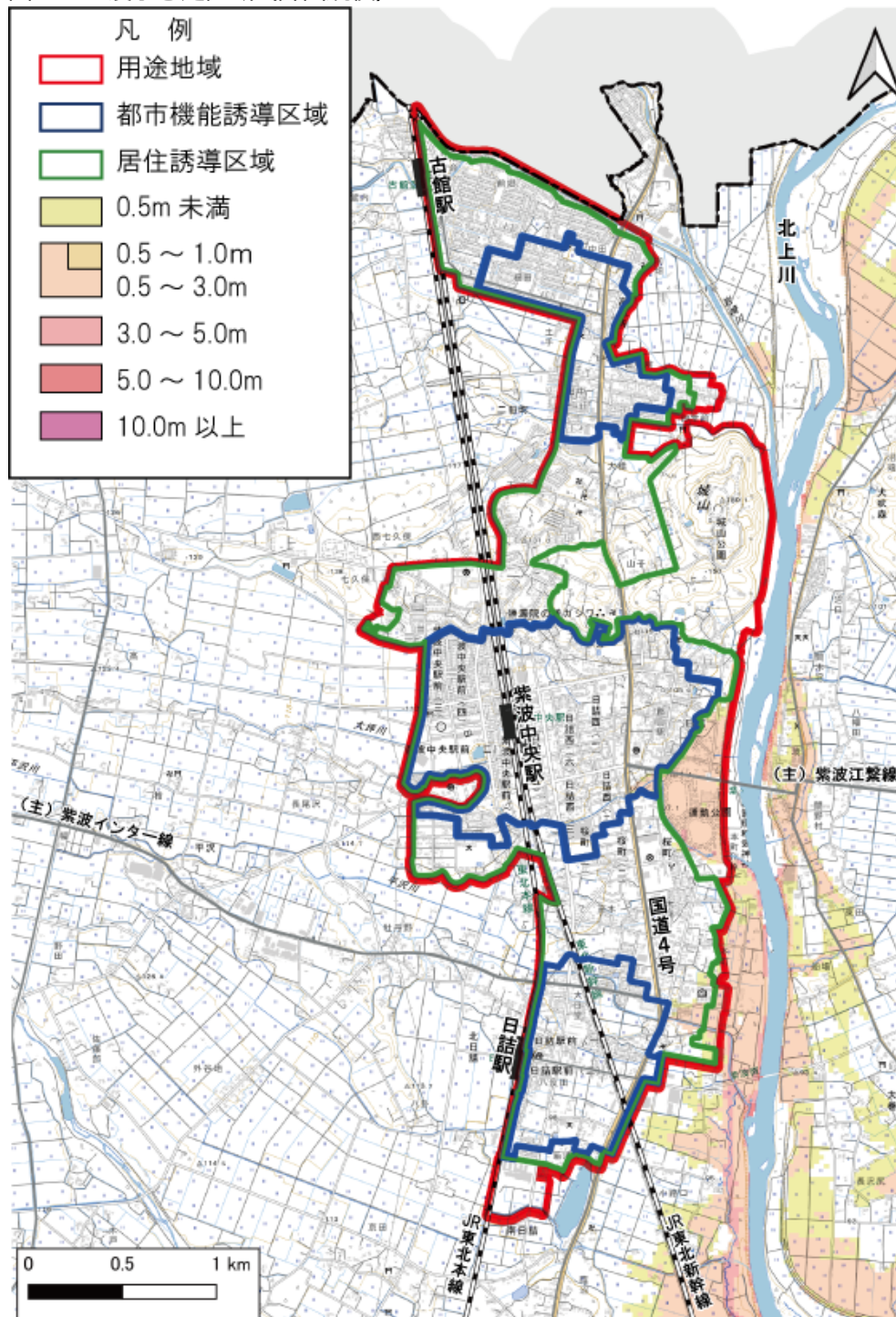
①洪水浸水想定区域（計画規模）

浸水想定区域（計画規模）は、北上川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される浸水を表示したものであり、算出の前提となる降雨は次のとおりです。

- ・ 明治橋地点下流 北上川流域の2日間の総雨量 200mm
- ・ 明治橋地点上流 北上川流域の2日間の総雨量 226mm

居住誘導区域内に 3.0m未満の浸水区域が設定されている箇所があります。

図 7.2 浸水想定区域（計画規模）



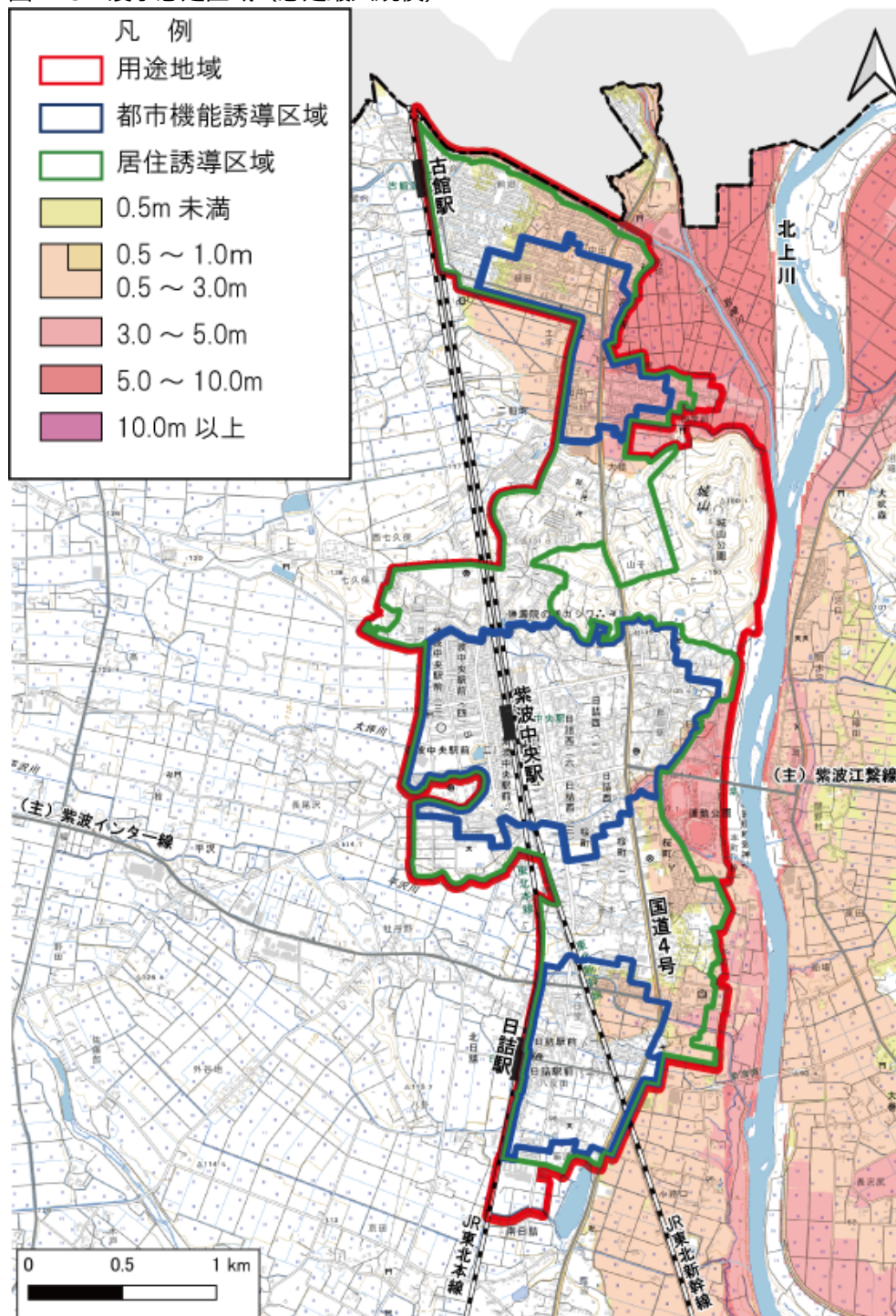
②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

浸水想定区域（想定最大規模）は、北上川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき想定最大降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される浸水を表示したものであり、算出の前提となる降雨は次のとおりです。

- ・ 明治橋地点下流 北上川流域の2日間の総雨量 264mm
- ・ 明治橋地点上流 北上川流域の2日間の総雨量 313mm

北上川沿岸に浸水エリアが広く指定され、浸水想定区域（計画規模）で示されているエリアは、想定最大規模では浸水深が 3.0m 以上となっています。古館駅前地区では浸水深 5m 以上の箇所が見られます。

図 7.3 浸水想定区域（想定最大規模）



③洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

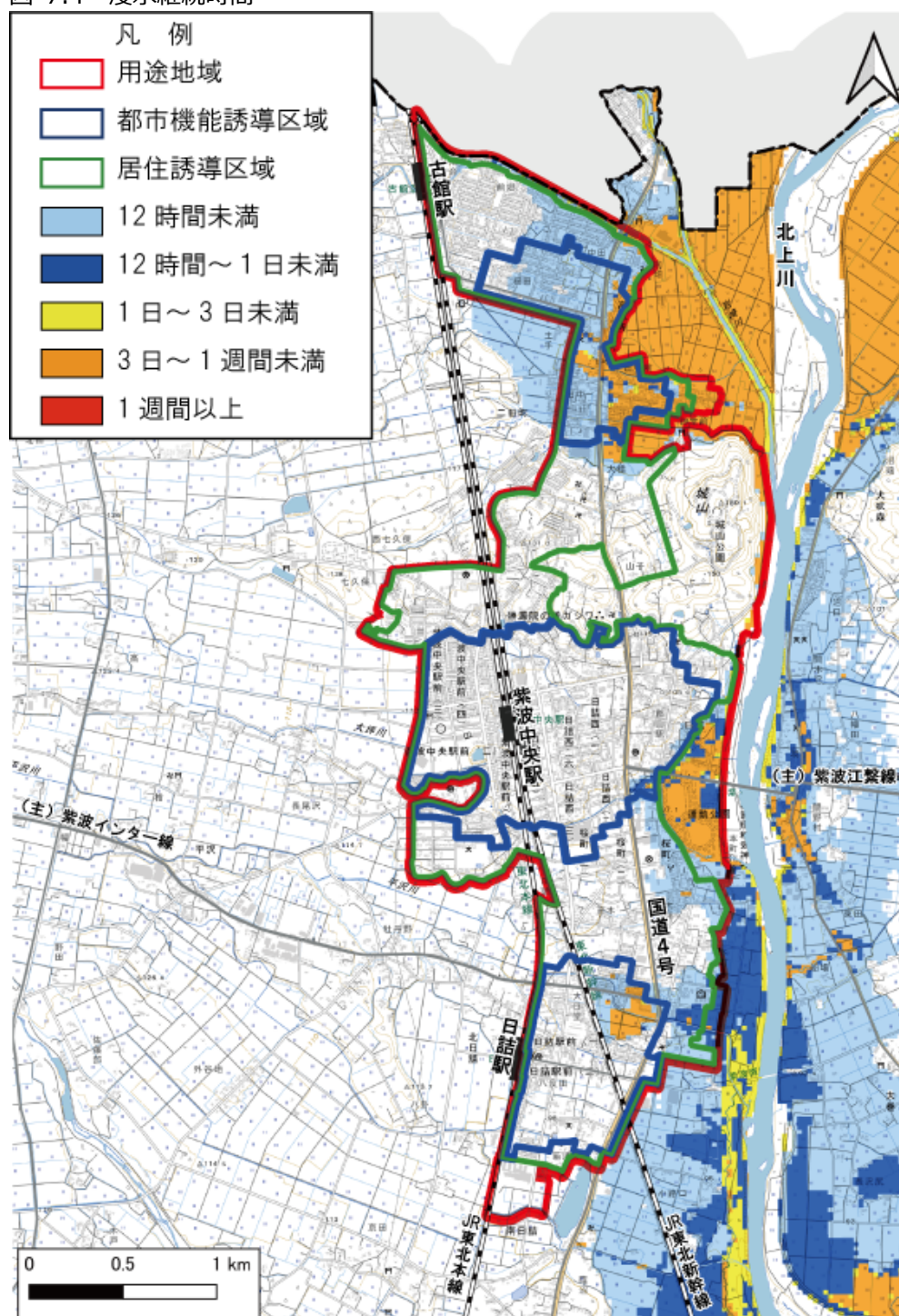
浸水継続時間は、北上川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示したものであり、指定時点の北上川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により北上川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

算出の前提となる降雨は、次のとおりです。

- ・ 明治橋地点下流 北上川流域の2日間の総雨量 264mm
- ・ 明治橋地点上流 北上川流域の2日間の総雨量 313mm

居住誘導区域及び都市機能誘導区域内では 12 時間未満の浸水継続時間が多い中、一部 3 日～1 週間未満に設定されている箇所があります。

図 7.4 浸水継続時間



④家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示したものであり、算出の前提となる降雨は、次のとおりです。

北上川（氾濫流・河岸浸食）

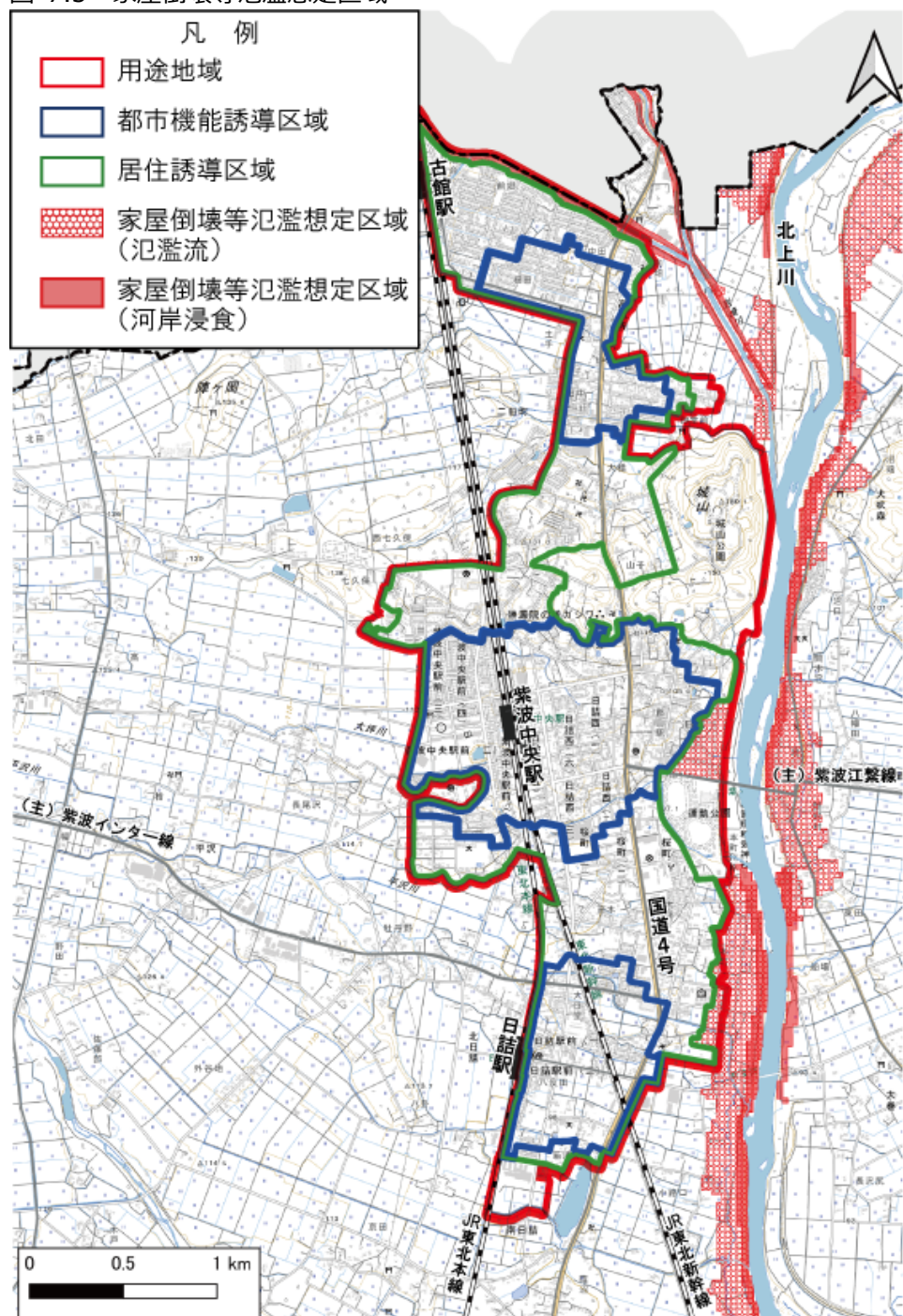
- ・ 明治橋地点下流 北上川流域の2日間の総雨量 264mm
- ・ 明治橋地点上流 北上川流域の2日間の総雨量 313mm

太田川（河岸浸食）

- ・ 太田川流域の48時間総雨量 310mm

用途地域内には家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれている箇所がありますが、居住誘導区域内には含まれていません。

図 7.5 家屋倒壊等氾濫想定区域

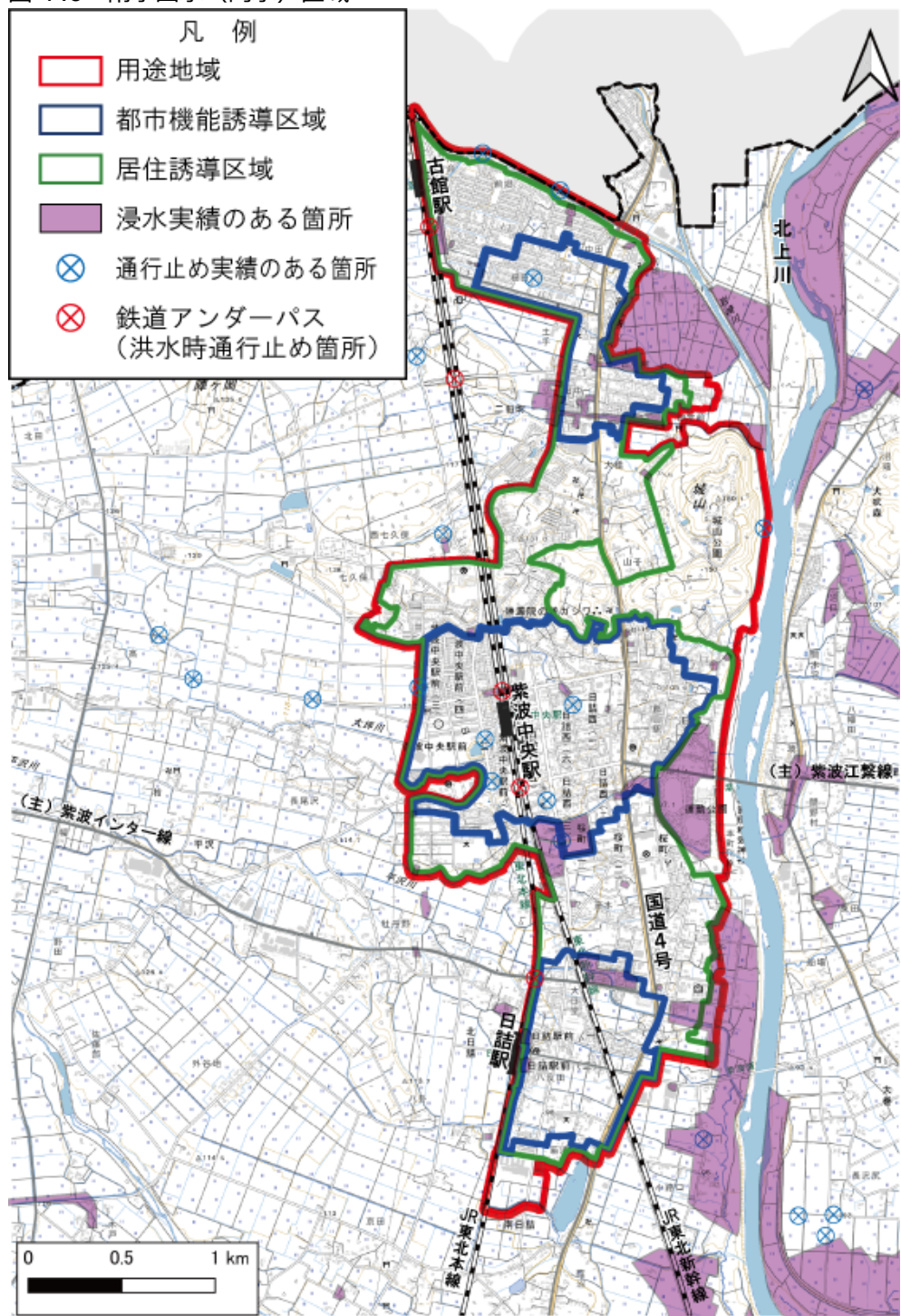


⑤雨水出水（内水）

過去浸水実績のある箇所及び通行止め実績のある箇所、洪水時に通行止めとなる鉄道アンダーパスについて示したものです。

居住誘導区域内に浸水実績や通行止め実績のある箇所が見られます。また、鉄道アンダーパスは洪水発生時に通行止めになるため、注意が必要です。

图 7.6 雨水出水(内水)区域

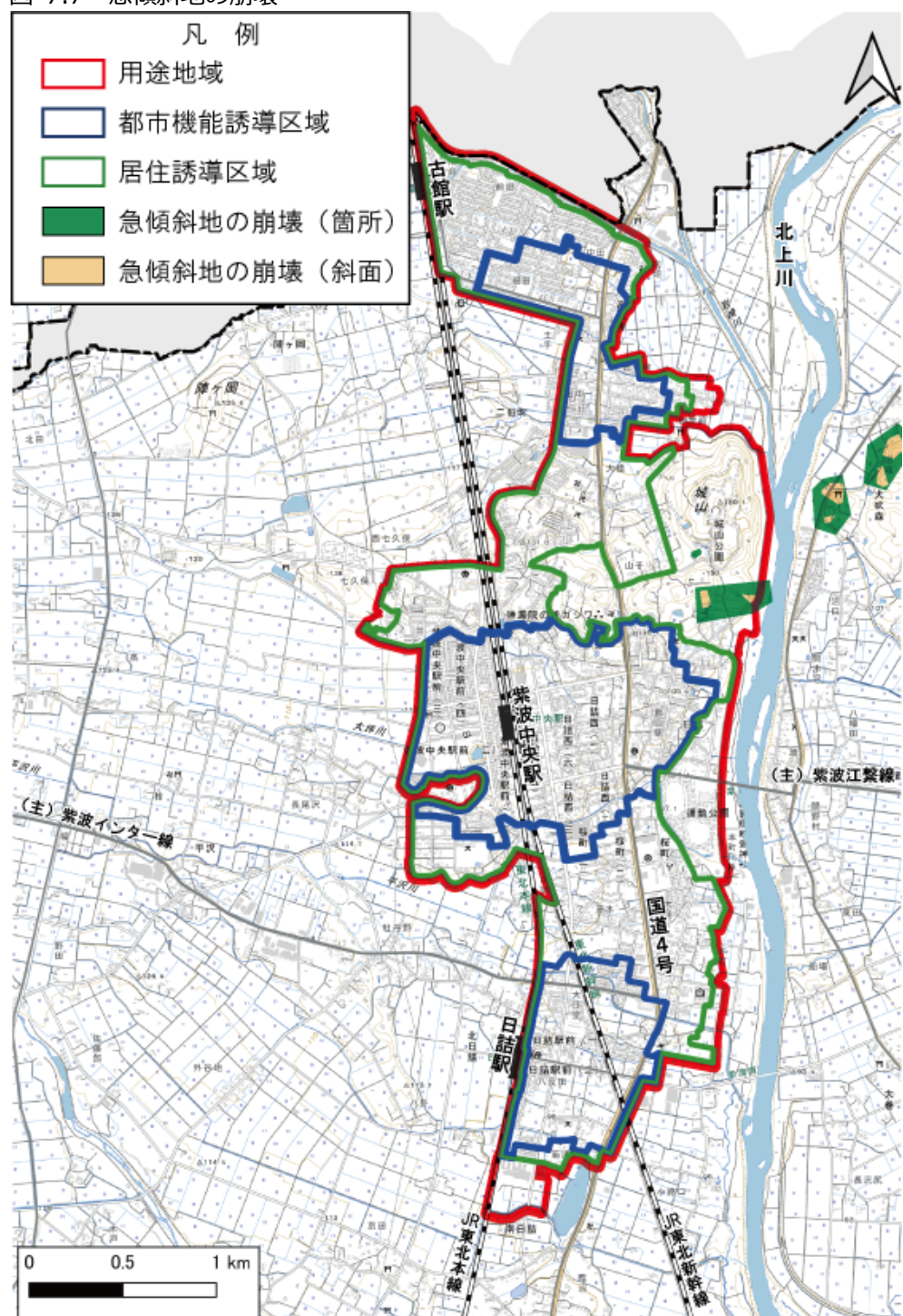


⑥土砂災害が発生するおそれのある箇所（急傾斜地の崩壊）

土砂災害が発生するおそれのある箇所は、国が令和2（2020）年に「土砂災害防止対策基本指針」を変更し、今後は高精度な地形情報を用いて土砂災害が発生するおそれのある箇所の抽出に努めることとされたことを受け、岩手県においても、令和5（2023）年度までに新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所を発表しました。今後、これらの箇所について基礎調査及び土砂災害警戒区域の指定を行うこととなる区域です。

用途地域内には土砂災害が発生するおそれのある箇所（急傾斜地の崩壊）が含まれていますが、居住誘導区域内には含まれません。

図 7.7 急傾斜地の崩壊



(3) 地区ごとの災害リスク分析

災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、地区ごとにリスク分析を行います。

洪水浸水想定区域（計画規模）の災害リスクは、想定最大規模の範囲に含まれることから、地区ごとの災害リスク分析は想定最大規模で行います。

また、地区の区分は都市機能誘導区域を中心とし、古館駅前地区、中心拠点、日詰駅前地区の3地区とします。

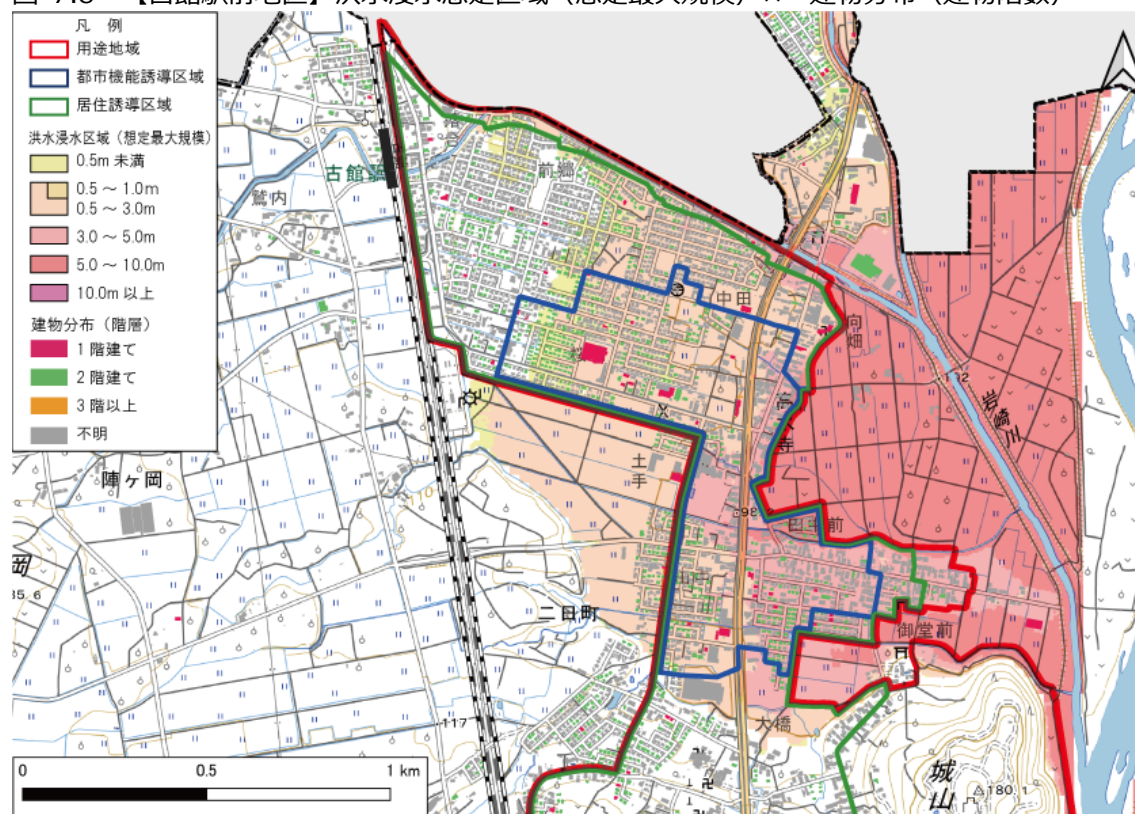
表 7.2 リスク分析表

No	ハザード情報	都市の情報	分析の視点
①	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	建物分布（建物階数）	浸水のおそれのある建物配置、垂直避難 で対応できるか
②	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	建物分布、指定避難所及び 指定緊急避難場所から 500m 圏域	指定避難施設や指定緊急避難場所への 避難が可能か
③	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	都市施設	長期に使用不可となる施設の分析
④	雨水出水（内水）	建物分布、道路網	早期に不通になる避難路、頻繁に浸水の 可能性がある家屋の分析

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布（建物階数）

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と建物分布の状況から、特に古館駅前地区において浸水深 3.0m未滿が広く指定され、その中に浸水深 3.0m 以上の箇所も見られます。建物分布は主に1階から2階建てとなっていることから、洪水による災害リスクが懸念されます。

図 7.8 【古館駅前地区】洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布（建物階数）



②洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布 × 指定避難所及び指定緊急避難場所から 500m 圏域

洪水浸水想定区域（想定最大規模）と建物分布、指定避難所及び指定緊急避難場所から 500m 圏域の状況では、浸水深 3.0m 未満で避難所から 500m 圏域外のエリアは古館駅前地区、日詰駅前地区にそれぞれ該当しています。

古館駅前地区では、浸水深 5.0m 未満で避難所までの距離が 500m 以上である地域に二日町御堂前付近が該当しています。

図 7.11 【古館駅前地区】洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布 × 指定避難所及び指定緊急避難場所から 500m 圏域

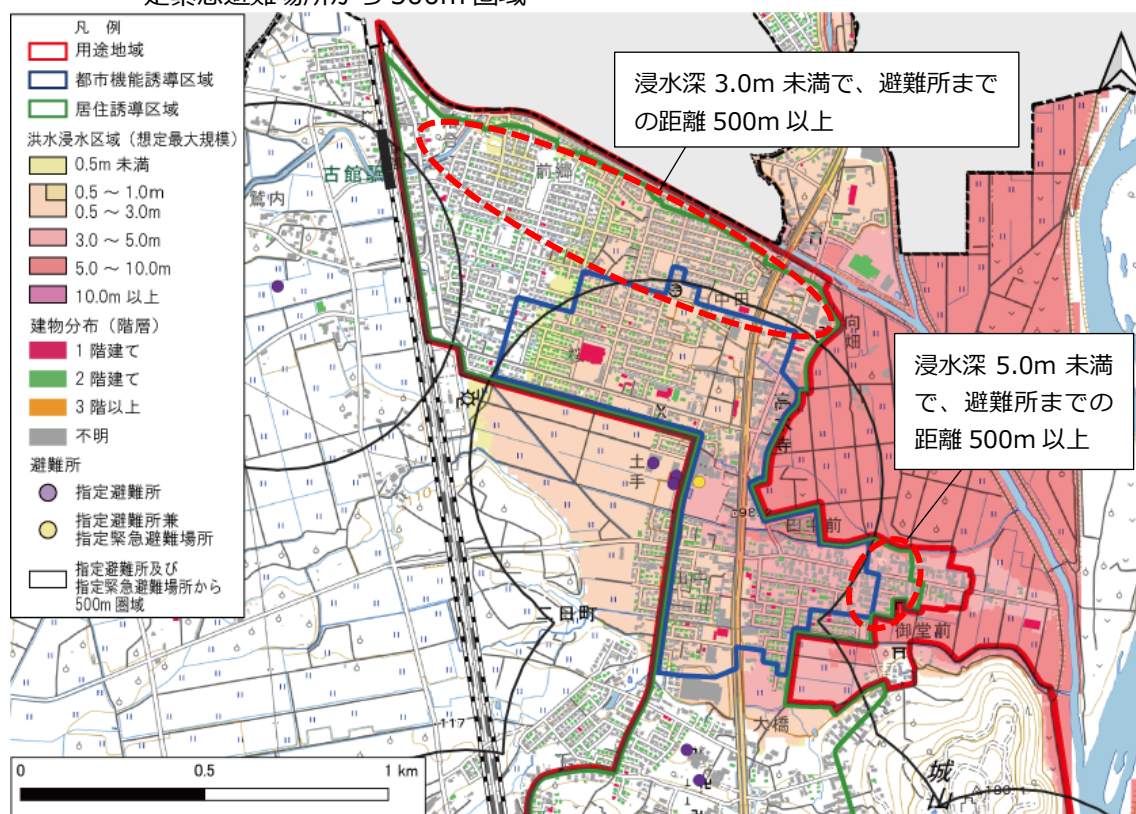


図 7.12 【中心拠点】洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布 × 指定避難所及び指定緊急避難場所から 500m 圏域

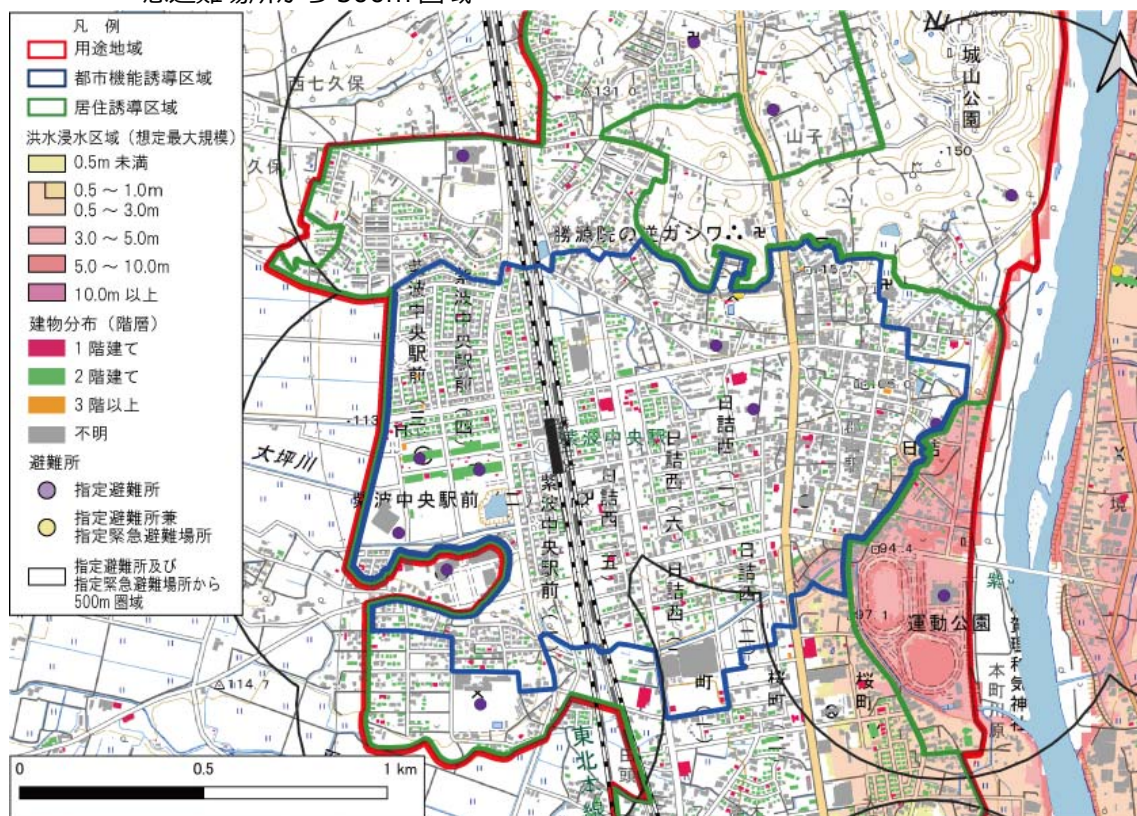
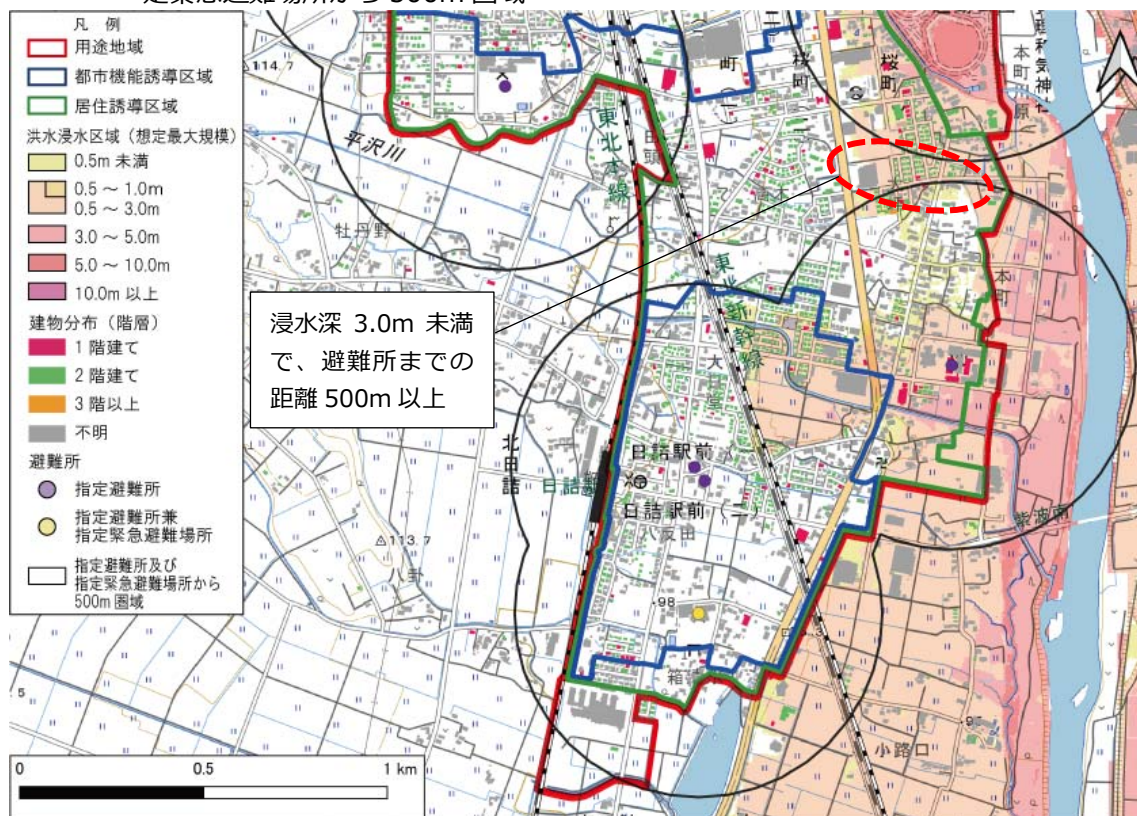


図 7.13 【日詰駅前地区】洪水浸水想定区域（想定最大規模）× 建物分布 × 指定避難所及び指定緊急避難場所から 500m 圏域



③洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 都市施設

洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と都市施設の状況から、古館駅前地区では、浸水継続時間が12時間未満のエリアと3日～1週間未満のエリアがあり、12時間未満のエリアには都市機能が多く該当しています。また、3日～1週間未満のエリアでは介護福祉機能の施設が1施設該当しています。

中心拠点では浸水継続時間が設定されている箇所に該当する施設はありません。

日詰駅前地区では、桜町三本木付近に12時間～1日未満の浸水継続時間となっており、周囲に介護福祉施設や医療施設が分布しています。

図 7.14 【古館駅前地区】洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 都市施設

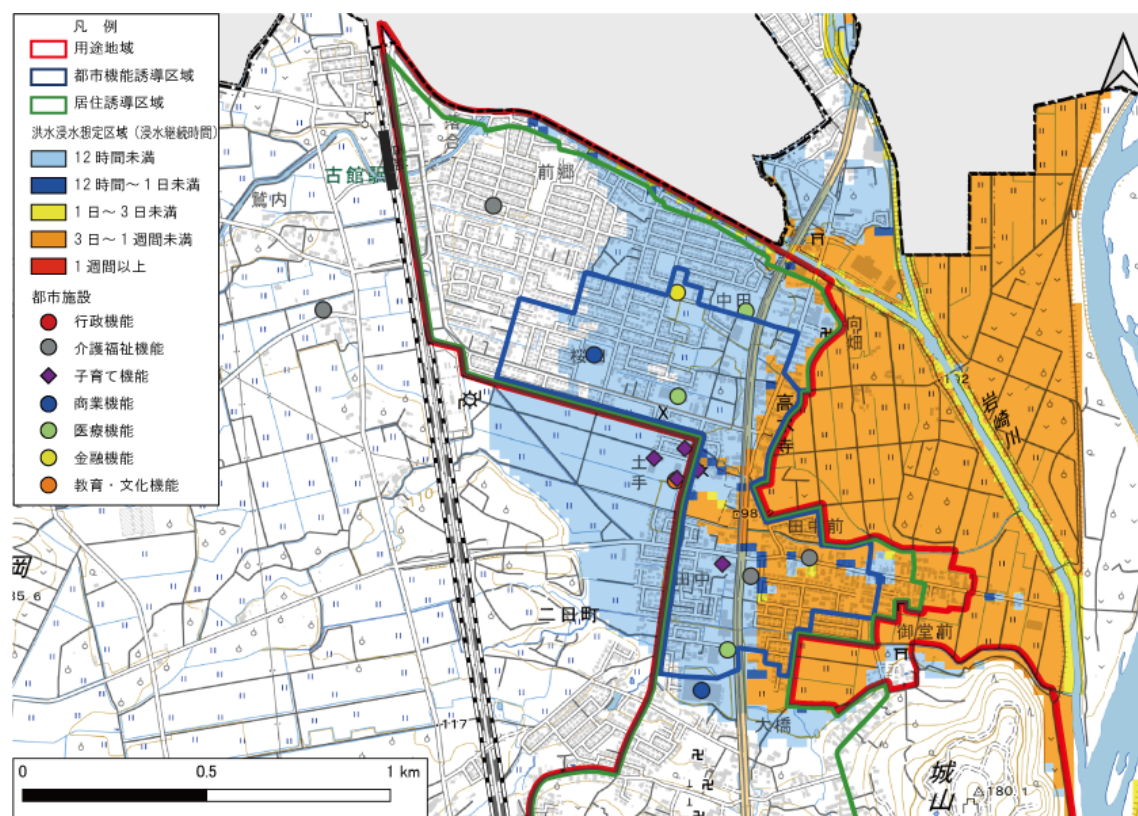


図 7.15 【中心拠点】洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 都市施設

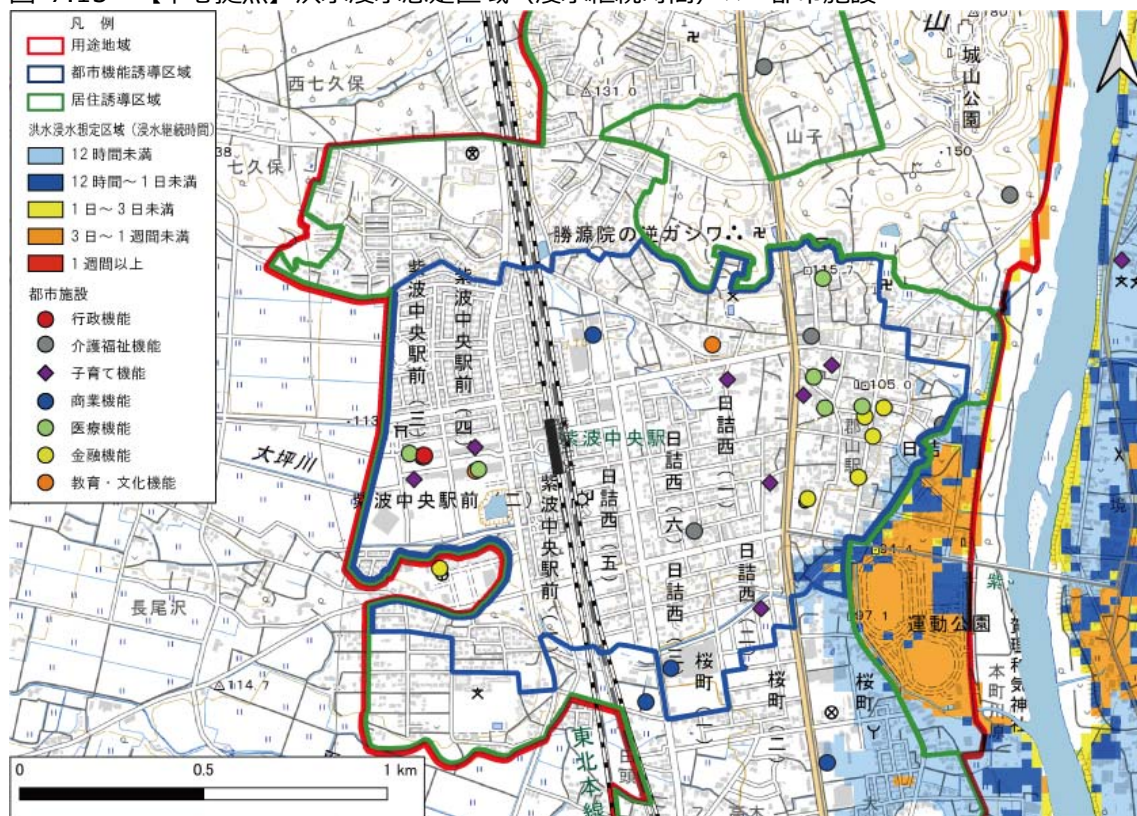
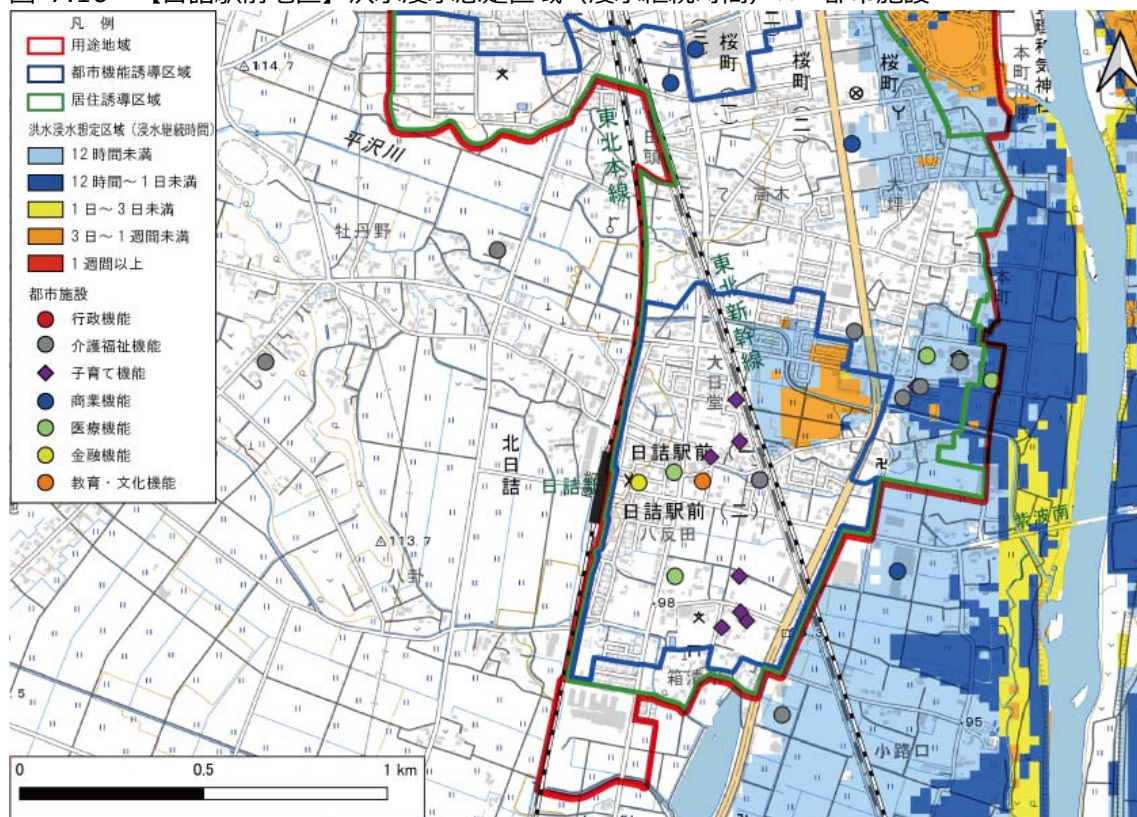


図 7.16 【日詰駅前地区】洪水浸水想定区域（浸水継続時間）× 都市施設



④雨水出水（内水）× 建物分布 × 道路網

雨水出水（内水）と建物分布、道路網の状況から、古館駅前地区では、洪水発生時に通行止めとなる鉄道アンダーパスが2箇所あり、東西の移動が困難となることが予想されます。

過去の豪雨による浸水発生箇所は複数見られ、太田川にかかる橋と、商業施設横の道路が通行止めとなりました。

中心拠点では、洪水時に鉄道アンダーパスが通行止めになります。過去の浸水は、商業施設周辺、運動公園周辺で見られ、一部国道4号にかかっています。

日詰駅前地区では、鉄道アンダーパスが1箇所あり、過去の浸水箇所は、日詰駅周辺や桜町才土地、浦田周辺、桜町三本木付近が該当しています。

図 7.17 【古館駅前地区】雨水出水（内水）× 建物分布 × 道路網

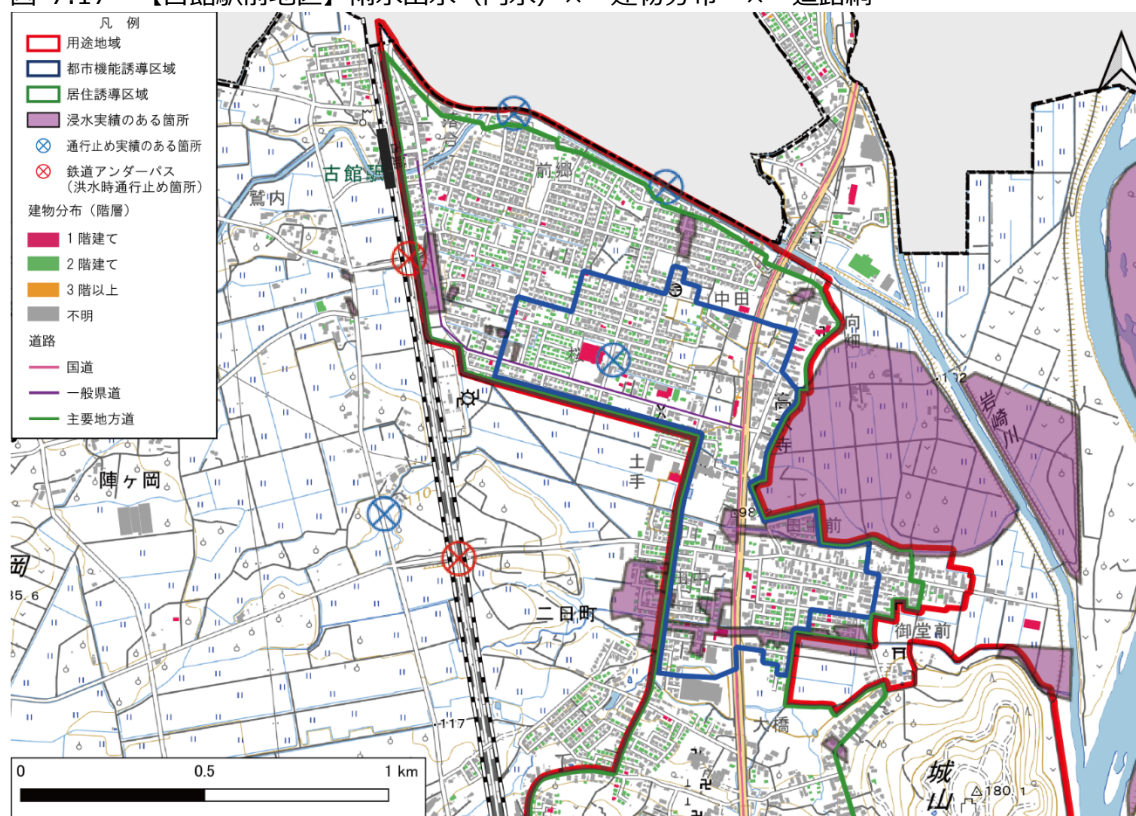


図 7.18 【中心拠点】雨水出水（内水）× 建物分布 × 道路網

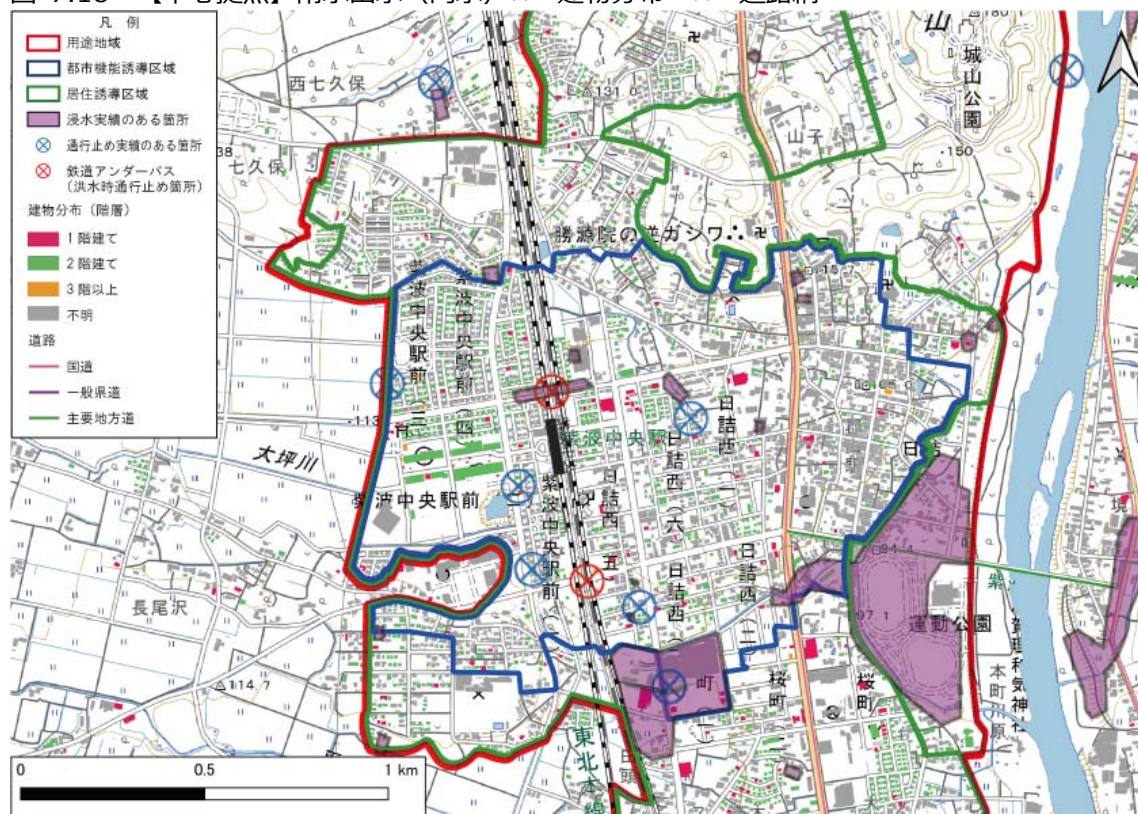
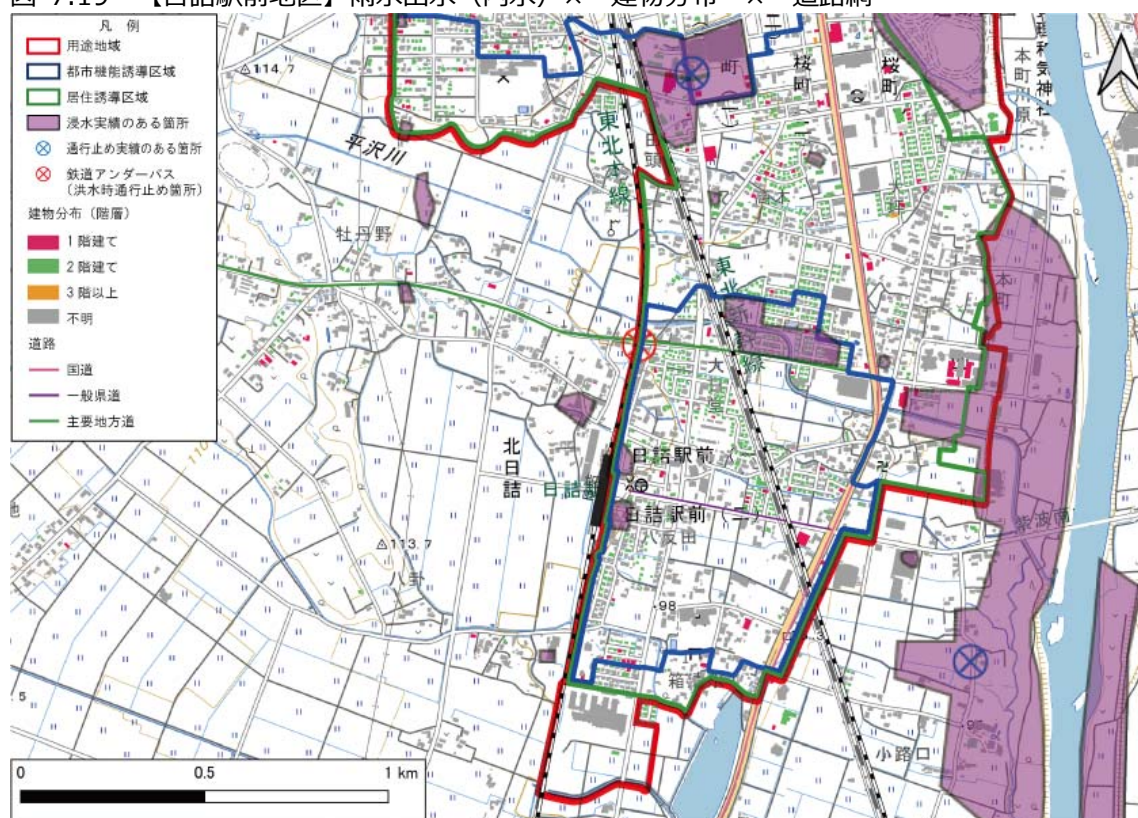


図 7.19 【日詰駅前地区】雨水出水（内水）× 建物分布 × 道路網



(4) 防災上の課題の整理

地区ごとの災害リスク分析の結果から、防災上の課題を整理します。

①古館駅前地区

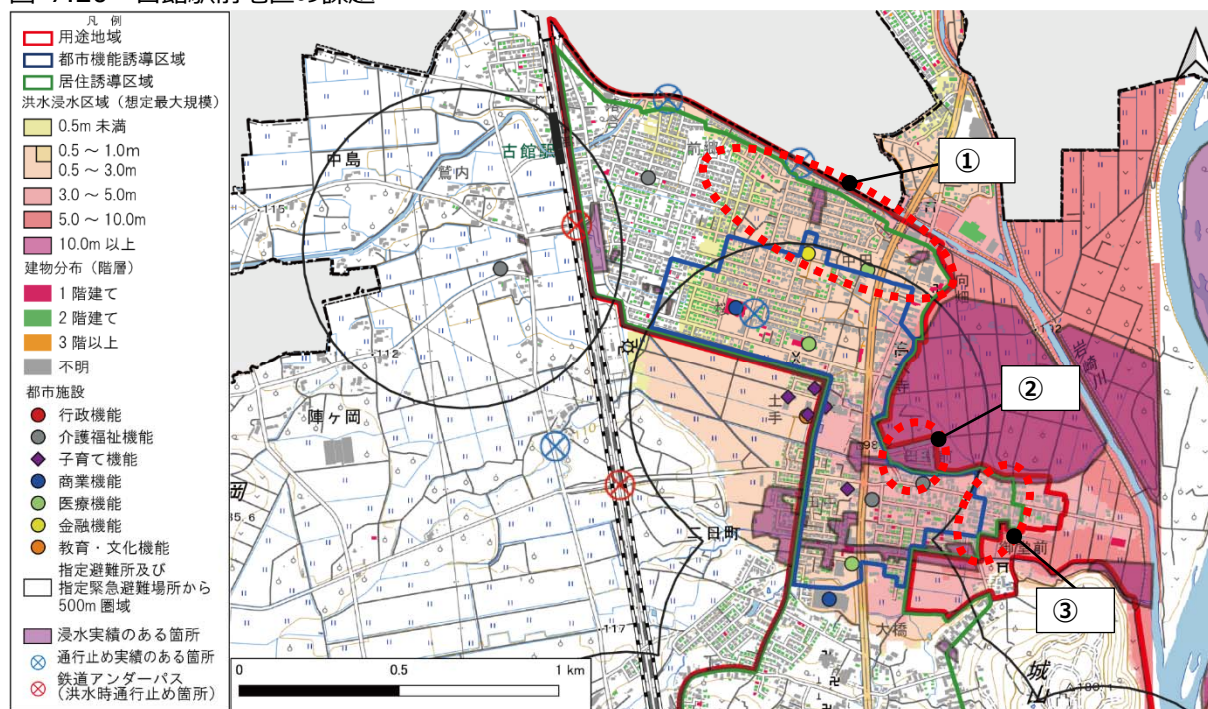
古館駅周辺の住宅が立ち並ぶ地区です。北には太田川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が設定され、西は古館駅、東は北上川があります。この地区の災害による避難場所は、隣接して立地している古館公民館、古館小学校、古館保育所となっています。

避難場所までの距離が 500m以上離れている住宅が多く見られます。

洪水浸水想定区域の浸水深 3.0m 未満では、垂直避難することも考えられますが、基本的には水平避難が求められます。また、浸水深 3.0～5.0mとされている箇所もあり、これらの地域では早期の避難の呼びかけが必要となります。

また、避難場所も洪水浸水想定区域に含まれていること、古館駅より西側への移動は鉄道アンダーパスとなりますが、災害時に通行止めとなること、北側への移動経路には過去通行止め実績があることから、浸水の状況によっては避難行動が困難となる可能性があり、普段から災害リスクの周知徹底が必要となります。

図 7.20 古館駅前地区の課題



No.	災害	課題
①	洪水	1 階～2 階建ての住宅地であり、浸水深 3.0m 未満に指定されていますが、避難所までの距離が 500m 以上あり、早めの避難が必要です。太田川には通行止め実績のある箇所があり、避難行動が困難となる恐れがあります。
②	洪水	浸水深 5.0～10.0m が指定され、住宅が立ち並ぶ地域であり、過去に浸水実績があります。
③	洪水	避難所までの距離が 500m 以上あり、浸水深 3.0～5.0m が指定され浸水継続時間も長いため、早期の避難が必要です。

②中心拠点

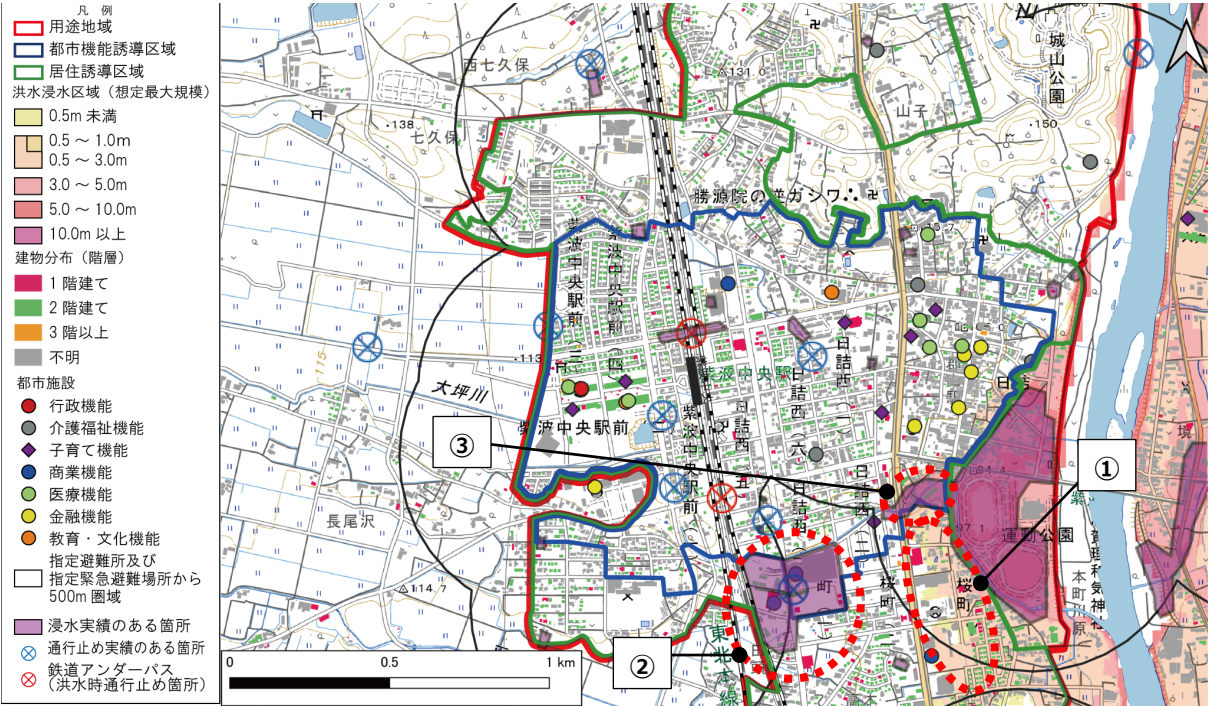
紫波町の中心市街地であり、人口密度が高く、都市施設も集積している地区であり、紫波中央駅の東西に市街地が広がっています。東西を移動する道路は鉄道アンダーパスであり、災害時は通行止めとなります。

東側に北上川が流れています。国道4号より東側には、北上川の洪水浸水想定区域が指定されています。

浸水深 3.0～5.0mのエリアでは浸水実績があります。また、3.0m未満のエリアでは、1階～2 階建ての住居が見られることから水平避難を徹底する必要があります。近隣の避難所は運動公園ですが、洪水等の浸水時には使用できないため避難場所までの距離が 500 m以上となる可能性があります。

南側の商業施設付近では、浸水実績があります。

図 7.21 中心拠点の課題



No.	災害	課題
①	洪水	浸水深 3.0 未満の地域ですが、近隣の避難所が浸水時は使用できないため、避難場所までの距離が遠い可能性があります。
②	内水	過去に浸水実績があります。
③	内水	過去に浸水実績があります。

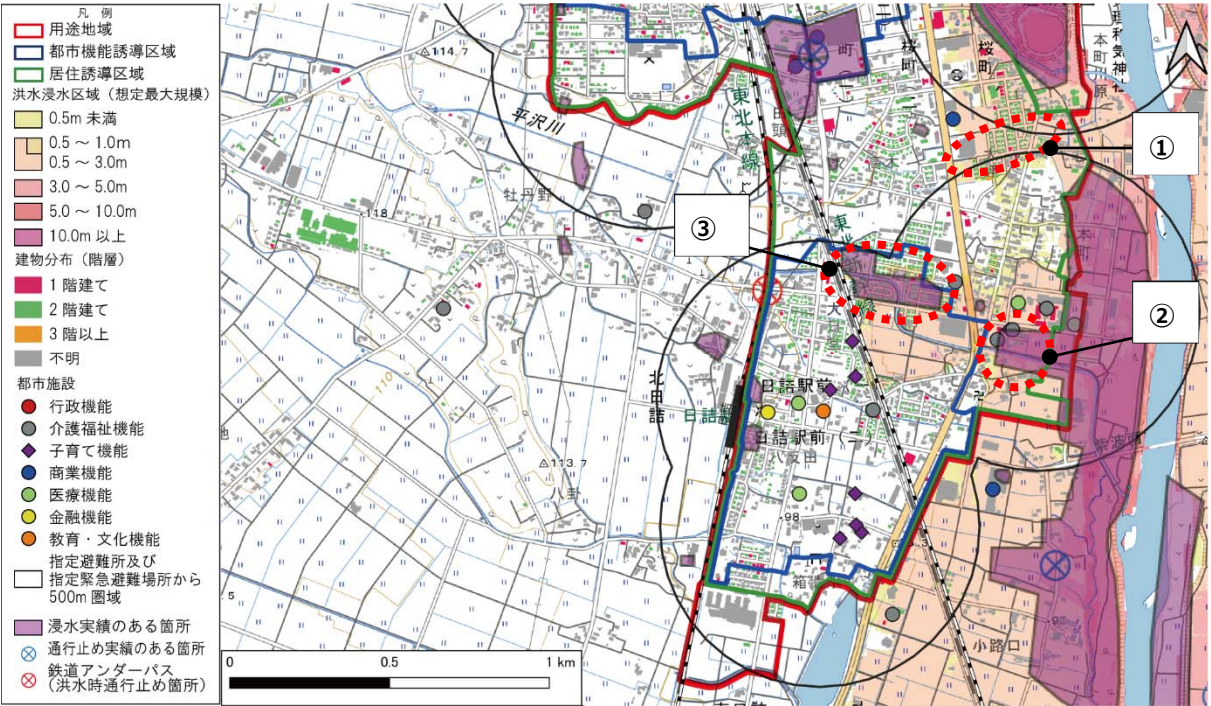
③日詰駅前地区

日詰駅の東側に広がる地区であり、北上川の洪水浸水想定区域が指定されています。

一部浸水深 3.0～5.0mのエリアに浸水実績がありますが、多くは浸水深 3.0m未満が設定されています。その一部に避難所までの距離が 500m以上のエリアがあります。

主に 2 階建て住居が多く見られますが、水平避難が基本となりますので、早期の避難が必要です。

図 7.22 日詰駅前地区の課題



No.	災害	課題
①	洪水	浸水深 3.0m未満であり、避難所までの距離が 500m 以上あり、早期の避難が必要です。
②	内水	過去に浸水実績があります。
③	内水	住宅が多く立地し、過去に浸水実績があります。

3 取組方針の検討

(1) 居住誘導区域、都市機能誘導区域の防災上の設定方針

表 7.3 災害リスクに対する誘導区域の考え方

災害	種別	回避/ 低減	誘導区域の設定方針
洪水	計画規模	回避	発生頻度が高い洪水であることを踏まえ、一般的な家屋において被害が想定されることから居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定しないものとします。
	想定最大規模 (浸水深 3.0m未満)	低減	人的被害を防ぐ対策等に取り組み、居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定します。
	想定最大規模 (浸水深 3.0～5.0m未満)	低減	人的被害を防ぐ対策等に取り組み、基本的には居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定します。
	想定最大規模 (浸水深 5.0m以上)	回避	浸水実績のある箇所や、住宅が多く立地している等の危険度の高い地域は、居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定しないものとします。
内水	内水	低減	人的被害を防ぐ対策等に取り組み、居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定します。

(2) 具体的な取組方針の検討

居住誘導区域、都市機能誘導区域の防災上の設定方針に基づき、本指針の対象範囲の具体的な取組方針を次に示します。

表 7.4 取組方針の検討

地区	災害	課題	回避/ 低減	取組方針
古館駅前地区	洪水	・浸水状況により避難が困難となる地域があります。避難所までの距離が遠く、避難行動にリスクが伴います。 ・浸水深が大きい地域に住宅が立ち並び、避難所までの距離が遠く、早期の避難が必要となります。	低減	・避難計画の見直し及び防災備蓄の強化を図ります。 ・情報配信体制を強化し、早期の情報伝達体制を整備します。 ・宅地ごとの嵩上げを図ります。 ・マイタイムライン作成を促します。 ・堆積土砂浚渫による河道確保に努めます。 ・西部地域における田んぼダムにより下流域への流出抑制を図ります。
中心拠点	洪水	・住宅が立ち並ぶ浸水区域は避難所までの距離が遠く、避難行動にリスクが伴います。	低減	・避難計画の見直し及び防災備蓄の強化を図ります。 ・情報配信体制を強化し、早期の情報伝達体制を整備します。 ・宅地ごとの嵩上げを図ります。 ・マイタイムライン作成を促します。 ・堆積土砂浚渫による河道確保に努めます。 ・西部地域における田んぼダムにより下流域への流出抑制を図ります。

地区	災害	課題	回避/ 低減	取組方針
中心拠点	内水	・浸水実績があり、雨水出水（内水）氾濫のリスクが大きい。	低減	・防災組織や地域住民との連携により早期の避難を促します。 ・情報配信体制を強化し、早期の情報伝達体制を整備します。 ・紫波町公共下水道雨水管理総合計画によるハード・ソフト対策を推進します。 ・公園貯留による市街地への流入抑制を図ります。
日詰駅前地区	洪水	・避難所までの距離が遠く、避難行動にリスクが伴います。	低減	・避難計画の見直し及び防災備蓄の強化を図ります。 ・情報配信体制を強化し、早期の情報伝達体制を整備します。 ・宅地ごとの嵩上げを図ります。 ・マイタイムライン作成を促します。 ・堆積土砂浚渫による河道確保に努めます。 ・北上川堤防の整備を図ります。
	内水	・浸水実績があり、雨水出水（内水）氾濫のリスクが大きい。	低減	・防災組織や地域住民との連携により早期の避難を促します。 ・情報配信体制を強化し、早期の情報伝達体制を整備します。 ・紫波町公共下水道雨水管理総合計画によるハード・ソフト対策を推進します。

4 スケジュールの検討

(1) 防災に関する取組とスケジュール

これまでの検討により抽出された課題に対する取組を計画的に進めるため、目標年次に至るまでの短期、中期、長期の実施時期の目標を定めます。

また、計画作成から5年以上経過する場合や災害が発生した場合には、計画の効果を評価し、適時・適切に見直しを行います。

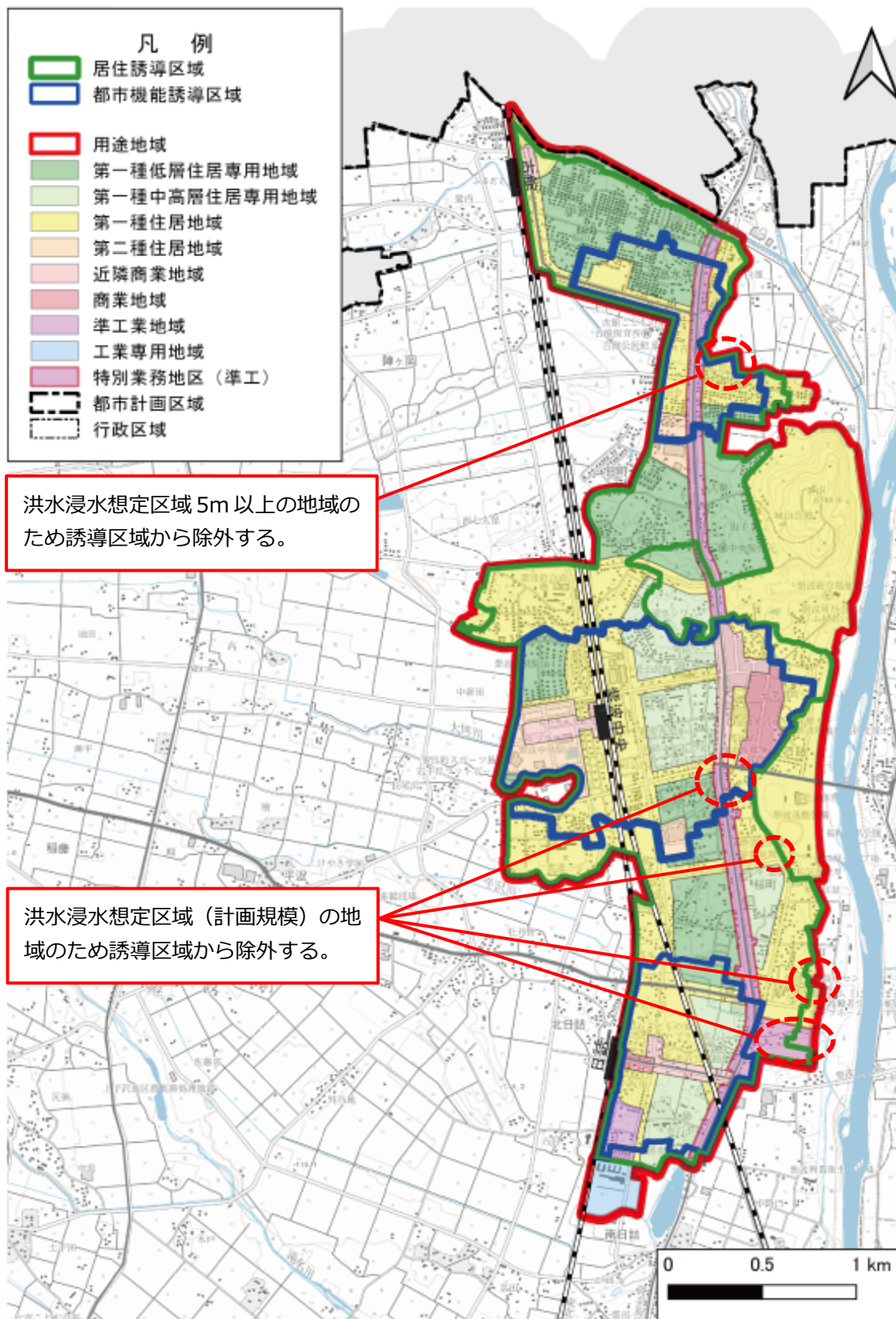
表 7.5 防災上の取組とスケジュール

災害	対策	主体	実施時期の目標		
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
洪水	避難計画の見直し	町	→		
	防災備蓄の強化	町	→	→	
	早期情報伝達体制の整備	町	→		
	宅地ごとの嵩上げ	町・住民	→		→
	マイタイムライン作成	町・住民	→	→	→
	堆積土砂浚渫による河道確保	町	→	→	→
	西部地域における田んぼダムによる下流域への流出抑制	町・住民	→	→	→
	北上川堤防の整備（要望）	国・町	→	→	→
内水	防災組織や地域住民との連携	町・住民	→		
	早期情報伝達体制の整備	町	→		
	公園貯留による市街地への流入抑制	町	→	→	→
	紫波町公共下水道雨水管理総合計画によるハード対策	町	→	→	→
	紫波町公共下水道雨水管理総合計画によるソフト対策	町・住民	→	→	→

5 防災指針を踏まえた誘導区域の修正

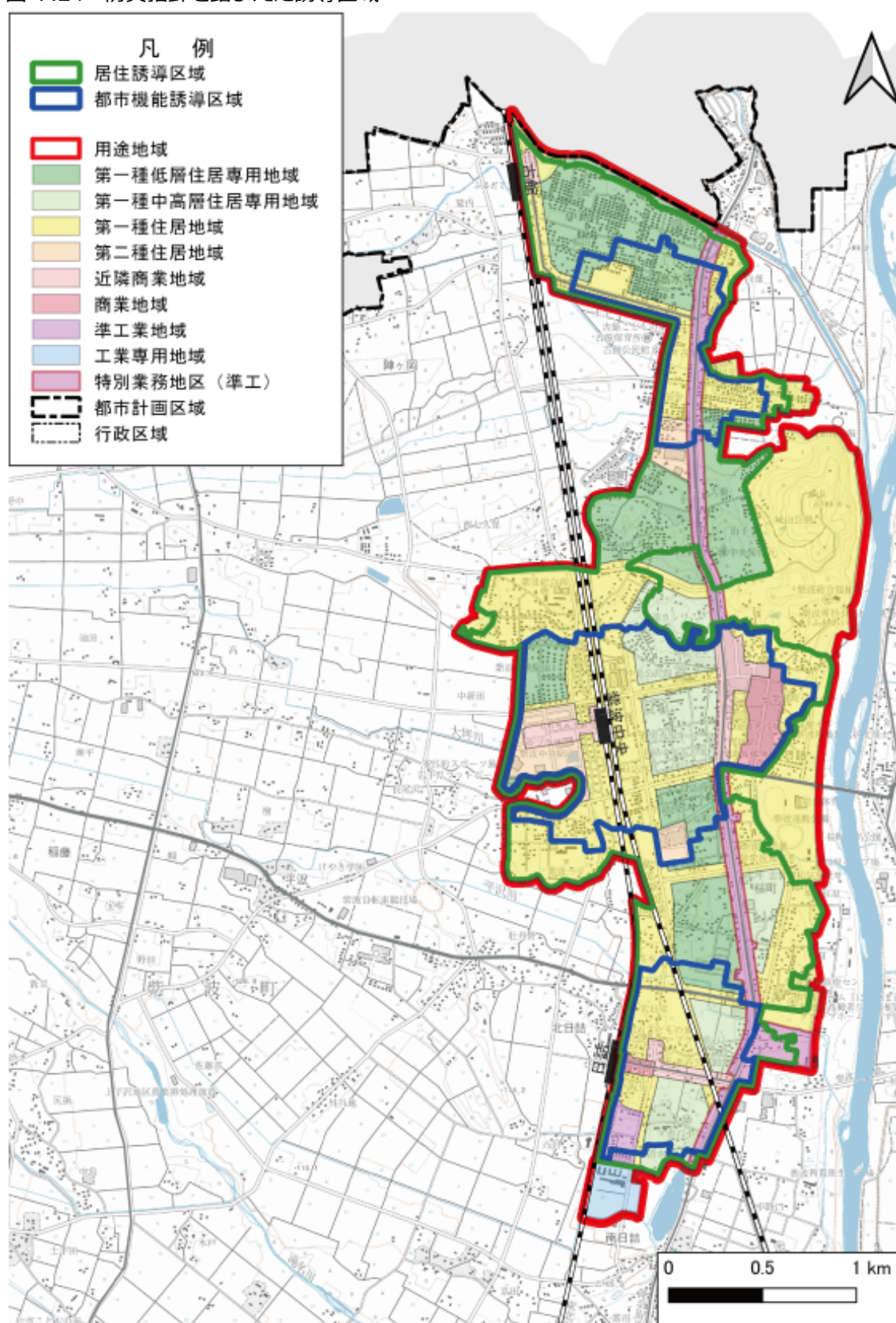
防災指針による誘導区域の設定方針に基づき、誘導区域から除外する区域を整理します。

図 7.23 誘導区域から除外する区域



防災指針を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を次のように修正します。

図 7.24 防災指針を踏まえた誘導区域



防災指針を踏まえた修正による誘導区域面積の比較を次に示します。

表 7.6 誘導区域の面積

誘導区域		誘導区域の設定による面積		防災指針による修正面積	
		面積 (ha)	用途地域内 割合 (%)	面積 (ha)	用途地域内 割合 (%)
居住誘導区域		488.7	81.6	480.7	80.3
都市機能 誘導区域	古舘駅前地区	49.7	—	48.5	—
	中心拠点	146.3	—	143.6	—
	日詰駅前地区	63.7	—	63.7	—
	計	259.6	43.4	255.8	42.7

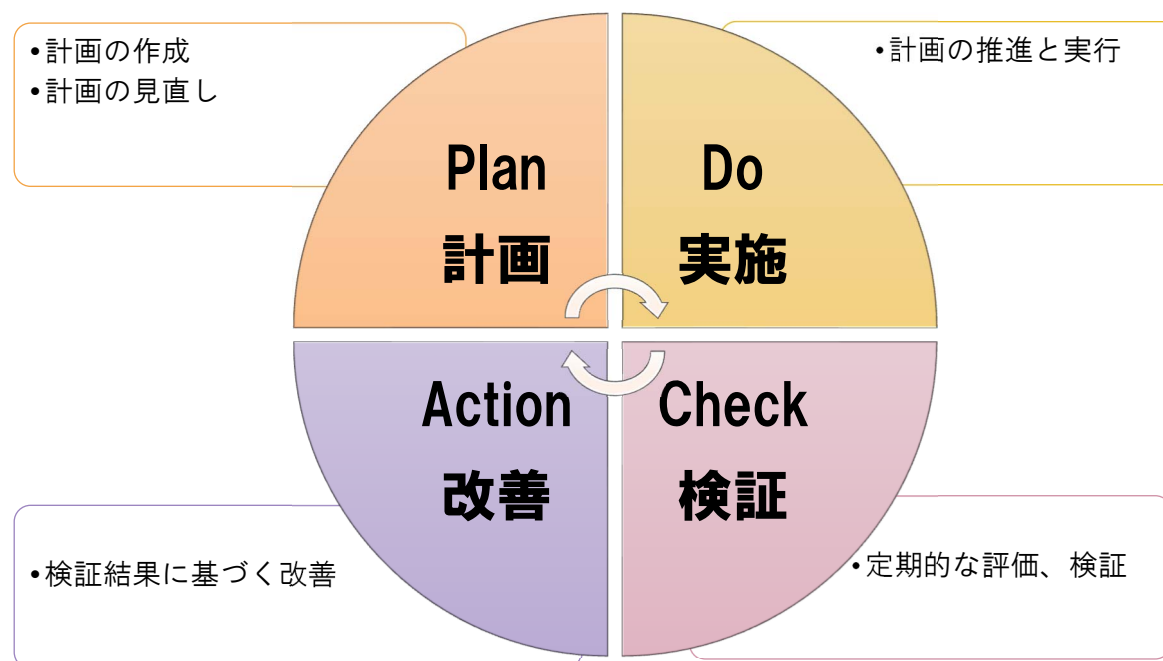
第 8 章 定量的な目標値等

1 計画の評価

立地適正化計画は、概ね 5 年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めなければなりません。

立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能している計画とするために、目標値を設定します。

図 8.1 PDCA サイクル



2 目標値の設定

定量的な目標値は、コンパクトシティの施策効果を分かりやすく示す観点から、居住誘導区域や都市機能からの徒歩圏内の人口密度、公共交通の利用、行政コスト等に関する指標を設定することが有効とされています。

本町はコンパクトな市街地を形成しています。今後もこのコンパクトな市街地を維持していくために生活利便性という面から次の3つ視点による目標値を設定します。

- ①コンパクトシティの維持という視点から人口密度の推移
- ②公共交通の利用増加という視点から乗車人数の推移
- ③紫波中央口東口開設に伴う駅利用者の増加という視点から駐車場稼働率の推移

表 8.1 目標指標

分野	目標指標	基準	目標
生活利便性	居住誘導区域の人口密度	R6 (2024) 年 33.1 人/ha	R27 (2045) 年 28.1 人/ha
生活利便性	JR 3 駅の乗車人数	R4 (2022) 年 2,315 人	R10 (2028) 年 2,700 人
生活利便性	紫波中央駅東駐車場稼働率	R5 (2023) 年 57.1%	R27 (2045) 年 80.0%

